

平成17年度 所管公益法人等以外の者との間で締結された随意契約の点検・見直しの状況（環境省）

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額（円）	随意契約によることとした理由（具体的かつ簡潔に記載）	点検結果	講ずる措置	備考
1	大学書林国際語学7がミ（株） 東京都千代田区六番町9番地	平成17年度環境省語学研修（強化コース）	支出負担行為担当大臣官房会計課長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年9月13日	2,219,500	本研修は、環境省職員に対し、語学のスキルを修得させ、もって国際的業務等、環境省における職務の能率的運営に資することを目的としている。このためプログラムには、環境行政に役立つ英語の習得を前提とした教材を備え、業務に即した実践的な語学力の習得のカリキュラムで実施する必要がある。具体的な業者を選定するに当たり、本研修の実施に関する企画書を公募し、「平成17年度環境省語学研修業者選定委員会」を開催して、本研修の趣旨の理解度、適切な研修カリキュラムの作成、適切な教材の選定、教師の資格及び経験、カリキュラム作成スタッフの資格及び経験、等の観点から公平な審査を行った。その結果、（株）大学書林国際語学アカデミーの企画書及びプレゼンテーション等は、本研修の目的及び趣旨に適しており、本研修を実施できる唯一の業者であった。以上の理由により、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、（株）大学書林国際語学アカデミーと随意契約を行うものである。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行（18年度契約から）	
2	富士通（株） 東京都港区東新橋1-5-2	平成17年度環境省LANシステム等に係る機器等貸借及び運用保守作業等業務(前期)	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎雅一 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年4月1日	433,860,000	本業務は、環境省LANシステムにおいて以下の条件を満たすことが必須である。 ア.環境省LANシステムで使用している各機器を貸借できること。 イ.環境省LANシステムのサーバ群を設置するアウトソーシングセンターを調達できること。 ウ.環境省LANシステムの適正かつ安定した運用を図ることが可能であること。 エ.障害時における早期の対応を行えること。 また、電子申請システムにおいても ア.運用するための汎用受付等サーバやリポジトリサーバなど、インターネット上に公開されるサーバに搭載するソフトウェアについては、ハッキングや不正アクセス等からシステム及びデータを保護するというセキュリティの確保という観点から秘匿すべき情報であること。 イ.既設文書管理システム及び環境省LANシステムを出来る限り活用することとして設計、構築したシステムであり、これらと密接に関連したシステムとなっている。 このため、システムを設計、構築し、双方を熟知した業者以外による、業務の実施は不可能であること。 ウ.既設（本省内設置）の行政文書管理システム及び環境省LANシステムとの接続性が非常に高く、導入時のみならず、一体化したシステムとして運用保守を行う必要があること。 これらの条件をすべて満たす業者は、富士通（株）以外には無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。 また、富士通（株）は「機器のリース業務」を請け負っていないため、富士通（株）がシステムのリース提供を行っているセンチューリー・リーシング・システム（株）と三者契約をすることとする。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行（準備期間を経たのち19年度中から）	
3	富士通（株） 東京都港区東新橋1-5-2	平成17年度環境省LANシステム等に係る機器等貸借及び運用保守作業等業務(後期)	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年9月28日	453,957,000	本業務は、環境省LANシステムにおいて以下の条件を満たすことが必須である。 ア.環境省LANシステムで使用している各機器を貸借できること。 イ.環境省LANシステムのサーバ群を設置するアウトソーシングセンターを調達できること。 ウ.環境省LANシステムの適正かつ安定した運用を図ることが可能であること。 エ.障害時における早期の対応を行えること。 また、電子申請システムにおいても ア.運用するための汎用受付等サーバやリポジトリサーバなど、インターネット上に公開されるサーバに搭載するソフトウェアについては、ハッキングや不正アクセス等からシステム及びデータを保護するというセキュリティの確保という観点から秘匿すべき情報であること。 イ.既設文書管理システム及び環境省LANシステムを出来る限り活用することとして設計、構築したシステムであり、これらと密接に関連したシステムとなっている。 このため、システムを設計、構築し、双方を熟知した業者以外による、業務の実施は不可能であること。 ウ.既設（本省内設置）の行政文書管理システム及び環境省LANシステムとの接続性が非常に高く、導入時のみならず、一体化したシステムとして運用保守を行う必要があること。 これらの条件をすべて満たす業者は、富士通（株）以外には無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。 また、富士通（株）は「機器のリース業務」を請け負っていないため、富士通（株）がシステムのリース提供を行っているセンチューリー・リーシング・システム（株）と三者契約をすることとする。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行（準備期間を経たのち19年度中から）	
4	富士通（株） 東京都港区東新橋1-5-2	平成17年度地方環境事務所設置に伴うシステム改修等業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年8月30日	64,050,000	本業務は、以下の条件を満たすことが必須である。 電子申請システムの秘匿性が確保されること。 既存の電子申請システム及びLANシステムと連携をとること。 既存の電子申請システム及びLANシステムの運用に支障をきたさないこと。 これらの条件をすべて満たす業者は、富士通（株）以外には無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	平成17年度限り
5	富士通（株） 東京都港区東新橋1-5-2	平成17年度電子申請システム機能拡充等業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年12月28日	59,293,500	(1)本業務は環境省電子申請システムに関し、総務省が用意している電子政府の総合窓口へ連携させるための設計作業等とともに、取り扱可能な行政手続等を増加させ国民サービスの更なる向上を図るものである。また、地方環境事務所設置に伴い本省から事務所へ権限移譲が発生したことにより、事務所における業務に合わせ総合文書管理システムの機能改良作業を実施することにより、省内業務の効率化職員向け機能の利便性の向上を図ることを目的とする。このため、当該業務を迅速かつ円滑に行うには環境省電子申請システム、総合文書管理システムを始め、関連法令の体系及び業務内容を十分に熟知している必要がある。 (2)富士通株式会社は、平成13年度に環境省電子申請システムの構築を行い、平成14年度に機器等貸借及びシステム導入作業を、15年度にはシステムの改良を行うなど、環境省電子申請システムはもとより、環境省所管法令の体系及び各部署の業務態様・業務内容を十分に把握・熟知している。また、平成15年度に現在の環境省LANシステムについて落札しており、その際に総合文書管理システムを設計、構築し、電子申請システムとの連携など双方を十分に把握・熟知している。 (3)他の業者を選定した場合、環境省電子申請システム、総合文書管理システム、法令の体系及び業務内容を把握していないので、対応を図ることは難しく、システムの把握等別途費用が発生することが予測され、非常に非効率的である。以上の理由から、本業務は契約の性質上競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行（準備期間を経たのち19年度中から）	
6	ディーディーエヌコンサルティング（株） 東京都千代田区三番町6番地	平成17年度環境省情報統括責任者（CIO）補佐官及び支援業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎雅一 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年4月1日	15,435,000	本業務については、業務の特殊性から継続した業務が必要となり、この要件を満たす業者は、ディーディーエヌコンサルティング株式会社以外には無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	企画競争に移行（準備期間を経たのち20年度中から）	
7	ディーディーエヌコンサルティング（株） 東京都千代田区三番町6番地	平成17年度環境省情報セキュリティポリシー策定業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年11月1日	11,550,000	本業務は、以下の条件を満たすことが必須である。 ・環境省内の業務及びシステムに精通し、そのセキュリティに関する分析・評価及びセキュリティマネジメントの構築に必要な知見を有していること。 ・政府省庁を基準に精通していること。 ・環境省の情報システム企画・開発・運用に関する利害関係のない独立性、中立性を有する外部専門家であること。 これらの条件をすべて満たす業者は、ディーディーエヌコンサルティング（株）以外には無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-（随意契約によらざるを得ない）	平成18年度限り

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
8	日本テレコム(株)	東京都港区東新橋1-9-1	平成17年度環境省LANシステムに係るインターネット回線接続業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎權一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	11,944,800	この回線は、日本テレコム株式会社が敷設したものであり、他の業者では接続サービスを行うことが不可能であるので、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度中から)	
9	(社)行政情報システム研究所	東京都千代田区日比谷公園1-3	平成17年度霞ヶ関WANサービス	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎權一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	29,736,000	この接続サービスは、(社)行政情報システム研究所が行っているものであり、他の業者では行うことが不可能であるので、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-(随意契約によらざるを得ない)	
10	KDDI(株)	東京都港区港南2-16-1	平成17年度環境省外部事務所ネットワーク接続業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎權一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	74,321,016	この回線は、株式会社KDDIが敷設したものであり、他の業者では接続サービスを行うことが不可能であるので、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度中から)	
11	日立電線(株)	東京都千代田区大手町1-6-1	平成17年度環境省基幹ギガビットネットワークシステム機器保守業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎權一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	10,447,500	この物品は製造業者が直接販売及び保守サポートを行ってあらず、原当該機器を購入した代理店に対してのみ保守を行うことを認めるとしており、また、販売についてもここ以外行っていないので、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	平成17年度限り
12	(株)時事通信社	東京都中央区銀座5-15-8	平成17年度行政情報サービスJAMP提供業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎權一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	8,946,000	この配信サービスは、株式会社時事通信社が行っているものであり、他の業者では行うことが不可能であるので、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-(随意契約によらざるを得ない)	
13	ベリングポイント(株)	東京都千代田区丸の内1-11-1	平成17年度環境省情報システム業務効率化・合理化方策策定支援業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月16日	7,980,000	この事業の遂行については企画書を公募し環境省内に設置した選定委員会において、審査を行った結果、ベリングポイント株式会社を選定する事となり、契約の性質または目的が競争を許されない場合と判断されるので会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(準備期間を経たのち19年度中から)	
14	ベリングポイント(株)	東京都千代田区丸の内1-11-1	平成17年度環境省省内ネットワーク最適化計画策定支援業務及び電子的提供業務の検討支援業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月25日	14,994,000	この事業の遂行については企画書を公募し環境省内に設置した選定委員会において、審査を行った結果、ベリングポイント株式会社を選定する事となり、契約の性質または目的が競争を許されない場合と判断されるので会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	企画競争に移行(準備期間を経たのち19年度中から)	
15	日経メディアマーケティング(株)	東京都千代田区大手町1-9-5	日経テレコン21利用料	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎權一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,573,489	この配信サービスは、日経メディアマーケティング(株)が行っているものであり、他の業者では行うことが不可能であるので、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-(随意契約によらざるを得ない)	
16	(財)自治体衛星通信機構	東京都港区虎ノ門5-12-1	平成17年度公的個人認証サービス情報提供手数料	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年12月1日	1,210,000	このサービスは、(財)自治体衛星通信機構が「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」(平成14年12月13日法律第153号)第34条に定める指定認証機関として唯一行っているものであり、他の業者では行うことが不可能であるので、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-(随意契約によらざるを得ない)	
17	富士通(株)	東京都港区東新橋1-5-2	平成17年度環境省LANシステム端末追加に伴う導入業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年3月13日	1,302,000	本請負業務は、以下の条件を満たすことが必須である。 環境省が指定する設定作業が行えること。 既存の環境省LANシステムと連携をとること 既存の環境省LANシステムの運用に支障をきたさないこと 富士通株式会社は、平成15年度の一般競争入札による導入の際、今回要求される内容のクライアント端末の設定を行っており、システムの構築・ネットワークの基本設計等を行っていることから既存のシステムと連携を取ることが可能であり、システム導入以降の運用・保守業務を行っていることから、環境省内における運用業務のノウハウを取得しており既存システムの運用に支障をきたさず作業を行うことが可能な唯一の業者であることから、上記に掲げる条件をすべて満たしている。以上の理由から、本業務は契約の性質または目的が競争を許されない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-(随意契約によらざるを得ない)	
18	中央法規出版(株)	東京都渋谷区代々木2-27-4	環境六法平成18年版660冊	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年3月13日	3,326,400	発刊元であり、他に比較して安価で購入できるため、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-(随意契約によらざるを得ない)	
19	富士通サポートアンドサービス(株)	東京都中央区銀座7-16-12	平成17年度電子入札開札システム貸借及び運用支援業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎權一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	70,239,300	このシステムは、富士通サポートアンドサービス(株)が作成したものであり、他の業者では運用支援を行うことが不可能であるので、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。(当初の導入にあたっては、一般競争入札によった。)	見直しの余地があるもの	一部を一般競争入札に移行(19年度のシステムの見直し時期に機器の貸借のみ移行、システムの見直し、移行作業等については、随意契約によらざるを得ない)	
20	(株)エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲3-3-3	官庁会計事務データ通信システム	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎權一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	90,512,277	このシステムは、(株)エヌ・ティ・ティ・データが開発したもので、官庁における会計事務処理の効率化に資するものであり、保守を含め他の業者で対応することは出来ず競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-(随意契約によらざるを得ない)	
21	(財)建築保全センター	東京都千代田区平河町2-6-1	中央合同庁舎第5号館の設備機器等の維持管理	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎權一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	18,993,852	厚生労働省において契約を随意契約で行ったため。	その他のもの	管理官庁に委ねる	
22	(株)全日本ガードシステム	東京都文京区湯島3-14-9	中央合同庁舎第5号館の警備保安業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎權一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	24,780,879	厚生労働省において契約を随意契約で行ったため。	その他のもの	管理官庁に委ねる	
23	トヨタ自動車(株)	東京都文京区後楽1-4-18	普通乗用自動車(燃料電池車)の貸借	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎權一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月1日	9,450,000	当省の必要とする仕様による、契約の履行を行うことの出る唯一の相手方であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため(「政府調達に関する協定」に基づく、随意契約に関する公示手続きを実施)	その他のもの	-(随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考	
24	本田技研工業(株)	埼玉県和光市本町8-1	普通乗用自動車(燃料電池車)の賃貸借	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月1日	6,720,000	当省の必要とする仕様による、契約の履行を行うことの出発点唯一の相手方であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため(「政府調達に関する協定」に基づく、随意契約に関する公示手続きを実施)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
25	富士通サポートアンドサービス(株)	東京都中央区銀座7-16-12	平成17年度電子入札開札システム用サブシステム開発及びプログラム改修業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月21日	8,925,000	このシステムは、富士通サポートアンドサービス(株)が作成したものであり、他の業者では運用支援を行うことが不可能であるので、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。(当初の導入にあたっては、一般競争入札によった。)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
26	東京都個人タクシー協同組合	東京都中央区弥生町5-6-6	一般乗用旅客自動車の使用に関する契約	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	144,105,780	環境省は、従前より「東京都個人タクシー協同組合」と契約しているが、運転業務の実績(安全性及び信頼性)があり、車両供給量も多いため、待合い場所における混雑等も見受けられない状態である。また、新規に事業者を参入させることは、環境マネジメントプログラムに基づく、タクシー使用量の削減による大気環境への負荷の低減の推進に反するため好ましくない。以上のことから、会計法第29条の3第4項に規定する「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当し、かつ、政府調達に関する協定第15条1(b)に規定する「技術的な理由により競争が存在しない」に適合することから、「東京都個人タクシー協同組合」と契約するものである。	見直しの余地があるもの	公募に移行(公募を行い、応募のあった要件を満たす全ての事業者と契約する)	単價契約 初乗り650円 外
27	(株)リコー	東京都中央区銀座8-13-1	電子複写機の賃貸借及び保守	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	31,673,294	本件契約では、複写機をリース契約により賃貸借及び保守しているものであり、今年度も引き続き継続使用するものである。リース物件を新規に別の物件に変更すると、賃貸借金額が高くなること及び物件入れ換えにかかる手数料等が発生するため、経済的にも不利となる。また、保守についてもこの複写機を保守出来るのは製造社である。リコーのみであり、競争の余地がない。以上の理由により、会計法第29条の3第4項に基づき、株式会社リコーと随意契約を行うものである。	見直しの余地があるもの	一部を一般競争入札に移行(賃貸借期間が終了した機器から順次19年度開始分、20年度開始分、21年度開始分)	
28	富士ゼロックス(株)	東京都港区六本木3-1-1	電子複写機の賃貸借及び保守	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	30,164,375	本件契約では、複写機をリース契約により賃貸借及び保守しているものであり、今年度も引き続き継続使用するものである。リース物件を新規に別の物件に変更すると、賃貸借金額が高くなること及び物件入れ換えにかかる手数料等が発生するため、経済的にも不利となる。また、保守についてもこの複写機を保守出来るのは製造社である。富士ゼロックス株式会社のみであり、競争の余地がない。以上の理由により、会計法第29条の3第4項に基づき、富士ゼロックス株式会社と随意契約を行うものである。	見直しの余地があるもの	一部を一般競争入札に移行(賃貸借期間が終了した機器から順次19年度開始分、21年度開始分)	
29	(株)三州社	東京都港区芝大門1-1-21	軽印刷物の印刷	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	29,123,407	現在環境省で発注している印刷物全体の契約件数の中で、軽印刷物の割合が非常に高く、その都度複数の印刷会社より見積書を徴取し、契約相手方を決定しては、事務手続上非効率的であり、本件に係る軽印刷物のように1件当たりの契約金額が非常に少額の契約については、年間を通じた単價契約を締結した方がはるかに事務手続上は効率的である。また、国会対応等業務(答弁書の作成、政令の改正案の作成、質問趣意書に対する回答書の作成)や次年度予算要求業務(概算要求書の作成、予算委員会資料の作成)等の早急に印刷をする必要のある業務等を中心に、環境省各部署からの印刷依頼が同時期に出ることが多々あり、1社では対応できないのが現状である。そこで、今年度においても昨年度同様、複数の社と単價契約を結ぶべきであると懸念するところである。株式会社三州社は、当省が定める単價での業務履行が可能であるとの回答を得ており、これまで環境省の他、他の官庁での印刷物でも多くの実績があり、営業姿勢も良好で迅速な対応をしており、納期が急を要する案件も数多くこなしている。以上のことから、会計法第29条の3第4項により、株式会社三州社と単價契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	一部を一般競争入札に移行(準備期間を経たのち18年中から)	単價契約 タイプB 5活版 1,300円 外82件
30	(株)新生社	東京都千代田区神田駿河台3-6	軽印刷物の印刷	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	14,801,339	現在環境省で発注している印刷物全体の契約件数の中で、軽印刷物の割合が非常に高く、その都度複数の印刷会社より見積書を徴取し、契約相手方を決定しては、事務手続上非効率的であり、本件に係る軽印刷物のように1件当たりの契約金額が非常に少額の契約については、年間を通じた単價契約を締結した方がはるかに事務手続上は効率的である。また、国会対応等業務(答弁書の作成、政令の改正案の作成、質問趣意書に対する回答書の作成)や次年度予算要求業務(概算要求書の作成、予算委員会資料の作成)等の早急に印刷をする必要のある業務等を中心に、環境省各部署からの印刷依頼が同時期に出ることが多々あり、1社では対応できないのが現状である。そこで、今年度においても昨年度同様、複数の社と単價契約を結ぶべきであると懸念するところである。株式会社新生社は、当省が定める単價での業務履行が可能であるとの回答を得ており、これまで環境省の他、他の官庁での印刷物でも多くの実績があり、営業姿勢も良好で迅速な対応をしており、納期が急を要する案件も数多くこなしている。以上のことから、会計法第29条の3第4項により、株式会社新生社と単價契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	一部を一般競争入札に移行(準備期間を経たのち18年中から)	単價契約 タイプB 5活版 1,300円 外82件
31	キヤノン販売(株)	東京都港区港南2-16-6	電子複写機の賃貸借及び保守	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	21,168,522	本件契約では、複写機をリース契約により賃貸借及び保守しているものであり、今年度も引き続き継続使用するものである。リース物件を新規に別の物件に変更すると、賃貸借金額が高くなること及び物件入れ換えにかかる手数料等が発生するため、経済的にも不利となる。また、保守についてもこの複写機を保守出来るのは製造社である。キヤノン販売株式会社のみであり、競争の余地がない。以上の理由により、会計法第29条の3第4項に基づき、キヤノン販売株式会社と随意契約を行うものである。	見直しの余地があるもの	一部を一般競争入札に移行(賃貸借期間が終了した機器から順次19年度開始分、20年度開始分、21年度開始分)	
32	(株)五月商会	東京都豊島区南大塚2-1-3	軽印刷物の印刷	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	19,677,500	現在環境省で発注している印刷物全体の契約件数の中で、軽印刷物の割合が非常に高く、その都度複数の印刷会社より見積書を徴取し、契約相手方を決定しては、事務手続上非効率的であり、本件に係る軽印刷物のように1件当たりの契約金額が非常に少額の契約については、年間を通じた単價契約を締結した方がはるかに事務手続上は効率的である。また、国会対応等業務(答弁書の作成、政令の改正案の作成、質問趣意書に対する回答書の作成)や次年度予算要求業務(概算要求書の作成、予算委員会資料の作成)等の早急に印刷をする必要のある業務等を中心に、環境省各部署からの印刷依頼が同時期に出ることが多々あり、1社では対応できないのが現状である。そこで、今年度においても昨年度同様、複数の社と単價契約を結ぶべきであると懸念するところである。株式会社五月商会は、当省が定める単價での業務履行が可能であるとの回答を得ており、これまで環境省の他、他の官庁での印刷物でも多くの実績があり、営業姿勢も良好で迅速な対応をしており、納期が急を要する案件も数多くこなしている。以上のことから、会計法第29条の3第4項により、株式会社五月商会と単價契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	一部を一般競争入札に移行(準備期間を経たのち18年中から)	単價契約 タイプB 5活版 1,300円 外82件
33	(株)ダイワ	東京都港区新橋5-20-1	軽印刷物の印刷	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	15,299,512	現在環境省で発注している印刷物全体の契約件数の中で、軽印刷物の割合が非常に高く、その都度複数の印刷会社より見積書を徴取し、契約相手方を決定しては、事務手続上非効率的であり、本件に係る軽印刷物のように1件当たりの契約金額が非常に少額の契約については、年間を通じた単價契約を締結した方がはるかに事務手続上は効率的である。また、国会対応等業務(答弁書の作成、政令の改正案の作成、質問趣意書に対する回答書の作成)や次年度予算要求業務(概算要求書の作成、予算委員会資料の作成)等の早急に印刷をする必要のある業務等を中心に、環境省各部署からの印刷依頼が同時期に出ることが多々あり、1社では対応できないのが現状である。そこで、今年度においても昨年度同様、複数の社と単價契約を結ぶべきであると懸念するところである。株式会社ダイワは、当省が定める単價での業務履行が可能であるとの回答を得ており、これまで環境省の他、他の官庁での印刷物でも多くの実績があり、営業姿勢も良好で迅速な対応をしており、納期が急を要する案件も数多くこなしている。以上のことから、会計法第29条の3第4項により、株式会社ダイワと単價契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	一部を一般競争入札に移行(準備期間を経たのち18年中から)	単價契約 タイプB 5活版 1,300円 外82件

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別 別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
34	(株)大和プリント 東京都千代田区外神田5-5-14	軽印刷物の印刷	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	12,917,756	現在環境省で発注している印刷物全体の契約件数の中で、軽印刷物の割合が非常に高く、その都度複数の印刷会社より見積書を徴取し、契約相手方を決定しては、事務手続上非効率的であり、本件に係る軽印刷物のように1件当たりの契約金額が非常に少額の契約については、年間を通じた単価契約を締結した方がはるかに事務手続上は効率的である。 また、当省対応業務(答申書の作成、政令改正案の作成、機関誌等に対する回答書の作成)や年度予算要求業務(概要要求書の作成、予算委員会資料の作成)等の早急の印刷をする必要のある業務等を中心に、環境省各部署からの印刷依頼が同時期に出ることが多くあり、1社では対応できないのが現状である。そこで、今年度においても昨年度同様、複数の社と単価契約を結ぶべきであると史料するところである。株式会社大和プリントは、当省が定める単価での業務履行が可能であるとの回答を得ており、これまで環境省の他、他の官庁での印刷物でも多くの実績があり、営業姿勢も良好で迅速な対応をしており、納期が急を要する案件も数多くこなしている。以上のことから、会計法第29条の3第4項により、株式会社大和プリントと単価契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	一部を一般競争入札に移行(準備期間を経たのち18年中から)	単価契約 タイプB 5活版 1,300円 外82件
35	(株)会議録研究所 東京都新宿区市谷八幡町16-209	速記業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	12,025,028	検討会等を含め年間で約300件の会議が開催され1社では対応できないのが現状であり、今年度も昨年度同様、複数の社と単価契約を結ぶべきであると史料するところである。 株式会社会議録研究所は、当省が定める単価及び納期での業務履行が可能であるとの回答を得ており、これまで環境省の他、他の官庁での速記業務及びテープ起こし業務でも多くの実績があり、営業姿勢も良好で迅速な対応をしており、納期が急を要する案件でも数多くこなしている。 また、派遣されてくる速記者についても、各会議で使用される専門用語、特殊用語等を熟知していなければ困難な会議内容がある中、良好な実績を有し、各局(部・課)からの信頼性も高いところである。 以上のことから、会計法第29条の3第4項により、株式会社会議録研究所と単価契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	一部を一般競争入札に移行(18年7月契約から)	単価契約 1時間 2,100円 外5件
36	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	平成17年度定期新聞購読	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	9,947,240	新聞は現在、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第23条第4項の規定に基づいた、再販売価格維持制度により販売価格が統一されている。このため、どの新聞販売店から購入しても価格は同一である。また、新聞の販売業者は、配達エリアが指定されており、指定外エリアには配達できない。丸の内新聞事業協同組合は、内幸町に所在し、霞が関の官庁街を販売エリアとしている。このため、価格による競争ができないものがあり、かつ、丸の内新聞事業協同組合しか配達できないことから、会計法第29条の3第4項の規定により、随意契約を締結するものである。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	単価契約 朝日新聞 1月3,925円 外21件
37	富士通サポートアンドサービス(株) 東京都中央区銀座7-16-12	平成17年度電子入札開札システムの地方展開業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	8,925,000	本業務は、環境省で運用を開始した電子入札・開札システムの地方展開に係る、機器(官職証明書含む)、LAN配線工事及び設置等業務の調達を行うものであり、以下の条件を満たすことが必須である。電子入札開札システムの設計等のプログラムを熟知していること、地方展開にあたり、既存の電子入札開札システムの適正かつ安定した運用を図ることが可能であること。富士通サポートアンドサービスは、平成15年度に一般競争入札により、「電子入札開札システム管賃借及び運用支援業務」を落札した業者であり、以降、適正かつ安定した運用を行っており、また、このシステムの基幹的なプログラムを構築した唯一の業者である。本業務は、既存の電子入札開札システムに地方の事務所を接続させる業務であるため、このシステムを構築した者以外が修正等をすることが出来ない。 以上のことから、本業務は、契約の性質または目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の契約相手方として、富士通サポートアンドサービスと随意契約するものである。	その他のもの		平成17年度限り
38	(株)京セラミタジャパン 東京都中央区日本橋本町1-9-15	電子複写機の賃借及び保守	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	7,205,297	本件契約では、複写機をリース契約により賃借及び保守しているものであり、今年度も引き続き継続使用するものである。リース物件を新規に別の物件に変更するとなると、賃借借金額が高くなること及び物件入れ換えにかかる手数料等が発生するため、経済的にも不利となる。また、保守についてもこの複写機を保守するものは製造社である、京セラミタジャパン株式会社のみであり、競争の余地がない。以上の理由により、会計法第29条の3第4項に基づき、京セラミタジャパン株式会社と随意契約を行うものである。	見直しの余地があるもの	一部を一般競争入札に移行(賃借借期間が終了した機器から順次19年度開始分、20年度開始分、21年度開始分)	
39	日本電子計算(株) 東京都中央区日本橋茅場町1-8-1	行政総合事務(給与・標準報酬・共済)システム一式	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	6,195,420	標記システムは、これまで蓄積したデータを元に事務の効率化、迅速化を図るために導入してきたものである。新たにシステムを開発すると、高額の経費を伴い、かつ、これまで蓄積してきたデータが使用できなくなるのに加え、システムの開発に多くの日数を要し、経済的にも事務の効率化の面からも、従来使ってきたシステムを引き続き使うことが合理的であるため随意契約するものである。なお、契約の相手方については、沖電気工業(株)が第三者貸付契約を行うことから、沖電気工業(株)及び日本電子計算機(株)と会計法第29条の3第4項により随意契約することとする。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
40	丸の内新聞事業協同組合 東京都千代田区内幸町1-7-10	平成17年度定期新聞購読	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月1日	9,401,748	新聞は現在、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第23条第4項の規定に基づいた、再販売価格維持制度により販売価格が統一されている。このため、どの新聞販売店から購入しても価格は同一である。また、新聞の販売業者は、配達エリアが指定されており、指定外エリアには配達できない。丸の内新聞事業協同組合は、内幸町に所在し、霞が関の官庁街を販売エリアとしている。このため、価格による競争ができないものがあり、かつ、丸の内新聞事業協同組合しか配達できないことから、会計法第29条の3第4項の規定により、随意契約を締結するものである。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	単価契約 朝日新聞 1月3,925円 外21件
41	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	平成17年度環境省物品管理システム運用支援作業	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	4,324,824	このシステムは、富士通(株)が作成したものであり、他の業者では運用支援を行うことが不可能であるので、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
42	トヨタ自動車(株) 東京都文京区後楽1-4-18	普通乗用自動車(燃料電池車)の賃借	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,520,000	当省の必要とする仕様を満たす契約の履行が出来る唯一の相手方であり、他の業者では履行することが不可能であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの		平成17年度限り
43	新菱冷熱工業(株) 東京都新宿区四谷2-4	パッケージ型空調機保守業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,322,539	厚生労働省において契約を随意契約で行ったため。	その他のもの	管理官庁に委ねる	
44	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	中央合同庁舎第5号館の中央監視設備保守	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,403,185	厚生労働省において契約を随意契約で行ったため。	その他のもの	管理官庁に委ねる	
45	東京ガス・エンジニアリング(株) 東京都大田区蒲田5-3-7-1	霞が関天然ガス充填所保守・管理業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,500,629	厚生労働省において契約を随意契約で行ったため。	その他のもの	管理官庁に委ねる	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考	
46	フジテック(株)東京支社	東京都品川区大崎1-1-2	中央合同庁舎第5号館の昇降機(中層用)保守	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,508,568	厚生労働省において契約を随意契約で行ったため。	その他のもの	管理官庁に委ねる	
47	ニッタン(株)	東京都渋谷区幡ヶ谷1-11-6	中央合同庁舎第5号館の自動火災報知・防火排煙設備等保守	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,626,320	厚生労働省において契約を随意契約で行ったため。	その他のもの	管理官庁に委ねる	
48	京浜協同清掃(株)	東京都大田区山王4-1-3-3	中央合同庁舎第5号館中水道施設等から出る汚水等の搬出処理	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月8日	1,654,008	厚生労働省において契約を随意契約で行ったため。	その他のもの	管理官庁に委ねる	
49	(株)日立製作所	東京都千代田区丸の内1-6-6	中央合同庁舎第5号館の受変電設備並びに自家発電設備他保守	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,217,412	厚生労働省において契約を随意契約で行ったため。	その他のもの	管理官庁に委ねる	
50	石川島汎用ボイラ(株)	東京都江東区深川2-8-19	中央合同庁舎第5号館のボイラ維持管理業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,315,277	厚生労働省において契約を随意契約で行ったため。	その他のもの	管理官庁に委ねる	
51	ジョンソンコントロールズ(株)	東京都渋谷区笹塚1-50-1	中央合同庁舎第5号館の空調機械室設備用自動制御機器保守	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,456,167	厚生労働省において契約を随意契約で行ったため。	その他のもの	管理官庁に委ねる	
52	(株)山武	東京都港区芝浦4-3-4	中央合同庁舎第5号館の熱源設備用自動制御機器保守	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,649,821	厚生労働省において契約を随意契約で行ったため。	その他のもの	管理官庁に委ねる	
53	日本オーチス・エレベータ(株)	東京都中央区晴海1-8-10	中央合同庁舎第5号館の昇降機(低層・高層・非常用)保守	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	4,259,570	厚生労働省において契約を随意契約で行ったため。	その他のもの	管理官庁に委ねる	
54	トヨタ自動車(株)	東京都文京区後楽1-4-18	普通乗用自動車(燃料電池車)の賃貸借用	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月31日	1,050,000	当省の必要とする仕様を満たす契約の履行が出来る唯一の相手方であり、他の業者では履行することが不可能であることから、会計法第29条の3第4項に該当するため。(リプレイス車提供までの間の再リース)	その他のもの	-	平成17年度限り
55	富士通(株)	東京都港区東新橋1-5-2	環境省物品管理システム変更作業	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月20日	1,663,200	このシステムは、富士通(株)が作成したものであり、他の業者ではシステム(プログラム)変更を行うことが不可能であるので、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
56	沖電気工業(株)	東京都港区虎ノ門1-7-12	平成17年度行政総合事務システム(給与・標準報酬・共済)人事院勤怠~改修業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月25日	1,785,000	このシステムは、沖電気工業(株)が開発したものである。本業務は、この既存システムの改修を行うものであり、他の業者では対応することが不可能で、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
57	エヌ・ティ・ティ・リース(株)	東京都港区芝浦1-2-1	燃料電池システムの賃貸借料	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月22日	2,736,405	モノジェネ方式燃料電池に係る仕様(燃料、発電効率、最大発電能力、制御機能等)を満たす唯一の製品であるため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
58	(株)オーデン	東京都江東区東陽3-2-3-26	空気清浄機メンテナンス業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,907,450	本件業務では、5号館内で引き継いだ空気清浄機のフィルター交換等のメンテナンスを行うものであり、その消耗品の供給や機器の取り扱いについては、元々の設置メーカーである(株)オーデンでなければ実施することが出来なため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	- (随意契約によらざるを得ない)	平成18年度限り
59	(株)全日本ガードシステム	東京都文京区湯島3-1-4-9	平成17年度環境省特別警備保安業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	4,760,148	大臣室フロアについて特別警備を実施するに当たり、不審者の混入等の有事の際には全館で協調して警備を行う必要があることから合同庁舎の警備を行っている業者と同一の業者が本業務を行う必要があるため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
60	(株)日本ケーブルテレビジョン	東京都渋谷区神宮前1-3-10	平成17年度CNNインターナショナル受信料	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,045,800	朝日本ケーブルテレビジョンは、CNNインターナショナルを中心とした番組を24時間放送できる唯一の業者であるため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
61	(株)八丸商会	東京都世田谷区千歳台3-16-15	平成17年度廃棄物計量業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	4,284,000	以前より中央合同庁舎第5号館の廃棄物処理に係る業務を遂行しており、5号館全体の廃棄物をもとより、当省の廃棄物について熟知している。同社でなければ業務目的である、廃棄物の抑制、リユース・リサイクル、廃棄物総量の減、廃棄物中の可燃ゴミの量の減少のための当省の廃棄物の排出量を把握することができないため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
62	(財)日本ガン知識普及協会	東京都千代田区有楽町1-7-1	平成17年度定期健康診断	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,918,132	職員が長時間、席を外さなくても済むように、講堂で実施できること。指定された日に実施出来なかった職員が、別の日に実施する際に、負担とならないよう職場から至近距離に診断所があること。職員の健康管理のために前年度までの診断結果情報を有しており、本年度の結果と対比できる情報を所有していること。上記の条件を満たす唯一の業者であるため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(リース期間が終了した機器から)	
63	日本通運(株)東京ベイエリア支店	東京都港区芝3-3-15	平成17年度文書、書類等の保管料	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,997,540	保管をさせるものであるため。(会計法第29条の3第5項、予決令第99条第8号)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
64	NECリース(株)	東京都港区芝5-29-11	廃棄物行政情報システム賃貸借料	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,195,020	平成13年度からのリース契約期間中であるため(会計法第29条の3第4項)なお、平成17年1月以降は再リース契約を締結すると経費がこれまでの10分の1となる。(予決令第102条の4第4号口)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(リース期間が終了した機器から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別 別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
65	センチュリー・リーシング・システム 東京都港区浜松町2-4-1	公善健康被害補償制度に係る情報管理システム運用賃借及び保守料	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,228,620	平成15年度から18年度のリース契約となっているため。その後は、再リース契約により有利な契約をすることが可能であるが、入札を実施することも可能。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(リース期間が終了した機器から)	
66	ファースト・ファシリティーズ(株) 東京都千代田区霞が関3-3-2	新霞が関ビル17036号室に係る室内清掃管理業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,265,340	当該ビルの指定業者であるため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-(随意契約によらざるを得ない)	
67	協新流通テレポッパー(株) 東京都江東区三好4-7-20	行政書類の保管料	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,255,752	霞が関から近距離にあり、緊急に必要な場合に対応できるとともに、新たに入札となった場合に必要となる書類移動経費が不要であるため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-(随意契約によらざるを得ない)	
68	東芝ファイナンス(株) 東京都中央区銀座5-2-1	容器包装リサイクル情報システム及び個別リサイクル法情報システム賃借料	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,790,264	平成17年度から20年度までのリース契約であるため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(リース期間が終了した機器から)	
69	日経メディアマーケティング(株) 東京都千代田区大手町1-9-5	日経テレコン利用料	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,573,489	業務に必要で、かつ、提供業者が同社しかないため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-(随意契約によらざるを得ない)	
70	佐藤印刷(株) 東京都渋谷区神宮前2-10-2	軽印刷物の印刷	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	4,165,818	現在環境省で発注している印刷物全体の契約件数の中で、軽印刷物の割合が非常に高く、その都度複数の印刷会社より見積書を徴取し、契約相手方を決定しては、事務手続上非効率的であり、本件に係る軽印刷物のように1件当たりの契約金額が非常に少額の契約については、年間を通した単価契約を締結した方がはるかに事務手続上は効率的である。また、国会対応等業務(答分書の作成、政令の改正案の作成、質問趣意書に対する回答書の作成)や次年度予算要求業務(概算要求書の作成、予算委員会資料の作成)等の早急に印刷を必要とする業務等を中心に、環境省各部署からの印刷依頼が同時期に出ることが多々あり、1社では対応できないのが現状である。そこで、今年度においても昨年度同様、複数の社と単価契約を結ぶべきであると料料するところである。佐藤印刷株式会社は、当省が定める単価での業務履行が可能であるとの回答を得ており、これまで環境省の他、他の官庁での印刷物でも多くの実績があり、営業姿勢も良好で迅速な対応をしており、納期が急を要する案件も数多くこなしている。以上のことから、会計法第29条の3第4項により、佐藤印刷株式会社と単価契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	一部を一般競争入札に移行(準備期間を結のち18年度中)	単価契約 タイプB5活版1,300円 外82件
71	光和テック(株) 東京都大田区鶴の木2-46-13	軽印刷物の印刷	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	3,052,112	現在環境省で発注している印刷物全体の契約件数の中で、軽印刷物の割合が非常に高く、その都度複数の印刷会社より見積書を徴取し、契約相手方を決定しては、事務手続上非効率的であり、本件に係る軽印刷物のように1件当たりの契約金額が非常に少額の契約については、年間を通した単価契約を締結した方がはるかに事務手続上は効率的である。また、国会対応等業務(答分書の作成、政令の改正案の作成、質問趣意書に対する回答書の作成)や次年度予算要求業務(概算要求書の作成、予算委員会資料の作成)等の早急に印刷を必要とする業務等を中心に、環境省各部署からの印刷依頼が同時期に出ることが多々あり、1社では対応できないのが現状である。そこで、今年度においても昨年度同様、複数の社と単価契約を結ぶべきであると料料するところである。光和テック株式会社は、当省が定める単価での業務履行が可能であるとの回答を得ており、これまで環境省の他、他の官庁での印刷物でも多くの実績があり、営業姿勢も良好で迅速な対応をしており、納期が急を要する案件も数多くこなしている。以上のことから、会計法第29条の3第4項により、光和テック株式会社と単価契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	一部を一般競争入札に移行(準備期間を結のち18年度中)	単価契約 タイプB5活版1,300円 外82件
72	(社)商事法務研究会 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10	平成17年度世界各国の環境法に 係る比較法調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤晋夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月3日	13,965,000	(社)商事法務研究会は、世界各国の環境法に関する知見を継続かつ豊富に収集・蓄積していること、主要国の環境法と環境政策に関する専門調査機関であるとともに、諸外国の環境法制の分析、検討等に関して知見を有する学識経験者を中心に構成されている任意団体「国際比較環境法センター」の事務局を務め、当該学識経験者と深いつながりがあること等から、各関係学識経験者と直接・密に連携を取った質の高い調査ができるため(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(18年度契約から)	
73	生駒シービー・リチャードエリス(株) 東京都港区浜松町2-2-12	平成17年度地方環境事務所開設に伴う環境配慮型事務所設置標準仕様作成・支援業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月20日	15,960,000	環境対策調査官事務所を始め数多くの事業所の統合・移転等の計画策定、監理業務を請け負った実績があり、環境省の地域における調として相応しい事務所標準仕様について、環境省の地方事務所の担当役割や、一般市民が環境に対して抱く印象等についても十分な知見を有しており、同社でなければ、地方環境事務所の10月1日の開設に向け限られた期間内で本業務を実施することは不可能であるため(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
74	(株)ぎょうせい 東京都中央区銀座7-4-12	雑誌かんきょう(平成17年4月-平成18年3月分)	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	20,124,000	環境行政の普及啓発に必要な図書を発行元から年間契約で納入しているため(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-(随意契約によらざるを得ない)	
75	(株)時事通信社 東京都中央区銀座5-15-8	平成17年度時事ゼラルニュース提供業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	8,442,000	業務上必要な情報を発信元から年間契約で提供を受けているため(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-(随意契約によらざるを得ない)	
76	(社)共同通信社 東京都港区東新橋1-7-1汐留メディアタワー	平成17年度共同ニュース提供業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	11,529,000	業務上必要な情報を発信元から年間契約で提供を受けているため(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-(随意契約によらざるを得ない)	
77	(株)住環境計画研究所 東京都千代田区紀尾井町3-29紀尾井町福田ビル3階	平成17年度地方環境事務所開設に伴う移転予定建築物等における地球温暖化対策に関する基礎調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月11日	2,887,500	附住環境計画研究所は、地球温暖化防止に関する技術や製品の温室効果ガスの削減効果に関する知見や、建築物の省エネ効果等の計測・検証手法について知見・実績を有し、また、温室効果ガス排出抑制のための国の実行計画の策定や把握業務に携わっており、国の温暖化防止に関する施策に精通しているため(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
78	東京海上日動リスクコンサルティング(株) 東京都千代田区丸の内1-2-1	平成17年度政策評価手法検討調査業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月24日	4,515,000	東京海上日動リスクコンサルティングは、環境省の各施策や政策評価制度について熟知していること、欧州及び米国において環境問題に詳しい法律事務所やコンサルタント会社とのネットワークを有しており、このネットワークを活用して環境法、環境政策における欧米の先進的な取組の分析・研究を行うとともに国内の環境関連分野についても独自に調査・研究を行っていることから、諸国等の政策評価に関する先進事例の調査において個別の問題点について深く掘り下げて行うための高い調査能力と国内外の環境行政に関する幅広い知識が必要となる本業務を確実かつ効率的に行うことが可能であるため(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別 若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考	
79	日本電気(株)	東京都港区芝五丁目7-1	平成17年度環境行政広域技術情報システム回線交換サービス等	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	25,507,440	本システムはVAN回線を活用したシステムであるが、これは日本電気が提供しているVAN専用のサービスを本システムに合わせてカスタマイズして利用しているものであり、他の業者が提供することは不可能であるため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
80	東芝ソリューション(株)	東京都港区芝浦1-1-1	平成17年度容器包装リサイクル情報システム再構築	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	13,650,000	容器包装リサイクル情報システムは、平成9年度に東芝ソリューション(株)が開発したものであるが、ハードについても同社製のサーバーを使用していること、また、一体的システムである個別リサイクル法情報システムについても同社が開発していることを踏まえ、今回の再構築にあたり、障害発生時における円滑な対応等の観点から、本システムに精通した開発メーカー以外が対応することは困難であると考えられるため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
81	(株)環境管理センター	東京都八王子市散田町3-7-23	平成17年度ダイオキシン類データ管理システム維持管理業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月12日	5,880,000	ダイオキシン類の測定に関する高度な分析技術を有すること、前年度まで継続的に使用してきたデータ管理システムを引き続き運用する必要があるため、その管理システムに精通していること。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (18年度契約から)	
82	みずほ情報総研(株)	東京都千代田区神田錦町2-3	平成17年度循環基本計画フォローアップ基礎調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月28日	14,910,000	循環基本計画の策定においても、物質フロー目標に関する各指標の開発に携わってきた実績があるとともに、循環基本計画で採用している資源生産性の策定に当たり、開発した(独)国立環境研究所と共同で実施してきた唯一の団体であるため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (18年度契約から)	
83	(株)UFJ総合研究所	東京都港区新橋1-11-7	平成17年度循環型社会白書予備調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月28日	11,025,000	白書データの継続性の観点から、前年度の循環型社会白書で使用した資料・データについて情報の所在及び資料収集・作成手法について熟知しているとともに、産業物流・リサイクルに関連するデータの収集・作成方法等について、豊富な知見を有しているため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (18年度契約から)	
84	(財)政策科学研究所	東京都千代田区永田町2-4-8	平成17年度容器包装廃棄物の使用・排出実態調査及び詳細組成調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月2日	19,950,000	容器包装廃棄物に関して広範かつ高度な知見を有すること、利用事業者・製造等事業者の判別等を行い、毎年度公示する特定事業者責任比率等の算定根拠となる調査であるため、十分な精度管理をもつて調査を遂行できると、過年度においても当該業務を十分な精度管理のもと行い、良好な結果が得られていることから、高い精度管理能力を有して、ノウハウの活用が期待できると、(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (18年度契約から)	
85	(株)エックス都市研究所	東京都豊島区高田2-17-22	平成17年度廃棄物不法輸出入防止国際ネットワーク事業	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月9日	29,925,000	アジア地域におけるパーゼル条約当局間の国際ネットワークの事務局を務める本業務において、アジア諸国の廃棄物管理の担当官庁の行政業務を支援する経験があり、途上国の有害廃棄物の輸出入管理の実情に精通していること、これまでの「パーゼル条約事務局との調整や途上国の有害廃棄物管理の担当セクションとのコミュニケーションの蓄積により、本業務におけるネットワークメンバー間のコミュニケーションが継続的、効率的に実施できると、「3Rイニシアティブ」関連業務の経験もあり、当該イニシアティブとも連携を図ることができる唯一の団体である。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (18年度契約から企画競争を実施し、19年度からは一般競争に移行)	
86	(株)三菱総合研究所	東京都千代田区大手町2-3-6	平成17年度循環型社会形成推進基礎調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月3日	12,600,000	社会経済、環境、科学を踏まえた循環型社会の形成に関する高度な知見、分析力を有するとともに、自治体の事業コスト(会計制度)及び民間企業における企業会計、さらには市町村において実施されている一般廃棄物処理についても知見を有し、高度な分析能力を有していること。また前年度本業務において作成した、一般廃棄物処理事業のコスト分析の標準的手法を示す「廃棄物会計基準案」及び、ごみ処理の有料化の進め方を示す「有料化ガイドライン案」の活用、検証が可能であること。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (18年度契約から)	
87	(株)三菱総合研究所	東京都千代田区大手町2-3-6	平成17年度リサイクル制度の体系化・高度化推進検討調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月28日	23,730,000	本調査は、各種リサイクル法が今後逐次見直しの時期を迎えることから、早急に必要となる基礎的データを収集し分析することが目的であるが、(株)三菱総合研究所は、これまで、各種リサイクル制度に関し独自調査を行っており、現状及び動向を十分把握している。これまで、各種リサイクル制度に関し、16年度に実施した「16年度リサイクル制度の体系化・高度化検討調査業務」等を受託しており、良好な調査結果が得られている。等の理由により、各種リサイクル制度及び関連施策について精通し、高度な知見及び能力を有することという本調査を遂行する上で必要な条件を満たす唯一の機関であるため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
88	(株)土澤まちづくり会社	岩手県花巻市東和町土沢8区90番地	平成17年度エコ・コミュニティ事業(「食」を通じた農村地域と中心市街地の地域循環形成事業)	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月30日	8,190,000	環境省が公募し、第三者委員会による選考の結果採択された平成17年度エコ・コミュニティ事業事業採択団体であるため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
89	日本電気(株)	東京都港区芝五丁目7-1	平成17年度環境行政広域技術情報システムマン保守作業等	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	37,171,260	本システムはVAN回線を活用したシステムであるが、これは日本電気が提供しているVAN専用のサービスを本システムに合わせてカスタマイズして利用しているものであり、他の業者が提供することは不可能であるため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (18年度契約から)	
90	大阪湾広域臨海環境整備センター	大阪府大阪市北区中之島2-2-2 ニチメンビル4F	平成17年度広域最終処分場計画調査(海面最終処分場早期安定化調査)委託業務	支出負担行為担当大臣官房環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月1日	9,000,000	本調査は平成16年度までの「海面最終処分場早期安定化調査」結果を踏まえ、集水暗渠を用いて内水の強制的な移動による保有水の水位低下状況及び保有水質の改善効果を確認し、処分場の早期安定化を検証することを目的として実施するもの。本調査の実施に当たっては以下の要件が必要となる。 海面処分場への廃棄物の埋立処分に関して十分な情報と経験があること。 平成16年度までの調査結果を十分に理解し、引き続き大阪湾広域臨海環境整備センター・尼崎沖処分場において調査を実施できること。 継続的な測定及び観察が可能であり、解析に必要な各種データを有すること。 大阪湾広域臨海環境整備センターは広域臨海環境整備センター法に基づいて、地方公共団体及び港湾管理者からの委託を受けて、大阪湾において2府4県から発生する廃棄物の海面埋立事業を昭和57年から実施している唯一の機関である。従って海面処分場への廃棄物の埋立処分に関して十分な情報と経験を有している。 大阪湾広域臨海環境整備センターは、本調査の実施に当たって必要な要件を全て有している団体であり、これらの要件を併せ持つ団体は他には存在しない。 以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、本委託契約の相手方として大阪湾広域臨海環境整備センターを選定した。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (18年度契約から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
91	(社)土木学会	東京都新宿区四谷1丁目無番地	平成17年度広域最終処分場計画調査(廃棄物海面埋立環境保全調査)委託業務	支出負担行為担当官環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	8,500,000	<p>本調査は、海面最終処分場の果たすべき役割・あるべき機能について再検討するとともに、海面最終処分場と内陸最終処分場とをLCA的視点で比較するための基礎資料を収集・検討するもののため、本調査の実施に当たっては以下の能力が必要となる。</p> <p>土質工学、環境土工学等の非常に特殊な技能を持つ専門家を有すること。</p> <p>広域最終処分場に関連する研究、実験等の実績を有すること。</p> <p>海面処分場に関して十分な情報と経験があること。</p> <p>廃棄物処理に係る技術開発に対応する高度な理解力を有すること。</p> <p>(社)土木学会は、わが国の土木工学者のほとんどが加盟している団体であるから、最新の土木工学の知見を幅広く集めることが可能であり、今回の調査に当たっても、土木分野が従来扱ってきた知見を応用し、廃棄物分野に適用していくことが可能である。</p> <p>また、(社)土木学会は、以前より、「広域処分小委員会」という組織を有し、ここにおいて、広域最終処分場に関する研究、実験が行われてきていることから、当該分野においても、わが国最高の知見を有している。</p> <p>以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、本委託契約の相手方として(社)土木学会を選定した。(会計法第29条の3第4項)</p>	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
92	(株)ぎょうせい	東京都杉並区荻窪4-30-16								

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
105	日本エヌ・ユー・エス(株)	東京都港区海岸3-9-15	平成17年度海洋投入処分に係る諸外国における法制度等基礎調査	支出負担行為担当官大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月29日	2,940,000	本業務は、ロンドン条約や条約会議における審議過程を熟知していること、諸外国の海洋投入処分の規制に係る関係機関等の情報源となる接点先を有し、またこれを活用できること、法における海洋投入処分の取扱いに係る過去の経緯及び改正法を熟知していることが必須である。日本エヌ・ユー・エス(株)、平成4年度よりロンドン条約96年定書の国内適用に係る調査に関して環境省(庁)より委託し調査業務を実施してきた。また、平成7年度からは同条約締結国協議委員会及び科学学会に日本国アドバイザーとして継続して出席しており、ロンドン条約や条約会議について熟知している唯一の民間機関であり、また、同条約への関与を通じて条約加盟各国の担当部署と緊密な関係を有していることなどから。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
106	日本電気(株)	東京都港区芝五丁目7-1	平成17年度産業廃棄物情報システム改善調査業務	支出負担行為担当官大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年2月1日	3,150,000	本業務は、既存の産業廃棄物情報システムについて十分な知識を有すること、自治体におけるシステムに関する要望等システム利用上の課題及びシステムの保有データの状況等を十分に把握しており、適切に業務を遂行できること、が必須である。日本電気(株)は、環境省事業としてシステム改善調査を委託しており、平成3年度より産業廃棄物行政情報システム等の開発等を行っていることから、当該システム実用に関する十分な知見を有するとともに、システム利用上の課題及びシステムの保有データの状況等を十分に把握しているため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
107	(株)電通	東京都港区東新橋1-8-1	平成17年度愛知万博における環境省出展「エコ・リンク」管理・運営等業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎耀一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	34,550,000	本業務は、平成17年3月から9月までの期間で開催された愛知万博において、環境教育・環境学習の普及啓発の展示施設として整備し、管理・運営を行ったものである。本業務は平成16年度に「エコ・リンク」を基盤とした環境教育・環境学習の普及啓発に資する企画の提案を公募し請負先を選定したものであることから、事業を熟知している者は、展示施設整備等全般に携わってきた(株)電通以外に無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	平成17年度限り
108	国立大学法人京都大学	京都府京都市左京区吉田本町36-1	平成17年度地球温暖化対策の経済的側面に関する調査研究業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月31日	10,500,000	本業務を円滑に実施するためには、環境・社会・経済が相互に与える影響を総合的に、かつ国際動向の把握・分析を踏まえた調査研究を展開していくことが必要不可欠である。また、地球温暖化対策のもととなる京都議定書の目標達成を迅速に進める上で必要な追加的費用の推計等の経済的側面を調査研究するものであるため、その成果は急務を要するものであることから、研究の実施には基礎となる体制及び知見を既に有している必要がある。国立大学法人京都大学は先進的経済学の研究成果をいち早くかつ的確に政策分析に直結させ、現実の経済政策に反映させることをねらいとした先進政策分析センターを有していること、特定の政策を多面的に分析することができる枠組みを持ち、他に先駆けた先進的、機動的な研究体制を整備し、本業務に必要な条件を満たしている唯一の機関であることから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(随意契約によらざるを得ない)
109	三井情報開発(株)	東京都中央区東中野二丁目7番14号	平成17年度環境技術実証モデル事業実施調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎耀一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月14日	14,000,000	本請負業務は、平成15年度に開始された「環境技術実証モデル事業」の実施に必要な情報の収集・解析及び普及啓発に係る調査等を実施することを目的とするものであり、本事業の実施体制・手法に関する調査及び昨年度の本事業のフォローアップを適切に行うことが可能であること、本事業の普及及び先進的環境技術の開発情報の普及について十分な能力を有していること、本事業の業務全般について、熟知していること等の条件を満たすことが必須である。三井情報開発株式会社は、本事業開始の15年度に「ロボ・ザル」方式による業者選定の中で、最も優れた企画を提示し、その結果、本調査を請負っている。同社は、本事業に関する昨年度の第1回、昨年度の第2回フォローアップを行っていることから、本事業の実施体制・手法に通じており、関連資料の収集・分析を適切に行うことが可能であり、さらに、工学、理学、経済、経営学、社会学、コンピュータサイエンス等に精通したスタッフを有することから、広範な環境技術についての専門的な知見を有するとともに、事業普及・先進的環境技術の開発情報の普及といった政策手法のノウハウ・経緯を有していること、優れた企画を提示した同社は、本業務を請負っており、同社は「戦略」(中間取りまとめ)策定の補助を行った後の情勢変化に対応した視点や異なる絞り込みが必要な視点、4重点領域の推進に当たり重視すべき事項の論点の整理、必要な資料等を収集・整理することが可能であり、条件を全て満たすとともに、今年度の調査についてもこれまでの成果を全面的に活用しなければ、遂行は不可能である。以上の理由により本業務を行えるのは同社以外に無く競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
110	(株)三菱総合研究所	東京都千代田区大手町2-3-6	平成17年度環境研究・技術開発の推進に関する戦略検討調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎耀一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月8日	10,500,000	本業務では、環境分野のニーズの適切な把握や環境技術に関する広範な調査、及び環境研究・技術開発の推進に関する戦略策定に資する調査の実績を十分有しており、また、本業務については昨年度、ワロガー方式による業者選定を行っており、優れた企画を提示した同社は、本業務を請負っており、同社は「戦略」(中間取りまとめ)策定の補助を行った後の情勢変化に対応した視点や異なる絞り込みが必要な視点、4重点領域の推進に当たり重視すべき事項の論点の整理、必要な資料等を収集・整理することが可能であり、条件を全て満たすとともに、今年度の調査についてもこれまでの成果を全面的に活用しなければ、遂行は不可能である。以上の理由により本業務を行えるのは同社以外に無く競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
111	(株)三菱総合研究所	東京都千代田区大手町2-3-6	平成17年度環境研究・技術開発の推進に関する基礎データ調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年2月1日	7,245,000	本業務では、環境分野のニーズの適切な把握や環境技術に関する広範な調査等の上策定する「戦略」の目標達成のための基礎的作業を行うことを求めており、なおかつ、比較的短期間に調査を行うことが必要となるため、環境研究・技術開発に係る環境省を含む関係機関の取り組みに関する豊富な知見を有するとともに、環境研究・技術開発に関する調査の実績を有すること、「戦略」に盛り込まれた環境技術等を同戦略に沿って体系的に分類、セグメント化すること、指標の基礎データに必要な資料を収集・整理すること等の能力を有すること、の条件を満たすことが必須である。株式会社三菱総合研究所は、独立行政法人国立環境研究所の「環境研究ビジョン策定に関する調査」など、環境研究・技術開発に関する各関係機関による調査を委託した実績を有しており、また、「戦略」の策定作成のための戦略検討を行ったこと、優れた企画を提示した同社は、本業務を請負っており、同社は「戦略」(中間取りまとめ)策定の補助を行った後の情勢変化に対応した視点や異なる絞り込みが必要な視点、4重点領域の推進に当たり重視すべき事項の論点の整理、必要な資料等を収集・整理することが可能であり、条件を全て満たすとともに、本調査についても戦略検討調査業務の資料、検討内容を全面的に活用しなければ、遂行は不可能である。以上の理由により本業務を行えるのは同社以外に無く競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
112	(株)インテージ	東京都西東京市谷戸町2-14-11	平成17年度地域環境行政支援情報システム運用保守業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎耀一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	5,817,000	本業務において、「環境指標データベース」及び「環境基本計画データベース」など地方公共団体が環境行政を推進していく上で必要な定量的な分析手法のための環境指標のデータ及び地域環境基本計画を策定していく上で必要とする数値目標設定状況等のデータを蓄積していること、「地方公共団体のニーズに即した環境情報の把握」地方公共団体の求める環境情報は団体規模、地域特性、課題等に異なることから、そのニーズを的確に捉え、自ら本システムの新たなコンテンツを企画する能力を有すること、「安全かつ良好なインターネット環境」を有するデータ及び収集した環境情報をホームページ利用に適合加工し、地方公共団体が利用できるデータベースとして掲載することが可能で、ホームページの開発・運営及びインターネット環境のセキュリティ対策において十分な実績と能力を有すること、以上の条件を満たすことを必要としており、現時点においてこれら全ての条件を満たしているのは(株)インテージのみに限られており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項より随意契約するもの	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
113	パシフィックコンサルタンツ(株)	東京都多摩市関戸1-7-5	平成17年度環境基本計画における指標のあり方に関する調査検討業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月5日	7,287,000	本業務を的確に遂行するためには、特に、国内外における環境指標の先進事例や指標の基礎となるデータの所在等について幅広い知見が必要なほか、我が国の環境基本計画に指標を設ける際の課題について熟知している必要がある。この要件を満たし、効率的かつ的確に遂行できるのは、「パシフィックコンサルタンツ株式会社以外に無く競争を許さないことから会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するもの	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
114	(株)ぎょうせい 東京都杉並区荻窪4-30-16	平成16年度環境の状況に関する年次報告及び平成17年度において請じようとする環境の保全に関する施策(閣議版)白表紙作成及び電子情報整備業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月21日	7,875,000	本業務においては、環境白書の内容、構造及び手続き等に熟知しており、かつ厳しい日程の制約の中での突然の内容の変更についても迅速な対応可能であること、環境白書は環境問題に関する啓発を図るため、地方公共団体を中心とした販路が確保されることが加入、一般の書店でも販売することが必要である。実績及び信頼性等の観点から、(株)ぎょうせい以外の業者はなく、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
115	(株)インテージ 東京都西東京市谷戸町2-14-11	平成17年度グリーン購入法に係る特定調達品目検討調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月3日	14,700,000	本業務については既定の特定調達品目及びその判断の基準が策定されるまでの経緯、今年度以降の検討課題とされた項目等について熟知し、さらに、グリーン購入の推進による社会経済的効果・環境負荷低減効果の検証・評価を実施する上での最新の知見、特に市場における需要・供給の現状を把握していること。またこの検討を進める上で必要となる基礎資料の種類・性質について性格に把握し、これらのデータを取得するための調査を遂行する能力が必須となる。株式会社U-FJは以前から本業務を遂行する調査・コンサルティングの経験、かつこれまでの検討の経緯、今年度以降の議定の争点ポイントについて熟知している。同社は以前述べたグリーン購入に関する調査において精緻な調査結果を納めており、同社が本業務を遂行する高い市場調査を有している。また今年度の調査についてもこれまでの成果を全面的に活用しなければ遂行は不可能である。以上の理由により本業務を行えるのは同社以外に無く競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度中に移行)	
116	(株)UFJ総合研究所 東京都港区新橋1-11-7	平成17年度社会・市場評価基盤整備に関する調査研究業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月30日	13,755,000	本業務は環境報告書をはじめとした事業者による環境情報の公表の、より一層の普及と促進を図るための施策の検討に資することを目的とし、社会または市場において公表される環境情報を適切に評価するための基礎整備を推進するものである。本調査研究に当たっては、調査対象の諸制度の根幹をなす環境報告書について幅広い知見を有することが必要である。また、今回の調査は、諸外国の環境情報の公表に関する制度等を対象とするため、海外における調査を実施するために十分な体制を必要とするものである。さらに、本調査のうち、諸外国における環境配慮手法に関する調査研究の部分については、平成16年度に実施した「平成16年度環境報告書の諸制度に関する海外動向調査」における調査結果を踏まえて実施することとしているため、平成16年度の調査内容について的確に把握していることが必要不可欠である。株式会社UFJ総合研究所は、環境会計および環境報告書に関する調査・コンサルティングの経験、地球温暖化産業技術研究所(環境パフォーマンスセンター)と環境会社に関する調査・コンサルティングの経験、欧州15年度、欧米・アジア・ロシア・中国に関する調査(平成12年度、業界団体)などの事業実績をもち、企業等の環境報告書についてその具体的な内容や海外の諸制度についての幅広い調査実績を有している。また、同社では国際本部を中心として、開発問題や海外の政策研究及び企業戦略等に関する調査・コンサルティングの体制を有しており、容器包装リサイクルシステムに関する欧州調査(平成15年度、経済産業省)、環境管理技術評価に関する海外制度調査(平成14年度、環境省)、環境会計に関する調査研究(平成15年度、環境省)などにおいて、文献及び現地調査等の実績がある。さらに、平成16年度に環境省の請負業務として行った「平成16年度 環境報告書の諸制度に関する海外動向調査」において、海外の環境報告書に関する調査を実施し、良好な結果を得ている。また、本調査のうち、環境配慮手法に関するものは平成16年度の調査をについても活用しさらに調査を進めるものであることから、これまでの成果を全面的に活用しなければ遂行は不可能である。以上の理由により本業務を行えるのは同社以外に無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
117	(株)三菱総合研究所 東京都千代田区大手町2-3-6	平成17年度環境税が産業の国際競争力に与える影響等及び諸外国における環境税に関する調査検討業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月3日	17,535,000	本業務は、環境税の我が国への導入について具体的な検討を行う上で必要となる様々な専門的な事項、具体的には、産業の国際競争力に与える影響及び諸外国における、環境税の検討経緯、導入の効果及び影響等についての調査を行うものである。調査を行う上で必要となる知見や専門知識を有すること、諸外国の導入事例についての知見を有すること、環境関連税制分野における分析力を有すること、等の能力を有することが必要となる。株式会社三菱総合研究所は、地球温暖化問題をはじめとする諸外国及び我が国における環境問題の政策提言等を行っており、特に、地球温暖化問題については、温暖化対策税、排出量取引、温暖化対策技術及び地域での温暖化対策計画の立案などに関する調査研究業務に多数の実績を有している。また、組織内部に環境関連税を専門的に調査する環境政策研究チームを有しており、この分野において豊富な知見と分析力を有している。また、環境税については、平成13年度及び平成14年度の「経済的措置の活用」のあり方に関する調査」においては、国内の経済的措置を取り巻く状況と主要な論点を整理・分析しており、蓄積されたこれら詳細な情報・知見に基づき、環境税の導入に向けた我が国の実情に合わせた具体的な制度面の検討を進めるにあたり、その基礎となるべきものであり重要な必要不可欠なものである。また、平成15年度の「諸外国における経済的措置の活用」のあり方及び各種補助金等のグリーン化に関する調査検討業務」、平成16年度の「諸外国における温暖化対策税制および温暖化対策税が産業の国際競争力に与える影響に関する調査検討業務」においては、海外の温暖化対策税を取り巻く状況と主要な論点を整理・分析しており、蓄積されたこれら詳細な情報・知見は、平成15年12月に設置された中央環境審議会総合政策・地球温暖化部会総合政策企画小委員会において、「温暖化対策税の具体的な制度案の検討を進めるにあたり、重要な必要不可欠なものである。以上の理由により本業務を行えるのは同社以外に無く競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
118	(株)エコマネジメント研究所 東京都渋谷区南平町1-9	平成17年度環境報告書普及方策検討調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月20日	7,770,000	本業務は環境報告書の信頼性向上に資する調査研究を行うものである。環境報告書の信頼性向上の調査研究にあたっては、環境報告書の内容についての幅広い知見を有していることが必要である。また、今回の調査研究は、平成16年度に作成した環境報告書審査基準案の運用に向けた実務指針を踏まえて、事業者による環境報告書の自己評価手法について検討を実施するものである。本調査の実施にあたっては、平成14年度までの環境報告書普及方策の検討状況及び環境報告書審査基準案に対する知見を有していること、環境報告書の審査業務についての知見を有していることが必要である。株式会社エコマネジメント研究所は、環境報告書をはじめとする事業者における環境配慮の取組について、他社に先駆けて様々な研究に取り組み、環境報告書が策定した環境報告書ガイドライン2000年度版並びに環境報告書ガイドライン2003年度版の作成に関与しており、環境報告書ガイドラインが現在多くの企業から参照されていること等、本業務を実施するに不可欠な環境報告書に関する知見を十分に有している。また、平成13年度及び平成14年度の環境報告書普及方策調査を受注しており、その検討経緯を十分に熟知している。さらに、平成15年度の環境報告書審査基準案の策定にあたっては、必要な調査を実施するなどその作成に関与しており、本業務に必要な知見を十分に有している。また、同社は昨年度の環境報告書普及方策検討調査業務を受注し、環境報告書審査基準案の運用に向けた実務指針についての検討を実施しており、環境報告書の審査業務についての知見も有している。以上の理由により本業務を行えるのは同社以外に無く競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	見直しの余地があるもの	平成17年度限り	
119	みずほ情報総研(株) 東京都千代田区神田錦町2-3	平成17年度環境税の導入による効果分析に関する調査検討業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月22日	19,950,000	本請負業務は、環境税の我が国への導入について具体的な検討を行う上で必要となる様々な専門的な事項、具体的には、環境税を我が国に導入した場合に税が経済的・社会的に与える効果・影響についての調査を行うものである。調査に当たっては、国内外における温暖化対策に関する施策(特に環境税)についての知見を豊富に有すること。これら知見に基づき正確な分析力を有すること。が必須となる。みずほ情報総研株式会社は、地球温暖化問題をはじめとする環境問題の政策提言に力を入れている。また、環境税の導入に向けた我が国の実情に合わせた具体的な制度面の検討を進めるにあたり、その基礎となるべきものであり重要な必要不可欠なものである。以上の理由により本業務を行えるのは同社以外に無く競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
120	(株)三菱総合研究所 東京都千代田区大手町2-3-6	平成17年度環境物品情報提供体制調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月3日	7,494,900	本業務は、望ましい情報提供体制のあり方の検討及び平成13年度から本格運用を行っている環境ラベル等データベースの追加・更新作業により、環境物品を適切に選択するための環境を整備し、もってグリーン購入の推進に資することを目的として実施されるものである。従って、請負業者においては、環境情報の提供方法、サービス分野における環境情報のあり方及び環境情報提供体制に係るガイドライン骨子の検討に必要な知見並びに環境ラベルに関する知見を有していること。各種のラベルを管理する団体及び事業者とのつながりを有すること。昨年度までの成果を十分に活用できること。が必須の条件となる。株式会社三菱総合研究所は、平成12年度から継続して環境物品情報提供体制調査業務及び環境ラベル等データベースに関する業務を請け負っており、これらの業務を通じて、情報提供主体、情報受取主体、媒体等の環境物品情報提供体制の検討に必要な知見及び環境ラベルに関する知見を有するとともに、データベースへの記載内容の確認等やとりやめを通じて各種のラベルを管理する団体及び事業者とのつながりを有している。また、平成12年度から継続して環境物品情報提供体制調査業務及び環境ラベル等データベースに関する業務を請け負っており、昨年度までの成果を十分に活用できる。以上の理由により本業務を行うのは同社以外に無く競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
121	オーガニックテーブル(株) 東京都足立区島根2-27-32F	平成17年度学校工改修と環境教育事業に関するレポート業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月27日	50,000,000	本事業は、環境省主催のNGO/NPO・企業環境政策提言フォーラムにおいて、平成15年度に同社が発表した政策提言を事業化させるものであり、同社に随意契約せざるを得ない。	その他のもの	-	(企画競争により選定された事業であり随意契約によらざるを得ない)
122	特定非営利活動法人持続可能な開発のための教育の10年推進会議 東京都渋谷区神宮前5-63-67 2F 表青山52F	平成17年度「国連持続可能な開発のための教育の10年」ガイドライン策定業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月29日	5,250,000	本業務については、2002年の第5回国連総会における「持続可能な開発のための教育の10年(以下「教育の10年」)」に関する決議の採択の経緯、趣旨及び今後の課題等についての知見を有し、我が国のガイドライン策定のための検討会の開催並びに関係する専門家等の意見の収集を行える能力が必要であるが、「持続可能な開発のための教育の10年推進会議(以下「推進会議」)は、正に「教育の10年」が意義ある実践につながり、真に持続可能な社会の構築に寄与するものとするため、日本国内の環境・開発・人権・多文化共生等の社会的課題に関するネットワーク組織として設立しているものでもあり、「教育の10年」を推進する上で必要な上記の条件をすべて満たすものは「推進会議」以外に無く競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	平成17年度限り
123	中央三井信託銀行(株) 東京都港区芝三丁目3番1号	平成17年度民間活動支援室設置に係る賃貸借	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	19,786,020	環境省民間活動支援室を「コスモス青山ビル」内に設置することは、各主体の環境パートナーシップ促進のための拠点である関連大学内にある「地球環境パートナーシッププラザ」の運営・事業実施のために必要な措置であり、関連大学に隣接している「コスモス青山ビル」は他に代替性のない特定の場所である。中央三井信託銀行株式会社はこのビルを賃貸する唯一のものであるため、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(随意契約によらざるを得ない)
124	(株)NTTデータ経営研究所 東京都渋谷区東1-3-2 12 渋谷プロバティエー東急ビル6階	平成17年度地域配慮型環境アセスメント促進事業	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月13日	14,910,000	本業務については、これまでに実施されてきた環境影響評価の事例を分析し、特に方法段階での住民意見の提出に係る課題の分析を行い得る専門性を有すること、ブログ等システムの導入・管理等、IT分野の十分な能力と実績を有すること、平成17年度に16年度に実施した地域配慮型環境アセスメント調査を全面的に活用する能力を有すること。課題の解消に向けITを活用した実践的な手法と実施にあたっての留意点を具体的に提案し得る専門能力を有することが必要である。このような団体は、(株)NTTデータ経営研究所以外に無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地のあるもの	-	平成17年度限り
125	(株)三菱総合研究所 東京都千代田区大手町2-3-6	平成17年度戦略的環境アセスメント制度総合調査(制度調査)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年12月27日	21,997,500	本業務は、ガイドラインの作成等に向けた戦略的環境アセスメント(SEA)のあり方に関する調査及び海外SEA制度導入状況調査を実施するものであり、SEA制度について十分な知見があり、SEAを効果的に実施するために必要となる実施手法及び技術的課題について熟知し、さらには、これまでのSEA制度調査結果を踏まえ、関係する情報を継続的に活用しなければ遂行不可能である。同社は、平成6～8年度に海外調査機関の協力のもと当該制度(SEA制度)を含めた海外環境アセスメント調査を独自に実施した実績がある。環境省請負調査で最新の国内外の調査を実施している。平成10～16年度に当該調査を実施していることから、SEA制度に関する的確かつ広範な知見を有するとともに、これまでの調査結果等を熟知し、一連の成果等を活用することができ、本業務を遂行可能な唯一の団体・会社等である。このような団体・会社は、(株)三菱総合研究所以外に無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地のあるもの	一般競争入札に移行(平成18年度から企画競争を実施し、平成20年度から一般競争入札に移行)	
126	イー・アンド・イノベーションズ(株) 東京都大田区蒲田5丁目3番3号	平成17年度特殊案件等環境影響審査調査(羽田空港再拡張事業に係る環境影響基礎調査)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月13日	11,500,000	本業務では、閉鎖性海域の流動機構、水質汚濁機構、水質汚濁に係る負荷発生源の状況等の専門知識を有していること。東京湾等の閉鎖性海域の水質保全対策やその効果に関する専門知識を有していること。特に閉鎖性海域の独立行政法人国立環境研究所(以下「国立環境研究所」という)の流動シミュレーションモデルに関し、精通した知見を有し、そのシミュレーション結果を的確に分析できる技術を有していること。が求められている。同社は、これまで東京湾、伊勢湾、大阪湾等の水質等シミュレーション実績や保全方策についての検討実績があり、何れも優れた業績をあげている等、本業務の実施に必要な専門知識を十分に有している。また、H15より、羽田空港再拡張事業に係る調査業務に携わっており、その状況について最も把握しているとともに、H16年度事業より使用している国立環境研究所の東京湾に係る流動シミュレーションモデルを使用した東京湾の流動機構、水質汚濁機構等を解析する調査においても最も実績がある機関であり、そのH16年度事業で得られたモデルによる解析調査のノウハウや成果を全面的に活用しなければ、本業務の遂行は不可能である。以上の諸条件を勘案し、本業務を遂行できる唯一の者として会計法第29条の3第4項の規定に該当するため。	見直しの余地のあるもの	-	平成17年度限り
127	学校法人関西大学 大阪府吹田市山手町3丁目3番3号	平成17年度環境技術開発等推進費(ナノ粒子計測法のための個数濃度基準粒子発生技術の開発)	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	16,990,000	環境技術開発等推進費は競争的資金であり、研究開発課題は、公募のあった課題の中から、外部有識者からなる総合研究開発推進会議の意見を踏まえて選定している。当該課題は、平成16年度に採択され、本年度も研究を継続するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	平成17年度限り
128	国立大学法人大阪大学 大阪府吹田市山田丘2-1	平成17年度環境技術開発等推進費(微生物機能に基づいた環境の健全性評価のためのDNAマイクロアレイの開発)	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月1日	6,500,000	環境技術開発等推進費は競争的資金であり、研究開発課題は、公募のあった課題の中から、外部有識者からなる総合研究開発推進会議の意見を踏まえて選定している。当該課題は、平成17年度に採択されたものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	平成17年度限り
129	国立大学法人大阪大学 大阪府吹田市山田丘2-1	平成17年度環境技術開発等推進費(微生物機能を利用したセメント・七素汚染土壌の浄化技術の開発)	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月1日	6,180,000	環境技術開発等推進費は競争的資金であり、研究開発課題は、公募のあった課題の中から、外部有識者からなる総合研究開発推進会議の意見を踏まえて選定している。当該課題は、平成17年度に採択されたものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	平成17年度限り
130	(株)博報堂 東京都港区芝浦3-4-1	平成17年度愛知万博における「環境の日」イベント開催業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	109,830,000	本事業については請負先を公募し、審査の結果(株)博報堂が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	平成17年度限り

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
131	(株)三菱総合研究所 東京都千代田区大手町2-3-6	平成17年度「平成18年度版環境白書」作成に係る基礎調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年1月24日	14,000,000	本業務の遂行に当たっては、環境白書が持つ役割について十分に理解していることに加え、我が国が直面する環境の現状について正確に分析し、国内外の環境政策、環境保全に係る取組事例等の環境情報を分かりやすく紹介するとともに、今後の環境保全施策の課題と方向性を提示する能力を有することが不可欠である。 また、平成18年版環境白書では、我が国が直面する人口減少問題に伴う社会構造の変容による環境への影響についてオリジナルデータのある分析を行い、社会の変容に対応した環境保全の在り方について示すことを予定していることから、(1)国内外の人口に係る状況、(2)人口の地域偏在と環境との関係、(3)少子高齢化と環境との関連、(4)人口減少時代におけるライフスタイルの変容と環境への影響、(5)人口減少時代における持続可能な都市、コミュニティの在り方の項目について調査・分析を行う手法を提示できることが必要である。公募した結果、要件を満たすのは、株式会社三菱総合研究所以外に競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	企画競争を継続	
132	三井情報開発(株) 東京都中野区東中野二丁目7番14号	平成17年度第二次環境基本計画見直しに係る基礎調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月5日	19,950,000	本業務を的確に遂行するためには、広範な環境政策についての個別専門的な知見と広範な政策手法の知識が必要であるほか、戦略的プログラム策定のための検討に際し、今回重点的に調査検討を行う予定の「環境保全の人口づくり、地域づくり」及び「市場等において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」について特に深い知識を有している必要がある。また、「本調査検討を進めるにあたり、本年7月19日に公表した「第三次環境基本計画策定に向けた考え方(中間とりまとめ)」を把握し、第三次計画策定の方向性を熟知している必要がある。公募した結果、これらの要件を満たし、本業務を効率的かつ的確に遂行できるのは、三井情報開発株式会社以外に競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
133	パシフィックコンサルタンツ(株) 東京都摩多区関戸一丁目7番地5	平成17年度特殊案件等環境影響評価審査調査(発電事業における温室効果ガス排出抑制措置検討調査)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月15日	6,993,000	本事業については請負先を公募し、審査の結果パシフィックコンサルタンツ(株)が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
134	日本エヌ・ユー・エス(株) 東京都港区海岸3丁目9番15号	平成17年度特殊案件等環境影響評価審査調査(海砂利採取跡等の埋め戻しに関する基礎調査)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月7日	5,985,000	本事業については請負先を公募し、審査の結果日本エヌ・ユー・エス(株)が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
135	アジア航測(株) 東京都新宿区新宿4-2-18	平成17年度環境影響評価に関する事後調査結果解析調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月15日	5,008,500	本事業については請負先を公募し、審査の結果アジア航測(株)が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
136	特定非営利活動法人環境テクノロジーセンター 東京都港区虎ノ門1-18-1虎ノ門10森ビル2階	平成17年度ナノテクノロジーを活用した環境技術開発推進事業「超小型・高機能環境モニタリング技術の開発」	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月1日	39,900,000	本事業については、新規テーマの採択に当たっては、研究テーマを記者発表、ナノテク関連雑誌への掲載により広く一般に募集し、公開のワークショップの場で発表させ、行政ニーズとの整合性等を公開討論している。行政ニーズが高いものについては、「総合研究開発推進会議」において専門家による厳正な事前評価を経て、評価が高かったものを採択する手続きを取っており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)
137	学校法人慶應義塾大学SFC研究所 神奈川県藤沢市遠藤532番地	平成17年度環境技術開発等推進費(都市・流域における自然共生型水・物質循環の理生と生態系評価技術開発に関する研究)	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	99,996,000	環境技術開発等推進費は競争的資金であり、研究開発課題は、公募のあった課題の中から、外部有識者からなる総合研究開発推進会議の意見を踏まえて選定している。当該課題は、平成14年度に採択され、本年度も研究を継続するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)
138	国立大学法人名古屋大学 愛知県名古屋市中区千種区不老町	平成17年度環境技術開発等推進費(芳香族塩素化合物を分解する嫌気性微生物マテリアル材の研究開発)	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月1日	26,640,000	環境技術開発等推進費は競争的資金であり、研究開発課題は、公募のあった課題の中から、外部有識者からなる総合研究開発推進会議の意見を踏まえて選定している。当該課題は、平成17年度に採択されたものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)
139	(財)電力中央研究所 東京都千代田区大手町一丁目6番1号	平成17年度環境技術開発等推進費(大気中ナノ粒子の多元系多成分同時計測技術を用いた環境評価技術の開発)	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月28日	38,957,000	環境技術開発等推進費は競争的資金であり、研究開発課題は、公募のあった課題の中から、外部有識者からなる総合研究開発推進会議の意見を踏まえて選定している。当該課題は、平成17年度に採択されたものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)
140	浜松トニクス(株) 静岡県浜松市市野町1126番地の1	平成17年度環境技術開発等推進費(生物発光計測技術を活用した養殖に対する化学物質生態リスク評価手法の開発)	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月1日	41,120,000	環境技術開発等推進費は競争的資金であり、研究開発課題は、公募のあった課題の中から、外部有識者からなる総合研究開発推進会議の意見を踏まえて選定している。当該課題は、平成17年度に採択されたものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)
141	国立大学法人東北大学 宮城県仙台市青葉区境通南宮町1-1	平成17年度環境技術開発等推進費(水鳥と共生する冬期湛水水田の多面的機能の解明と自然共生型水田農業モデルの構築に関する研究)	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月15日	36,994,000	環境技術開発等推進費は競争的資金であり、研究開発課題は、公募のあった課題の中から、外部有識者からなる総合研究開発推進会議の意見を踏まえて選定している。当該課題は、平成17年度に採択されたものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)
142	国立大学法人京都大学 京都府京都市左京区吉田本町	平成17年度環境技術開発等推進費(水環境に見出される医薬品の排出段階における物理化学処理に関する研究)	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月31日	41,250,000	環境技術開発等推進費は競争的資金であり、研究開発課題は、公募のあった課題の中から、外部有識者からなる総合研究開発推進会議の意見を踏まえて選定している。当該課題は、平成17年度に採択されたものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)
143	環境ネットワークシティ・いわき推進協議会 福島県いわき市平字梅本21	平成17年度環境と経済の好循環のまちモデル事業委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月28日	10,150,000	本業務についてはモデル事業として選定評価委員会の審査を経て採択されたいわき市のまちづくり協議会である環境ネットワークシティ・いわき推進協議会を承認したものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第3項に該当するため	その他のもの	-	(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)
144	飯田市環境協議会 長野県飯田市大久保町2534	平成17年度環境と経済の好循環のまちモデル事業委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月28日	9,207,000	本業務についてはモデル事業として選定評価委員会の審査を経て採択された飯田市のまちづくり協議会である飯田市環境協議会を承認したものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第3項に該当するため	その他のもの	-	(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
145	太田まほろば事業推進協議会	群馬県太田市浜町2番地35号	平成17年度環境と経済の好循環のまちモデル事業委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月13日	6,000,000	本業務についてはモデル事業として選定評価委員会の審査を経て採択された太田市のまちづくり協議会である太田まほろば事業推進協議会を承認したものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第3項に該当するため	その他のもの	(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)
146	飯豊町めざまの里協議会	山形県飯豊町大字榎3594-10	平成17年度環境と経済の好循環のまちモデル事業委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月21日	6,612,000	本業務についてはモデル事業として選定評価委員会の審査を経て採択された飯豊町のまちづくり協議会である飯豊町めざまの里協議会を承認したものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	その他のもの	(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)
147	住田町森林・林業日本一の町づくり推進協議会	岩手県奥仙都住田町世田米字川向9番地1	平成17年度環境と経済の好循環のまちモデル事業委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月31日	5,316,000	本業務についてはモデル事業として選定評価委員会の審査を経て採択された住田町のまちづくり協議会である住田町森林・林業日本一の町づくり推進協議会を承認したものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第3項に該当するため	その他のもの	(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)
148	出雲市環境と経済の好循環のまちづくり協議会	鳥根県出雲市今市町109番地1	平成17年度環境と経済の好循環のまちモデル事業委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月26日	6,318,039	本業務についてはモデル事業として選定評価委員会の審査を経て採択された出雲市のまちづくり協議会である出雲市環境と経済の好循環のまちづくり協議会を承認したものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	その他のもの	(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)
149	上勝町エコバレー推進協議会	徳島県勝浦郡上勝町大字福原字下日浦94-4	平成17年度環境と経済の好循環のまちモデル事業委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月13日	6,760,000	本業務についてはモデル事業として選定評価委員会の審査を経て採択された上勝町のまちづくり協議会である上勝町エコバレー推進協議会を承認したものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	その他のもの	(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)
150	高岡市環境と経済の好循環のまちづくり協議会	富山県高岡市広小路7番50号	平成17年度環境と経済の好循環のまちモデル事業委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月21日	7,000,000	本業務についてはモデル事業として選定評価委員会の審査を経て採択された高岡市のまちづくり協議会である高岡市環境と経済の好循環のまちづくり協議会を承認したものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	その他のもの	(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)
151	備前みどりのまほろば協議会	岡山県備前市吉永町吉永中885	平成17年度環境と経済の好循環のまちモデル事業委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月22日	7,000,000	本業務についてはモデル事業として選定評価委員会の審査を経て採択された備前市のまちづくり協議会である備前みどりのまほろば協議会を承認したものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	その他のもの	(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)
152	とやま環境と創造の夢舞台づくり協議会	富山県富山市新桜町7番38号	平成17年度環境と経済の好循環のまちモデル事業委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月25日	7,000,000	本業務についてはモデル事業として選定評価委員会の審査を経て採択された富山市のまちづくり協議会であるとやま環境と創造の夢舞台づくり協議会を承認したものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	その他のもの	(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)
153	グローバル・エコシティ塩塚推進協議会	宮城県塩竈市旭町1番1号	平成17年度環境と経済の好循環のまちモデル事業委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月22日	7,000,000	本業務についてはモデル事業として選定評価委員会の審査を経て採択された塩竈市のまちづくり協議会であるグローバル・エコシティ塩塚推進協議会を承認したものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	その他のもの	(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)
154	クールーフ推進協議会	東京都港区芝公園1丁目5番25号	平成17年度環境と経済の好循環のまちモデル事業委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年12月9日	7,000,000	本業務についてはモデル事業として選定評価委員会の審査を経て採択された港区ほか6区連合のまちづくり協議会であるクールーフ推進協議会を承認したものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	その他のもの	(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)
155	かわさき都心部循環型まちづくり協議会	川崎市川崎区宮本町1番地	平成17年度環境と経済の好循環のまちモデル事業委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年12月15日	7,000,000	本業務についてはモデル事業として選定評価委員会の審査を経て採択された川崎市のまちづくり協議会であるかわさき都心部循環型まちづくり協議会を承認したものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	その他のもの	(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)
156	北海道	北海道札幌市中央区北三条西6丁目	平成17年度公害防止計画実施状況等調査委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月4日	1,180,000	本業務については、平成17年度末に公害防止計画期間を終了する北海道域について、計画を策定した北海道事に対して環境質の改善状況や公害防止対策の状況について調査委託するものであり、契約の性質上競争を許さず、会計法第29条の3第4項に該当するため	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)
157	愛知県	愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2	平成17年度公害防止計画実施状況等調査委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月4日	1,020,000	本業務については、平成17年度末に公害防止計画期間を終了する愛知県域について、計画を策定した愛知県事に対して環境質の改善状況や公害防止対策の状況について調査委託するものであり、契約の性質上競争を許さず、会計法第29条の3第4項に該当するため	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)
158	(株) インテージ	東京都西東京市谷戸町2-14-11	平成17年度環境保全経費等集計解析システム改定業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎樺一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月14日	1,890,000	本業務については政府全体の環境保全施策の分析把握するための集積方法を開発するうえで、既に開発しているシステムを熟知していること、国の予算や広域にわたる環境保全に関する豊富な知見と経験が必要であるが、このような知見等を有するものは(株) インテージ以外に無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	見直し之余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)
159	(株) きょうせい	東京都杉並区荻窪4-30-16	平成17年版図で見る環境白書作成及び電子情報整備業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎樺一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月21日	4,200,000	本業務においては、環境白書の内容、構造及び手続き等に熟知しており、かつ厳しい日程の制約の中での突然の内容の変更についても臨機応変に対応可能であること、図で見る環境白書は環境問題に関する啓発を図るため、地方公共団体を中心とした販路が確保されることが加入、一般の書店でも販売することが可能であることが必要である。実績及び信頼性等の観点から、(株) きょうせい以外の業者はなく、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	見直し之余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)
160	(株) 三菱総合研究所	東京都千代田区大手町2-3-6	平成17年度環境と経済の統合のための産業活動のグリーン化促進に関する調査検討業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月10日	4,410,000	本業務は、産業活動を通じて、環境保全に資する製品やサービス(エコプロダクツ)を提供し、社会経済活動を環境配慮型のものに変えていく上で役に立つ技術やシステム等を提供する環境ビジネスの市場規模・雇用規模の推計等の検討を実施し、環境ビジネスの振興に関する調査研究を実施するものである。業務の実施にあたっては、現在の環境ビジネスに関する豊富な知見を有すること、平成17年度及び平成14年度に実施した環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の推計調査の推計方法等に関する詳細な知見を有していること、アジア地域における環境ビジネスの現状に関する知見を有していることが必要不可欠である。 (株) 三菱総合研究所は新たな環境ビジネスとして注目される排出量取引、温暖化対策技術などに関する調査研究業務等の実績があり、最新の環境ビジネスに関する豊富な知見を有する。また、平成17年度及び平成14年度に環境ビジネスの市場規模及び雇用規模の推計についての業務を受注し、その方法について豊富な知見を有している。さらに、アジア地域における環境ビジネスに関する調査も実施しておりその知見も有し、これらの成果を全面的に活用しなければ本業務の遂行は不可能である。 以上の理由により、本業務を遂行できるのは(株) 三菱総合研究所以外に無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	見直し之余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
161	特定非営利活動法人環境保全推進機構 東京都中央区日本橋箱崎町15-5	平成17年度「国連持続可能な開発のための教育の10年(OECD)」を踏まえた環境教育のあり方の調査検討業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年12月28日	2,992,500	本請負業務は、環境保全、経済発展、社会開発の3つの調和を図る必要があり、「環境と福祉」や「環境と健康」といった様々な課題を統合した取組を行うための様々な分野の調査等が行えること。「国連持続可能な開発のための教育の10年」は社会経済活動を資源と環境の制約条件を織り込んだものへ転換し、持続可能な消費・生産パターンを定着させる必要があり、新たな環境教育の手段・課題の検討が行えることが必要不可欠な条件であるが、これらの条件を満たすものはNPO法人環境保全推進機構以外にないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
162	イー・アンド・イーソリューションズ(株) 東京都大田区蒲田5丁目3番3号	平成17年度予測結果再評価審査事業(大阪湾保全等基礎調査)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月4日	4,935,000	本業務では、閉鎖性海域の流動機構、水質汚濁機構、水質保全対策やその効果に関する専門的知識を有する団体、会社等であること。大阪湾の流動シミュレーションモデル(独立行政法人国立環境研究所モデル)に關し精通した知見及び技術を有すること。大阪湾の水環境に係る詳細なシミュレーションデータを有するとともに、これまでの大阪湾において得られた環境監視結果や海域調査結果とを、効率的に比較、検証することが可能であること。が求められている。同社は、これまで東京湾、伊勢湾、大阪湾等の水質等シミュレーション実績や保全方策についての検討実績があり、何れも優れた業績をあげている等、本業務の実施に必要な専門知識を十分に有している。また、H14より、大阪湾保全等基礎調査に携わっており、その状況について最も把握しているとともに、H16年度事業より使用している国立環境研究所の大阪湾に係る流動シミュレーションモデルを使用した大阪湾の流動機構、水質汚濁機構等を解析する調査においても最も実績がある機関であり、そのH16年度事業で得られたモデルによる解析調査のノウハウや成果を全面的に活用しなければ、本業務の遂行は不可能である。以上の諸条件を勘案し、本業務を遂行できる唯一の者として会計法第29条の3第4項の規定に該当するため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
163	(株)三菱総合研究所 東京都千代田区大手町2-3-6	平成17年度超長期ビジョン検討に関する基礎情報の収集調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月4日	4,998,000	本業務については請負先を公募し、審査の結果(株)三菱総合研究所が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
164	(株)セルコ 東京都渋谷区渋谷2丁目5番2号	「平成17年版子ども環境白書」企画・製作業務等	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月4日	4,494,000	本業務については請負先を公募し、審査の結果(株)セルコが選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	その他のもの	企画競争を継続	
165	(株)セルコ 東京都渋谷区渋谷2丁目5番2号	平成17年度未確立環境影響評価予測モデル(干潟生態系関連)検討調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎雅一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月2日	4,998,000	本事業については請負先を公募し、審査の結果(株)セルコが選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度から企画競争を実施し、20年度以降一般競争入札に移行)	
166	(株)数理計画 東京都千代田区猿樂町2丁目5番4号	平成17年度道路事業に係る環境影響評価追跡調査事業	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年12月15日	4,998,000	本事業については請負先を公募し、審査の結果数理計画(株)が選定されており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
167	特定非営利活動法人森づくりフォーラム 東京都文京区本郷3-2-3 青藤ビル3F	平成17年度日本の森林を育てる新炭利用キャンペーン事業に関するフィナンシアリティー調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月26日	3,990,000	本調査は、環境省が実施するNGO/NPO・企業環境政策提言プロセスにおいて優秀提言として選出されたものについて、政策火に向けての追加調査を行うものであり、16年度優秀政策提言「日本の森林を育てる新炭利用キャンペーン」について熟知しており当該提言の意図するものを実際の現場において忠実に反映させることが必要であるが、このような団体は提言団体である特定非営利活動法人 森づくりフォーラム以外にはなく競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	平成17年度限り
168	周南市温暖化対策地域協議会 山口県周南市岐山通1丁目1番地	平成17年度環境と経済の好循環のまちモデル事業委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月31日	3,406,000	本業務についてはモデル事業として選定評価委員会の審査を経て採択された周南市のまちづくり協議会である周南市温暖化対策地域協議会を承認したものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	その他のもの	「(企画競争により選定された事業であり、随時契約によらざるを得ない)」	
169	環境の里づくり協議会 高知県高岡郡梶原町梶原1444-1	平成17年度環境と経済の好循環のまちモデル事業委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年3月10日	1,801,030	本業務についてはモデル事業として選定評価委員会の審査を経て採択された梶原町のまちづくり協議会である環境の里づくり協議会を承認したものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	その他のもの	「(企画競争により選定された事業であり、随時契約によらざるを得ない)」	
170	環境フロンティア遠野協議会 岩手県遠野市東館町8番12号	平成17年度環境と経済の好循環のまちモデル事業委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年2月28日	4,500,000	本業務についてはモデル事業として選定評価委員会の審査を経て採択された遠野市のまちづくり協議会である環境フロンティア遠野協議会を承認したものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	その他のもの	「(企画競争により選定された事業であり、随時契約によらざるを得ない)」	
171	鯉ヶ沢町工口推進協議会 青森県西津軽郡鯉ヶ沢町大字本町209-2	平成17年度環境と経済の好循環のまちモデル事業委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月25日	4,500,000	本業務についてはモデル事業として選定評価委員会の審査を経て採択された鯉ヶ沢町のまちづくり協議会である鯉ヶ沢町工口推進協議会を承認したものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	その他のもの	「(企画競争により選定された事業であり、随時契約によらざるを得ない)」	
172	稚内新エネルギー研究会 北海道稚内市中央3丁目13番15号	平成17年度環境と経済の好循環のまちモデル事業委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年12月19日	4,500,000	本業務についてはモデル事業として選定評価委員会の審査を経て採択された稚内市のまちづくり協議会である稚内新エネルギー研究会を承認したものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	その他のもの	「(企画競争により選定された事業であり、随時契約によらざるを得ない)」	
173	富士通(株) 東京都港区東新橋1-5-2	研修用PCシステム機器借上及び保守業務	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成17年4月1日	12,709,488	リース期間が満了していないため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(リース期間満了後、19年度中から)	
174	日本ウォーターズ(株) 東京都品川区北品川1-3-12第5小池ビル	タンデム質量分析計システム購入業務	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成17年10月3日	14,520,660	当該機械は本社以外に扱う社がないため。	その他のもの	-	平成17年度限り

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考	
175	武州ガス(株)	埼玉県越市田町3-2-12	ガス代	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成17年4月1日	5,429,979	ガス供給業務を行っているのが当社のみであるため(会計法第29条の3第4項)。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
176	埼玉ゼロック(株)	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-2	複写機保守・賃貸借料	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成17年4月1日	10,138,902	リース期間が満了していないため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地のあるもの	一部を一般競争に移行(賃貸借期間が終了した機器から順次19年度開始分、20年度開始分、21年度開始分)	
177	東京電力(株)	東京都千代田区内幸町1-1-3	電気代	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成17年4月1日	15,144,448	当施設の消費電力規模の電力供給業務を行っているのが当社のみであるため(会計法第29条の3第4項)。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
178	日本ウォーターズ(株)	東京都品川区北品川1-3-12第5小池ビル	高速液体クロマトグラフ分析装置購入業務	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成18年1月13日	6,458,865	当該機種は、地方公共団体での高いシェアを持つものであるとともに、近年当該機種を用いた最新分析法の開発が積極的に進められているため、地方公共団体から当該機種を用いた分析研修の実施が強く望まれているところである。本機器については、当社製のものであるため、同社以外に取り扱うことが出来ないことため。	その他のもの	-	平成17年度限り
179	日本電子(株)	東京都立川市曙町2-8-3	ガスクロマトグラフ質量分析計購入業務	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成18年1月16日	8,400,000	当該機種は、地方公共団体での高いシェアを持つものである。本機器については、当社製のものであるため、同社以外に取り扱うことが出来ないことため。	その他のもの	-	平成17年度限り
180	丸善(株)	埼玉県さいたま市大宮区吉敷町1-4-1	外国雑誌購入業務	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成17年4月1日	2,181,941	当該雑誌を扱っているのは丸善(株)以外にないため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (供給元が一に限られる書籍が存在するため、随意契約によらざるを得ない)	
181	荏原冷熱システム(株)	埼玉県さいたま市北区奈良町1-4-3	吸収冷温水機等冷暖房保守整備業務	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成17年4月1日	2,835,000	当該設備は当社製のものであるため、他の業者では取り扱うことが不可能なため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
182	日本エレベーター製造(株)	東京都千代田区東神田1-9-9	エレベーター保守業務	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成17年4月1日	2,880,990	当該機器は当社製のものであるため、他の業者では取り扱うことが不可能なため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
183	所沢市水道部営業課	埼玉県所沢市宮本町2-21-4	水道料金	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成17年4月1日	3,588,246	水道業務を行っているのが当社のみであるため。(会計法第29条の3第4項、第29条の12)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
184	(株)エビヌマ	神奈川県横浜市金沢区町屋町4-2-5	寝具類の賃貸借業務	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成17年4月1日	1,232,091	リース期間が満了していないため。(第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
185	(株)山武ビルシステムカンパニー	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1-2	空気自動制御機器定期保守点検業務	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成17年4月1日	3,108,000	当該機器は当社製のものであるため、他の業者では取り扱うことが不可能なため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
186	総合警備保障(株)	埼玉県さいたま市大宮区錦町6-8-2-2	環境調査研修所警備請負業務	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成17年4月1日	1,398,600	現警備体制は当社製であり、毎年度機器の更新をすることは非効率かつ経済的に不利益を被るため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
187	富士通(株)	東京都港区東新橋1-5-2	FENICISインターネットサービスBフレッツ接続業務	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成17年4月1日	1,323,000	現在研修所にあるPCシステムに接続するものであるが、同システムを熟知していないと回線導入時にシステムに異常をきたすこととなる。よって同システムを構築・保守業務を請け負っている同社以外にないため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
188	中部科学機器(株)	東京都千代田区一番町1-5-2-1	質量分析装置修理業務	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成17年5月23日	1,594,950	同機器の製造元である社の代理店が同社以外にないため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
189	(株)システム技術研究所	東京都中央区東日本橋2-1-6	省エネマネジメントシステムの運用と省エネ対策の検討業務	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成17年4月1日	3,528,000	昨今の温室効果ガス削減対策に資するための対策を講ずるため、12年度に省エネマネジメントシステムを構築した。本業務は毎年度行うため同システムを構築した社に継続的に任せなければ長期間にわたる対策の一貫性を保つことができないため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
190	日本ウォーターズ(株)	東京都品川区北品川1-3-12第5小池ビル	Empowerパーソナルアドオン購入業務	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成17年8月16日	1,648,500	当該機器は同社製のものであり、他の販売業者はないため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
191	日立計測器サービス(株)	さいたま市北区本郷町2-7-2	原子吸光度計バージョンアップ業務	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成17年10月4日	1,484,700	当該機器は同社製のものであり、他の業者では取り扱えないため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
192	サーモエレクトロン(株)	神奈川県横浜市神奈川区守屋町3-9	原子吸光分析装置、プラズマ発光分析装置移設業務	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成18年1月24日	1,106,910	当該機器は同社製のものであり、他の業者では取り扱えないため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
193	大和リゾート(株)北九州八幡ロイヤルホテル 福岡県北九州市八幡東区枝光1-1-1	廃棄物・リサイクル専攻別研修に係る会場借上業務	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成17年5月13日	3,113,675	北九州市内において本研修の開催規模等仕様を満たすが社以外にないため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
194	(株)数理計画 東京都千代田区猿楽町2-5-4	研修アンケート集計・分析業務	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成17年6月22日	2,761,500	将来的に研修関連データを一括管理するため、現行の「研修所管理システム」へ統合する必要がある。そのため、システムとの互換性のあるデータ作成が必要ことから現行の同システムを構築した同社と契約する必要があるため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
195	竹田理化工業(株) 東京都渋谷区恵比寿西2-7-5	分析機器移設業務	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成17年12月22日	1,721,160	本業務の対象機械は同社製であるため、同社以外に取り扱うことができないため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
196	日本電子データム(株) 東京都立川市曙町2-8-3	質量分析計移設業務	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成17年12月27日	1,575,000	本業務の対象機械は同社製であるため、同社以外に取り扱うことができないため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
197	(株)数理計画 東京都千代田区猿楽町2-5-4	研修情報総合管理・運用システム改修業務	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成18年1月13日	2,910,000	当該システムは同社が構築したものであるため、同社以外に業務を行える社がないため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
198	日立計測器サービス(株) さいたま市北区本郷町2-7-2	原子吸光分析装置移設業務	分任支出負担行為担当官環境調査研修所次長 埼玉県所沢市並木3-3	平成18年1月25日	1,144,500	本業務の対象機械は同社製であるため、同社以外に取り扱うことができないため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
199	(株)クレバ分析センター 福島県いわき市錦町塚塚46番地	平成17年度QSAR構築等に係る生態影響試験実施事業	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年2月8日	13,597,500	本事業は、計37物質についての生態影響試験を実施するものである。生態影響試験を実施するに当たっては、一定の試験精度を担保する必要があることから、化審法GLPに適合していることが必須となる。また、同一の化学物質についての各試験結果を適正に比較できるようにするためには、同一の試験環境で試験を行うことが望ましい。本事業においては各物質について1-4試験を行うが、各機関が実施できる試験数は、試験施設の規模、所有する分析機器により、おのずと制限が生ずる。そこで、化審法GLPの適合確認を受けている計8機関に対し、化学物質ごとの試験実施の可否、試験経費及び今年度の試験実施受入能力等を事前調査した上で、各試験機関に分担させて請け負わせることが最良であると考えられる(事前調査の結果、3機関からは、本年度事業への参加を辞退する旨の意向を受けている。)。以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されたので、会計法第29条の3第4項の規定に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
200	(財)化学物質評価研究機構 東京都文京区後楽1-4-25	平成17年度QSAR構築等に係る生態影響試験実施事業	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年2月8日	12,022,500	本事業は、計37物質についての生態影響試験を実施するものである。生態影響試験を実施するに当たっては、一定の試験精度を担保する必要があることから、化審法GLPに適合していることが必須となる。また、同一の化学物質についての各試験結果を適正に比較できるようにするためには、同一の試験環境で試験を行うことが望ましい。本事業においては各物質について1-4試験を行うが、各機関が実施できる試験数は、試験施設の規模、所有する分析機器により、おのずと制限が生ずる。そこで、化審法GLPの適合確認を受けている計8機関に対し、化学物質ごとの試験実施の可否、試験経費及び今年度の試験実施受入能力等を事前調査した上で、各試験機関に分担させて請け負わせることが最良であると考えられる(事前調査の結果、3機関からは、本年度事業への参加を辞退する旨の意向を受けている。)。以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されたので、会計法第29条の3第4項の規定に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
201	(株)三菱化学安全科学研究所 東京都港区芝1-3-0	平成17年度QSAR構築等に係る生態影響試験実施事業	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年2月8日	87,675,000	本事業は、計37物質についての生態影響試験を実施するものである。生態影響試験を実施するに当たっては、一定の試験精度を担保する必要があることから、化審法GLPに適合していることが必須となる。また、同一の化学物質についての各試験結果を適正に比較できるようにするためには、同一の試験環境で試験を行うことが望ましい。本事業においては各物質について1-4試験を行うが、各機関が実施できる試験数は、試験施設の規模、所有する分析機器により、おのずと制限が生ずる。そこで、化審法GLPの適合確認を受けている計8機関に対し、化学物質ごとの試験実施の可否、試験経費及び今年度の試験実施受入能力等を事前調査した上で、各試験機関に分担させて請け負わせることが最良であると考えられる(事前調査の結果、3機関からは、本年度事業への参加を辞退する旨の意向を受けている。)。以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されたので、会計法第29条の3第4項の規定に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
202	(株)三菱化学安全科学研究所 東京都港区芝1-3-0	平成17年度既存化学物質等生態影響試験実施事業	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月20日	8,400,000	本事業は、計16物質についての生態影響試験を実施するものである。生態影響試験を実施するに当たっては、一定の試験精度を担保する必要があることから、化審法GLPに適合していることが必須となる。また、同一の化学物質についての各試験結果を適正に比較できるようにするためには、同一の試験環境で試験を行うことが望ましい。本事業においては各物質について3試験を行うが、各機関が実施できる試験数については、試験施設の規模、所有する分析機器により、おのずと制限が生ずる。そこで、化審法GLPの適合確認を受けている計8機関に対し、化学物質ごとの試験実施の可否、試験経費及び今年度の試験実施受入能力等を事前調査した上で、各試験機関に分担させて請け負わせることが最良であると考えられる(事前調査の結果、1機関からは、本年度事業への参加を辞退する旨の意向を受け、1機関は指名停止中である。)。以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されたので、会計法第29条の3第4項の規定に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
203	(株)JCLバイオアッセイ 大阪府豊中市新千里東町1-4-2	平成17年度既存化学物質等生態影響試験実施事業	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月20日	5,565,000	本事業は、計16物質についての生態影響試験を実施するものである。生態影響試験を実施するに当たっては、一定の試験精度を担保する必要があることから、化審法GLPに適合していることが必須となる。また、同一の化学物質についての各試験結果を適正に比較できるようにするためには、同一の試験環境で試験を行うことが望ましい。本事業においては各物質について3試験を行うが、各機関が実施できる試験数については、試験施設の規模、所有する分析機器により、おのずと制限が生ずる。そこで、化審法GLPの適合確認を受けている計8機関に対し、化学物質ごとの試験実施の可否、試験経費及び今年度の試験実施受入能力等を事前調査した上で、各試験機関に分担させて請け負わせることが最良であると考えられる(事前調査の結果、1機関からは、本年度事業への参加を辞退する旨の意向を受け、1機関は指名停止中である。)。以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されたので、会計法第29条の3第4項の規定に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
204	(財)化学物質評価研究機構 東京都文京区後楽1-4-25	平成17年度既存化学物質等生態影響試験実施事業	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月20日	21,892,500	本事業は、計16物質についての生態影響試験を実施するものである。生態影響試験を実施するに当たっては、一定の試験精度を担保する必要があることから、化審法GLPに適合していることが必須となる。また、同一の化学物質についての各試験結果を適正に比較できるようにするためには、同一の試験環境で試験を行うことが望ましい。本事業においては各物質について3試験を行うが、各機関が実施できる試験数については、試験施設の規模、所有する分析機器により、おのずと制限が生ずる。そこで、化審法GLPの適合確認を受けている計8機関に対し、化学物質ごとの試験実施の可否、試験経費及び今年度の試験実施受入能力等を事前調査した上で、各試験機関に分担させて請け負わせることが最良であると考えられる(事前調査の結果、1機関からは、本年度事業への参加を辞退する旨の意向を受け、1機関は指名停止中である。)。以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されたので、会計法第29条の3第4項の規定に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
205	(株)クレハ分析センター 福島県いわき市錦町郷塚46番地	平成17年度既存化学物質等生態影響試験実施事業	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月20日	5,040,000	本事業は、計16物質についての生態影響試験を実施するものである。生態影響試験を実施するに当たっては、一定の試験精度を担保する必要性があることから、化審法GLPに適合していることが必須となる。また、同一の化学物質についての各試験結果を適正に比較できるようにするためには、同一の試験環境で試験を行うことが望ましい。本事業においては各物質について3試験を行うが、各機関が実施できる試験数については、試験施設の規模、所有する分析機器により、おのずと制限が生ずる。そこで、化審法GLPの適合確認を受けている計8機関に対し、化学物質ごとの試験実施の可否、試験経費及び今年度の試験実施受入能力等を事前調査した上で、各試験機関に分担させて請け負わせることが最良であると考えられる(事前調査の結果、1機関からは、本年度事業への参加を辞退する旨の意向を受け、1機関は指名停止中である。)。以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されたので、会計法第29条の3第4項の規定に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
206	(財)畜産生物科学安全研究所 神奈川県相模原市橋本台3丁目7番11号	平成17年度難分解性・高濃縮性化学物質に係る鳥類毒性試験検討調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月1日	24,675,000	本請負業務は、化学物質のこれまでの審査制度の状況や化学物質の生態系に及ぼす影響に関する情報などについて幅広い高度な専門知識を有することともに鳥類毒性試験をOECDガイドラインに沿って適切に実施する設備、ノウハウ、経験を有することが必要不可欠である。 財団法人畜産生物科学安全研究所は、平成元年から4年間にわたり、環境庁水質保全局土壌農薬課から、農業生態影響評価法確立調査を受託し、OECDの鳥類摂餌毒性試験の有用性を確認するとともに、標準的な鳥類試験法(案)を確立した経験があり、鳥類繁殖試験を実施可能な施設を有する研究所であることから、本調査を遂行できる能力を有する唯一の団体である。 以上の理由により、契約の性質又は、目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本請負業務の契約業者として、財団法人畜産生物科学安全研究所と随意契約することとした。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
207	学校法人兵庫医科大学 兵庫県西宮市武庫川町1-1	平成17年度学童コホート調査の阪神地区における同意確保調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	11,550,000	本業務は、大都市部の道路沿道住民における自動車排ガスへの曝露実態を定量的に把握し、住民の呼吸器疾患をはじめとする健康影響との関連性を疫学的に明らかにすることを目的として、小学校の協力を得て1万人を超える学童を対象として実施する疫学調査である。調査結果の精度を高めるためには、より多くの調査対象候補者から同意を得て、調査対象者に偏りがなく状況で調査を実施する必要がある。このためには、小学校を経由してA T S質問調査票を配布し、小学生を対象とする大気汚染等健康被害に関する疫学調査の実績を有する者により実施することが必要である。 兵庫医科大学の「鳥 正之教授」は、A T S・D L D質問票を使用し、複数の小学校を対象とした疫学調査の実績を有する阪神地区で唯一の現役の研究者であり、同者を有する同大学でなければ、信頼ある結果を得ることが出来ないものであり、競争をゆるさないことから、会計法第29条の3第4項に該当するものである。	その他のもの	(随意契約)によらざるを得ない	
208	(株)数理計画 東京都千代田区猿楽町2-5-4	平成17年度高齢認定患者の療養生活実態等に関する調査研究	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月2日	5,397,000	本業務は、高齢化の進む高齢認定患者に対する施策のあり方を検討するため、平成15年度から3カ年計画で高齢認定患者の療養生活の実態を調査しているものであり、平成17年度はこれまでの調査についてのフォローアップ調査の実施・取りまとめを行うとともに、平成15、16年度の調査結果と合わせて高齢認定患者が抱える療養生活上の問題点等を考察するものである。 株式会社数理計画は、平成15年度「公費健康被害の補償等に関する法律(公健法)の被認定者の生活実態に関するアンケート調査」及び平成16年度「公害健康被害に対する公害医療の実態把握に関する調査」を実施し、高齢認定患者の療養生活実態に関する解析・評価の経験をしており、高齢認定患者が抱える療養生活上の問題点等を総合的に考察・抽出することは、3カ年の調査と密接不可分であり、これまでの成果を全面的に活用しなければ、遂行は不可能である。以上の理由により、契約の性質又は、目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本請負業務の契約業者として、株式会社数理計画と随意契約するものである。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
209	(株)東レリサーチセンター 東京都中央区日本橋室町3-1-8	平成17年度カドミウム非汚染地域腎機能障害実態調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月15日	9,943,500	本調査研究は、平成9年の「カドミウム汚染地域住民健康影響調査検討会」の「中間報告」において、カドミウム汚染地域における尿中2MG等の近位尿細管機能異常について、対照地域の「非汚染地域」における調査研究の必要性が示されたことを受け、平成11年度から開始された調査研究であり、さらに平成14年の同検討会の報告を受け、新たに平成15年度から4カ年計画で、腎疾患患者の腎・尿細管機能の追跡・解析を行っているものである。調査研究の実施にあたっては、腎検査(尿細管機能、尿蛋白、尿糖等)、血液検査(腎機能、貧血等)等の分析結果の統計的な解析に関する知識と実績を有することが必要である。 株式会社 東レリサーチセンターは、腎検査(尿細管機能、尿蛋白、尿糖等)、血液検査(腎機能、貧血等)等の分析測定結果の解析に関する知識と実績を有する者であり、平成11年から本業務を継続して行ってきた者である。平成17年度の調査研究は15、16年度の調査と密接不可分な研究であり、4年計画の最終年度としてこれまでの研究成果を十分に踏まえて取りまとめものである。4カ年計画の研究事業の継続性を確保するため、当該業者と契約することが最も効率的である。以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手先として、株式会社東レリサーチセンターを選定し、随意契約を締結することとした。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
210	(株)数理計画 東京都千代田区猿楽町2-5-4	平成17年度公害認定患者社会医療調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月2日	8,526,000	当該業務は、公健法旧第一種指定地域における公害認定患者の診療報酬明細書(レセプト)等を基に公害患者の受療の実態を調査し、診療報酬等の検討をする際の基礎的な資料を作成するものである。本調査を実施するにあたっては、各自治体よりレセプトを借り受け、公害医療の内容を理解した上で入力、集計を行う必要があり、レセプトについて豊富な知識・経験を有し、レセプトの読解及び公害特有の診療報酬点数体系を理解している必要がある。 株式会社 数理計画は平成11年より本業務を行っていることから、公害特掲を含むレセプトの集計、審査に対する経験、技術を有する事業者である。以上のことから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき本業務の委託契約業者として、株式会社 数理計画と随意契約するものである。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
211	(財)化学物質評価研究機構 東京都文京区後楽1-4-25	平成17年度生態影響試験実施事業	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月12日	10,450,000	本事業は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法に基づく試験施設に関する基準(以下「化審法GLP」)を満たす施設において化審法に基づく試験方法(一部の試験についてはOECDテストガイドライン)に基づき実施される必要があり、さらに各試験対象物質について最大4試験を行うことができる試験設備、分析機器を有することが必須である。以上の条件をすべて満たしている試験機関は、藻類生長阻害試験・ミジンコ類急性遊泳阻害試験・オオミジンコ繁殖試験・魚類急性毒性試験については、財団法人化学物質評価研究機構・株式会社クレハ分析センター・国土環境株式会社・住化学テノアビス株式会社・株式会社「C L Iバイオアッセイ」・財団法人日本食品分析センター・富士フィルム株式会社・株式会社三菱化学安全科学研究所の8機関、魚類初期生活阻害毒性試験については、財団法人化学物質評価研究機構・株式会社クレハ分析センター・住化学テノアビス株式会社・株式会社・株式会社三菱化学安全科学研究所の4機関以外にはなく、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため、各種試験期間の請負物質については、化学物質等の試験実施可否及び今年度の試験実施受入能力等を事前調査し、請け負わせることが最良であると判断した結果である。なお、株式会社「C L Iバイオアッセイ」住化学テノアビス株式会社・富士フィルム株式会社については、本年度事業への参加を辞退する旨の意思表示を受けており、財団法人日本食品分析センターについては、見積を比較検討した結果、請け負わせる物質がなかった。	見直しの余地のあるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
218	(財)日本科学技術振興財団 東京都千代田区北の丸公園2-1	平成17年度ジフェニルアルシンの健康影響に関する調査研究業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月5日	97,965,000	本業務は通常自然界には存在しない有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシンの人への健康影響、治療法を含めた症候や病態の解明を目的とする事業である。本業務は世界で唯一の事例であるジフェニルアルシンの人による健康被害について、学際的に研究を実施するものであるため、科学技術の研究開発を公的かつ中立的に促進できることが必須である。日本科学技術振興財団は設立目的、「科学技術に関する諸事業を総合的に推進し、もって我が国の科学技術水準の向上に寄与すること」とある。本業務も同趣旨に則り実施されるものである。また、本業務の調査対象者は、主として茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業の医師手帳交付者を対象としており、事業開始時に対象者の同意を得てから実施しているものであるため、個人情報取り扱いに関する調査対象者の信頼関係を維持し、事業を継続実施できる者は同者以外にないため、事業の性質が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
219	(株)三菱化学安全科学研究所 東京都港区芝1-3-0	平成17年度ジフェニルアルシンのラットを用いた毒性試験業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月14日	73,825,500	本業務は科学的知見の乏しい有機ヒ素化合物であるジフェニルアルシンのラットに投与し、毒性やラットに与える影響等を試験する業務である。有機ヒ素化合物の人への影響については主に神経系統への影響が示唆されており、本試験でも行動毒性等を調べるため、それらを調査することのできる特殊な機器を多数保有していることが不可欠であるため、三菱化学安全科学研究所以外には実施は不可能であり競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地のあるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
220	(株)三菱化学安全科学研究所 東京都港区芝1-3-0	平成17年度モノフェニルアルシンのラットを用いた毒性試験業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月6日	17,850,000	本業務は科学的知見の乏しい有機ヒ素化合物であるモノフェニルアルシンのラットに投与し、毒性やラットに与える影響等を試験する業務である。有機ヒ素化合物の人への影響については主に神経系統への影響が示唆されており、本試験でも行動毒性等を調べるため、それらを調査することのできる特殊な機器を多数保有していることが不可欠であるため、三菱化学安全科学研究所以外には実施は不可能であり競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	平成17年度限り
221	日本技術開発(株) 東京都中野区本町5-33-11	平成17年度茨城県神栖市における汚染解明のための調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月19日	65,735,250	本業務は茨城県神栖市においてしている通常自然界には存在しない有機ヒ素化合物による地下水汚染について、汚染メカニズム解明調査の一環として、地下水汚染シミュレーション等を実施する業務である。本業務には地下水の挙動等についての高度な知識、シミュレーションのためのデータを入力したプログラムを解析する必要があり、それには同社が持つシミュレーションソフト以外には実施することが不可能であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
222	日本技術開発(株) 東京都中野区本町5-33-11	平成17年度有機ヒ素化合物等に汚染された土壌及び地下水の浄化技術に関する調査研究業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年1月12日	149,625,000	本業務は毒ガス成分の一種である有機ヒ素化合物等に汚染された土壌や地下水の浄化技術について技術的な評価を実施する業務である。浄化技術の技術的な評価については、毒ガス関連成分である有機ヒ素化合物の環境中での挙動や物性、毒性についての見解が不可欠であるが、日本技術開発株式会社はこれまでの実施した事業を通じてそのような知見を有しており、その知見を活用しなければ事業の目的達成が不可能である。これらの理由により競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地のあるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
223	(財)化学物質評価研究機構 東京都文京区後楽1-4-25	平成17年度茨城県神栖市の掘削土壌の毒ガス関連物質及び環境調査における地下水の毒ガス関連物質分析業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月5日	9,424,800	本業務は茨城県神栖市において実施している汚染源掘削調査の一環として、掘削された土壌等を分析する業務である。本業務には毒ガス成分分析用の標準物質(マスタード、ルイサイト)が必要であるが、当該物質は化学兵器禁止条約により厳格に保有が規制されており、現時点において当該物質を保有している財団法人化学物質評価研究機構以外には事業を実施することはできず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	平成17年度限り
224	(財)化学物質評価研究機構 東京都文京区後楽1-4-25	平成17年度千葉県習志野演習場周辺における地下水分析業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月9日	7,885,500	本業務は昭和48年旧重毒ガス弾等に関する全国調査のフォローアップ調査においてA事案に分類された習志野演習場周辺において環境調査の一環として地下水を分析する業務である。本業務には毒ガス成分分析用の標準物質(マスタード、ルイサイト)が必要であるが、当該物質は化学兵器禁止条約により厳格に保有が規制されており、現時点において当該物質を保有している財団法人化学物質評価研究機構以外には事業を実施することはできず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	平成17年度限り
225	(株)神戸製鋼所 兵庫県神戸市中央区臨浜町2-10-26	平成17年度A事案の区域における土地改変時の環境調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月20日	19,950,000	本業務は土地改変指針に基づき土地改変工事があった際に毒ガス弾等による被災未然防止のため環境調査を実施するものである。本業務には毒ガスの可能性のあるガスを検知した場合に速やかにGC/MSを原理とし装置により測定できることが必要であり、現時点においては当該装置を保有しているのは株式会社神戸製鋼所以外にない競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地のあるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
226	日立造船(株) 大阪府大阪市住之江区南港北1-7-89	平成17年度茨城県神栖町における汚染土壌保管業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	347,025,000	本業務は茨城県神栖市における汚染源掘削調査業務で発生した汚染土壌等を処理までの間、保管等を行う業務である。平成16年度に日立造船株式会社は汚染源掘削調査を実施し、同社の汚染拡散防止施設等が現場に存置しており、競争に付することが不利であるため、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	平成17年度限り
227	日立造船(株) 大阪府大阪市住之江区南港北1-7-89	平成17年度茨城県神栖市における汚染土壌等破砕分級業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月11日	73,468,000	本業務は茨城県神栖市における汚染源掘削調査業務で発生した汚染土壌等を焼却処理に適した大きさに破砕する業務である。平成16年度に日立造船株式会社は汚染源掘削調査を実施し、同社の汚染拡散防止施設等が現場に存置しており、競争に付することが不利であるため、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	平成17年度限り
228	日立造船(株) 大阪府大阪市住之江区南港北1-7-89	平成17年度茨城県神栖町における汚染土壌処理に関する実証試験業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月5日	77,122,500	本業務は茨城県神栖市における汚染源掘削調査で発生している汚染土壌等の処理に当たり、処理予定施設と同形式の試験炉を用いて有機ヒ素化合物が無機化されているかを確認する試験である。神栖市における汚染土壌等の処理については、平成16年度に企業より公募を行ったものの、いずれの企業の提案も地元自治体の反対があり実現には至らなかった。そのため、地元神栖市での処理を検討した結果、鹿島共同再資源化センターで処理を行うこととなり、同社と同形式の試験炉を保有する日立造船株式会社以外には事業実施は不可能であり競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	平成17年度限り
229	鹿島共同再資源化センター(株) 茨城県神栖市東和田21番地3	平成17年度茨城県神栖市における汚染土壌処理に係る設備調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年3月2日	6,930,000	本業務は茨城県神栖市における汚染源掘削調査で発生している汚染土壌等の処理に当たり、処理予定施設の設備改修を目的として設計等を実施する業務である。神栖市における汚染土壌等の処理については、平成16年度に企業より公募を行ったものの、いずれの企業の提案も地元自治体の反対があり実現には至らなかった。そのため、地元神栖市での処理を検討した結果、鹿島共同再資源化センター以外での処理は不可能であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	平成17年度限り
230	鹿島共同再資源化センター(株) 茨城県神栖市東和田21番地3	平成17年度茨城県神栖市における汚染土壌処理に係る確認試験業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年2月22日	60,000,150	本業務は茨城県神栖市における汚染源掘削調査で発生している汚染土壌等の処理に当たり、処理予定施設の実炉を用いて有機ヒ素化合物が無機化されているかを確認する試験である。神栖市における汚染土壌等の処理については、平成16年度に企業より公募を行ったものの、いずれの企業の提案も地元自治体の反対があり実現には至らなかった。そのため、地元神栖市での処理を検討した結果、鹿島共同再資源化センター以外での処理は不可能であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	平成17年度限り

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
231	日本物理探検(株)	東京都大田区中馬込2-2-12	平成17年度茨城県神栖町飲用井戸ヒ素汚染に関する汚染源調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穉一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月27日	41,321,700	本業務は茨城県神栖町において発生している有機ヒ素化合物による地下水汚染等に関して、ボーリング調査、地下水調査等を実施するものである。同地域の汚染は毒ガス関連成分であるジエチルジニルシロゲンが主な原因であるが、同社は汚染が発見した平成15年当初より神栖地域で調査を実施しており、同地域における調査の第1人者であり、同社の持つ技術以外には実施は困難であることから競争を許さないため、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)
232	日本物理探検(株)	東京都大田区中馬込2-2-12	平成17年度神奈川県平塚市における表層土壌調査等業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月15日	9,660,000	本業務は昭和48年旧毒ガス弾等に関する全国調査のフォローアップ調査においてA事案に分類された神奈川県平塚市の相模海軍工廠跡地において、ボーリング調査、地下水調査等を実施するものである。本調査区域では過去に毒ガス弾等の発見、被災事例があり、不発弾や旧毒ガス弾等に係る地質調査技術を用いていることが必須である。日本物理探検株式会社は当該調査の第1人者であり、同社の持つ技術以外には実施は困難であることから競争を許さないため、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)
233	日本エヌ・ユー・エス(株)	東京都港区海岸3-9-15	平成17年度B/C事案に係る情報収集及び取りまとめ業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月28日	18,900,000	本業務は昭和48年旧毒ガス弾等の全国調査のフォローアップ調査においてBまたはCと分類された事案について情報収集等を行い、もって環境省が実施する環境調査の計画を立案する業務である。国内における毒ガス弾等に関する環境調査は、類似例がほとんどなく、日本エヌ・ユー・エス株式会社は中国における遺棄化学兵器の調査計画を立案した実績があり、同社の持つ知見を活用しなければ本事業の実施は困難である。以上の理由により競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から企画競争を実施し、19年度から)
234	(株)数理計画	東京都千代田区猿楽町2丁目5番4号	平成17年度PRTR対象事業者等基礎調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穉一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月1日	14,910,000	本請負業務は、届出データの解析による化学物質対象事業者・対象化学物質の要件に関する問題点等を調査することを目的とするものであり、PRTR制度に関する高度な専門的知識を有していること、特に届出対象事業者の要件に関する十分な知見及び情報調査能力を有することが必須である。株式会社数理計画は、これらの条件を満たし、また、化学物質対象事業者に関する広範な業種について知見を有している唯一の団体である。よって、他の業者では業務実施不可能であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)
235	(株)エックス都市研究所	東京都豊島区高田2丁目17番23号	平成17年度PRTR排出量等算出方法検討調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穉一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月21日	25,935,000	本事業は、OECD/PRTRタスクフォース会合において、我が国が主導して開発することとされた国際共有データベース'Shareing PRTR Database'について、各国の制度を踏まえたインベントリーデータベースを整備すること等について実施するものである。株式会社エックス都市研究所との間で締結している本事業については、OECD/PRTRタスクフォースメンバーであり、かつ、インベントリーデータベースの構築にこれまで主導的な役割を果たしてきた高橋亮氏を有する同研究所でなければ、構築できないものであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から企画競争を実施し、20年度以降一般競争入札に移行)
236	富士通エフ・アイ・ピー(株)	東京都港区芝浦1-2-1	平成17年度PRTRデータの公表プログラム改良等業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穉一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月12日	17,745,000	本事業は、PRTRデータ公表対応プログラム・電子版排出量等算出システム改良等を実施するものである。本事業を実施するためには、公表対応プログラム及び電子版排出量等算出マニュアルについて熟知していることが必須である。富士通エフ・アイ・ピー(株)は、上記の条件を満たし、また、化学法制定当時から、PRTR排出に関する実情や問題点等について熟知していたことから、平成13年度から同システムに関する業務を実施してきた。本業務を当社以外の者に請け負った場合は、これまで蓄積されたPRTRデータプログラム情報が利用できなくなり、時間的・経済的にも多大なコストを要することとなり、今年度の業務についても、プログラムの開発段階からこれまでの成果を活用しなければ遂行は困難である。よって、他の業者では業務実施不可能であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)
237	イー・アンド・イーソリューション(株)	東京都大田区蒲田5丁目38番3号	平成17年度化学物質環境排出シナリオ検討調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月26日	7,455,000	本請負業務は、化学物質環境排出シナリオ(ESD)について、OECD各国における策定作業の状況及び我が国の国内産業の実態を踏まえたESD策定の方法論についての検討や策定方法の検討等を行うものであり、化学物質の排出の実態についての専門的知識に優れていること、化学物質の暴露評価・環境リスク評価についての専門的知識に優れていること、化学物質の排出実態、暴露評価及び環境リスク評価等の関連分野における国内外の動向について十分な情報調査能力を有することが必須である。イー・アンド・イーソリューションズ株式会社は、上記の条件を満たし、また、同社は、平成15、16年度の「化学物質環境排出シナリオ検討調査」業務を実施しており、今年度の調査についてもこれまでの成果を全面的に活用しなければ、遂行は不可能である。よって、他の業者では業務実施不可能であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)
238	東京海上日動リスクコンサルティング(株)	東京都千代田区丸の内1-2-1	平成17年度PRTR制度国際動向調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穉一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月12日	19,950,000	本業務は、海外のPRTR制度導入国・国際機関におけるPRTR制度の実施状況に関する調査を実施し、今後の我が国のPRTR制度のあり方に関する検討に活かすことを目的とするものである。東京海上日動リスクコンサルティング株式会社は、化学法制定以前から国内外の環境コンサルティングファーム等へのネットワークを生かして国内外のPRTR制度に関する動向調査を行ってきた唯一の機関であったことから、本事業を受託し、以後、継続的に調査を実施してきた。同事業を実施するためには、各国政府のPRTR担当官とのネットワークを活用した各国の状況調査が必要であり、これは、継続的に調査を行うという性質上、各国政府のPRTR担当官との継続的な信頼関係がなければ調査が執行できないものである。また、本年度は、次年度の化学法見直しに向け、これまで得られた成果を再度、横断・縦断的に整理し直す必要があることから、同社以外に本業務を実施できる者はいない。よって、他の業者では業務実施不可能であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)
239	(財)化学物質評価研究機構	東京都文京区後楽1丁目4番25号	平成17年度化学物質の内分泌かく乱作用に関する魚類試験実施及び魚類試験法に関する検討に係る業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月15日	120,750,000	(財)化学物質評価研究機構との間で締結している化学物質の内分泌かく乱作用の生態影響に関する試験法開発(魚類試験)については、同法人が、OECDでの内分泌かく乱作用検出の試験法検証作業のリーダーを務めていることから、同事業を行うこととされているものであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(現在進行中の試験法開発終了後22年度から)一般競争入札に移行(事前審査方式/23年度から)
240	(財)化学物質評価研究機構	東京都文京区後楽1丁目4番25号	平成17年度化学物質の内分泌かく乱作用に関する魚類試験法開発に係る業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月4日	36,487,500	(財)化学物質評価研究機構との間で締結している化学物質の内分泌かく乱作用の生態影響に関する試験法開発(魚類試験)については、同法人が、OECDでの内分泌かく乱作用検出の試験法検証作業のリーダーを務めていることから、同事業を行うこととされているものであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(現在進行中の試験法開発終了後22年度から)一般競争入札に移行(事前審査方式/23年度から)
241	東和科学(株)	東京都中央区日本橋箱崎町10番2号	平成17年度化学物質の内分泌かく乱作用に関する両生類の試験に係る業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月17日	49,980,000	東和科学(株)との間で締結している化学物質の内分泌かく乱作用に関する両生類を用いた試験法開発業務については、同機関がOECDにおいて進められている両生類を用いた試験法開発を行う日本国内唯一の機関であり、また、ニツメガエルを用いた化学物質暴露試験を行うのが唯一の機関であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から企画競争を実施し、20年度以降一般競争入札に移行)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
242	東和科学(株) 東京都中央区日本橋箱崎町1-0番2号	平成17年度化学物質の内分泌かく乱作用に関する日英共同研究	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月30日	15,000,000	東和科学(株)との間で締結している化学物質の内分泌かく乱作用問題に関する日英共同研究については、同機関が2国間で合意された中期的研究計画に基づき実施される研究に必要なニシメガエルを用いた化学物質暴露試験を行うのが唯一の機関であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から企画競争を実施し、20年度以降一般競争入札に移行)	
243	三井不動産(株) 東京都中央区日本橋室町2-1-1	新霞ヶ間ビルディング資料	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎權一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	43,745,340	公害健康被害補償不服審査会室等の賃貸借契約について、平成9年度に三井不動産株式会社が所有する新霞が間ビルをその候補地として選定し、平成10年4月18日からの賃貸借契約を、平成10年4月8日付で同社と締結し、パーティーションの設置等の改装工事を行い、平成10年5月11日から入居したものである。今年度の同審査会室の賃貸借契約について、新たに入居先を決めようとするれば、候補地の選定、審査及び転居するための諸経費等が必要となり、経費及び事務手続上の面からみて著しく不合理であり、他の場所を持って代替することはできないと判断される。以上の理由から、会計法29条の3第4項に基づき、新霞が間ビルの所有者である三井不動産株式会社と随意契約を締結するものである。	その他のもの	-(随意契約によらざるを得ない)	
244	日本エヌ・ユー・エス(株) 東京都港区海岸3丁目9番15号	平成17年度化学物質の内分泌かく乱作用に関する作用・影響評価(リスク評価)事業	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月1日	49,500,000	(株)日本エヌ・ユー・エスとの間で締結している化学物質の内分泌かく乱作用に関する作用・影響評価(リスク評価)事業については、同社が、事業の遂行に不可欠な、アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル他約30物質についてSpeed98にて使用した試料と同一ロットの試料を提供できる国内で唯一の機関であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から企画競争を実施し、20年度以降一般競争入札に移行)	
245	日本エヌ・ユー・エス(株) 東京都港区海岸3丁目9番15号	平成17年度化学物質の内分泌かく乱作用に関する基礎的研究事業	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎權一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月15日	149,100,000	(株)日本エヌ・ユー・エスとの間で締結している基礎的研究事業については、同社が事業の遂行に不可欠な、オクタクロロスチレン、ペンタクロロフェノール(純品)等を提供できる国内で唯一の機関であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から企画競争を実施し、20年度以降一般競争入札に移行)	
246	(財)残留農薬研究所 茨城県常総市内守谷町4321	平成17年度化学物質の内分泌かく乱作用に関する哺乳類を用いた試験実施業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年12月12日	34,650,000	OECDにおいて、化学物質の内分泌かく乱作用の哺乳類に関する試験法検証グループに日本からは研究者の代表者として菅野氏(厚生労働省)、青山氏(環境省)の両氏が参加している。このうち、化学物質の哺乳類(ラット)に対する内分泌かく乱作用を検出する暴露試験を行っているのは青山博昭残留農薬研究所毒性部部長である。また、現在、平成16年度からフルルフェノールを暴露した親ラットから生まれた1200匹の仔ラットについて離乳段階の観察を行っているところであり、平成17年度は、このラットを用いるため、平成17年度事業の同研究所以外での遂行は不可能である。以上の理由により、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(現在進行中の試験法開発終了後22年度から) 一般競争入札に移行(事前審査方式/23年度から)	
247	(株)コングレ 東京都千代田区麹町5-1弘済会館ビル6F	平成17年度化学物質の内分泌かく乱作用に関する国際シンポジウム開催業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月1日	54,600,000	化学物質の内分泌かく乱作用に関する国際シンポジウムは、海外からの研究者招聘による専門家向けシンポジウムおよび一般市民向けシンポジウムから構成されることを特徴とする。平成16年度は、専門家向けシンポジウムについて、シンポジウム開催までの限られた時間の中で、招聘する海外の研究者の確保および研究者間の調整や専門的内容に精通した通訳の確保、交通手段確保を早急に行う必要があったため、化学物質の内分泌かく乱作用に関するシンポジウム開催の実績がある同社と随意契約をした。また、一般市民向けシンポジウムでは、一般市民にとって分かりやすい形で情報提供を行う必要があるため、短時間のパネルディスカッションを効果的に進めるために、話題提供に映像資料を効果的に活用している。平成17年度におけるパネルディスカッション用の映像資料の作成にも、事前の海外取寄や季節特定した取付が必要であるため、既に作成を開始している。また、シンポジウム終了後に更に広く普及啓発活動に用いるため、シンポジウム全体についてDVD等の映像記録にまとめ活用している。平成16年度については、この映像記録がテレビの3回シリーズ特集番組としても放映され、多大な普及効果もあげたところであり、最終年度に当たる平成17年度も同様の効果的な普及啓発を行う。以上の理由により、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
248	(株)木業舎 東京都中央区築地7-12-7築地F T Sビル5F	平成17年度化学物質の内分泌かく乱作用に関する冊子作成業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月8日	11,005,050	(株)木業舎との間で締結している化学物質の内分泌かく乱作用に関する冊子作成業務については、同機関が日本初の環境保全型のライフスタイルを提唱する雑誌「月刊トコト」を出版しており、その企画・作成を行い、冊子を本誌と同部数作成し冊子を積み込む事が可能な唯一の機関であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	.	平成17年度限り
249	日本バイオアッセイ研究センター 神奈川県秦野市平沢2445番地	平成17年度複数媒体汚染化学物質環境安全性点検評価調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎權一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	74,343,000	複数媒体汚染化学物質環境安全性点検評価調査については、日本バイオアッセイ研究センターが本事業に不可欠なラット450匹程度の経口・吸入同時く露を可能とする大規模設備を有する唯一の機関であり、また、現在、平成16年度から行っているラット450匹へのNSジメチルホルムアルデヒドの暴露試験の途中段階にあり、平成17年度事業の遂行に必要な曝露途中のラット450匹を有していることから、平成17年度事業の、同センター以外での遂行は不可能である。以上の理由により、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(現在進行中の試験法開発終了後22年度から) 一般競争入札に移行(事前審査方式/23年度から)	
250	NPO花粉情報協会 千葉県習志野市本大久保2-7-4	平成17年度花粉症に関する調査研究	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月28日	20,475,000	NPO花粉情報協会との間で締結している花粉症環境対策基礎調査研究については、全国の花粉症に関係する機関との緊密な連絡ネットワークを持っている同法人が、全国に及び花粉症観測データ及び花粉症研究成果を基に花粉の飛散予測・動態、当該事業に係る検討や推進について関係者との間立って実施するものである。また、財団法人公害地帯発生センターに再委託している花粉症患者を対象とした聞き取り調査は花粉の飛散予測と一体となる調査であり、患者団体および患者さんの協力の下に、3年計画で実施している調査研究の途中でもあることから、従来通り継続した調査体制でなければ、本事業の遂行は不可能である。よって、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
251	(財)日本公衆衛生協会 東京都新宿区新宿1-29-8公衛ビル	平成17年度環境中の変異原性物質に関する調査研究委託業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	15,423,000	(財)日本公衆衛生協会との間で締結している環境中の変異原性物質に関する調査研究委託業務については、環境中試料を用いた変異原性の測定、変異原性物質の同定等、様々な研究分野の知見を要することから、幅広い分野の研究者からの情報をふまえてとりまとめ、自治体等の各種機関との連携を図る必要がある。(財)日本公衆衛生協会は、平成11年度より継続研究として「環境中の変異原性物質に関する調査研究」を実施してきており、これまでの研究実績を生かしながら、また、様々な分野の研究者及び各種機関との連携を取りながら、本事業を実施することが可能である。このような形で本業務を実施することが可能なのは(財)日本公衆衛生協会のみであり、他の業者では業務実施困難であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
252	(財)化学物質評価研究機構 東京都文京区後楽1丁目4番25号	平成17年度GHS等に係る化学物質基礎データ整備等業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月8日	21,945,000	本業務は平成15年7月に発出された国連勧告であるGHS(Globally Harmonized System)の国内導入に向け、GHS分類マニュアルに基き水生及び化学物質で水での化学物質ごとの情報収集、整理に関する業務であり、本業務遂行には化学物質による環境影響に関する国内外の情報源についての十分な知見、調査能力、適正な評価に必要な高度な専門性と豊富な経験及び化学物質の有害性に基づく分類に関する豊富な経験及び知見を有していることが必要である。(財)化学物質評価機構は、これらの条件を満たし、また、分類結果の完全な一貫性を確保するためには、これまでの成果を全面的に活用しなければ本業務の正確な遂行は不可能である。よって、他の業者では業務実施不可能であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度契約から企画競争を実施し、20年度以降一般競争入札に移行)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
253	(株)三菱総合研究所	東京都千代田区大手町2丁目3番6号	平成17年度POP s条約対応総合対策等検討業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月7日	15,540,000	本業務は残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)の枠組みにおけるPOPs候補物質の提案に対応する上で必要となる情報を整理し、また、環境省が実施している東アジアPOPsモニタリング事業の成果等を国際社会に発信するための文書を作成するものである。本業務遂行には、POPsの主要な性質である分解性・蓄積性・有害性に関して高度な知見を有しており、併せて、それらの情報を収集する能力を有していること等が必要である。(株)三菱総合研究所はこれらの条件を満たし、また、POPs条約に基づく国内実施計画策定当初より関連の業務を行い、POPs条約への国内対応の内容に精通しており、本業務の遂行には今年度についてもこれまでの成果を全面的に活用しなければ不可能である。よって、他の業者では業務実施不可能であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
254	東和科学(株)	東京都中央区日本橋筋崎町10番2号	平成17年度化学物質環境実態調査に係る分子生物学的手法の活用に係る業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月5日	6,615,000	分子生物学的手法を用いた技術に精通しており、新技術の検証について公正性を保つとともに、化学物質環境実態調査に係る精度管理においては、分析方法等の観点から、継続的に実施すべき調査である。これまでの成果を全面的に活用できることが不可欠である。よって、他の業者では業務実施不可能であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
255	(株)数理計画	東京都千代田区猿楽町2丁目5番4号	平成17年度化学物質関連情報管理システム等検討調査業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月24日	5,460,000	株式会社数理計画との間で締結している化学物質関連情報管理システム等検討調査業務については、環境省が実施する化学物質の環境測定の請負調査の精度管理においてデータ信頼性の保持を支援するとともに、評価手法についてその充実強化を図るものである。この調査を請負うことができ、中立的な立場から公平かつ公正な業務上の技術支援ができることが不可欠である。よって、他の業者では業務実施不可能であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度から企画競争を実施し、19年度以降、一般競争入札に移行)	
256	東和科学(株)	東京都中央区日本橋筋崎町10番2号	平成17年度環境技術実証モデル事業(化学物質に関する簡易モニタリング技術分野)に関する検討調査業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月27日	5,985,000	分子生物学的手法を用いた調査技術及び環境中化学物質の分析調査に精通しているとともに、簡易モニタリング技術に対し客観的評価を行うことができ、中立的な立場から公平かつ公正な業務上の技術支援ができることが不可欠である。よって、他の業者では業務実施不可能であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
257	(株)島津テクノリサーチ	京都市中京区西ノ京下合町1番地	平成17年度化学物質環境実態調査における分析法開発調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月22日	39,000,000	微量化学物質の分析及び分析法開発に対する十分な経験と実績を有し、化学物質環境実態調査の調査手法等に精通し、かつ、分析精度管理を高いレベルで維持出来るとともに、先進的かつ高度な分析法の開発技術を有し、従来一般的な分析手法では検出下限値以下となる微量化学物質を精度良く定量できることが不可欠である。また、生物媒体及び大気媒体における分析法開発について、試料採取から前処理までの問題点を熟知し、同媒体の非常に高感度な分析法を開発した実績を有することが必要である。よって、他の業者では業務実施不可能であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
258	(株)数理計画	東京都千代田区猿楽町2丁目5番4号	平成17年度化学物質環境実態調査報告システム作成業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年12月19日	10,290,000	株式会社数理計画との間で締結している化学物質環境実態調査報告システム作成業務については、環境省が実施する化学物質の環境測定の請負調査の精度管理においてデータ信頼性の保持及び評価を支援するシステムを作成するものである。この調査を請負うことができる機関は化学物質環境実態調査に係る分析手法および評価方法に精通している機関であるが、このうち化学物質の環境測定の請負調査を受注する意思がない団体は同社しかないことは明白であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度から企画競争を実施し、19年度以降、一般競争入札に移行)	
259	(株)島津テクノリサーチ	京都市中京区西ノ京下合町1番地	平成17年度化学物質環境実態調査における大気試料採取方法検討調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年12月22日	17,300,000	環境中微量化学物質の分析法を熟知し、化学物質環境実態調査の調査方法及び精度管理に精通しているとともに、アクティブサンプリング法とパッシブサンプリング法の比較検討を行うことから、アクティブサンプリング法における大気試料の吸着剤について、その洗浄方法及び効率的抽出等の前処理技術についても十分な検討を行った実績を有し、かつ吸着剤からの効率的抽出等の前処理技術に精通していることが不可欠である。よって、他の業者では業務実施不可能であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
260	(財)日本公衆衛生協会	東京都新宿区新宿1-29-8 公舎ビル	平成17年度メチル水銀の低濃度曝露による健康影響に関する調査・研究業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	25,998,000	本業務は、胎児におけるメチル水銀曝露の児の精神発育・運動機能に及ぼす影響について調査・研究・評価を平成17年度から4カ年計画で行おうとするものである。ある特定の集団を追跡調査し、その集団内での影響の発生状況を見ていく上で、年度ごとに相手方を変えることは困難であり、調査対象者への理解を得るために、同一の機関での継続性を確保することが必要である。このため、本業務の実施主体としては、(財)日本公衆衛生協会が唯一の機関であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
261	水俣病公式確認50年事業実行委員会	熊本県水俣市中央公園1-1	平成17年度水俣病公式確認50年開催準備業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月29日	8,542,000	本業務は、水俣病は平成18年5月をもって、その公式確認50年という節目を迎える。この節目を契機として、水俣病公式確認50周年行事を実施するため、行政、水俣病関係団体等地域住民とともに、水俣病の悲劇を教訓として謙虚に振り返り、地域再生に向けた決意を新たにするとともに、将来に向かって水俣病のような悲惨な公害を再び繰り返すことのないよう、国内のみならず世界へ、また後の世代へ継承していくための総合的な発信の場を形作っていかことを目的とする。	その他のもの		平成17年度限り
262	大阪市	大阪府大阪市北区中之島1-3-20	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	5,053,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
263	富山県	富山県富山市新総曲輪1-7	平成17年度神通川流域住民健康調査委託業務	支出負担行為担当環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月28日	8,748,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
264	茨城県	茨城県水戸市笠原町9-78-6	平成17年度茨城県神栖町における有機化学化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業	支出負担行為担当環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	83,288,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
265	熊本県	熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号	平成17年度メチル水銀に係る健康影響調査研究事業委託業務	支出負担行為担当環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月1日	16,992,000	委託事業の内容を実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
266	岩手県	岩手県盛岡市内丸10-1	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	5,388,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
267	東京都	東京都新宿区西新宿2-8-1	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月28日	5,120,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
268	大阪府 大阪府大阪市東成区中道一丁目3-62	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月28日	5,350,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
269	兵庫県 兵庫県神戸市中央区山手通5-10-1	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	9,632,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
270	岡山県 岡山県岡山市山下2-4-6	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月28日	7,081,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
271	山口県 山口県山口市滝町1-1	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	5,570,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
272	福岡県 福岡県福岡市博多区東公園7-7	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	5,050,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
273	川崎市 神奈川県川崎市川崎区宮本町一番地	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	8,278,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
274	北九州市 福岡県北九州市小倉北区城内1-1	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	5,650,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
275	山口県 山口県山口市滝町1-1	平成17年度環境技術実証モデル事業化学物質に関する簡易モニタリング技術分野実証試験委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	5,500,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
276	シミック(株) 東京都品川区西五反田7-10-4	学童コホート調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月1日	417,000,000	本業務は、大都市部の道路沿道住民における自動車排ガスへの曝露実態を定量的に把握し、住民の呼吸器疾患をはじめとする健康影響との関連性を疫学的に明らかにすることを目的として、小学校の協力を得て1万人を超える学童を対象として実施する疫学調査である。 本業務はその規模、調査内容等から見て、これまでに例のない調査であり、本業務を適切に行うには、疫学調査の実績、個人情報管理の体制、血液検査の実施体制、環境測定の実施体制を十分に確保することが重要である。このため、請負先を公募し、これらの体制等について審査した結果、シミック株式会社が特定されたものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に基づき随意契約をしたものである。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
277	(株)クボタ 大阪府大阪市浪速区敷津東1-2-47	平成17年度茨城県神栖町における排水調査及び汚染地下水の処理等の手法についての検討調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎樺一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	172,305,000	本業務は茨城県神栖町において排水調査を実施しジフェニルアルコールに汚染された地下水を処理する業務である。本業務の業者の選定にあたっては、企業より企画書を公募し、業者選定委員会において企業の特定を行った。以上の理由により、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地のあるもの	- 一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
278	三菱UFJ信託銀行(株) 東京都千代田区丸の内1-4-3	大和生命ビル7階711・721号室に係る賃貸借料	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年2月27日	2,413,650	石綿健康被害対策室の賃貸借契約にあり、立地条件や、フロア面積等を比較検討した結果、大和生命ビルを選定した。したがって、他とは競争を許さないため、大和生命ビルの所有者である三菱UFJ信託銀行株式会社と会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約するものである。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
279	大成(株) 東京都新宿区新宿1-8-1	大和生命ビル7階コア部環境省入居工事	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年3月6日	4,620,000	環境保健部企画課石綿健康被害対策室が平成18年4月1日から発注し、大和生命ビルに事務室をおくこととしている。同室では、石綿健康被害救済制度の事務を行うこととなることから、4月以降毎週1回の開催で石綿健康被害の医学的判定の事務を行う。そのため大和生命ビル7階721号室を事務室として年間契約をしているが、判定事務に使用可能な事務室としての機能を整備するため執務室の空調等の設備の整備を行う必要がある。 設備の整備のうち、ビルの管理に影響を及ぼす整備については、大和生命ビルの規定により、指定の業者に依頼することとなっている。 電源設備、会議室の空調設置は、ビルの管理に支障をきたす整備のため、大和生命ビル指定業者である大成株式会社が行う必要がある。 よって、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手方として大成株式会社と随意契約を締結するものである。	その他のもの	-	平成17年度限り
280	特定非営利活動法人環境保全推進機構 東京都中央区日本橋箱崎町15-5	平成17年度残留性有機ハロゲン化合物の光分解評価とその分解挙動の予測調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月5日	2,940,000	本業務には、残留性有機ハロゲン化合物及び分析手法について環境科学に基づく正しい知識と、さまざまな分野が複雑に絡んでいる問題を広い視点で捉えることのできる情報収集・解析能力及び事務処理能力があることが必須であり、これらを全てで満たしているのは特定非営利活動法人環境保全推進機構以外には無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
281	富士通エフ・アイ・ピー(株) 東京都港区芝浦1-2-1	平成17年度公害健康被害補償制度に係る情報管理システム開発及びデータバンク委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月27日	4,600,000	本業務は、公害健康被害補償制度に係る情報のデータバンク及び認定更新等の状況を報告するシステムの開発・整備を行うものである。患者の個人情報を取扱うため、秘密保持に信頼がかけ、かつ昭和63年度から継続して開発しているシステムにデータバンクされたデータを追加更新でき、効率的な処理が可能であることが必須であり、富士通エフ・アイ・ピー(株)は、バンク業務及び、このデータを使った検索集計等の情報管理システム開発も継続的に実施してきており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	- 一般競争入札に移行(18年度契約から)	
282	(株)数理計画 東京都千代田区猿樂町2-5-4	平成17年度カドミウム環境汚染地域住民健康影響調査の情報処理に関する研究	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月16日	1,995,000	本請負業務は、富山県神通川流域(公害健康被害の補償等に関する法律(以下、「公健法」という。)第二種指定地域)において実施した平成16年度の住民健康調査の全成績を集計・解析し、併せて、昭和54年度～平成15年度に実施された過去の住民健康調査の資料との比較検討を行い、カドミウムの長期曝露の観点から解析実施するものである。 株式会社 数理計画は、昨年までの本研究を請け負った実績があり、住民健康影響調査にも精通していることから、各調査項目間の関連を踏まえた分析能力も有している。また、これまで実施した本研究のデータベース及び分析システムについても精通していることから、効率的かつ経済的なデータベースの更新、近位尿細管機能や腎機能等の特徴を判断するための最適な統計・解析手法の選択ならびに検診結果の分析を実施できることから、契約の性質又は、目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本請負業務の契約業者として、株式会社 数理計画と随意契約するものである。	見直しの余地があるもの	- 一般競争入札に移行(18年度契約から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
283	(株) 数理計画 東京都千代田区猿楽町2-5-4	平成17年度砒素の健康影響に関する調査研究	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月17日	3,990,000	本請負業務は、宮崎県が昭和48年から実施している土呂久地区の現・元住民及び鉱山元従業員を対象とした住民健康観察検査のデータを集計・解析し、地域住民の健康状態について考察することにより、土呂久地区における慢性砒素中毒による健康影響を明らかにしようとするものである。 株式会社 数理計画は、昨年度までの本調査研究を請け負った実績があり、当該住民健康観察検査内容に精通していることから、各診療科の検査項目から、解析に必要なデータを横断的に選択し数値化する能力を有している。また、本調査研究のデータベース及び分析システムを既に有しており、契約の性質又は、目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本請負業務の契約業者として、株式会社 数理計画と随意契約するものである。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
284	(株) 数理計画 東京都千代田区猿楽町2-5-4	平成17年度旧第一種指定地域における大気汚染の推移に関する調査委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月2日	2,184,000	本委託業務は、一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局のデータを基に、旧第一種指定地域内の大気汚染の推移の状況に関する基礎的な資料を作成するものである。 本委託業務を実施するには、これらの地域における前記測定局の直近データ及び過去からの累積データが必要となる。 (株) 数理計画は、昭和49年より全国の測定局データを収集及び集計している者であり、その既存のデータベースの中から旧第一種指定地域のデータの抽出を容易に行うことができる唯一の業者であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
285	(財) 日本公衆衛生協会 東京都新宿区新宿1-29-8 公衛ビル	平成17年度内分秘攪乱化学物質等の作用メカニズムの解明等基礎的研究研究発表会開催業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月1日	1,785,000	本業務を完全に遂行するためには、公益性及び中立性を有する機関であり、かつ、化学物質環境実態調査及び本セミナーの内容を詳細に把握していることが不可欠であり、その審議があるのは(財) 日本環境衛生センターのみが該当する。 以上より、他の業者では本業務を行うことが不可能であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
286	(財) 気象業務支援センター 東京都千代田区神田錦町3-17 東ネンビル	平成17年度熱中症保健指導マニュアル作成業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月3日	4,500,000	(財) 気象業務支援センターとの間で締結している本業務は、熱中症の医学的見地や温熱環境、気象学との関係、熱中症の治療研究に中心的に携わってきた村山貴司を有する財団法人気象業務支援センターのみである。よって、他の業者では業務実施困難であり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	-	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から企画競争を実施し、20年度以降一般競争入札に移行)
287	(株) 三菱化学安全科学研究所 東京都港区芝1-30	平成17年度ジフェニルアルシンのラットを用いた生殖毒性試験業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年1月16日	3,700,000	遺棄化学兵器中の化学物質、ジフェニルアルシン酸及びジフェニルクロロアルシンの吸入毒性試験の実績があることから作業上の安全確保、汚染防止及び使用器具類の廃棄処理等について十分な知見、技術及び経験を有し、通常自然界に存在しない科学的知見に詳しい化学物質についての毒性試験を検討するのに必要な知見を有し、神経毒性を評価する、OEC D T407試験の実績が13件と多数あり、当該試験を実施するのに必須な知見、技術及び経験を有し、ラットの詳細な行動観察を実施するために必須な、一般状態観察装置、握力測定装置、自発運動量測定装置等の特殊機器を有しているのは株式会社三菱化学安全科学研究所以外になく、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項の規定に該当するため。	その他のもの	-	平成17年度限り
288	エアクレイン(株) 東京都港区赤坂3-4-4 6F	平成17年度毒ガス弾等の水域事案に関する情報収集業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月29日	3,465,000	今回対象としている文献は、特に海外における毒ガス弾等の海洋投棄の事例を扱ったものであり、海中で毒ガス成分がどのように挙動するのかといった内容が含まれている。そのため、毒ガス関連物質や化学物質について正確な化学的な知見に基づき適切な物質名を識別できること、(毒ガス関連物質は海中で分解しやすく、他の多様な化学物質に変化するため、そのような知見が必要である。) 毒ガス弾等を含む化学兵器の外国文献については、通常では使われない特殊な軍事的な用語が用いられることから、一般的な翻訳能力はもとより、化学兵器に係る幅広い専門用語について、正確かつ適切な日本語で翻訳することができること。以上の理由により競争を許さないことから会計法第29条の3第4項の規定に該当するため	その他のもの	-	平成17年度限り
289	(財) 化学物質評価研究機構 東京都文京区後楽1-4-2 5	平成17年度底生生物生態影響試験実施事業	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月21日	4,200,000	平成16年4月1日付けで化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準(化学物質G L P)に適合して、さらに底生生物生態影響試験を実施できる設備を有している。平成15年度底生生物生態影響予備試験又は平成16年度底生生物生態影響試験を実施した実績を有する。以上の理由により競争を許さないことから会計法第29条の3第4項の規定に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
290	(株) クレハ分析センター 福島県いわき市錦町糠塚46番地	平成17年度底生生物生態影響試験実施事業	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月21日	2,850,000	平成16年4月1日付けで化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準(化学物質G L P)に適合して、さらに底生生物生態影響試験を実施できる設備を有している。平成15年度底生生物生態影響予備試験又は平成16年度底生生物生態影響試験を実施した実績を有する。以上の理由により競争を許さないことから会計法第29条の3第4項の規定に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
291	(財) 日本食品分析センター 東京都渋谷区元代々木町52番1号	平成17年度底生生物生態影響試験実施事業	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月21日	2,060,000	平成16年4月1日付けで化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準(化学物質G L P)に適合して、さらに底生生物生態影響試験を実施できる設備を有している。平成15年度底生生物生態影響予備試験又は平成16年度底生生物生態影響試験を実施した実績を有する。以上の理由により競争を許さないことから会計法第29条の3第4項の規定に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
292	(社) 日本化学物質安全・情報センター 東京都中央区新川1-4-1	平成17年度化学物質審査規制国際動向調査等業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月3日	4,809,630	本請負業務は、我が国の化学物質審査規制制度の改善を検討するために海外の化学物質審査規制制度の改正等の動向について調査を行うものであり、その遂行に当たっては以下の条件を満たすことが必須である。 EUを始めとする諸外国の化学物質情報の収集に必要な能力及びノウハウを持っていること。 収集した情報を整理するために必要な、化学物質の有害性・リスク評価手法や、各国の化学物質審査規制制度に係る専門的知識を持っていること。 (社) 日本化学物質安全・情報センターは、これまでに海外の関連機関関係者の招聘や講演会を多数実施してきているとともに、海外への出張調査も積極的に実施しており、EUを始めとする諸外国の化学物質情報の収集に必要な能力及びノウハウを持っている。 また、これまでに多数の海外における化学物質の毒性文献、安全性情報等の調査を請け負っており、化学物質の有害性・リスク評価手法に係る専門的知識を持っている。 以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本請負業務の契約業者として(社) 日本化学物質安全・情報センターと随意契約を締結することとした。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
293	(株)システムソフト	東京都江東区潮見2-10-24	平成17年度化審法電子申請システム運用業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	4,725,000	本請負業務は、以下の条件を満たすことが必須である。 文書の電子文書化及びシステム管理に十分な知識及び技術を有していること。 現在の化審法の届出及び審査事務に精通していること。 株式会社システムソフトは、電子文書交換の規格である、JIS X 0804(ISO12083)「情報交換用電子原稿の記述様式」の策定にも参加しており、電子文書化に際しても十分な知識及び技術を有しているものと認められる。また、平成9年度より厚生省(現・厚生労働省)の、平成12年度より環境省の化審法電子申請システム開発に関する業務を概念設計の段階から開発まで継続して請け負っていることから、化審法の届出及び審査事務に精通しているとともに、当該システムを熟知しており、本年度の業務についても、これまでの成果を全面的に活用しなければ実行は不可能である。 また、当該システムは化審法共管省との共通システムであることから、同一の業者が一元的に管理し、改修の必要が生じたときには当該業者が各省のシステムに反映させる必要がある。 以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本請負業務の契約業者として(株)システムソフトと随意契約を締結することとした。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(19年度契約から)	
294	(財)日本食品分析センター	東京都渋谷区元代々木町5番1号	平成17年度既存化学物質等生態影響試験実施事業	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月20日	4,011,000	本事業は、計16物質についての生態影響試験を実施するものである。生態影響試験を実施するに当たっては、一定の試験精度を担保する必要があることから、化審法GPPに適合していることが必須となる。また、同一の化学物質についての各試験結果を適正に比較できるようにするためには、同一の試験環境で試験を行うことが望ましい。本事業においては各物質について3試験を行うが、各機関が実施できる試験については、試験施設の規模、所有する分析機器により、おのずと制限が生ずる。そこで、化審法GPPの適合確認を受けている計8機関に対し、化学物質ごとの試験実施の可否、試験経費及び今年度の試験実施受入能力等を事前調査した上で、各試験機関に分担させて請け負わせることが最良であると考えられる(事前調査の結果、1機関からは、本年度事業への参加を辞退する旨の意向を受け、1機関は指名停止中である。)。以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されたので、会計法第29条の3第4項の規定に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
295	(株)島津テクノリサーチ	京都市中京区西ノ京下合町1番地	平成17年度化審法第一種特定化学物質に係る分析調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年3月9日	3,150,000	本調査は、本年2月にテトラクロロ無水フタル酸(TCPA)の合成過程において、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)に基づく第一種特定化学物質であるヘキサクロロベンゼン(HCB)が副生する事例が報告されたことを踏まえ、これまで製造又は輸入されたTCPA中のHCB含有濃度等について緊急に分析を行うものである。 株式会社島津テクノリサーチ(及び外2機関)は、本年度化学物質環境実態調査(請負契約)等においてHCBの分析を担当しており、本調査に必要な分析技術を有することが明らかである上に、分析に必要なHCB標準物質等の消耗品を既に確保しており、直ちに本調査への対応が可能である。一方、標準物質を保有していない他分析機関においては、その取り寄せ等に数日~1週間程度かかり、緊急に対応できない。HCBが製品に含まれていた場合には、国民の健康を保護し環境汚染を防止する観点から迅速な対応を図る必要があることから、本調査は緊急的に実施する必要があり、それに対応できる機関は株式会社島津テクノリサーチ(及び外2機関)を以て他にない。 以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本請負業務の契約業者として、株式会社島津テクノリサーチ(及び外2機関)と随意契約することとする。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
296	(株)東レリサーチセンター	東京都中央区日本橋室町3-1-8	平成17年度化審法第一種特定化学物質に係る分析調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年3月9日	3,097,500	本調査は、本年2月にテトラクロロ無水フタル酸(TCPA)の合成過程において、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)に基づく第一種特定化学物質であるヘキサクロロベンゼン(HCB)が副生する事例が報告されたことを踏まえ、これまで製造又は輸入されたTCPA中のHCB含有濃度等について緊急に分析を行うものである。 株式会社東レリサーチセンター(及び外2機関)は、本年度化学物質環境実態調査(請負契約)等においてHCBの分析を担当しており、直ちに本調査への対応が可能である。一方、標準物質を保有していない他分析機関においては、その取り寄せ等に数日~1週間程度かかり、緊急に対応できない。HCBが製品に含まれていた場合には、国民の健康を保護し環境汚染を防止する観点から迅速な対応を図る必要があることから、本調査は緊急的に実施する必要があり、それに対応できる機関は株式会社東レリサーチセンター(及び外2機関)を以て他にない。 以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本請負業務の契約業者として、株式会社東レリサーチセンター(及び外2機関)と随意契約することとする。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
297	(株)島津テクノリサーチ	京都市中京区西ノ京下合町1番地	平成17年度化学物質環境実態調査初期環境調査(水質・底質)分析調査業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月5日	15,750,000	一般競争入札を行ったが落札者がいなかったため不随随意契約を行った。(会計法第29条の3第5項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
298	(株)静環検査センター	東京都千代田区飯田橋3-11-4	平成17年度化学物質環境実態調査における室内空気調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月6日	12,600,000	一般競争入札を行ったが落札者がいなかったため不随随意契約を行った。(会計法第29条の3第5項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
299	旭川市	北海道旭川市6条通9-46	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児)委託業務	支出負担行為担当環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,610,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
300	小樽市	北海道小樽市花園2-12-1	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児)委託業務	支出負担行為担当環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,212,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
301	青森県	青森県青森市長島1-1-1	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,890,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
302	秋田市	秋田県秋田市山王1-1-1	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	3,087,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
303	佐野市	栃木県佐野市高砂町1	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,000,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
304	千葉県	千葉県千葉市中央区場町1-1	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,764,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
305	千葉市	千葉県千葉市中央区千葉港1-1	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,147,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
306	中野区	東京都中野区中野4-8-1	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,388,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
307	横浜市	神奈川県横浜市中区港町1-1	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,862,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
308	相模原市	神奈川県相模原市中央2-11-15	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,124,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
309	川崎市	神奈川県川崎市川崎区宮本町1	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,474,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
310	富山県	富山県富山市新総曲輪1-7	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,033,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
311	山梨県	山梨県甲府市丸の内1-6-1	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,670,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
312	松本市	長野県松本市丸の内3-7	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,809,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
313	大垣市	岐阜県大垣市丸の内2-29	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,029,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
314	岐阜市	岐阜県岐阜市今沢町18	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,988,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
315	愛知県	愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,207,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
316	名古屋	愛知県名古屋市中区三の丸3-1-1	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	3,879,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
317	四日市市	三重県四日市市諏訪町1-5	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,645,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
318	大阪府	大阪府大阪市中央区大手前2-1-22	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,081,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
319	堺市	大阪府堺市南瓦町3-1	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,101,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
320	和歌山市	和歌山県和歌山市7番丁23	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,169,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
321	兵庫県	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,000,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
322	神戸市	兵庫県神戸市中央区加納町6-5-1	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,742,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
323	尼崎市	兵庫県尼崎市東七松町1-23-1	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,446,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
324	西宮市	兵庫県西宮市六温寺町10-3	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,089,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
325	広島市	広島県広島市中区国泰寺町1-6-34	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,406,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
326	山口県	山口県山口市滝町1-1	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,198,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
327	北九州市	福岡県北九州市小倉北区城内1-1	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,443,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
328	福岡市	福岡県福岡市中央区天神1-8-1	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,413,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
329	長崎県	長崎県長崎市江戸町2-13	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,429,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
330	大分市	大分県大分市荷捕町2-31	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,244,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
331	宮崎県	宮崎県宮崎市橘通東2-10-1	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,830,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
332	沖縄県	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	平成17年度環境保健サーベイランス調査(3歳児及び6歳児)委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,096,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
333	富山県	富山県富山市新総曲輪1-7	平成17年度カドミウム汚染地域環境影響調査委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月26日	4,500,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
334	富山県	富山県富山市新総曲輪1-7	平成17年度カドミウム汚染地域住民健康調査経年解析委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	4,222,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
335	兵庫県	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1	平成17年度一般環境経路によるアスベスト暴露の健康影響調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月1日	4,033,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
336	神戸市	兵庫県神戸市中央区加納町6-5-1	平成17年度一般環境経路によるアスベスト暴露の健康影響調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月1日	2,014,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
337	尼崎市	兵庫県尼崎市東七松町1-23-1	平成17年度一般環境経路によるアスベスト暴露の健康影響調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月1日	2,995,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
338	北海道	北海道札幌市中央区北三条西6丁目	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	3,090,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
339	茨城県	茨城県水戸市笠原町978-6	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	2,060,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
340	埼玉県	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	1,050,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
341	千葉県	千葉県千葉市中央区市場町1-1	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	2,746,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
342	神奈川県	神奈川県横浜市中区日本大通1	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	2,687,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
343	新潟県	新潟県新潟市新光町4-1	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月28日	2,839,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
344	石川県	石川県金沢市鞍月1丁目1番地	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	2,567,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
345	長野県	長野県長野市大字南長野字幅下692-2	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	2,923,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
346	愛知県	愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	2,391,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
347	三重県	三重県津市広明町13番地	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	2,500,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
348	滋賀県	滋賀県大津市京町4-1-1	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	1,050,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
349	京都府	京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	2,933,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
350	和歌山県	和歌山県和歌山市小松原通1-1	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	4,850,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
351	香川県	香川県高松市番町4-1-10	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月28日	2,660,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
352	仙台市	宮城県仙台市青葉区区分町3丁目7-1	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月28日	1,123,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
353	名古屋市	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	1,600,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
354	京都市	京都府京都市中京区寺町通御地上る上本能寺前町488番地	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月28日	1,200,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
355	大阪市	大阪府大阪市北区中之島1-3-20	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	2,150,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
356	神戸市	兵庫県神戸市中央区加納町6-5-1	平成17年度化学物質環境実態調査	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月28日	3,750,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
357	愛知県	愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2	平成17年度環境技術実証モデル事業化学物質に関する簡易モニタリング技術分野実証試験委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	2,478,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
358	岩手県	岩手県盛岡市内丸10-1	平成17年度環境技術実証モデル事業化学物質に関する簡易モニタリング技術分野実証試験委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	3,191,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
359	鳥取県	鳥取県鳥取市東町1-220	平成17年度環境技術実証モデル事業化学物質に関する簡易モニタリング技術分野実証試験委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月22日	2,590,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
360	名古屋市	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	平成17年度環境技術実証モデル事業化学物質に関する簡易モニタリング技術分野実証試験委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	2,525,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
361	兵庫県	兵庫県神戸市中央区山手通5-10-1	平成17年度環境技術実証モデル事業化学物質に関する簡易モニタリング技術分野実証試験委託業務	支出負担行為担当官環境省総合環境政策局環境保健部長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月29日	2,500,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
362	(株)キューネット	熊本県熊本市帯山4-18-1	平成17年度国立水俣病研究センター警備業務	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年4月1日	19,944,225	契約の性質上、水俣市内に営業所等を有する必要があり、水俣市内に営業所等を有している警備会社は、契約者の他に2社あるが、2社とも常駐警備を行っておらず、機械警備のみであるため、当該契約の仕様を満たすのは、契約業者のみであるため。(会計法29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)
363	(株)アニマルケア	東京都中央区中野3-47-11	平成17年度国立水俣病研究センター実験動物飼育管理業務	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年4月1日	15,901,200	契約者は、動物の管理・飼育等を行える九州で唯一の業者であるとともに、実験動物飼育管理技術師の資格を有する者を多数に籍させており、十分信頼できる実績を有しているため。(会計法29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)
364	(株)富士通南九州システムエンジニアリング	熊本県上益城郡益城町田原2081-27	平成17年度国立水俣病研究センターにおけるネットワーク維持管理業務	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年4月1日	11,340,000	当センターのネットワークシステムの設計及び構築を行った富士通(株)の現地法人である契約者のみが、当センターのネットワークシステムについての知見を有しているため他の業者では、維持管理をなさないため(会計法29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)
365	(財)九州環境管理協会	福岡県福岡市東区松香台1-10-1	平成17年度国立水俣病研究センター放射線施設管理業務	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年4月1日	5,922,000	九州で放射線取扱主任業務を行えるのは、契約者及び(株)千代田テクノルの2者であり、(株)千代田テクノルは当研究所の放射線測定技術分野を担当しており、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律上も同一業者が管理と測定を行うことは好ましくないため、契約者が九州で唯一の業者であるため(会計法29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)
366	九州電力(株)八代営業所	熊本県八代市塩屋町4-38	電気代	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年4月1日	25,258,746	当施設の消費電力規模の電力供給業務を行っているのが当社のみであるため(会計法29条の3第4項)。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)
367	(財)水俣病センター相恵社	熊本県水俣市袋34番地	平成17年度水俣病関連資料データベース及び水俣病関連年表作成に関する請負業務	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年7月15日	8,505,000	昭和49年4月に設立された財団法人水俣病センター相恵社は、30年間にわたって水俣病に関する資料の収集、調査、啓蒙等活動を行ってきた。水俣病関連資料の一元的管理を進める過程において、10万点以上ある相恵社所蔵の資料は、データベース化して整理し所蔵のデータに加えるべき貴重な資料である。相恵社所蔵の資料をデータベース化するにあたり、他の者が実施することは不可能であり、他社との競争は許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	単価契約(データベース1件@661.5円)(年表作成1件@1,417.5円)
368	(有)環境医学研究所	熊本県熊本市花立2-2-6	平成17年度水俣病関連文献のデータベース作成及びデジタル化請負業務	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年7月15日	10,357,200	当センターは、水俣病に関する資料・情報について体系的・総合的な整備を図る目的で平成14年度より「水俣病関連資料総合調査事業」を推進している。有限会社環境医学研究所は、水俣病に関する資料を膨大に保有しており、その資料のデータベース化及びデジタル化の作業を依頼するものである。環境医学研究所が所蔵する資料について他の者が作業を行うことは不可能であり競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	単価契約(データベース1件@764.4円)(デジタル化1件@1,008円)
369	サイファジントバイオファーマ(株)	神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134 横浜ビジネスパークウエストタワー14F	プロテインチップシステム PBS c-1	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年10月24日	8,400,000	仕様の 発現差異解析ができること 相互作用解析ができること 翻訳後修飾解析ができること 蛋白質のPMF法同定ができることを満たす機種は1機種しかなく、当該業者が製作、直接販売を行っているため。(会計法29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	平成17年度限り
370	(株)千代田テクノ	福岡県福岡市博多区中呉服町1番5号	平成17年度放射線管理業務	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年4月1日	2,898,000	当センターの放射線設備を導入した、当該契約者以外に当該放射線設備の管理をすることはできないため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)
371	(株)千代田テクノ	福岡県福岡市博多区中呉服町1番5号	平成17年度作業環境測定業務	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年4月1日	1,386,000	契約者の他、九州管内において、放射線取扱業務を実施できる業者は、(財)九州環境管理協会があるが、同協会は、当センターの放射線施設の管理を行っているため、放射線同位元素等による放射線障害の防止等に関する法律上、同一業者に施設管理と測定を行わせることは好ましくないため(会計法29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)
372	(社)水俣市シルバー人材センター	熊本県水俣市築地9-38	平成17年度水俣病情報センター解説業務	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年4月1日	1,993,200	解説業務を行うためには、水俣病に関する広範な知識を有し、かつ中立的立場から来館者に対し節度ある対応が出来る必要がある。また、水俣病情報センターは土日も閉館しているため、同一人に派遣を行うことは難しく、本業務に対応できる者で勤務をシフトする必要がある。本契約相手方は、地域の発展に寄与するために設立された社団法人で、登録されている者は、水俣市に多くから在任している方が多く、水俣病の歴史認識も高いため、求めている人材を派遣することができる唯一の法人である。(会計法29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)
373	(社)水俣市シルバー人材センター	熊本県水俣市築地9-38	平成17年度自動車運行管理業務	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年4月1日	2,498,390	水俣市及び近隣市町村において、運転業務従事者を当センターに常駐させることのできる社は本相手方の他にはないため。(会計法29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)
374	富士通(株)熊本支店	熊本県熊本市紺屋今町9番6号	国立水俣病総合研究センターコンピュータシステム一式借上契約	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年4月1日	1,300,320	本システムは平成12年3月より現在まで、継続的に借上契約を行っており、本年度も継続して借り上げることにより、再リース価格として安値で借り上げられるため(会計法29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)
375	エヌイーシーファシリティーズ(株)九州支社	熊本県熊本市八幡1-1-1	平成17年度特殊廃液処理施設希薄系排水処理装置保守点検業務	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年4月1日	1,803,900	当センターから出る希薄系排水については、特殊設備で処理させるものであり、契約者独自のシステムによる装置であるため、この装置の保守点検は契約者以外にできる者はない。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)
376	エヌイーシーファシリティーズ(株)九州支社	熊本県熊本市八幡1-1-1	平成17年度特殊廃液処理施設濃厚廃液処理装置保守点検業務	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年4月1日	2,488,500	当センターから出る濃厚排水については、特殊設備で処理させるものであり、契約者独自のシステムによる装置であるため、この装置の保守点検は契約者以外にできる者はない。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)
377	エヌ・ティ・ティコミュニケーションズ株式会社九州支店	福岡県福岡市中央区天神2-5-35	ネットワーク構成に係るインターネット接続サービス業務契約	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年4月1日	1,603,875	国立水俣病総合研究センター及び水俣病情報センター内に接続する端末数及び固定IPアドレス数を考慮したとき、水俣市において当センターの全ての端末数に対し接続可能であり、固定IPアドレスを16以上提供できる業者はOCN光アクセスプランを提供しているNTTコミュニケーションズ株式会社以外に見いだすことはできず、競争を許さないため。(会計法29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
378	南部環境(株) 熊本県水俣市浦367番地1	水俣病情報センター合併浄化槽維持管理業務契約	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年4月1日	1,047,060	水俣病情報センターにおける合併浄化槽は、「膜分離活性汚泥法」という処理方式を採用しており、極めて高度な処理水質を実現するものである。このような高度な処理設備を維持管理するためには、浄化槽保守点検業務を適切に遂行し、設備のノウハウを熟知している必要があるが、保守点検業者としての登録を受けている南部環境㈱は長年保守点検業務を適切に遂行してきた実績がある。また、南部環境㈱は、浄化槽の清掃業務についても、浄化槽法第35条第1項の規定にある市町村長の許可を受けており、水俣市内における保守点検及び清掃業務を行える業者の中で、「膜分離活性汚泥法」の浄化槽を維持管理してきた実績があるのは南部環境㈱だけであることから競争の余地はないため。(会計法29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
379	特定非営利活動法人NPOみなまた 熊本県水俣市桜井町2-2-20	平成17年度水俣病関連資料データベース作成請負業務	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年7月15日	1,528,800	当センターは、水俣病に関する資料・情報の調査、収集等について体系的・総合的な整備を図る目的で平成14年度より「水俣病関連資料総合調査事業」を推進している。特定非営利活動法人NPOみなまたは、水俣病に関する資料を膨大に保有しており、その資料のデータベース化及びデジタル化の作業を依頼するものである。NPOみなまたが所蔵する資料について他の者が作業を行うことは不可能なため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	—(随意契約によらざるを得ない)	単価契約(データベース1件@764.4円)
380	(財)新潟県文化振興財団 新潟県新潟市一番通町3-13	平成17年度水俣病関連資料データベース作成請負業務	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年7月15日	4,976,999	当センターは、水俣病に関する資料・情報の調査、収集等について体系的・総合的な整備を図る目的で平成14年度より「水俣病関連資料総合調査事業」を推進している。財団法人新潟県文化振興財団は、水俣病に関する資料を膨大に保有しており、その資料のデータベース化及びデジタル化の作業を依頼するものである。新潟県文化振興財団が所蔵する資料について他の者が作業を行うことは不可能であり競争を許さないため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	—(随意契約によらざるを得ない)	単価契約(データベース1件@764.4円) (デジタル化1件@1,008円)
381	(株)みなまた環境テクノセンター 熊本県熊本市浜松町5-98	水俣病情報センター健康相談室毛髪水銀分析業務	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年4月1日	3,828,300	当センター独自の分析法で希望者に対し毛髪水銀測定を行っているが、昨今希望者が増大していることに鑑み、測定業務の一部を準備期間の協力を得て実施する必要性がある。株式会社みなまた環境テクノセンターは、平成16年4月より、当センターに職員を派遣させ、当センター独自の分析法及び水銀に関する十分な知見を有するに至っており、九州地区では本分析法を駆使した本業務を行える業者は存在しないため。(会計法29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	単価契約(1検体当たり2,100円)
382	(有)国際水銀ラボ 熊本県熊本市復路426-2	大気、土壌、水、魚介類等生物試料全般に含まれる水銀量金属等及び重金属以外の成分に関する化学分析等補助業務	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年4月1日	1,840,700	当センターでは、水銀の環境中における動態把握を目的とした水環境全般に関する研究を行っている。土壌、底質等と比べ自然水中の水銀濃度の分析は高度な技術が不可欠であり、当センター独自の分析法と水銀の超微量分析技術(赤木法)の両方で分析し、高精度な研究を行う必要がある。国際水銀ラボは、赤木法の分析定数技術を有しており、九州地区では本分析法を駆使した本業務を行える業者は存在しないため。(会計法29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	単価契約(日額1人当たり7,800円)
383	荏原冷熱システム(株) 福岡県粕屋郡粕屋町仲原2648	平成17年度冷水温水機保守点検業務	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年4月1日	1,207,500	国立水俣病総合研究センターに設置している吸収冷水温水機は、弊匠原製作所が製造し、保守管理については、管理ノウハウを有する荏原冷熱システム㈱が実施している。吸収冷水温水機の構造・部品等は精密であり、契約者以外で保守点検を行うことはできないため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	—(随意契約によらざるを得ない)	
384	オフィスミント 熊本県水俣市浜町2-3-19-101	新聞記事検索システムデータベース作成業務	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年7月20日	1,877,106	本業務は、水俣病情報センターで運用している「新聞記事検索システム」に新規の新聞データを追加し、情報センター2階展示室において、一般来館者等に公開することにより、情報発信システムの充実を計ることを目的としている。本業務の遂行に当たっては、「新聞記事検索システム」に関する十分な知識が必要であり、本システムの設計、構築、導入した本契約者以外に本業務を行うことはできないため(会計法29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	単価契約(データベース1件@1,969.7円)
385	福岡酸素(株)肥薩営業所 鹿児島県出水市水町840番地	平成17年度特殊ガス単価契約	分任支出負担行為担当官国立水俣病総合研究センター所長 熊本県水俣市浜4058-18	平成17年4月1日	2,457,147	本契約においては、研究用特殊ガスを安定的且つ迅速に納入できる必要があり、九州地区において、安定的且つ迅速に供給でき、また入札参加資格を有する業者は本契約者のみであるため(会計法29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	単価契約(酸素ガス7㎡1本@3,087円)他16件
386	三菱UFJリサーチアンドコンサルティング(株) 東京都港区新橋1-11-7	平成17年度森林等の吸収源に関する調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月26日	49,980,000	国際的にも認められる適切な森林等の二酸化炭素吸収量の算定及び報告方法の検討を行うにあたっては、吸収源に関する専門的な知識及び国内外の専門家・国際機関と人的パイプ等を有していることが必要となるが、これらの知識等を備えている者は、株式会社UFJ総合研究所以外には無く、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年11月から企画競争を実施し、20年度以降一般競争入札に移行)	
387	(株)三菱総合研究所 東京都千代田区大手町2-3-6	平成17年度地球温暖化総合モニタリングシステム基盤強化(地球環境モニタリングに関する調査業務)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月12日	7,000,000	本事業の遂行にあたっては、地球環境に関する幅広い分野についての専門的知識、国内外の地球環境モニタリングの動向等についての知識、モニタリング技術についての専門的知識、国際機関と人的パイプ等を有していることが必要となるが、これらの知識等を備えている者は、株式会社三菱総合研究所以外には無く、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
388	(株)日鉄技術情報センター 東京都千代田区麹町1-6	平成17年度経済移行国における天然ガス・パイプラインのメタン漏洩防止措置に関する調査委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月14日	18,000,000	この業務の遂行にあたっては、地球温暖化に関する深い科学的知見を持つことはもとより、天然ガス・パイプラインに関する知見も備え、しかも国内外の関連機関および専門家と連携して事業を実施した経験を持つことが必要である。株式会社日鉄技術情報センターは本件業務を実施できる唯一の団体であり、競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度から企画競争を実施し、19年度以降一般競争入札に移行)	
389	(株)ダイナックス都市環境研究所 東京都港区西新橋2-11-5	オゾン層保護対策調査委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	9,388,000	本調査は、環境省が、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(オゾン層保護法)第22条第2項の規定に基づき、毎年定期的に公表している「オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」の作成に当たり必要な資料の収集・整理、専門家による検討を行い、オゾン層保護に係る最新の科学的知見の収集及び日本の研究成果の普及を行うとともに、地方自治体におけるオゾン層保護・フロン等対策担当官を対象としたセミナーの開催や資料集の作成を通して上記において収集した最新の科学的知見の共有や情報交換の促進を図ることにより、地方自治体と連携して、オゾン層保護・フロン等対策の効果的実施を図ることを目的として行っているものである。 (株)ダイナックス都市環境研究所は、幅広く環境問題に取り組んでいる事業者であり、環境省事業の受託経験も多く、環境問題に関して豊富な知見を有している。 また、環境省から、「オゾン層破壊物質の代替化に関する総合調査」を平成10年度に受託し、平成11年度から「オゾン層保護対策調査」を受託し、オゾン層破壊物質の代替化の進展やオゾン層破壊の現状、オゾン全量及び紫外線観測に関する情報を、世界中から迅速かつ正確に収集し、適切に解析する能力を発揮し、良好な成果を上げていた。彼らは、そこで培った情報収集網や一流の科学者としてのネットワークを活用して、最新の動向をいち早く入手するための体制を構築しており、他機関に比して優れた情報収集・解析力を有している。 さらに、当該研究所は、これまでのオゾン層の状況に係る解析結果を当該調査を通して保有していることから、新たな情報を追加して、同様な解析資料作成作業を行うことに関して、他の機関よりも効率的に実施することが可能である。 さらに、行政セミナーの運営業務においても、上記で得た知見の効率的な利用が可能であるとともに、多様なセミナー等の開催・運営実績を有することから、円滑かつ効果的に業務を実施することが可能である。 以上の理由より、当該団体が本業務を行うことができる唯一の団体である。(会計法29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち20年度から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
390	(株) ブレック研究所	東京都千代田区御町3-7-6	開発途上国におけるオゾン層保護対策支援事業委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月15日	8,443,000	開発途上国におけるオゾン層保護対策は、国によって全く事情が異なり、対策の進み具合も異なれば、支援を希望する分野や対策を推進する体制も異なるため、それぞれの国に合わせた支援事業計画を策定する必要がある。 ㈱ブレック研究所は、対象地域を調査し、調査結果に基づき、環境計画、設計及び政策立案業務を専門としている団体であり、国内においては環境基本計画の策定等に高い実績があり、計画策定能力に優れている。また、「JICA(財)海外環境協力センター」の委託事業により、平成10年度にはザンビアにおける国立公園管理計画作成プロジェクトを実施する等、海外における調査及び計画策定についても、優れた成果を取っている。また、「JICA」の専門家として職員を途上国へ長期派遣するなど、途上国における経験も豊富であり、現地において業務を円滑に実施する能力を有している。特に、本事業は計画策定対象が開発途上国であるため、途上国における調査に関する実績のある団体であることが必要である。 さらに、同研究所は平成12年度から平成16年度にかけて、環境省より開発途上国におけるオゾン層保護対策支援事業を委託した実績を有する。平成13年度には、アジア地域の途上国におけるオゾン層保護対策に係る実地調査を実施し、相手国の支援ニーズを把握する他、開発途上国支援事業関係者による懇話会を開催し、東洋の開発途上国におけるオゾン層保護対策支援事業の今後の方向性を検討した。また、平成13年度以降はこれらを踏まえ、スリランカやイラン、モンゴルを対象とした多数国間基金プロジェクトを支援するとともに、アジア地域の途上国と意見交換を行い今後の支援メニューを検討した。平成16年度においては、開発途上国におけるオゾン層破壊物質の生産・使用や削減対策等に関する現地の具体的な状況、我が国に期待する支援内容等を把握するため、アジア地域のオゾン層保護担当官を対象としたアンケート調査及びワークショップを開催した。また、具体的にオゾン層破壊物質の破壊に係るケースを有するインドネシアにおいて関係者会合を開催し、同国におけるオゾン層破壊物質の破壊設備の導入について検討を明かせた。 以上の理由より、当該団体が本業務を行うことができる唯一の団体である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち20年度から)	
391	(株) 三菱総合研究所	東京都千代田区大手町2-3-6	ハロン破壊処理ガイドライン等検討調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年8月12日	7,000,000	本調査は、平成16年度において環境省委託調査として実施した「ハロン管理方針検討調査」の結果を踏まえ、回収・再利用の困難なハロンを事業者が適切に破壊処理するにあたり参照すべき事項を取りまとめた指針を作成すると共に、破壊処理を含めたハロンの適切な管理を推進するための各種施策のあり方について情報収集、評価、検討を行うことを目的としている。 (株)三菱総合研究所は、幅広い分野の研究・調査・コンサルティングを業務としているが、資源・エネルギー・環境分野については、民間シンクタンクとして唯一「地球環境研究センター」を設立し、様々な研究活動を行っており、家電製品の処理・リサイクルについての調査など、フロン回収・破壊事業に関連する豊富な経験・知見を有している。 また、同研究所は、環境省から平成10年度に「HFC回収・破壊等実地検証等総合調査」を委託し、ハイドロフルオロカーボン(HFC)の回収、破壊及び再利用に係る技術的、経済的課題を整理して今後の体制整備に向けた検討を行ったほか、平成10年度から13年度にかけて「フロン破壊モデル事業評価調査」を委託し、産業機関からのフロン類の適切な回収体制について検討を行ったほか、フロン類の破壊に係る技術的要件等を「CFC破壊処理ガイドライン」として取りまとめた実績を有する。 フロン類とハロンとは、その管理体制に係る経済的、技術的課題等において多くの共通点を有しており、本調査においてハロンの破壊処理ガイドラインを策定し、実効性の高いハロンの管理システムの構築を検討する上で、上記委託調査から得られた知見が非常に有効である。そのため、同研究所は他の機関よりも効率的かつ効果的に本調査を実施することが可能である。 さらに、同研究所は平成16年度に環境省委託により「ハロン管理方針検討調査」を実施しており、ハロン管理に係る最新の知見や情報の蓄積、関係者とのネットワークを有する。本調査は昨年調査からの継続的側面を有するものであるため、昨年受託の実績を有する同研究所において実施することが最も効率的と考えられる。 以上の理由より、当該団体が本業務を行うことができる唯一の団体である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
392	(財) 建築環境・省エネルギー機構	東京都千代田区二番町4-5	発泡用途フロン対策検討調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年7月27日	7,900,000	本業務は、断熱材をはじめとする発泡プラスチック市場において用いられる発泡用途フロンについて、品目分野ごとのノンフロン化の進捗状況、市場動向、技術開発動向等を把握するとともに、ノンフロン化を阻害している要因を分析し、施策実施によるフロン削減効果を示すことにより、ノンフロン製品普及のために実効性のある施策のあり方について検討することを目的としている。 本業務を実施するためには、発泡プラスチック市場の現状分析のため、発泡プラスチックメーカー、断熱材メーカー、建築物施工業者、建築物オーナー、梱包用材料ユーザー等、製品の製造から使用に係る一連の関係者からの情報をコーディネートする能力及び発泡プラスチック製品の技術開発動向等に精通していることが求められる。 (財)建築環境・省エネルギー機構は、住宅その他の建築物に係る省エネルギーをはじめとした環境負荷軽減に関する技術の開発、指導及び普及を行うことにより、建築物におけるエネルギーの有効利用その他環境保全の推進を図ることを目的として設立された法人であり、建築物に係る省エネルギー等に関する調査研究等を優れた研究者のもとに実施している。発泡プラスチックの主要な用途である断熱材に係る省エネルギー技術とは深い関係があることから、当該財団は断熱材に関する知見も豊富に有し、日頃から建築分野の様々な関係者と幅広く情報交換を行っているところであり、当該財団に蓄積されている建築分野関係者とのネットワークは、他の機関が代替しえないものである。 また、本年度は、発泡プラスチック市場の現状、ノンフロン化技術動向、流通状況等について把握し、発泡プラスチック市場における将来動向分析の検討を行うこととしており、当該財団は、平成12年度～平成16年度に「建材用断熱材フロン対策検討調査」を実施しており、建材用断熱材フロンの使用実態、将来動向予測等については一定の知見・素地を有し、実施者を同者とすることで効果的・効率的な調査を遂行することが見込まれる。 以上の理由より、当該団体が本業務を行うことができる唯一の団体である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度から企画競争を実施し、19年度に移行)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別 若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
393	(株)野村総合研究所 東京都千代田区丸の内1-6-5	業務用冷凍空調機器からのフロン回収促進方策検討調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年9月5日	10,132,500	本業務は、平成16年度に実施した業務用冷凍空調機器からのフロン排出抑制方策検討調査結果を踏まえ、廃棄された業務用冷凍空調機器からの冷媒フロン類の回収の改善方策の検討に当たり、地域で設立されているフロン回収促進協議会の役割について検討を行うとともに、整備時のフロン類回収に係る状況や諸外国のフロン類の回収に係る法制度等を把握しようとするものである。 本業務を実施するためには、業務用冷凍空調機器に関する幅広い知見を有していること、業務用冷凍空調機器の廃棄の態様や状況によって異なり、かつ複雑である廃棄処理に関わる事業者の実態に関する知見を有していること、業務用冷凍空調機器に関する業界団体や企業とネットワークを有していること、平成16年度に実施した業務用冷凍空調機器からのフロン排出抑制方策検討調査の調査結果に精通していること、業務用冷凍空調機器に関する諸外国の法制度に関する知見を有していることが必須である。 株式会社野村総合研究所は、平成12年度に使用済業務用冷凍空調機器からの冷媒回収に関する実態調査、平成15年度に業務用冷凍空調機器の廃棄実態及びフロン排出抑制技術等に関する調査及び平成16年度に業務用冷凍空調機器からのフロン排出抑制方策検討調査を請け負い、良好な結果を納めるなど、業務用冷凍空調機器に関する幅広い知見及び業務用冷凍空調機器の廃棄時の実施に関する幅広い知見を有しており、業務用冷凍空調機器に関する業界団体や業者とのネットワークも有している。また、産業界の実態について幅広く詳細に調査することが可能な能力を有している。さらに、業務用冷凍空調機器に関する法制度に関する知見を有していることに加え、諸外国の法制度担当者と常に連絡を取り合っており、最新の情報を入手することが可能であることから、本業務を行う上で必要な上記要件を満たしており、同様の団体は他にみられないため、本業務を適正に遂行できる唯一の団体である。 以上の理由より、当該団体が本業務を行うことができる唯一の団体である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (18年度から企画競争を実施し、19年度以降、一般競争に移行)	
394	日本エヌ・ユー・エス(株) 東京都港区海岸3-9-15	海洋環境保全調査委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月6日	28,946,001	本調査は、国際動向を踏まえた海洋環境保全を図るため、水質、底質、水生生物を総合的かつ系統的に把握するためのモニタリング(海洋環境モニタリング)のとりまとめ等を行うとともに、ロンドン条約96年議定書に定められた環境影響評価に基づく廃棄物の海洋投入処分を規制するための一連の手続きの見直しに関する調査等を行い、現行法令、規則等の改正内容を取りまとめるとともに、ロンドン条約に係る海外情報等を収集、解析を行う。本調査の実施に当たっては、海洋環境に係る調査及び調査結果の解析、海洋調査技術、海洋開発、利用の動向等海洋全般にわたる幅広い技術的知見、経験及び高い解析能力を有すること、ロンドン条約96年議定書の一連の経緯を把握すること、環境影響評価に関する技術的知見、経験が豊富であることが必要である。日本エヌ・ユー・エス(株)では、設立当初から水質環境、特に生物多様性の専門家を中心に発電所や工場等の立地、港湾整備等の海洋環境への影響について調査、解析、アセスメントの業務を実施してきており、それらを通じて人為的汚染と海洋環境の様々な面からの関係について豊富な知見、経験を蓄積しており、上記要件を満たしている。また、平成4年度から平成8年度に「廃棄物の海洋投入処分に関する評価フレームワーク検討調査」において96年議定書の求める評価フレームワークの内容、現行国内法と同フレームワークの比較、諸外国の環境影響評価についての事例調査等の検討を実施している。さらに、平成9年度から平成15年度まで継続して実施している「海洋環境保全調査」を通じ、ロンドン条約96年議定書の一連の経緯を把握しているとともに、同調査で海洋環境モニタリング調査のとりまとめについても継続して実施しており、技術的知見を蓄積している。このため、日本エヌ・ユー・エス(株)に所属している専門家が有している豊富な経験と海洋環境に関する科学的知見と国際会議等に参加することにより培った幅広い人的ネットワークが必要不可欠である。したがって、日本エヌ・ユー・エス(株)は本調査を実施できる唯一の機関である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	平成18年度契約からは業務全体を見直し ・一部競争入札 ・一部準備期間を経て19年度から競争入札 ・一部準備期間を経て20年度から競争入札 ・一部企画競争に移行。	
395	日本エヌ・ユー・エス(株) 東京都港区海岸3-9-15	海洋環境保全に係る国際動向への対応に関する調査業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎優一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年7月5日	31,820,000	本調査は海洋環境の保全のため、国際的に対応が必要となっている海洋環境問題につき、海外の動向等を把握し、環境保全の観点から国内における適切な施策の策定などに資することを目的としている。今般の調査においては、バラスト水による海洋環境への影響調査業務、ロンドン条約96年議定書の国内適用推進に関する業務、有害液体物質流出事故時における環境影響評価手法検討業務、脆弱沿岸海域図の更新業務及びPICES年次会合に関する支援業務を実施するものである。 本調査の実施にあたっては、(1)MEPC(海洋環境保護委員会)会合におけるバラスト水問題に係る審議の一連の経緯を把握しているとともに、化学物質の海洋環境への影響把握に関する技術的知見、経験が豊富であること、又国内の港湾におけるバラスト水の移動実態を把握していること、(2)ロンドン条約96年議定書の一連の経緯を把握するとともに、環境影響評価に関する技術的知見、経験が豊富であること、(3)OPRC-HNS議定書(2000年の危険物及び有害液体物質による汚染事件に対する準備、対応及び協力に関する議定書)に関する一連の経緯を把握し有害液体物質に対する豊富な知見を有していること、(4)脆弱沿岸海域図に使用するデータの管理及び環境影響評価ができる能力を持っていること、(5)MEPC(海洋環境保護委員会)会合においてもバラスト水問題の審議開始当初から環境省とともに参加しているため、審議の経緯、条約の内容等について熟知している。又、MEPC(海洋環境保護委員会)内に設置されたバラスト水ワーキンググループにおいても中心的な役割を担っており、バラスト水の移動実態及びバラスト水に起因する生態系への影響について、高い知見と調査能力を有する。また、(2)ロンドン条約会合においても96年議定書審議開始当初から参加しており審議の経緯、内容等について熟知している。平成4年度から平成8年度の業務である「廃棄物の海洋投入処分に関する評価フレームワーク検討調査」において同フレームワークの内容、現行国内法と同フレームワークの比較、諸外国の環境影響評価についての事例調査等の検討をしているため技術的知見が豊富である。(3)OPRC-HNS議定書に関しては、過去にも基礎調査を行ったという経緯もあり豊富な知見を有している。(4)脆弱沿岸海域図の更新については、作成当初から当業務に携わっていた経緯もあり内容等について熟知以上のことより、日本エヌ・ユー・エス(株)は本調査を実施できる唯一の機関である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	平成18年度契約からは業務全体を見直し ・一部競争入札 ・一部準備期間を経て19年度から競争入札 ・一部準備期間を経て20年度から競争入札 ・一部企画競争に移行。	
396	特定非営利活動法人野生動物救護獣医師協会 東京都立川市富士見町1-23-16	油污染対策推進研修・訓練委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月5日	5,500,000	本業務は、油污染事故発生時に環境保全の観点から迅速、的確に対応できるよう、事故発生時に現場での環境保護活動のための研修カリキュラムの開発、教材の整備、研修の開催を行う事業である。 本業務の実施に当たっては、油污染対策全般について熟知していること、過去の油污染事件の経験及び豊富な知識、油污染事件発生時の具体的な対応についての知識、油污染事故時の自治体やNGO、ボランティアの役割についての知識を有すること、鳥獣を含む野生生物に関する豊富な知識を持ち、油污染事故時の傷病鳥獣の保護に関する知識、経験や人的ネットワークを有すること、が重要である。 特定非営利活動法人 野生動物救護獣医師協会は、世界の油污染事件についての調査研究及び普及啓発等の活動、油污染事故時の傷病野生鳥獣の救護活動を推進している団体であり、過去の油污染事件の経験及び豊富な知識、事件発生時の具体的な対応に関する知識及び自治体やNGO、ボランティア等の役割についても熟知しており、さらに平成9年度からは継続して油污染対策推進研修・訓練業務を受託していることから本業務に対するノウハウや知識も有している。特定非営利活動法人野生動物救護獣医師協会に所属する専門家は、我が国及び外国の鳥獣の油污染事件に関する経験と豊富な知見を有しており、NGO、ボランティア及び外国との幅広い人的ネットワークを有しているためこの業務を行う上で必要不可欠である。以上のことから、同協会は、本業務を実施することができる唯一の団体である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (18年度契約から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
397	(株)環境科学コーポレーション 東京都豊島区南池袋1-13-21	海洋環境モニタリング(重金属分析)業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月28日	10,500,000	本調査は、国際的動向を踏まえた海洋環境保全を図るため、水質、底質、水生生物を総合的かつ系統的に把握するためのモニタリング(海洋環境モニタリング)における重金属等及びPCB等有機塩素化合物等の分析を担当するものである。本調査を行うためには、海水、底質及び海洋生物中の総微量物質を極めて高精度で分析する技術、高い解析能力を有することが求められる。また、本モニタリングにおいて、経年変化を踏まえた総合解析は非常に重要であり、一連の調査について、精度管理の統一性・継続性が確保できるほか、過去の調査状況、詳細な分析方法、データの状況を把握している必要があり、本業務の相手方としては、過去に本業務を行った実績を持つ業者であることが不可欠である。 株式会社環境科学コーポレーションは、水質、底質、水生生物の分析に多くの経験と知見を有し、高い分析能力を持つことから、海洋環境モニタリングの前身となる日本近海保全調査を環境省のモニタリング調査としての当初から2.0年以上継続して実施しており、分析方法についても委員会を設置しその方法の検討を行った当時から、現在に至るまでの経緯を全て把握している等、海洋環境モニタリング調査分析の経験が豊富に蓄積されている。そのため、経年変化を踏まえた総合解析が可能であり、過去の調査状況、分析方法、データ状況等の知見も有している。また、本分析に必要な不可欠な微量分析に関して、的確に対応できるため、本業務を遂行できる唯一の団体である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
398	(株)環境総合テクノス 大阪府大阪市中央区安土町1-3-5	油処理剤技術基準試験手法検討調査業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年12月7日	8,158,500	本調査を実施するにおいては、水生生物における毒性試験、とくに油処理剤に関する毒性試験についての豊富な知見と技術有していること。化学物質(油処理剤等)に関する深い理解と使用する上でのノウハウを持ち合わせていること。海産生物の幼稚仔の飼育・育成技術及び管理の経験が豊富で、適切な技術的ノウハウを有していること。を必須とする。海産生物を対象とした油処理剤の毒性試験について、信頼性のある毒性データを得るためには、海産生物の飼育に関する安定した育成技術および被験物質に関する幅広い知見・分析技術を有しているだけではなく、油処理剤をはじめとする様々な化学物質の生態影響試験について豊富な経験を有している機関に試験を実施させなければならない。 株式会社環境総合テクノスは、化学物質の分析においてはISO/IEC17025の認定も受け、高い分析技術を有している。試験技術としては、平成13年度から平成16年度にかけて地球環境局環境保全対策課が推進する「油処理剤等環境影響に関する検討調査」において油処理剤の生態影響試験を担当し、良好な実績を上げているだけではなく、水・大気局水環境部が推進する「水生生物急毒性試験調査(海域魚類)」においても平成14から16年度にわたって良好な試験成績を維持している。また、平成16年度には、環境省の委託による「油処理剤の毒性試験調査(海域魚類)」においてモニタリング検討会、水産省の委託による「民間企業から唯一オブザーバーとして参画し、ガイドライン策定に係る基礎知見取得を目的とした各種基礎試験を実施し、その良好な試験成績はガイドラインに十分に反映されている。マダヒ、クルマエビ、アワビ等の海産生物の増殖試験等を30年以上実施しており、飼育・育成技術に関する豊富な知見・設備及び人材を有しているため、試験に用いるまでの生死亡率、及びその試験生物個体の活性(健康状態)など他の試験機関に比して良好であり、海産生物の育成技術の水準が極めて高く、他試験機関からの依頼による水生生物の供給実績も持つ。 さらに、水温調整等の飼育条件の制御技術によって周年にわたって飼育・試験が可能である。また、海産生物を用いた試験、とくに幼稚仔を対象とした試験については、その飼育・管理を一定にする技術が特殊であるため、他に実施可能な試験機関はない。これらのことから、水生生物における飼育技術と毒性試験に関する豊富な知見と技術を有し、また、油処理剤等の知見や化学物質に関する深い理解とそれに対するノウハウを持ち合わせている機関は唯一この機関だけである。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
399	(株)UFJ総合研究所 東京都港区新橋1丁目11番地7号	東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)協定化調査業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月12日	9,135,000	本業務は、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)の地域協定化のあり方について、学術的・専門的見地からの検討等を行うものである。また酸性雨に関する研究内容等の知見を収集・分析することにより、我が国としてEANETの将来発展についての議論に積極的に参画するための基礎資料を得るものである。 株式会社UFJ総合研究所は、平成16年8月に環境省と財団法人日本環境衛生センターとの間で締結された「平成16年度東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)協定化調査業務」において、基礎資料作成業務の外部委託先として、関連協定・条約に関する情報収集業務を担い、関係機関及びネットワーク参加各国の現状について情報の収集を行った。また同年12月には、平成16年度東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)将来展開調査業務、を環境省から受託し、酸性雨問題の現状に関する専門的かつ高度な知見を有するに至っている。 これらのことから株式会社UFJ総合研究所は、我が国としてEANETの将来発展についての議論に積極的に参画するための有益な基礎資料案を作成できる専門的な知見を有した本業務を遂行できる唯一の団体である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
400	サカタ理化学(株) 山形県鶴岡市余慶町6番3号	イオンクロマトグラフ分析装置一式	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年2月3日	9,939,000	本業務は、山形県尾花沢国設酸性雨測定所で得られた降水試料を分析し、データの報告を行うためイオンクロマトグラフ分析装置1式を購入し設置するものである。 本業務で購入する装置については、 1)連続再生方式電気透析形サプレッサーを使用していること。 2)溶融液を自動調整できる溶融液ジェネレータを有していること。 が条件となる。 1)イオンクロマトグラフ分析において、降水の分析等高感度分析を行うにはサプレッサーを用いた分析が不可欠である。ダイオキス社製品は高感度、高精度分析が可能で精度管理にも有利な連続再生方式電気透析形サプレッサーを使用している。 2)イオンクロマトグラフにおける分析トラブルの原因は溶融液の調整に起因することがほとんどであるが、自動的に均一な濃度を調整できる溶融液ジェネレータを使用することで分析トラブルを防ぐことができる。また個人差なく溶融液を調整できるため、精度管理上非常に利点がある。溶融液を自動調整できる機能をもつ製品はダイオキス社のみである。また、山形県環境科学センターがある山形県地域でダイオキス社と代理店契約を結び、販売、設置を行っているのはサカタ理化学株式会社のみである。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
401	柴田化学(株) 東京都台東区池之端3-5-25	ライダー装置一式	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年1月30日	15,972,600	本業務は、黄砂モニタリングネットワークの整備の一環として、ライダー装置(レーザー光線を上空に発射し、返ってくる光を測定・解析することにより、上空に浮遊する粒子物質の鉛直分布等をリアルタイムで観測する装置)を、1式購入するものである。 柴田科学製の航空広域観測システムModel L2s-SMは、黄砂およびエアロソルを全自動で連続的に観測することを目的に開発されたもので、観測データの自動処理および配信機能を有する。また、偏光消滅測定機能を持ち、黄砂と大気汚染性エアロソルの光学的濃度プロファイルを分離して定量的に導出できる。このようなライダー装置の市販品は他にない。当該ライダー装置は、独立行政法人国立環境研究所が開発したものであるが、実際にその製造を行っているのは、柴田科学株式会社のみである。また、その販売も柴田科学株式会社のみが行っている。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別 若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
402	(社)全国木材組合連合会 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6F	世界の森林保全のための違法伐採問題に関する検討調査業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年7月28日	8,253,000	本業務は、世界の森林保全への寄与を目的に、海外の木材輸入国における違法伐採問題への取組や、我が国の木材輸入業界における取組等を調査し、木材輸入国としての今後の取組のあり方を検討するものである。 本調査業務を実施するに当たり、以下の事項を調査する。 違法伐採問題について深い情報・知見を有していること。 違法伐採問題に様々な立場から関与している学識経験者、NGO、木材輸入業界等と密接な関係を有しており、かつ、それらの多様な関係者を公平に取りまとめることができること。 社団法人全国木材組合連合会は、平成13年度～15年度の間、林野庁の補助事業として「違法伐採対策支援事業」を実施するとともに、平成14年度には我が国の木材業界を代表する団体として「森林の違法伐採に関する声明」を発表している。このように、全国木材組合連合会は、我が国で違法伐採問題について情報・知見を有している団体である。 上記「違法伐採対策支援事業」において学識経験者、NGO、木材輸入業界団体等で構成される検討会を設けていたように、我が国国内の違法伐採問題に関する有識者と密接な関係を構築している。違法伐採問題をめぐり意見が相違することも想定されるNGO、木材輸入業界団体等多様な関係者の意見を公平に取りまとめることができるのは、全国木材組合連合会のみである。加えて、全国木材組合連合会は、国内での調査を行うに当たって不可欠な木材輸入業界の協力を得ることができる。これらのことから、社団法人全国木材組合連合会は、上記 - の条件をすべて満たし、かつ本業務を行うことができる唯一の団体である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (18年度契約から)	
403	(財)日本科学技術振興財団 東京都千代田区丸の内公園2-1	森林減少の現状と対策に係る普及広報業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年7月27日	29,925,000	本業務は、地球環境を守ることの重要性、地球環境問題と日常生活のつながり、具体的に実行できる森林保全への取組事例等について学ぶ機会を積極的に提供し、森林減少に対する取り組みを広く国民に浸透させることを目的として実施するものである。 このため、本業務を行うに当たっては、子供から大人まで幅広い対象者向けの教育プログラムを制作した実績と、地球環境問題に対する知見を豊富に有しているとともに、中立公正の立場で森林減少の問題点を整理してプログラムを作成し、かつ、本プログラムを推進するに際して、多数の人が利用可能な施設を有していることが望ましい。 財団法人日本科学技術振興財団は、国民各界各層に対する意識調査やシミュレーションシステムの開発を豊富な手がけしており、教育プログラムを開発する知見・ノウハウ並びに森林減少等の環境問題に関する幅広い知見を有している団体であるとともに、自ら展示施設を所有し多くの広報活動を展開してきた実績を有しており、平成10年度以降地球温暖化を始め、酸性雨、海洋汚染、水環境、オゾン層破壊等、環境省の普及広報業務を請け負ってきた実績を有している。 以上の理由により、財団法人日本科学技術振興財団は、本業務を行うことができる唯一の団体である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
404	アジア航測(株) 東京都新宿区新宿4-2-18	南極地域における環境影響評価技術指針等検討調査業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穂一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月21日	6,562,500	本業務は、南極地域の環境保護モニタリングの技術指針の作成に係る検討を行うとともに、南極特別保護地区の管理計画に係る基礎資料を作成し、国内法の円滑な施行に資するため南極地域の環境保護について国民への普及啓発を図るものである。 したがって、請負先には、下記要件を満たしていることが不可欠である。 1) 南極地域の地理・環境情報、2) 南極地域における生物学を始めとする極域諸科学、3) 「南極条約」及び「環境保護に関する環境保護議定書」に基づく南極地域を律する国際的な制度その経歴や国際的枠組みにかかる動向、及び4) 右の制度に基づく我が国国内の措置に関する知見及び調査実績を、どの一つも欠けずとなく、相互の有機的な関係を十分理解した上で総合的に有しており、かつ、その証左として例えば、南極地域における環境影響評価に係る知見及び調査実績があること。 環境保護に関する普及啓発及び環境教育、特に情報システムを用いた手法に関して十分な知見と実績を有しており、技術者を擁していること。 南極環境保護モニタリング技術指針の作成については、南極地域における活動や自然環境の現状を踏まえて環境保護モニタリング実施項目と内容を精査すること、さらに、当該精査を基地や観光活動が集中する南極半島地域で実施されている先進的、国際的水準に見合う形で実施するため、南極半島における活動の実態、自然環境及びその環境保護の状況を確認して把握した技術者がいること。 アジア航測株式会社に所属する専門家は、8年度より継続して本業務を実施し、1) 昭和基地周辺の動植物分布図作成など南極地域環境情報の調査及び取りまとめを実施しており、2) 南極地域原産のペンギン類、魚類に関する調査を極域科学者との繋がりを活用して実施しており、3) 南極条約や議定書を担保する各国の法制度の分析、環境情報の収集、翻訳、分析及び管理を実施しており、4) 南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の資料部分の案を作成する等、南極関係の国内法令の知見及び調査実績を有している。さらに同専門家は、これらに加えて1)～4)の知見を総合的に活用できる知見と技術を持ち、法に基づく「南極環境影響評価実施要領」の案を作成(原案のまま、平成9年に告示(環境庁告示第57号))する等、上記の要件を満たす技術者が所属する我が国唯一の団体である。 また、同専門家は、南極地域の環境保護に関する国際制度及び国内制度の普及啓発を目的としたホームページの作成・更新を8年度より継続して実施してきており、今年度の業務については、南極地域環境データベースの更新等、昨年度以前の成果をさらに、同専門家は、南極半島地域のデセプション島やアイチョウ島等において、南極地域における観光活動や基地活動実態以上の理由より、当該団体が本業務を行うことができる唯一の団体である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (18年度契約から)	
405	(株)エックス都市研究所 〒171-0033 東京都豊島区高田2-17-22	平成17年度循環型社会形成に関する日中韓における検討調査業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月31日	11,970,000	本業務は、中国が主催で循環経済シンポジウムを開催するにあたり、我が国として、今後の政策協議や技術移転の推進による国際的な貢献を進めていくため、同シンポジウムへの日本からのインプット並びに専門家の派遣にかかる支援を行うことを目的として、実施するものである。具体的には、中国及び韓国における循環経済の構築や廃棄物減量化、リサイクルの推進などに関する各種制度の構築やモデル事業等の実績を踏まえ、今後、TEAMにおいて特に日本が貢献すべき内容を調査・検討し、シンポジウムにおける日本からのインプットの資料を作成するものである。従って、本業務を実施する法人には以下の条件が要求される。(1) 途上国、特に中国や韓国など途上国における廃棄物行政及びその課題、ならびに環境管理について幅広い知見を有していること。また、廃棄物管理の業務経験があり、途上国の廃棄物分野の国際協力業務に精通していること。(2) 廃棄物や循環型社会形成に関する関連法に熟知し、循環型社会形成に向けた産官学の連携に関する知見を有すること。(3) 廃棄物処理及び循環型社会形成に関連する技術及び研究開発の実態や動向等について幅広い知見を有していること。(4) 日本の主催する「3Rイニシアティブ」に関連し、循環型社会を国際的に形成する新たな動きを熟知し、循環資源の効率的利用と廃棄物等の適正処理に関する豊富な知見を有すること。 株式会社エックス都市研究所は、(1) これまでに、中国に関して、JETRO調査により、中国北京市順義区における循環型社会モデル都市の構築案を提案し、平成7～14年度にかけての環境庁・環境省「開発途上国における固定発生源対策支援事業」では、製錬、ガラス製造、石油精製業のそれぞれについて、中国における現地視察、マニュアル案の説明・意見交換のためのセミナーの開催を実施するなど、中国を含む東アジアの廃棄物管理計画調査、東アジア各国の廃棄物管理の管理官庁での行政実務を支援する調査を実施するなどの経験があり、途上国の廃棄物問題についての必要な知見を有している。(2) これまでに、循環型社会形成推進を図るための研究開発及び人材育成・産官学連携のあり方、資源循環に配慮した専任活動の指針及び取組の方向性について調査・検討を実施しており、必要な知見を有している。(3) これまでに、特定製品(家電製品等)や素材/資源(建設発生木材、廃プラ等)の再資源化等に関する施設や技術についての調査を実施しており、必要な知見を有している。(4) さらに、同研究所は、17年5月に開催された「3Rイニシアティブ関係者会合」を内容でサポートした以上のように本業務を遂行する上で必要不可欠な条件をすべて満たしている唯一の団体である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの		平成17年度限り

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別 別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
406	(株)住環境計画研究所 東京都千代田区紀尾井町3-29	平成17年度地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく政府の実行計画に関する平成16年度排出量等把握業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月25日	5,323,500	本業務は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府の実行計画)」の専念実施を図るため、措置目標の平成16年度値の調査、措置目標以外の取組の平成16年度の実施状況の調査、環境省の実施計画策定調査を行うものである。本業務の実施に際しては、地球温暖化全般に知見が深いこと、国の地球温暖化防止に関する取組に精通していること、環境、社会、エネルギー、交通等の多岐に渡る分野の幅広い知識を有していること、コンピューターによる広範囲なデータ集計・解析を行う能力を有していること、政府の実行計画における措置目標の設定手法等を熟知していることが必要条件となる。また、本業務は、平成14年度に作成した実行計画フォローアップ調査票を使用した調査を行うものであり、当該調査票を作成した者による適切かつ迅速な集計・解析を要することである。 居住環境計画研究所は、7年度から9年度まで地球温暖化対策後評価調査業務(民生部門)を行っており、いわゆる民生部門における温室効果ガスの総排出量の算出方法、温暖化対策技術導入の効果の把握等について専門的知識、定量的測定手法等を相当程度蓄積してきている。さらに、12年度には、国の業務施設に対する温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する実行計画策定業務、13年度においては、国の業務施設に対する温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する実行計画策定フォローアップ業務、14年度及び15年度においては、政府の事務・事業に関する温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画に関する基準年排出量等把握業務を行い、うち14年度には実行計画フォローアップ調査票の作成を行っているため、政府の実行計画における措置目標の調査手法等を熟知し、適切かつ迅速な集計・解析を行うことのできる唯一の機関であるといえる。また、地球温暖化対策診断モデル事業解析等事業、地球温暖化諸要因の推移と各国の対応動向に関する調査等の実績があり、地球温暖化全般に関する知見及び国の地球温暖化防止に関する取組に深く精通しており、かつ、長年にわたり環境、社会、エネルギー、交通等の多岐にわたる分野の幅広い検討・調査結果等の知識を有している機関である。さらに、同研究所は、国及び地方公共団体のエコライフ実践活動の実施状況に関する調査を行うなど、数多くの環境保全に資する調査、計画の策定、システム開発を手掛けてきており、いずれも優秀な成果を残しており、コンピューターによる広範囲なデータ集計のように、同研究所は、本業務の実施に当たり必要な条件を満たす唯一の者である(会計法第29条の3第4項)。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
407	(株)三菱総合研究所 東京都千代田区大手町2-3-6	平成17年度温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月3日	7,980,000	本業務を実施する団体については、本制度の詳細を熟知していること、すなわち本制度設計に必要な不可欠である排出量の算定及び検証に対する知見等の専門的知識を有していることが求められることである。 株式会社三菱総合研究所は、個々の事業者が自らの温室効果ガス排出量を把握する方法を定めた「事業者からの温室効果ガス排出量算定ガイドライン」の策定を担った団体であり、本ガイドラインの策定に係る、事業者の排出量算定・検証の手法について国内外調査を行い、最新の情報を収集できる体制があり、それに基づく高い専門的知識を有しており、検討の経緯、検討すべき課題等について十分に熟知しており、本業務を円滑に実施できることは株式会社三菱総合研究所以外にはない。従って、契約の性質または目的が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(18年度契約から)	
408	みずほ情報総研(株) 東京都千代田区神田錦町2-3	平成17年度国別報告書作成補助業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月3日	7,875,000	本業務では、気候変動枠組条約事務局の国別報告書の作成ガイドラインに従い、第4回国別報告書に盛り込む必要のある項目を収集・整理する必要がある。該当項目は、温室効果ガスの排出・吸収に係る我が国の状況全般であり、自然・社会的環境を含む国家の状況、温室効果ガスの排出・吸収の現状、過去及び将来に向けた国内の温暖化対策、将来の温室効果ガスの排出見通しと政策の分析、温暖化による影響や脆弱性の評価、海外協力や研究開発の状況等、非常に幅広い分野を包含する。本業務の遂行にあたっては、国別報告書の作成のためのガイドラインを熟知し、温暖化問題を取り巻く国際的な動向を把握していること、上述したような国内の地球温暖化問題に係る幅広い分野において知見を有し、その評価・分析を行う能力を有していること等作業上、不可欠である。 みずほ情報総研株式会社(旧株式会社富士総合研究所)は環境省からの請負により、これまで我が国の温室効果ガス排出量の将来予測や、地球温暖化対策の削減効果の評価、温暖化に係わる国際比較等に係る業務を長年にわたって実施してきており、地球温暖化に係る将来予測や対策の評価、国際動向等に関して充分な知見を保有している。また、2002年5月に国連気候変動枠組条約に提出した第3回国別報告書の作成に際して同様の業務を実施し十分な成果を上げている。また、過去の第1回、第2回国別報告書の作成作業にも関与しており、条約事務局のガイドラインに関して十分な知見を有している。IPCCをはじめとする国際的な研究動向にも詳しい。さらに、近年の地球温暖化対策推進大綱の評価・見直し作業への参画を通じて、新しい京都議定書目標達成計画に関して、その内容及び過去からの様々な議論についても深い理解を有しており、本業務を円滑に実施できるのは、みずほ情報総研株式会社以外にない。 以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手方としてみずほ情報総研株式会社と随意契約を締結することとする。	その他のもの		平成17年度限り
409	(株)UFJ総合研究所 東京都港区新橋1-11-7	平成17年度地球温暖化防止対策技術評価(工業プロセス・農薬・廃棄物)等調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月3日	63,798,000	本業務を行うにあたっては、温室効果ガス排出吸収目録はわが国の温暖化対策政策の基礎データとして利用されているため、公表後にデータが変更されることはあってはならない。実際には排出吸収目録を条約事務局に提出後、審査手続きを受けて、修正が必要な場合には調整されることになるが、そのようなリスクを最大限回避することが必要である。条約事務局による目録の審査は、各国のレビュー(インベントリの審査業務を行う者としてIPCCから付与される資格)によって行われることとなっており、その際に問題点を指摘されるリスクを最小化するために、わが国のレビューによってわが国の目録の算定方法の設定、排出量の算定等を行うことが必要である。インベントリの見直しは昨年7月から本格的に検討を開始し、多くの問題点が指摘されてきたが、9月の測定量報告に向けて、6月までに関連する分科会を開催し、全ての検討をまとめる必要があり、これまでの指摘事項を全て的確に理解し、迅速かつ正確に算定方法を見直す能力が必要である。三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社(旧株式会社UFJ総合研究所)には、燃料分野、工業プロセス分野についてのレビューの資格を有する者が在籍している唯一の企業であり、インベントリの作成に際してレビューの視点から調整のリスクを回避したインベントリの作成が可能である。昨年度も本業務を請け負っており、分科会での議論を含めた問題点全体を確実に把握し、迅速に計算方法を見直すことができる唯一の企業である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年9月末までは随意契約。18年10月以降は企画競争を実施し、20年度以降、一般競争入札に移行)	
410	(株)数理計画 東京都千代田区猿楽町2-5-4	平成17年度地球温暖化防止対策技術評価(HFC等3ガス等)等調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月27日	21,215,000	本業務を行うにあたっては、温室効果ガス排出吸収目録はわが国の温暖化対策政策の基礎データとして利用されているため、公表後にデータが変更されることはあってはならない。実際には排出吸収目録を条約事務局に提出後、審査手続きを受けて、修正が必要な場合には調整されることになるが、そのようなリスクを最大限回避することが必要である。条約事務局による目録の審査は、各国のレビュー(インベントリの審査業務を行う者としてIPCCから付与される資格)によって行われることとなっており、その際に問題点を指摘されるリスクを最小化するために、わが国のレビューによってわが国の目録の算定方法の設定、排出量の算定等を行うことが必要である。インベントリの見直しは昨年7月から本格的に検討を開始し、多くの問題点が指摘されてきたが、9月の測定量報告に向けて、6月までに関連する分科会を開催し、全ての検討をまとめる必要があり、これまでの指摘事項を全て的確に理解し、迅速かつ正確に算定方法を見直す能力が必要である。数理計画株式会社には、廃棄物分野についてのレビューの資格を有する者が在籍している唯一の企業であり、インベントリの作成に際してレビューの視点から調整のリスクを回避したインベントリの作成が可能である。昨年度も本業務を請け負っており、分科会での議論を含めた問題点全体を確実に把握し、迅速に計算方法を見直すことができる唯一の企業である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年9月末までは随意契約。18年10月以降は企画競争を実施し、20年度以降、一般競争入札に移行)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別 別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
411	(財)日本システム開発研究所 東京都新宿区富久町16-5	平成17年度地球温暖化防止対策(中核的技術)調査等業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月29日	11,970,000	本件業務を実施するに当たり必要となる要件として、民生部門、運輸部門、産業部門及び部門間横断的対策全般に係る各種対策技術の開発動向や将来展望に加えて、各種エネルギー供給インフラ整備計画や簡便法制度、政策の現通し、エネルギー関連業界の見通し等に関する知見が深いこと、我が国のエネルギー需給動向並びに諸外国のエネルギー需給などに係る総合的な知識及び設計技術に精通していることが挙げられる。エネ燃料の普及シナリオ及び普及シナリオ実現のための普及施策の検討のためには、上記事項を包括的に分析・評価するノウハウが必要であり、各種エネ燃料の導入効果等を総合的に評価するための将来予測シミュレーションに関する知識及び技術を有していることや、諸外国におけるエネ燃料の導入戦略に関する情報収集及び分析に精通していることが求められる。 (財)日本システム開発研究所は、これまで国やその関連団体などから地球温暖化対策やエネルギー需給などに関する調査・研究業務を継続的に実施しており、この分野に関する上記の知識及び技術に精通している。平成16年度地球温暖化対策技術中長期ビジョン調査委託業務)の他、平成14年度から16年度にかけても、上記要件を備えなければならぬ調査を実施することができない「地球温暖化防止対策技術(中核的技術)等調査」を適切に実施しており、本業務に必要な基礎的な情報を既に有している。なお、本業務は「平成16年度地球温暖化対策技術中長期ビジョン検討調査等委託業務」の検討成果に基づき実施されるものであり、加えて、「地球温暖化防止対策技術(中核的技術)等調査」のアウトプットとして中核的かつされたバイオエタノール混合ガソリンが本業務の普及シナリオにインプットされる等、これらの調査業務は相互に関係が深く、円滑かつ効率的に本業務を進めるためには、同一の相手方と契約することが必要である。以上のことから、(財)日本システム開発研究所は本業務を円滑に実施できる唯一の機関と認められる。(会計法29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
412	(有)セブンスーズ 東京都中央区新川2-30-11	平成17年度各国の専門家との情報交換を通じた温室効果ガス排出・吸収目録の改善等業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎雅一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月6日	11,970,000	本業務は、我が国の温室効果ガス排出・吸収目録の精緻化を図ることを目的として、諸外国の専門家との積極的な議論や情報交換を行うため、「アジア地域における温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ」の開催、及び「情報交換のための関連資料の英訳業務を行う。ワークショップ開催業務の遂行には、(1)国際ワークショップの開催に関する豊富な知識と業務経験を有しており、特にアジア地域の各国の事情に精通していること。(2)アジア地域における政府機関および研究機関との人的ネットワークを有していること。また、英訳業務の遂行には、(3)英訳業務に係る知見に加え、地球環境問題に関する政策的・技術的な国際的動向に関する知見を有していること」が必須要件である。 (1)に関して、有限会社セブンスーズは、過去15年間に渡り、エコアジア、フェローシップ事業、社団法人国際環境研究協会、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク(APN)の設立等の実施を通じて、国際ネットワーク事業の开拓やマネジメント等に関する知見を有している。また、PRTR/OECD国際会議等の国内外を含む多数の国際会議・ワークショップの運営の他に、コンサルタンツ事業として、Urbanization (Mega-City) project、日・独・米3カ国環境の平等性、国際S T A R T 事務局プロジェクトなどに携わっている。こうした多数の経験から、国際ワークショップの開催に関する豊富な知識と業務経験を有する人材の招聘等、このための机上の調査等についても十分に精通している。(2)に関して、上記の関連事業を通じて、アジア地域の政府機関および研究機関との人的ネットワークを構築していることから、各国のインベントリに関する行政部門と研究者との連携の促進についても、より高い効果実績が期待できる。(3)に関して、同社は、中国水資源問題調査報告書(「財)地球環境戦略研究機関(IGES))、欧州における都市廃棄物管理の評価と日本に対するその適切性(IGES)等、地球環境に係る翻訳業務の実績があり、これらを通じて、気候変動枠組条約締約国会議等の動向についても精通している。これらのことから、同社は本業務を円滑に遂行できる能力及び体制を有している。さらに、15年度及び16年度開催のアジア地域における温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップにおいて、事務局との打合せ、参加者の招待等すべての手続を有する有限会社セブンスーズが実施した結果、非常に良好な結果が得られていることから、本業務を円滑に実施する(会計法29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
413	パシフィックコンサルタンツ(株) 東京都多摩市関戸1-7-5	平成17年度京都メカニズム制度設計に関する検討調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎雅一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月15日	5,229,000	本業務で改定作業を行う「図説京都メカニズム」は、複雑な京都メカニズムに関するわかりやすい解説資料として高く評価されており、その作成には京都メカニズムに関する高度のノウハウが必要とされる。パシフィックコンサルタンツ株式会社には、この「図説京都メカニズム」の作成を行ったコンサルタントが在籍しており、京都メカニズム制度設計に関連した検討を行うに際しては、そのノウハウの活用を行うことが不可欠である。 以上より、株式会社パシフィックコンサルタンツと随意契約を締結した。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
414	パシフィックコンサルタンツ(株) 東京都多摩市関戸1-7-5	平成17年度気候変動に関する各国の動向等基礎情報収集調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎雅一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月27日	10,479,000	本業務は、気候変動に関する米国、EUをはじめとする各国の最新情報等を継続的に収集・整理し、分析を行うものである。本業務を行うに当たっては、これまでの気候変動に関する国際交渉の経過、各国の意見、対策等についての知見を有していること、海外の情報収集に力を入れている環境にあることが必要である。 株式会社パシフィックコンサルタンツは、気候変動に関する情報の収集・整理の作業について多くの経験を有し、かつ、気候変動問題に関する国際会議に多く出席し(気候変動枠組条約締約国会議及び増設機会合会には1999年以降毎回出席、国際交渉の場における情報収集の経験も豊富な職員を複数擁している。さらに「気候変動に関する各国の動向等基礎情報収集調査業務」を受託して十分な成果を挙げたこと、仕様が米国、EUをはじめとする各国の気候変動に関する情報の収集・交換を行う能力を有している。 以上のことから、株式会社パシフィックコンサルタンツ株式会社と随意契約を締結した。(会計法29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (平成18年7月契約から)	
415	(財)社会経済生産性本部 東京都渋谷区渋谷3-1-1	平成17年度生活構造改革の推進に関する基礎的調査等業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月9日	17,430,000	本業務は、従来、省エネルギーと明るい時間の有効活用の視点から導入が検討されてきたサマータイム制度について、地球温暖化の防止、地方活性化、健康、国際性の観点を加えて国民の生活構造改革を図ることが必要となっていくことに鑑み、平成16年度に実施した業務に引き続き、「生活構造改革企画委員会」及び「生活構造改革ファラム」を開催するとともに有識者を対象とした懇談会と意識調査、ホームページの運営等の広報活動、サマータイム制度導入による温室効果ガスの削減効果や経済への波及効果についての調査を実施し、サマータイム制度が国民生活に及ぼす効果について理解の促進を図ることを目的とするものである。財団法人社会経済生産性本部は、国民生活や産業界労使、学識経験者、消費者団体等によって形成される組織を生かして、産業界、内閣府、文部科学省、地方自治体、民間機関などからの幅広い分野にたり、委託業務を遂行した実績を有していることから、多面的な調査・多岐にわたる推進活動を適切に行うことが可能であり、サマータイム制度の国民の理解促進のために必要な、導入課題の検討・合意形成に向けた普及啓発を行うのに最適な条件を備えている。また、実際に同財団は、我が国におけるサマータイム制度に関する調査研究を平成7年度から取り組んでおり、平成8年には「日本のゆとりサマータイムを考える会」を設置し、数多くのシンポジウム、講演会を手がけるなどして、サマータイム制度の理解促進のために様々な活動を行ってきた。この成果は総理府の世論調査にも反映されており、高く評価されているところである。また、サマータイムの普及・啓発及び全国的なサマータイム導入の場合の効果の検証に資するものは他になく、唯一の主体であり、平成13年度より本業務を実施してきたところである。平成17年度より、十分な理由により、本業務を契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法29条の3第4項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手方として財団法人社会経済生産性本部と随意契約を締結することとする。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (18年度契約から)	
416	(財)大阪府みどり公社 大阪府大阪市中央区南本町4丁目1番8号	平成17年度地域協議会代エネ・省エネ診断事業(住宅用電圧調整装置モデル事業)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	100,000,000	本業務は、大阪府域で計500世帯に設置した電圧調整装置を用いて、家庭における電力消費量をモニターし、500世帯分をターゲットとし、解析するものである。このため、委託事業を実施するためには、電力消費量のモニター結果であるデータの解析・評価を行う能力を必須とし、家庭の属性と照らし合わせて電力消費量の比較結果であるデータを評価できる知見の蓄積が必要である。大阪府みどり公社は、15年度及び16年度に本事業を実施し、500世帯分の大量の電力消費量を解析・評価しており、十分な能力と経験を有している。また、500世帯の属性についてもこれまでこの事業の中で把握しており、データの解析評価に活かすことのできる知見を有しており、上記内容を全て満たしているため。(会計法29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
417	パシフィックコンサルタンツ(株) 東京都多摩市関戸1-7-5	平成17年度CDM/JI事業調査(中南米地域CDM基礎情報調査)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年11月25日	6,000,000	本業務の実施には、京都メカニズムに関する最新かつ高度な知見を有していること、中南米諸国のCDM事業に関する情報に精通していることが求められる。パシフィックコンサルタンツ株式会社は、京都メカニズムに関する先進的な専門家会合にもメンバーとして参加し、京都メカニズム全般に関して、最新かつ高度な知見と実績を有している。また、アルゼンチンにおける複数のCDMプロジェクトに対して実施協力をを行い、中南米においてセミナー等のキャパビル事業を行うなど、中南米諸国のCDM事業に関する情報に精通している。以上より、パシフィックコンサルタンツ株式会社と随意契約を締結した。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
418	みずほ情報総研(株) 東京都千代田区神田錦町2-3	平成17年度CDM/JI事業調査(京都クレジット価格等に関する調査)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年1月6日	5,000,000	本業務の対象となる情報については、ポイントカーボン社の情報が世界中で高い信頼と評価を得ており、政府関係機関、国際機関、企業で使用されており、この情報の取得は不可欠である。日本におけるポイントカーボン社の代理店は、みずほ情報総研株式会社のみであることから随意契約を締結した。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
419	(株)三菱総合研究所 東京都千代田区大手町2-3-6	平成17年度国内排出量取引推進事業	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月28日	49,000,000	本業務を実施する団体については、排出量取引制度の研究に関する実績に加え、制度設計に必要な不可欠である排出量の算定及び排出枠の取引手法等の専門的な知識並びにその知識に基づく分析力、海外事例等に係る知見などを有していることが求められる。委託している三菱総合研究所は、地球温暖化問題全般については、海外政策動向を中心に民間企業や業界団体からの委託研究を現在に至るまで継続的に実施しており、欧州や米国の調査機関と提携しつつ深度の高い情報を収集・提供する体制を構築している。また、排出量取引については排出量取引研究会を立ち上げ、引を中心とした排出権市場動向に関するニュースレターを配信するとともに、セミナーを開催して海外の専門家、実務家や国内企業との情報交換を行い、排出量取引に対する企業戦略面に関する調査研究に携わっている。以上のように、当該企業は制度面から企業実務面に至るまで幅広い知見を持ち、国内で常に先駆的な調査研究活動に取り組んで卓越した実績を有していることから(株)三菱総合研究所と随意契約を締結した。(会計法29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度は一般競争を実施し、20年度以降一般競争に移行)	
420	有限責任中間法人日本OE協会 東京都千代田区霞ヶ関3-2-5	平成17年度国内排出量取引推進事業(自主参加型国内排出量取引制度排出量検証事業)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月21日	73,000,000	本事業には、各検証機関による検証業務の際に、体系的かつ普遍的な排出量検証ルールの運用が求められる。本事業における検証業務は自主参加型国内排出量取引制度に関するものであるが、京都議定書の下での京都メカニズムと同一レベルの厳格さが要求されるため、排出量検証能力の客観的基準として、CDM理事会から指定を受けた指定運営機関(DOE)及びDOEに指定されるべく申請を行っている法人であることが必要である。また、各検証機関はそれぞれが専門とする事業分野(セクター・スコープ)において指定を受けているにすぎず、自主参加型国内排出量取引制度がカバーする全ての事業分野において体系的な検証能力を確保するためには、各検証機関を統合した団体である必要がある。CDM理事会から指定を受けた指定運営機関(DOE)及び見直しに指定されるべく申請を行っている我が国国内の全ての会費を有する日本のOE協会は、国内唯一の運営機関として検証業務の業界団体であり、各会員をそれぞれが専門分野において指定を受けていることから、体系的かつ普遍的な排出量検証ルールの運用を行うための唯一の法人であるとして随意契約を締結した。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
421	(株)エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	平成17年度国内排出量取引推進事業(自主参加型国内排出量取引制度用登録簿整備事業)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月1日	43,200,000	本事業で利用する「国内排出量取引制度用登録簿」システムはN.T.Tデータが開発したが、これは「個別登録簿」システムをベースに幾つかの機能が追加されたものである。個別登録簿システムについては、経済産業省と共に厳正なる審査の末、N.T.Tデータに設計・運用保守を委託済みであるため、本事業で活用するシステムの運用保守についても、N.T.Tデータに委託するのがシステムの本事業に対する理解と設計経験済みという点から最適である。逆に、他の業者が構築したシステムをその他の業者が保守運営することは現実としてきわめて困難であることから、(株)N.T.Tデータと随意契約を締結した。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
422	ナットソース・ジャパン(株) 東京都中央区日本橋室町4-4-10	平成17年度国内排出量取引推進事業(カナダの気候変動政策調査事業)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月19日	5,000,000	本業務を遂行するためには、排出量取引に係る経験及び知見、並びに各国の政策担当者及び産業関係者から情報収集を行うための海外ネットワークが不可欠である。ナットソース・ジャパン株式会社は、排出量取引に関するナットソースグループはエネルギー専門ブローカーとして各種ガス排出量取引では世界最大の取引量を上げており、排出量取引に係る経験及び知見は十分である。また、各国に拠点を持っており、本業務においてもカナダ・ナットソース社を活用することが可能であるなど、海外ネットワークを有している。以上の点より、ナットソース・ジャパン株式会社と随意契約を締結した。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
423	三菱総合研究所(株) 東京都千代田区大手町2-3-6	平成17年度温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度基盤整備事業(政府支援等)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月30日	48,400,000	当法人は、本業務に必要な制度設計に必要な不可欠である排出量の算定及び検証に対する知見等の専門的な知識並びにその知識に基づく分析力を有している。また、排出量の算定については、平成14年度調査事業において作成された「事業者からの温室効果ガス排出量算定ガイドライン」が参考となるため、本ガイドライン策定に係る専門知識、検討の経緯、検討すべき課題等について、十分に熟知している。以上のことから、契約の性質又は目的が競争を許さないことから会計法29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(準備期間を経たのち19年度契約から)	
424	(財)東京都環境整備公社 東京都江東区潮見一丁目3番2号	平成17年度主体間連携モデル推進事業(地域レベルでのテナントビル等に対する温暖化対策の推進)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月20日	60,000,000	本業務を行うためには、テナントビルに対して詳細に立ち入り調査を実施する必要があることから、オーナー、テナントの協力が不可欠である。また、省エネ等の相談窓口を効果的に運営するためには、地域特性にあった省エネ対策に関する知見を有するとともに、省エネ対策に取り組む意思のある温室効果ガス排出事業者等が相談に多数訪れることができる場所に窓口を開業することが不可欠である。本業務の委託先である財団法人東京都環境整備公社は、東京都や各種業界団体(東京ビルディング協会、日本ホテル協会東京支部など)、エネルギー供給事業者等により構成されている東京都地球温暖化対策推進ネットワークの事務局を担っており、構成員である東京ビルディング協会の協力により、都内のテナントビルの省エネ情報を収集することや、オーナーやテナントの協力を得ることが可能である。また、東京都、エネルギー供給事業者がこれまで蓄えてきた省エネ対策に関する知見を活用することができる。さらに、東京都が構成員であることから、東京都庁舎内に窓口を設けることができる。東京都では、今年度より「東京都地球温暖化対策計画書」を強化しており、都内の業務・産業部門のおよそ半数を排出している大規模事業者が対象となることから、東京都庁舎内には該計画書の開設を行うことにより、相談者が多数訪れることが予想される。このような同法人の特色や実績と本業務の目的等をあわせて考え、当該省の意向を的確に反映し、本業務を円滑に実施することが可能な唯一の団体である。(会計法29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
425	みずほ情報総研(株) 東京都千代田区神田錦町2-3	平成17年度京都議定書目標達成計画点検調査	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月1日	22,000,000	本事業は、温室効果ガス排出のメカニズムやその将来予測に用いられる手法及び情報に関する詳細な知識、地球温暖化対策推進大綱を始めとする従来の国内の温暖化対策の内容や温室効果ガス削減対策とその削減効果の分析のための知見が必要である。みずほ情報総研(株)は、地球温暖化問題をはじめとする環境問題の政策提言に係る数多くの業務を実施した実績があり、特に地球温暖化問題については、温室効果ガス排出量の将来予測、地球温暖化対策の削減効果の評価、温暖化対策の導入効果分析等、多数の実績を有しており、上記内容を全て満たしているため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
426	特定非営利活動法人環境自治体会議環境政策研究所 東京都千代田区麹町2-7-3	平成17年度地方公共団体の二酸化炭素排出量推計手法検討調査	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月1日	20,000,000	本業務を遂行するためには、排出量の現状把握や将来予測にかかわる手法及び情報を有していなくてはならず、特定非営利活動法人環境自治体会議環境政策研究所は、市町村における温室効果ガス排出量推計および温暖化防止政策立案手法に関する研究を実施しており、本業務を行う上での知見およびノウハウを有しているため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別 若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
427	(財)日本システム開発研究所 東京都新宿区富久町16-5	平成17年度地球温暖化対策技術中長期ビジョン検討調査等	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年9月1日	15,000,000	本事業を行うためには、民生部門、運輸部門、産業部門及び部門間横断的対策全般に係る各種対策技術の開発動向や将来展望に加えて、各種エネルギー供給インフラ整備計画や関連法制度・政策の見直し、エネルギー関連業界の見直し等に関する知見が深いこと、我が国のエネルギー需給動向並びに諸外国のエネルギー情勢などに係る総合的な知識及び推計技術に精通していることが挙げられる。(財)日本システム開発研究所は、これまで国やその関連団体などから地球温暖化対策やエネルギー需給などに関する調査・研究業務を継続的に実施しており、この分野に関する上記の知識及び技術に精通している。また、上記要件を満たしていなければ業務遂行ができない「地球温暖化防止対策技術(中核的技術)等調査」を適切に実施しており、本事業に必要な内容を全て満たしているため。(会計法29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	企画競争に移行 (準備期間を経たのち19年度契約から)	
428	(株)エックス都市研究所 東京都豊島区高田二丁目17番2号	平成17年度室蘭市における加温水道給水実験事業	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年1月30日	5,000,000	本事業を実施するためには、加温水道を含む地域における温暖化対策技術・エネルギー技術に係る知見を有していること、室蘭市における実験の結果から加温給水の省CO2効果を分析するにあたって必要となる、同市におけるエネルギー消費実態に関する知見を有することが挙げられる。(株)エックス都市研究所は、温暖化対策地球温暖化対策推進調査、地域新エネルギービジョン策定調査により地域における温暖化対策・新エネルギー計画等について検討した実績があり、地域における民生部門の温暖化対策・エネルギー対策に関する技術的な知見並びに豊富な経験を有しており、上記内容を全て満たしているため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの		平成17年度限り
429	国立大学法人東京大学 東京都文京区本郷7-3-1	平成17年度地球環境研究総合推進費「能動型と受動型リモートセンサの複合利用による大気汚染エアロゾルと雲の気候影響に関する研究」委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	27,098,000	地球環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
430	(財)電力中央研究所 東京都千代田区大手町1-6-1	平成17年度地球環境研究総合推進費「東アジアにおける酸性・脱酸性物質の植生影響評価とクリティカルレベル構築に関する研究」委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	52,672,000	地球環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの		平成17年度限り
431	国立大学法人神戸大学 兵庫県神戸市灘区六甲台町1-1	平成17年度地球環境研究総合推進費「大型船舶のバラスト水・船体付着による越境移動する海洋生物がもたらす生態系攪乱の動態把握とリスク管理に関する研究」委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	24,400,000	地球環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
432	国立大学法人東京大学 東京都文京区本郷7-3-1	平成17年度地球環境研究総合推進費「遺伝子組換え生物の開放系利用による遺伝子移行と生物多様性への影響評価に関する研究」委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	11,736,000	地球環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの		平成17年度限り
433	国立大学法人東京大学 東京都文京区本郷7-3-1	平成17年度地球環境研究総合推進費「北東アジアにおける砂漠化アセスメント及び早期警戒体制(EWS)構築のためのパイロットスタディ」委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	52,823,000	地球環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
434	学校法人中央大学 東京都中央区文京区春日1-13-27	平成17年度地球環境研究総合推進費「東アジア諸国での日本発の使用済み自動車及び部品の不適切な使用・再資源化による地球環境負荷増大の実態とその防止策の検討」委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	9,688,000	地球環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの		平成17年度限り
435	国立大学法人筑波大学 茨城県つくば市天王台1-1-1	平成17年度地球環境研究総合推進費「21世紀の炭素管理に向けたアジア陸域生態系の統合的炭素収支研究」委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	33,029,000	地球環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
436	学校法人成蹊学園 東京都武蔵野市吉祥寺北町3-3-1	平成17年度地球環境研究総合推進費「陸域生態系の活用・保全による温室効果ガスシンク・ソース制御技術の開発(その1)」委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	76,513,000	地球環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
437	国立大学法人東京大学 東京都文京区本郷7-3-1	平成17年度地球環境研究総合推進費「陸域生態系の活用・保全による温室効果ガスシンク・ソース制御技術の開発(その2)」委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	24,843,000	地球環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
438	国立大学法人東京大学 東京都文京区本郷7-3-1	平成17年度地球環境研究総合推進費「陸域生態系の活用・保全による温室効果ガスシンク・ソース制御技術の開発(その3)」委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	53,389,000	地球環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
439	国立大学法人東京大学 東京都文京区本郷7-3-1	平成17年度地球環境研究総合推進費「脱温暖化社会に向けた中長期的政策オプションの多面的かつ総合的な評価・予測・立案手法の確立に関する総合研究プロジェクト(その2)」委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	29,900,000	地球環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
440	国立大学法人東京大学 東京都文京区本郷7-3-1	平成17年度地球環境研究総合推進費「脱温暖化社会に向けた中長期的政策オプションの多面的かつ総合的な評価・予測・立案手法の確立に関する総合研究プロジェクト(その4)」委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	20,800,000	地球環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
441	国立大学法人東北大学 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉6-6	平成17年度地球環境研究総合推進費「温暖化の危険な水準及び温室効果ガス安定化レベル検討のための温暖化影響の総合的評価に関する研究(その1)」委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月24日	22,102,000	地球環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
442	国立大学法人茨城大学 茨城県水戸市文京2丁目1番1号	平成17年度地球環境研究総合推進費「温暖化の危険な水準及び温室効果ガス安定化レベル検討のための温暖化影響の総合的評価に関する研究(その2)」委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月24日	32,851,000	地球環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
443	国立大学法人東北大学 宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉6-3	平成17年度地球環境研究総合推進費「温暖化の危険な水準及び温室効果ガス安定化レベル検討のための温暖化影響の総合的評価に関する研究(その3)」委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月24日	9,100,000	地球環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
444	国立大学法人鹿児島大学 鹿児島県鹿児島市都元1丁目21-24	平成17年度地球環境研究総合推進費「森林・土壌相互作用系の回復と熱帯林生態系の再生に関する研究」委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月24日	18,199,000	地球環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
445	国立大学法人東北大学 宮城県仙台市青葉区片平2丁目1-1	平成17年度地球環境研究総合推進費「生物相互作用に着目した高山・亜高山生態系の脆弱性評価システムの構築に関する研究」委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月24日	38,999,000	地球環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
446	国立大学法人京都大学 京都府京都市左京区吉田本町	平成17年度地球環境研究総合推進費「環境負荷低減に向けた公共交通を主体としたパッケージ型交通施策に関する提言」委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月24日	36,400,000	地球環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
447	国立大学法人北海道大学 北海道札幌市北区北8条西5丁目	平成17年度地球環境研究総合推進費「地球温暖化に伴う植物プランクトンの生理生態変化と生物多様性の減少に関する予備研究」委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月24日	7,799,000	地球環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	—	平成17年度限り
448	(株)エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲3-3-3	平成17年度排出量取引等の登録簿システム検討調査及び維持・管理業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎一 東京千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	50,400,000	国別登録簿に関しては、平成14年7月19日の地球温暖化対策推進本部、環境省と経済産業省の両省が共同して構築及び運営・管理することと決定したことを受け、同年8月に、登録簿調査及び構築事業者の公募を経済産業省と共同で実施し、株式会社NTTデータを選定した。 また、国別登録簿に関する機能仕様及び技術仕様は、当初から登録簿開発に携わっている企業等により構成される専門家会議で作成及び検討が行われており、同社は当該会議に我が国からの唯一の参加者として、我が国の国別登録簿システムの効率的かつ安定的な運用に資するよう提案を実施してきた。 以上のことから、株式会社NTTデータと随意契約を締結した。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
449	特定非営利活動法人省エネルギー輸送対策会議 東京都江東区東陽1-28-4	平成17年度地域協同実施排出抑制対策推進モデル事業	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月5日	6,000,000	本事業は、NPO等が地域の住民などと協同して行う代エネ・省エネによるエネルギー起源CO2排出抑制のための事業で、排出抑制効果が高く、他の地域でも応用可能性のある事業をモデル事業として実施するために、全国地球温暖化防止活動推進センターがモデル事業の業務実施団体を公募し、選定委員会による厳正な審査をもとに48団体の公募から選考したものである。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	— (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
450	大地を守る会 東京都港区六本木6-8-15	平成17年度地域協同実施排出抑制対策推進モデル事業	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月5日	7,000,000	本事業は、NPO等が地域の住民などと協同して行う代エネ・省エネによるエネルギー起源CO2排出抑制のための事業で、排出抑制効果が高く、他の地域でも応用可能性のある事業をモデル事業として実施するために、全国地球温暖化防止活動推進センターがモデル事業の業務実施団体を公募し、選定委員会による厳正な審査をもとに48団体の公募から選考したものである。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	— (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
451	特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所 東京都中野区中野4-7-3	平成17年度地域協同実施排出抑制対策推進モデル事業	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月5日	8,000,000	本事業は、NPO等が地域の住民などと協同して行う代エネ・省エネによるエネルギー起源CO2排出抑制のための事業で、排出抑制効果が高く、他の地域でも応用可能性のある事業をモデル事業として実施するために、全国地球温暖化防止活動推進センターがモデル事業の業務実施団体を公募し、選定委員会による厳正な審査をもとに48団体の公募から選考したものである。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	— (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
452	特定非営利活動法人気象キャスターネットワーク 東京都千代田区神田錦町3-17	平成17年度地域協同実施排出抑制対策推進モデル事業	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月5日	5,000,000	本事業は、NPO等が地域の住民などと協同して行う代エネ・省エネによるエネルギー起源CO2排出抑制のための事業で、排出抑制効果が高く、他の地域でも応用可能性のある事業をモデル事業として実施するために、全国地球温暖化防止活動推進センターがモデル事業の業務実施団体を公募し、選定委員会による厳正な審査をもとに48団体の公募から選考したものである。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	— (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
453	特定非営利活動法人太陽光発電所ネットワーク 東京都千代田区三崎町2-15-5	平成17年度地域協同実施排出抑制対策推進モデル事業	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月5日	5,000,000	本事業は、NPO等が地域の住民などと協同して行う代エネ・省エネによるエネルギー起源CO2排出抑制のための事業で、排出抑制効果が高く、他の地域でも応用可能性のある事業をモデル事業として実施するために、全国地球温暖化防止活動推進センターがモデル事業の業務実施団体を公募し、選定委員会による厳正な審査をもとに48団体の公募から選考したものである。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	— (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
454	バルシステム生活協同組合連合会 東京都文京区小日向4-5-16	平成17年度地域協同実施排出抑制対策推進モデル事業	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月5日	5,000,000	本事業は、NPO等が地域の住民などと協同して行う代エネ・省エネによるエネルギー起源CO2排出抑制のための事業で、排出抑制効果が高く、他の地域でも応用可能性のある事業をモデル事業として実施するために、全国地球温暖化防止活動推進センターがモデル事業の業務実施団体を公募し、選定委員会による厳正な審査をもとに48団体の公募から選考したものである。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
455	有限責任中間法人名古屋環境取引所 愛知県名古屋市中区泉1-22-35-808	平成17年度地域協同実施排出抑制対策推進モデル事業	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月7日	8,000,000	本事業は、NPO等が地域の住民などと協同して行う代エネ・省エネによるエネルギー起源CO2排出抑制のための事業で、排出抑制効果が高く、他の地域でも応用可能性のある事業をモデル事業として実施するために、全国地球温暖化防止活動推進センターがモデル事業の業務実施団体を公募し、選定委員会による厳正な審査をもとに48団体の公募から選考したものである。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
456	(財)大阪府みどり公社 大阪府大阪市中央区本町1丁目4番8号	平成17年度地域協同実施排出抑制対策推進モデル事業	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月5日	5,000,000	本事業は、NPO等が地域の住民などと協同して行う代エネ・省エネによるエネルギー起源CO2排出抑制のための事業で、排出抑制効果が高く、他の地域でも応用可能性のある事業をモデル事業として実施するために、全国地球温暖化防止活動推進センターがモデル事業の業務実施団体を公募し、選定委員会による厳正な審査をもとに48団体の公募から選考したものである。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
457	(株)博報堂 東京都港区芝浦3-4-1	平成17年度地球温暖化防止大規模「国民運動」推進事業	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月21日	2,783,444,000	本委託業務については、環境省(全省庁統一資格)競争参加資格の「役務の提供等」の「広告・宣伝」において、「A」の等級に格付けされている業者を応募資格の一つとして企画提案書を公募し、(株)博報堂が採択された。なお、本業務の企画案は著作権保護の対象となり、排他的権利を有するものである。以上のような経過及び著作権の排他的権利の保護により、契約の性質又は目的が競争を許さないことから、会計法29条の3第4項及び政府調達協定第15条(b)に該当するため。	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
458	(社)環境創造研究センター 愛知県名古屋市中区丸の内3-5-16	平成17年度地域特性を活かした都道府県地球温暖化防止活動推進センター事業(愛知県)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月1日	5,000,000	本事業は、地域の温室効果ガス削減の取組を都道府県センターを通じ普及啓発事業を行うものであり、各都道府県センターに公募をかけ、厳正な審査をもとに選考したものである。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
459	(財)大阪府みどり公社 大阪府大阪市中央区南本町4丁目1番8号	平成17年度地域特性を活かした都道府県地球温暖化防止活動推進センター事業(大阪府)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月1日	7,250,000	本事業は、地域の温室効果ガス削減の取組を都道府県センターを通じ普及啓発事業を行うものであり、各都道府県センターに公募をかけ、厳正な審査をもとに選考したものである。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
460	特定非営利活動法人環境カウンセリング協会長崎 長崎県長崎市下山町7-5	平成17年度地域特性を活かした都道府県地球温暖化防止活動推進センター事業(長崎県)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月1日	5,000,000	本事業は、地域の温室効果ガス削減の取組を都道府県センターを通じ普及啓発事業を行うものであり、各都道府県センターに公募をかけ、厳正な審査をもとに選考したものである。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
461	(財)九州環境管理協会 福岡県福岡市東区松香台1-10-1	平成17年度地域特性を活かした都道府県地球温暖化防止活動推進センター事業(福岡県)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月1日	5,000,000	本事業は、地域の温室効果ガス削減の取組を都道府県センターを通じ普及啓発事業を行うものであり、各都道府県センターに公募をかけ、厳正な審査をもとに選考したものである。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
462	(財)沖縄県公衆衛生協会 沖縄県島尻郡大里村字大里2013	平成17年度地域特性を活かした都道府県地球温暖化防止活動推進センター事業(沖縄県)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月1日	5,500,000	本事業は、地域の温室効果ガス削減の取組を都道府県センターを通じ普及啓発事業を行うものであり、各都道府県センターに公募をかけ、厳正な審査をもとに選考したものである。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
463	(社)環境創造研究センター 愛知県名古屋市中区丸の内3-5-16	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省エネ住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	12,000,000	「平成17年度主体間連携モデル推進事業(選定、評価等業務)」において、第三者委員会組織である選定委員会による厳正な審査を元に通考されたため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
464	(財)島根ふれあい環境財団2 島根県松江市東津田町1741-3	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省エネ住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	11,445,000	「平成17年度主体間連携モデル推進事業(選定、評価等業務)」において、第三者委員会組織である選定委員会による厳正な審査を元に通考されたため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
465	とちの環県民会議 栃木県河内郡河内町下岡本2145-13	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省エネ住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	12,000,000	「平成17年度主体間連携モデル推進事業(選定、評価等業務)」において、第三者委員会組織である選定委員会による厳正な審査を元に通考されたため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
466	特定非営利活動法人かながわジェンダ推進センター 神奈川県大和市下鶴間1608-1-1-806	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省エネ住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	12,000,000	「平成17年度主体間連携モデル推進事業(選定、評価等業務)」において、第三者委員会組織である選定委員会による厳正な審査を元に通考されたため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
467	住まいと環境東北フォーラム 宮城県仙台市青葉区春日町3-8	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省エネ住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	7,350,000	「平成17年度主体間連携モデル推進事業(選定、評価等業務)」において、第三者委員会組織である選定委員会による厳正な審査を元に通考されたため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
468	森のライフスタイル研究所 長野県伊那市荒井区通り町1-22	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省エネ住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	10,000,000	「平成17年度主体間連携モデル推進事業(選定、評価等業務)」において、第三者委員会組織である選定委員会による厳正な審査を元に通考されたため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
469	(財)ひょうご環境創造協会 兵庫県神戸市須磨区行平町3-1-31	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省エネ住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	12,000,000	「平成17年度主体間連携モデル推進事業(選定、評価等業務)」において、第三者委員会組織である選定委員会による厳正な審査を元に通考されたため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
470	特定非営利活動法人省エネ・建材・住宅普及協議会 東京都港区南青山2-22-14	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省エネ住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	10,000,000	「平成17年度主体間連携モデル推進事業(選定、評価等業務)」において、第三者委員会組織である選定委員会による厳正な審査を元に通考されたため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
471	(財)大阪府みどり公社	大阪府大阪市中央区本町1丁目4番8号	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省工宅住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	12,000,000	「平成17年度主体間連携モデル推進事業(選定、評価等業務)」において、第三者委員会組織である選定委員会による厳密な審査を元に選考されたため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	「(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)」	
472	特定非営利活動法人信州松本アルプスの風	長野県松本市征賀5860	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省工宅住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	5,500,000	「平成17年度主体間連携モデル推進事業(選定、評価等業務)」において、第三者委員会組織である選定委員会による厳密な審査を元に選考されたため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	「(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)」	
473	特定非営利活動法人アースライフネットワーク	静岡県静岡市葵区有永325	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省工宅住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	11,000,000	「平成17年度主体間連携モデル推進事業(選定、評価等業務)」において、第三者委員会組織である選定委員会による厳密な審査を元に選考されたため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	「(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)」	
474	(財)広島県環境保健協会	広島県広島市中区広瀬北町9-1	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省工宅住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	11,000,000	「平成17年度主体間連携モデル推進事業(選定、評価等業務)」において、第三者委員会組織である選定委員会による厳密な審査を元に選考されたため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	「(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)」	
475	特定非営利活動法人環境ネットやまがた	山形県村山市橋丘苗田3-2-1	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省工宅住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	9,200,000	「平成17年度主体間連携モデル推進事業(選定、評価等業務)」において、第三者委員会組織である選定委員会による厳密な審査を元に選考されたため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	「(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)」	
476	(社)環境創造研究センター	愛知県名古屋市中央区丸の内3-5-16	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省工宅住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	5,000,000	「平成17年度主体間連携モデル推進事業(選定、評価等業務)」において、第三者委員会組織である選定委員会による厳密な審査を元に選考されたため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	「(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)」	
477	(財)九州環境管理協会	福岡県福岡市東区松宮台1-10-1	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省工宅住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	11,000,000	「平成17年度主体間連携モデル推進事業(選定、評価等業務)」において、第三者委員会組織である選定委員会による厳密な審査を元に選考されたため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	「(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)」	
478	(財)岐阜県公衆衛生検査センター	岐阜県岐阜市瑞町4-6	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省工宅住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	8,000,000	「平成17年度主体間連携モデル推進事業(選定、評価等業務)」において、第三者委員会組織である選定委員会による厳密な審査を元に選考されたため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	「(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)」	
479	(財)大阪府みどり公社	大阪府大阪市中央区本町1丁目4番8号	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省工宅住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	10,000,000	「平成17年度主体間連携モデル推進事業(選定、評価等業務)」において、第三者委員会組織である選定委員会による厳密な審査を元に選考されたため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	「(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)」	
480	特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議	京都府京都市中京区柳馬場通二条上る六丁目283番4	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省工宅住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	11,000,000	「平成17年度主体間連携モデル推進事業(選定、評価等業務)」において、第三者委員会組織である選定委員会による厳密な審査を元に選考されたため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	「(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)」	
481	地球温暖化・省工宅東京連絡会	東京都千代田区六番町15	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省工宅住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	11,000,000	「平成17年度主体間連携モデル推進事業(選定、評価等業務)」において、第三者委員会組織である選定委員会による厳密な審査を元に選考されたため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	「(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)」	
482	(財)三重県環境保全事業団	三重県津市河芸町上野3258	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省工宅住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	11,000,000	「平成17年度主体間連携モデル推進事業(選定、評価等業務)」において、第三者委員会組織である選定委員会による厳密な審査を元に選考されたため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	「(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)」	
483	(社)日本リサーチ総合研究所	東京都港区虎ノ門1-2-20	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省工宅住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	9,000,000	「平成17年度主体間連携モデル推進事業(選定、評価等業務)」において、第三者委員会組織である選定委員会による厳密な審査を元に選考されたため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	「(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)」	
484	(財)ひょうご環境創造協会	兵庫県神戸市須磨区行平町3-1-31	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省工宅住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	10,000,000	「平成17年度主体間連携モデル推進事業(選定、評価等業務)」において、第三者委員会組織である選定委員会による厳密な審査を元に選考されたため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	「(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)」	
485	(財)北海道環境財団	北海道札幌市北区北7条西5-5	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省工宅住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	7,000,000	「平成17年度主体間連携モデル推進事業(選定、評価等業務)」において、第三者委員会組織である選定委員会による厳密な審査を元に選考されたため。(会計法29条の3第4項)	その他のもの	「(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)」	
486	日立建機(株)	東京都文京区後楽園二丁目5番1号	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(建設機械におけるCO2削減のためのバッテリー駆動化に関する技術開発)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	80,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
487	(株)ダイキン空調技術研究所	大阪府堺市金岡町1304番地	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(潜熱顕熱分離型新ビル空調システムの実用化技術開発)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	66,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	「(企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)」	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
488	大成建設(株)	東京都新宿区西新宿1-29-1	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(建物外壁における薄型化ダブルスキンの実用化に関する技術開発)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	19,500,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
489	松下電工(株)	大阪府門真市大字門真1048番地	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(黒電極ランプ250Wの調光及び高天井照明器具に関する技術開発)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	25,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
490	愛媛県	愛媛県松山市一番町四丁目4-2	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(固定触媒によるメチルエステル化法/バイオディーゼルの燃料製造装置の研究・開発)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	20,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
491	(株)竹中工務店	大阪府大阪市中央区本町4-1-13	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(超臨界水による都市系有機性廃棄物オンサイトエネルギー変換システムの実用化)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	50,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
492	サッポロビール(株)	東京都渋谷区恵比寿4丁目20番1号	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(草本・木質系バイオマスからのエタノール、水系及びメタン生産におけるエネルギー取得率向上のための実用的バイオプロセスの開発)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	24,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
493	(株)日本総合研究所	東京都千代田区一番町16番	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(集合住宅におけるコージェネレーション電熱相互融通による省エネルギー型エネルギーシステムの制御システム開発)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	87,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
494	福井大学	福井県福井市文京3-9-1	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(鉄道交通システムにおける地球温暖化対策のための2次電池技術に関する研究)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	65,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
495	鹿児島大学	鹿児島県鹿児島市都元1-21-24	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(ゼロCO2社会に向けた木質バイオマス活用技術開発と再生可能エネルギー融合システムの屋久島モデル構築)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月1日	35,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
496	早稲田大学	東京都新宿区戸塚町1丁目104番地	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(本庄・早稲田地域での水素モデル社会の構築)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	400,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
497	(株)りゅうせき	沖縄県浦添市西洲2-2-3	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(沖縄産糖蜜からの燃料用エタノール生産プロセス開発及びE3等実証試験)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月1日	436,759,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
498	アサヒビール(株)	東京都中央区京橋3丁目7番1号	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(沖縄地区における燃料製造のためのサトウキビからのバイオエタノール製造技術に関する技術開発)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	50,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
499	(株)荏原製作所	東京都大田区羽田旭町11-1	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(地域工コエネルギーウェブシステム(自然エネルギーを中心としたエネルギーの相互利用システム)のための制御方法に関する技術開発)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	400,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
500	(株)荏原製作所	東京都大田区羽田旭町11-1	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(店舗、オフィス等業務施設における効率的なエネルギーモニタリングシステムに関する技術開発)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	44,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
501	(株)東京アールアンドデー	東京都港区六本木二丁目4番5号	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(小型純電気自動車における駆動システムのためのリチウムイオン電池の適用に関する技術開発)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	17,880,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
502	(株)エヌ・ティ・ティ・フアシリティーズ 東京都港区芝浦3-4-1	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(太陽光発電メガソーラー事業のシステム構築に関する技術開発)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	50,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
503	月島機械(株) 東京都中央区佃2-17-15	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(酵素法によるバイオエタノール製造プロセスの実用化開発)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	48,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
504	(財)十勝圏振興機構 北海道帯広市西2条北2丁目23-1	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(寒冷地におけるバイオエタノール混合自動車燃料の導入に関する技術開発)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月1日	20,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
505	大阪府環境情報センター 大阪府大阪市東成区中道1-3-62	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(バイオエタノール混合ガソリン導入技術開発及び実証事業)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	47,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
506	三洋電機(株) 大阪府守口市京阪本通2-5-5	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(燃料電池排熱を利用した低温デシカント空調・調湿システムの開発)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	68,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
507	(株)早稲田環境研究所 東京都新宿区西早稲田1丁目1番7号	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(業務用ポイラー燃料へのバイオエタノール添加事業)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	48,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
508	山口県 山口県山口市滝町1番1号	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(副生水素を活用した非改質タイプ固体高分子形燃料電池コージェネレーションシステムに関する技術開発)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	30,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
509	大阪府環境情報センター 大阪府大阪市東成区中道1-3-62	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(燃料電池等の低温排熱を利用した省エネ型冷房システムの技術開発)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	43,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
510	新江州(株) 滋賀県東浅井郡びわ町大字川邊759番地の3	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(細胞表面工学的な酵素糖化法に基づく分散型バイオエタノール生産システムの開発)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	61,200,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
511	奈良県 奈良県奈良市登大路町30	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(有機性廃棄物の水熱処理による石油代替エネルギーの開発)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	25,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
512	早稲田大学 東京都新宿区戸塚町1丁目104番地	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(集中的温暖化対策を導入した革新的新地域エネルギーシステムの構築に関する技術開発)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	50,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
513	大阪府環境情報センター 大阪府大阪市東成区中道1-3-62	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(白色LEDを使用した省エネ型照明機器技術開発)(平成16年度繰越事業)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	78,158,875	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
514	三機工業(株) 東京都中央区日本橋宝町2丁目1番1号	平成17年度地球温暖化対策技術開発事業(低温排熱を用いた多元的熱供給による省エネ対策技術(PCMによる熱輸送技術))(平成16年度繰越事業)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	90,000,000	公募型の競争的資金であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
515	(株)三菱総合研究所	東京都千代田区大手町2-3-6	平成17年度環境と貿易に関する調査(貿易自由化が環境に及ぼす影響調査)業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月7日	4,998,000	本業務の実施にあたっては、貿易と環境が相互に与える影響について広範かつ深い知識と、WTO新ラウンドにおける貿易自由化の推進に如何にして環境配慮を適切に組み入れるかを検討するため、政策の意思決定段階から環境配慮を取り入れる政策アセスメントの知見を有していることである。 (株)三菱総合研究所は、これまで「環境政策等の貿易への影響」に関する分析と、「貿易自由化の環境への影響評価手法」に関する社内分析を行なうなど、貿易と環境が相互に与える影響について卓越した知見を有している。 また、同研究所は、平成6～8年度に戦略的環境影響評価を含めた海外環境アセスメント調査を、平成10～11年度に戦略的環境アセスメント制度総合調査、平成12年度以降は貿易自由化の環境影響を評価する手法のあり方についての調査を環境省(庁)より請負って実施している。そのため、同研究所は環境影響評価の手法について、プロジェクトレベルのみならず、計画レベル、更には政策レベルにおける適用を含め、当該分野の問題点や最新の諸外国の戦略的環境影響評価手法の事例等につき、広範かつ深い知見を有している。よって、同研究所はその知見を十分に活用し、本業務を効率的かつ効果的に実施することができる唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
516	(株)エックス都市研究所	東京都豊島区高田2-17-22	平成17年度日中韓循環経済シンポジウム支援事業	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月9日	2,940,000	本業務の遂行にあたっては、途上国における廃棄物行政及びその課題や循環資源の効率的利用と廃棄物等の適正処理に関する豊富な知見を有することが必要になるが、これらの要件を備えているのは、(株)エックス都市研究所の他に無く、競争を許さない。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
517	(株)コンベンションリネージュ	東京都千代田区三番町2番地	会議通訳料	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月6日	1,700,000	本契約は、第7回日中韓三カ国環境大臣会合において、日中韓三カ国の環境大臣により、気候変動問題等の幅広い環境分野の諸問題について議論が行われるものだが、その際における大臣会合や社行理事等において通訳業務(日・中・日・韓)を行うものでもある。本業務において、通訳は環境問題に精通することにもよる。今回の諸問題の一つである有機体変異問題等の地球環境問題の知見を有することにも、大臣級の国際会議における通訳を行った経験が豊富に有することが求められる。株式会社コンベンションリネージュは、環境問題に関する国際会議における様々な通訳実績を持ち、環境問題に精通し、特に地球温暖化防止京都会議(COP3)の通訳業務を行う等、気候変動問題等の地球環境問題の知見や、大臣級の会合の通訳経験が豊富であり、契約の性質または目的が競争を許さない。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札等に移行(18年度契約から)	
518	富士通エフ・アイ・ピー(株)	東京都港区芝浦1-2-1	平成17年度酸性雨測定網監視システム定期保守管理業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穉一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	4,200,000	本業務は、東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)におけるネットワーク局である10ヶ所の酸性雨測定所(利尻、稚穂峠、佐渡開峠、小笠原、八方尾根、伊自良湖、隠岐、福崎湖、橋原、辺戸崎)と、その管理自治体、酸性雨研究センター(国内ネットワークセンター)及び環境省を対象として、測定所における自動観測データ及び管理測定情報の双方向通信により、トラブル発生情報の迅速な把握、任意の測定データの取り込み、測定データのデータベース化及び解析等のデータ処理を可能とした、迅速で効率的な酸性雨のモニタリング体制の実現のために整備・構築された「酸性雨測定網監視システム」の適正かつ安定した運用を目的として、必要な保守管理を実施するものである。このシステムをより効果的に活用し、効率的なデータ収集を行っていくためには、システムの日常的な保守及び定期機器メンテナンスは不可欠であり、故障・異常作動時の対応及びその原因究明を可能な限り迅速に行う必要がある。また各端末管理者(自治体、環境省等)からの、本システムのソフトウェアに関する問い合わせに対して、専任かつ的確に対応することが求められるため、酸性雨測定網監視システムの詳細について精通し、現在までの運用状況を十分に把握し、かつ豊島等の遠隔地に多く設置された各測定所の設置状況も熟知している必要がある。以上に該当する業者は、本システムの構築に携わり、運用にかかる保守管理をこれまで実施している富士通エフ・アイ・ピー株式会社以外に存在せず、本業務を遂行し得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
519	(株)日立ハイテクトレーディング	東京都港区西新橋一丁目24番14号	国設酸性雨測定所テオムパティキュレートモニターオーバーホール	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月28日	3,360,000	本業務は、酸性沈着物のうち乾性沈着を測定することを目的として一部の国設酸性雨測定所に設置している大気用テオムパティキュレートモニター(PM10)について、当該機器の適正な運転の確保を目的とした定期オーバーホールを実施するものである。本業務でオーバーホールを実施するテオムパティキュレートモニターは、その分粒装置の構造が非常に繊細であり、これを定期的かつ適正に清掃しなければ、適切に作動しなくなるなど、その性能を維持するためにはメーカー(もしくはその代理店)による定期オーバーホールの実施が必要不可欠である。株式会社日立ハイテクトレーディングは、平成16年度までの本業務の競負であった株式会社日立イテクトロジーより平成17年10月1日付けで販売権を譲渡され、テオムパティキュレートモニターを日本で唯一輸入・販売している代理店(東京ダイレック株式会社)の、販売及びメンテナンスに関する現在唯一の代理店である。かつ株式会社日立ハイテクトレーディングは、株式会社日立イテクトロジーの完全子会社であり、本業務にこれまで従事し機器の取り扱いに関する高度な知見及び専門的技術を持つ人員を有しており、本業務を遂行し得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
520	東亜ディーケーケー(株)	東京都新宿区高田馬場1-29-10	国設利尻酸性雨測定所において使用する降水試料自動捕集装置の修繕業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月8日	1,358,490	本業務は、環境省による酸性雨国内モニタリングの実施に伴い、国設利尻酸性雨測定所の降水試料自動捕集装置で故障が発生したため、当該機器の修繕を行うものである。降水試料自動捕集装置は、その取り扱いに専門的知見や高度な専門的技術が必要であり、製造、納入業者である東亜ディーケーケー株式会社以外に本業務を行える業者は存在せず、本業務を遂行し得る唯一の業者である。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの		平成17年度限り
521	日本船用エレクトロニクス(株)	神奈川県横浜市神奈川区神奈川2-40-7	人工衛星による観測データの信号受信・処理システム保守管理業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穉一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	4,200,000	本業務は、各機器を良好な状態に維持し、もってシステムの適切な運用に資することを目的とし、システムの専門的な保守点検を行うものである。本システムは衛星からの信号を受信するための特殊な受信機及び受信した信号を画像化処理するための特殊なソフトウェア等を使用していることととも、データベース化された観測データセットは本システム専用で構築したものであるため、システムの保守管理業務に当っては、技術的・専門的なシステムの内容について精通している必要がある。本システムの構築に携わり、平成14年度から毎年本業務を実施している日本船用エレクトロニクス株式会社以上に十分精通する者がいない。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
522	イーアンドイソリューションズ(株)	東京都大田区蒲田5-38-3	海洋環境保全計画に関する国際的動向調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	8月3日	3,000,000	本調査を行うためには、世界の海洋環境保全に係る調査について豊富な実績があること、わが国の海洋環境保全に関する施策及び汚染の現状やモニタリング体制について把握していること、さらに国連やその他関連機関の海洋環境保護及び海洋汚染に関する最新の情報を有しており、それらを総合かつ体系的に整理することができる必要があることである。 イー・アンド・イソリューションズ株式会社は、平成12、13年度には「海洋環境保全対策調査委託業務」を実施するなど海域における富栄養化の調査・解析をはじめとした海洋汚染の防止に係る各種調査を数多く手がけ、その実績を通じ海洋環境の評価に豊富な知見を蓄積している。また、平成15、16年度には「海洋環境保全計画に関する国際的動向調査委託業務」を実施し同業務の中で世界各国から海洋環境保全に関する情報収集を行っており、日本のみならず世界各地の海洋環境の現状を把握している。さらに、海域、湖沼における赤潮や貧酸素問題など、海域の富栄養化対策や水質保全計画に関して豊富な実績を有しており、海洋環境保全を総合的に対応し得るノウハウを有している。また、同社に所属している環境・高規格は、海洋環境保全計画に関する環境保全動向や我が国における現状等に関する情報を整理・分析し、運用するノウハウを既に有しており、さらに国際会議等への出席により、各国の環境コンサルタントや海洋環境を専門とする学識経験者との人的ネットワークを構築しており新しい国内外の情報の入手が可能であるため本調査を行う上で不可欠である。以上のことから本調査を行うことができる唯一の機関である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度契約から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別 若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
527	(株)三菱総合研究所 東京都千代田区大手町2-3-6	平成17年度経団連環境自主行動計画に関する検討調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月4日	4,987,500	本事業は、京都議定書目標達成計画において、現在の産業部門における温暖化防止施策として握られている日本経済団体連合会環境自主行動計画について、将来的な追加施策導入の必要性を検討するため各業界における対策の進捗状況や効果を正確に把握し、現状や今後の両面から（例：業務上の関係性等）を多面的に信頼性を高める方法などを検討しつつ、自主行動計画の検証・評価に関する将来の制度的枠組みについて検討することを目的として実施するものである。したがって、本業務を実施する団体については、経団連自主行動計画およびその他の関連する諸外国の自主行動計画/自主協定の研究に関する調査・研究業績及び関連する産業界における温暖化対策の知見等の専門的な知識並びにその知識に基づく分析力を有していることが求められる。特に、経団連自主行動計画の動向や取り組み状況に関して検討の経緯、検討すべき課題等について十分に熟知している必要がある。株式会社三菱総合研究所は、主要な調査研究事業分野の一つとして、地球環境問題を中心とした環境政策の策定・立案の観点から、調査研究や制度及び規制や温暖化対策に係るコンサルティングの業務を行っている。また、これらの事業を円滑に実施するため、地球環境研究本部を設置する等、地球温暖化問題に関する調査研究を専門的に行う体制を整備している。また、同社は経団連自主行動計画のフォローアップに関連した「平成16年度エネルギー環境総合戦略調査 自主行動計画関連データの調査（経済産業省委託業務）」の経験を有する他、私企業等からの委託業務であるため実施項目自体は秘匿されているが、いくつかの自主行動計画に係る評価検討業務をこれまで実施した経験を有することである。また、同社の青柳雅取総経（兼地球環境研究本部長）は、経団連の第三者評価委員会メンバーを務めるなど、経団連や傘下の業界団体および企業における取り組み状況を把握、評価する立場にあり、それらに関する最新の情報や関係者からの知見を収集できる体制を整備されている。そのような情報収集ルートなどを活用して自主行動計画に係る高い専門的知識を有している。上記の事由、および同社は、地球温暖化問題に関する各種制度設計（例：平成17年度排出量取引推進事業等）の産業セクターにおける総合的な温暖化対策の枠組みなどに総合的な幅広い検討を行っているところでもあり、当該業務を的確に遂行できる唯一の団体である。（会計法第29条の3第4項）	見直しの余地があるもの	企画競争に付（18年度契約から）	
528	特定非営利活動法人環境文明21 神奈川県川崎市中原区丸子町1-6-65	平成17年度持続的社会的構築に関する国内取組等の調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月6日	2,100,000	本調査では、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しに当たり、中央環境審議会において提案された追加的対策・施策の具体化・導入を図るため、事業者や国民といった主体による当該施策についてデータを収集し整理するものであり、的確な調査方法・対象の選定と迅速な作業が求められる。そのためには、地球温暖化対策全般に係る知識を十分に有しただけでなく、自治体・事業者・NPO・NGO・IPV、住民といった様々な主体による環境健全対策の実態、それらについて調査を行うためのノウハウ、及び調査実績を相当程度有していることが不可欠である。今回の調査は、調査対象となる主体の中には、大綱の評価・見直しに関する様々な立場の主体が含まれており、官庁からの調査実績の多いコンサルタント業者等がアンケート調査等を行った場合、政策立案に活用されることを想定した回答が多岐寄せられ、ニュートラルな調査結果を得られない恐れがある。そのため、今般、NPO法人と契約することを検討している。NPO法人環境文明21は、環境と文明の関係について幅広く調査研究し、わが国のみならず世界の環境の調査の維持、向上に関する新たな文明のあり方を探索することを目的として活動している。NPO法人としてあるにもかかわらず、NPO・NGO・IPVの各主体から、環境健全対策の実態やNPO・NGO・IPVの取組に関する調査・研究、フォローアップ等極めて幅広い角度からの業務を行い、実績を上げている。今般の事業を実施させるに当たり、評価すべき実績として、平成16年10月の「環境問題に関する世論調査」において、約1,500人の対象者から、公平・中立的な立場から回答を収集することに成功している。環境文明21は、NPO法人の中でも、特に幅広い主体の立場を尊重しながら環境問題への提言を行うことができる団体として定評があり、各種主体から信用性のある高い回答を高い回収率で獲得する点においても優位にある。こうしたことから、本業務を円滑に実施できるのは、NPO法人環境文明21以外にない。以上の理由により、契約の相手方としてNPO法人環境文明21と随意契約を締結することとする。会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手方としてNPO法人環境文明21と随意契約を締結することとする。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
529	(株)三菱総合研究所 東京都千代田区大手町2-3-6	平成17年度地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドラインの改定等業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年1月27日	2,499,000	本業務では、京都議定書の発効に伴い、「京都議定書目標達成計画」（平成17年4月）において、地方公共団体の役割が明確に位置づけられたこと、また、改正地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の導入（平成18年4月施行予定）に伴い、これらとの整合を図る必要が生じたことから、現行の「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」を改訂するための業務を行う。本業務は、「京都議定書目標達成計画」の策定及び算定・報告・公表制度の導入に際して実施した「京都議定書目標達成計画」を踏襲して、京都議定書目標達成計画を踏襲して改定した地球温暖化対策全般に関する知見を有していることと、地方公共団体における温暖化対策技術に精通し、最新の温室効果ガス総排出量の算定手法や算定・報告・公表制度について、十分な知見及び業務経験を有することが必要である。株式会社三菱総合研究所は、地球温暖化対策研究グループを設置し、地球温暖化対策関連政策・技術について幅広く調査・研究を行っており、愛知県、大阪府、横浜市等、各自治体の推進計画策定に携わっている他、経済産業省資源エネルギー庁の委託業務である「平成16年度地方自治体における地球温暖化施策実施状況等に関する調査業務」等の実施を通じて、地方公共団体の地球温暖化施策等に精通している。さらに、環境省請負業務である「平成15年度京都・ガス排出量設計検討調査並びに排出量取引の施行に関する検討」等に関する調査業務及び排出量設計検討調査方法や算定方法やガイドラインの策定・改訂を行っており、温室効果ガス排出量の算定方法には十分な知見を有している。また、同社は、今回のガイドライン改訂の主たる理由である算定・報告・公表制度の導入において、環境省委託業務である「平成17年度温室効果ガス排出量算定報告公表制度基盤整備（政府支援等）委託業務」により、算定方法の検討、排出係数の設定等を行っていることから、当該制度の全般的事項はもとより温室効果ガス排出量算定にかかる詳細な手法について精通しており、かつ、制度の最新の検討状況について把握している。このように、同社は地方公共団体が行う温暖化対策技術に関する豊富な経験や十分な業務経験を有しており、地方公共団体における温暖化対策に精通していると言える。すなわち、算定・報告・公表制度の施行後、できる限り速やかに、この制度の算定方法に整合した方向でガイドラインを改訂すべき本件業務を円滑に実施するためには、同社以外では代替しえない。以上の理由により、契約の性質または目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手方として株式会社三菱総合研究所と随意契約を締結することとする。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
530	みずほ情報総研(株)GHGソリューションズ 東京都千代田区神田錦町2-3	京都メカニズム推進施策の検討に資する国際的・多角的な関連情報の提供	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎耀一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,491,300	京都メカニズムを含む京都議定書に関連した国際的な情報を幅広く提供するサービスを行っているのは、ノルウェーの本社を置くポインタカーボン社のみであるところ、日本においてはポインタカーボン社の唯一の代理店であるみずほ情報総研株式会社を窓口としてのみ契約が可能である。以上の理由により、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、みずほ情報総研株式会社と随意契約を締結した。（会計法第29条の3第4項）	その他のもの	（随意契約によらざるを得ない）	
531	(株)コンベンションリンケージ 東京都千代田区三番町2番地	会議通訳料等	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月22日	2,392,655	本業務において、通訳者は環境問題に精通することはもとより、気候変動問題当の地球環境問題や温暖化対策に係る技術、更にこれらでの気候変動枠組み条約国会議の知見を有することが必要。株式会社コンベンションリンケージに所属する通訳者は本通訳業務の対象会議であるCOP11の二つ前の会合であるCOP10において、通訳業務を受注するなど上記条件を満たす。以上より、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結した。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行（準備期間を経たのち19年度契約から）	
532	秋田市 秋田県秋田市山王1丁目1番1号	平成17年度地域協議会代工ネ・省工ネ診断事業	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎耀一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,600,000	本委託業務については、16年度に実施した本委託業務の事業の一部である「家庭対策診断事業」の成果を全面的に活用し、CO2削減を図るものである。秋田市は、16年度に実施した本委託業務の事業の一部である「家庭対策診断事業」を行っており、ノウハウ・知見もっており、かつ、事業にも精通している。また、16年度の成果を全面的に活用しなれば、本委託業務を遂行することは不可能である。以上のことから、契約の性質又は目的が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの		平成17年度限り
533	ナットソースジャパン(株) 東京都中央区日本橋富町4-4-10	平成17年度国内排出量取引推進事業（英・仏・蘭・独）における京都・クレジットの法的性格及びEU域外との取引に関わる法制度調査業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年1月6日	4,600,000	本調査においては、排出量取引全般に関する高度な知見を有するものが対象各国の各種規制に関する幅広い知識を有する法律の専門家と連携し、調査項目の詳細について協議しつつ調査をすすめることにより、排出量取引の観点及び対象国の法律の観点の双方からみて適切な報告を取りまとめることが必要である。ナットソースジャパン株式会社は、エネルギー専門ブローカーとして各種ガス排出量取引では世界最大の取扱実績を上げているナットソースグループに所属し、排出量取引全般に関する高度な知見を有している。また、各国に有する観点とのネットワークを活かして対象各国の各種法規制に関する幅広い知識を有する法律専門家との連携体制もとられている。以上のことから、契約の性質又は目的が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの		平成17年度限り

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
534	(社) 商事法務研究会 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10	平成17年度国内排出量取引推進事業(国別登録簿制度の在り方に関する検討事業)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月17日	3,000,000	本業務を遂行するためには、クレジットの概念、法的性質、商事関係の法務、電子取引などの専門的知見を必要とする。社団法人商事法務研究会は、経済秩序の保持を目的として設立された法人であり、上記知見に関し、それぞれ精通した出版物を、精選している。以上から会計法第29条の3第4項により、随意契約を締結した。	その他のもの	-	平成17年度限り
535	国立大学法人東京工業大学 東京都目黒区大岡山2-12-1	平成17年度地球環境研究総合推進費「脱温暖化社会に向けた中長期的政策オプションの多面的かつ総合的な評価・予測・立案手法の確立に関する総合研究プロジェクト(その1)」委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	4,312,000	地球環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	平成17年度限り
536	大学共同利用機関法人人間文化研究機構 東京都港区虎ノ門4-3-13	平成17年度地球環境研究総合推進費「乾燥地域の水資源への温暖化影響評価のための日降水量グリッドデータの作成」委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月24日	4,600,000	地球環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	平成17年度限り
537	国立大学法人大阪大学 大阪府豊中市待兼山町1-7	平成17年度地球環境研究総合推進費「環境税改革の経済分析：企業の技術開発を通じた経済効果に関する予備的研究」委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月24日	3,900,000	地球環境研究総合推進費は競争的資金であり、学識経験者等で構成される外部評価委員会により公平かつ透明な手続きの下に事前に審査された結果選ばれた研究課題に資金を提供するものであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
538	(株) ダイヤモンド・フリードマン社 東京都港区虎ノ門2-3-20	「京都メカニズム」パンフレット企画・制作業務等	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年8月2日	1,995,000	本業務は、京都メカニズムについて一般国民の理解を促進するため、イラスト等を用いて分かりやすく解説したパンフレットを作成及び印刷等するために、公募し、選定委員会による厳正な審査をもとに3社の公募から選考したものである。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
539	国際環境NGO FoE Japan 東京都豊島区目白3-17-24-2F	平成17年度地域協同実施排出抑制対策推進モデル事業	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月5日	3,000,000	本事業は、NPO等が地域の住民などと協同して行う代エネ・省エネによるエネルギー起源CO2排出抑制のための事業で、排出抑制効果が高く、他の地域でも応用可能性のある事業をモデル事業として実施するために、全国地球温暖化防止活動推進センターがモデル事業の業務実施団体を公募し、選定委員会による厳正な審査をもとに48団体の公募から選考したものである。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
540	特定非営利活動法人地球環境融合センター 東京都千代田区富士見2-3-13	平成17年度地域協同実施排出抑制対策推進モデル事業	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月5日	4,000,000	本事業は、NPO等が地域の住民などと協同して行う代エネ・省エネによるエネルギー起源CO2排出抑制のための事業で、排出抑制効果が高く、他の地域でも応用可能性のある事業をモデル事業として実施するために、全国地球温暖化防止活動推進センターがモデル事業の業務実施団体を公募し、選定委員会による厳正な審査をもとに48団体の公募から選考したものである。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
541	特定非営利活動法人エコプランふくい 福井県福井市宝永3丁目3-3	平成17年度地域協同実施排出抑制対策推進モデル事業	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月5日	2,000,000	本事業は、NPO等が地域の住民などと協同して行う代エネ・省エネによるエネルギー起源CO2排出抑制のための事業で、排出抑制効果が高く、他の地域でも応用可能性のある事業をモデル事業として実施するために、全国地球温暖化防止活動推進センターがモデル事業の業務実施団体を公募し、選定委員会による厳正な審査をもとに48団体の公募から選考したものである。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
542	特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議 京都府京都市中京区柳馬場通二条上る六丁目283番4	平成17年度地域協同実施排出抑制対策推進モデル事業	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月5日	3,500,000	本事業は、NPO等が地域の住民などと協同して行う代エネ・省エネによるエネルギー起源CO2排出抑制のための事業で、排出抑制効果が高く、他の地域でも応用可能性のある事業をモデル事業として実施するために、全国地球温暖化防止活動推進センターがモデル事業の業務実施団体を公募し、選定委員会による厳正な審査をもとに48団体の公募から選考したものである。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
543	特定非営利活動法人21世紀の真庭塾 岡山県真庭市羽田630-1	平成17年度地域協同実施排出抑制対策推進モデル事業	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月5日	3,500,000	本事業は、NPO等が地域の住民などと協同して行う代エネ・省エネによるエネルギー起源CO2排出抑制のための事業で、排出抑制効果が高く、他の地域でも応用可能性のある事業をモデル事業として実施するために、全国地球温暖化防止活動推進センターがモデル事業の業務実施団体を公募し、選定委員会による厳正な審査をもとに48団体の公募から選考したものである。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
544	特定非営利活動法人地域循環研究所 長崎県長崎市文教町1-14	平成17年度地域協同実施排出抑制対策推進モデル事業	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月5日	3,000,000	本事業は、NPO等が地域の住民などと協同して行う代エネ・省エネによるエネルギー起源CO2排出抑制のための事業で、排出抑制効果が高く、他の地域でも応用可能性のある事業をモデル事業として実施するために、全国地球温暖化防止活動推進センターがモデル事業の業務実施団体を公募し、選定委員会による厳正な審査をもとに48団体の公募から選考したものである。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
545	特定非営利活動法人かごしま市民環境会議 鹿児島県鹿児島市西伊敷3-42-1	平成17年度地域協同実施排出抑制対策推進モデル事業	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月5日	4,500,000	本事業は、NPO等が地域の住民などと協同して行う代エネ・省エネによるエネルギー起源CO2排出抑制のための事業で、排出抑制効果が高く、他の地域でも応用可能性のある事業をモデル事業として実施するために、全国地球温暖化防止活動推進センターがモデル事業の業務実施団体を公募し、選定委員会による厳正な審査をもとに48団体の公募から選考したものである。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
546	(財) みやぎ・環境とくらし・ネットワーク 宮城県仙台市青葉区柏木1-2-45	平成17年度地域特性を活かした都道府県地球温暖化防止活動推進センター事業	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月1日	3,500,000	公募型であるため(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
547	(財) とやま環境財団 富山県富山市安住町7-18	平成17年度地域特性を活かした都道府県地球温暖化防止活動推進センター事業	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月1日	3,500,000	公募型であるため(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
548	特定非営利活動法人京都地球温暖化防止府民会議 京都府京都市中京区六丁目283番4	平成17年度地域特性を活かした都道府県地球温暖化防止活動推進センター事業	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月1日	4,000,000	公募型であるため(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別 若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
549	(財)ひょうご環境創造協会 兵庫県神戸市須磨区行平町3-1-31	平成17年度地域特性を活かした都道府県地球温暖化防止活動推進センター事業	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月1日	3,500,000	公募型であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
550	(財)鹿児島県環境技術協会 鹿児島県鹿児島市七ツ島1-1-10	平成17年度地域特性を活かした都道府県地球温暖化防止活動推進センター事業	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月1日	3,500,000	公募型であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
551	(財)九州環境管理協会 福岡県福岡市東区松香台1-10-1	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省エネ住宅)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	4,702,000	公募型であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
552	(財)鹿児島県環境技術協会 鹿児島県鹿児島市七ツ島1-1-10	平成17年度主体間連携モデル推進事業(省エネ家電)	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月8日	4,800,000	公募型であるため(会計法29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
553	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	平成17年度国設酸性雨測定所の管理運営業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	13,555,000	本事業は、北海道利尻町において酸性雨(酸性沈着)に関する調査を行うため国設利尻酸性雨測定所の運営、管理及び調査を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
554	青森県 青森県青森市長島1丁目1番1号	平成17年度国設酸性雨測定所の管理運営業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	3,042,000	本事業は、青森県外ヶ浜町において酸性雨(酸性沈着)に関する調査を行うため国設竜崎酸性雨測定所の運営、管理及び調査を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
555	岩手県 岩手県盛岡市内丸10番1号	平成17年度国設酸性雨測定所の管理運営業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,940,000	本事業は、岩手県雫石町において酸性雨(酸性沈着)に関する調査を行うため国設八幡平酸性雨測定所の運営、管理及び調査を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
556	山形県 山形県山形市松波2丁目8番1号	平成17年度国設酸性雨測定所の管理運営業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,233,000	本事業は、山形県尾花沢市において酸性雨(酸性沈着)に関する調査を行うため国設尾花沢酸性雨測定所の運営、管理及び調査を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
557	茨城県 茨城県水戸市笠原町978番	平成17年度国設酸性雨測定所の管理運営業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,506,000	本事業は、茨城県土浦市において酸性雨(酸性沈着)に関する調査を行うため国設筑波酸性雨測定所の運営、管理及び調査を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
558	群馬県 群馬県前橋市大手町1-1-1	平成17年度国設酸性雨測定所の管理運営業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,891,000	本事業は、群馬県富土見村において酸性雨(酸性沈着)に関する調査を行うため国設赤城酸性雨測定所の運営、管理及び調査を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
559	新潟県 新潟県新潟市新光町4番地1	平成17年度国設酸性雨測定所の管理運営業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	15,758,000	本事業は、新潟県新潟市及び佐渡市酸性雨(酸性沈着)に関する調査を行うため国設新潟巻酸性雨測定所及び国設佐渡間酸性雨測定所の運営、管理及び調査を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
560	福井県 福井県福井市大手3-17-1	平成17年度国設酸性雨測定所の管理運営業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,633,000	本事業は、福井県越前町において酸性雨(酸性沈着)に関する調査を行うため国設越前酸性雨測定所の運営、管理及び調査を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
561	長野県 長野県長野市大字南長野字幡下692-2	平成17年度国設酸性雨測定所の管理運営業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	3,610,000	本事業は、長野県白馬村において酸性雨(酸性沈着)に関する調査を行うため国設八方尾根酸性雨測定所の運営、管理及び調査を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
562	岐阜県 岐阜県岐阜市葦田南2-1-1	平成17年度国設酸性雨測定所の管理運営業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	3,909,000	本事業は、岐阜県山県市において酸性雨(酸性沈着)に関する調査を行うため国設伊自良湖酸性雨測定所の運営、管理及び調査を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
563	愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	平成17年度国設酸性雨測定所の管理運営業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,491,000	本事業は、愛知県大山市において酸性雨(酸性沈着)に関する調査を行うため国設大山西酸性雨測定所の運営、管理及び調査を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
564	京都府 京都府京都市上京区下立売通新町西入敷/内町	平成17年度国設酸性雨測定所の管理運営業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,717,000	本事業は、京都府八幡市において酸性雨(酸性沈着)に関する調査を行うため国設京八幡酸性雨測定所の運営、管理及び調査を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
565	和歌山県 和歌山県和歌山市小松原通1-1	平成17年度国設酸性雨測定所の管理運営業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	3,201,000	本事業は、和歌山県本町において酸性雨(酸性沈着)に関する調査を行うため国設湖岬酸性雨測定所の運営、管理及び調査を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
566	鳥根県	鳥根県松江市殿町1番地	平成17年度国設酸性雨測定所の管理運営業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	15,483,000	本事業は、鳥根県隈岐の島町及び益田市において酸性雨(酸性沈着)に関する調査を行うため国設隈岐酸性雨測定所及び国設嶋電湖酸性雨測定所の運営、管理及び調査を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
567	広島県	広島県広島市中区基町10-52	平成17年度国設酸性雨測定所の管理運営業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,789,000	本事業は、広島県呉市において酸性雨(酸性沈着)に関する調査を行うため国設倉橋島酸性雨測定所の運営、管理及び調査を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
568	高知県	高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号	平成17年度国設酸性雨測定所の管理運営業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	8,286,000	本事業は、高知県幡豆町において酸性雨(酸性沈着)に関する調査を行うため国設幡豆酸性雨測定所の運営、管理及び調査を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
569	福岡県	福岡県福岡市博多区東公園7番7号	平成17年度国設酸性雨測定所の管理運営業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,641,000	本事業は、福岡県小都市において酸性雨(酸性沈着)に関する調査を行うため国設筑後小郡酸性雨測定所の運営、管理及び調査を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
570	長崎県	長崎県長崎市江戸町2-13	平成17年度国設酸性雨測定所の管理運営業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	3,428,000	本事業は、長崎県対馬市及び五島市において酸性雨(酸性沈着)に関する調査を行うため国設対馬酸性雨測定所及び国設五島酸性雨測定所の運営、管理及び調査を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
571	大分県	大分県大分市大手町3丁目1番1号	平成17年度国設酸性雨測定所の管理運営業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,300,000	本事業は、大分県竹田市において酸性雨(酸性沈着)に関する調査を行うため国設大分久住酸性雨測定所の運営、管理及び調査を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
572	宮崎県	宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号	平成17年度国設酸性雨測定所の管理運営業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	3,896,000	本事業は、宮崎県えびの市において酸性雨(酸性沈着)に関する調査を行うため国設えびの酸性雨測定所の運営、管理及び調査を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
573	鹿児島県	鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号	平成17年度国設酸性雨測定所の管理運営業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,617,000	本事業は、鹿児島県屋久町において酸性雨(酸性沈着)に関する調査を行うため国設屋久島酸性雨測定所の運営、管理及び調査を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
574	沖縄県	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	平成17年度国設酸性雨測定所の管理運営業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	5,504,000	本事業は、沖縄県国頭村において酸性雨(酸性沈着)に関する調査を行うため国設辺戸岬酸性雨測定所の運営、管理及び調査を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
575	山形県	山形県山形市松波2丁目8番1号	平成17年度酸性雨モニタリング(降水)調査業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月18日	1,186,000	本事業は、山形県今神池での酸性雨(降水)に関する調査としてサンプリング、分析等を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
576	栃木県	栃木県宇都宮市埴田1-1-20	平成17年度酸性雨モニタリング(降水)調査業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月18日	1,859,000	本事業は、栃木県刈込での酸性雨(降水)に関する調査としてサンプリング、分析等を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
577	新潟県	新潟県新潟市新光町4番地	平成17年度酸性雨モニタリング(降水)調査業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月18日	1,224,000	本事業は、新潟県山居での酸性雨(降水)に関する調査としてサンプリング、分析等を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
578	長野県	長野県長野市大字南長野字幅下692-2	平成17年度酸性雨モニタリング(降水)調査業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月18日	1,400,000	本事業は、長野県双子池での酸性雨(降水)に関する調査としてサンプリング、分析等を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
579	岐阜県	岐阜県岐阜市葦田南2-1-1	平成17年度酸性雨モニタリング(降水)調査業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月18日	1,319,000	本事業は、岐阜県伊自良湖での酸性雨(降水)に関する調査としてサンプリング、分析等を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
580	鳥根県	鳥根県松江市殿町1番地	平成17年度酸性雨モニタリング(降水)調査業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月18日	1,009,000	本事業は、鳥根県嶋電湖での酸性雨(降水)に関する調査としてサンプリング、分析等を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
581	山口県	山口県山口市滝町1番1号	平成17年度酸性雨モニタリング(降水)調査業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月18日	1,160,000	本事業は、山口県山のロガムでの酸性雨(降水)に関する調査としてサンプリング、分析等を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
582	北海道	札幌市中央区北3条西6丁目	平成17年度酸性雨モニタリング(土壌・植生)調査業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月27日	1,363,000	本事業は、知床国立公園及び支笏湖国立公園において酸性雨調査(土壌・植生)に関連して土壌のサンプリング、分析、植生の調査等を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
583	石川県	石川県金沢市鞍月1丁目1番地	平成17年度酸性雨モニタリング(土壌・植生)調査業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月27日	1,079,000	本事業は、白山国立公園及び石動山・宝立山において酸性雨調査(土壌・植生)に関連して土壌のサンプリング、分析、植生の調査等を行うものである。当該地方公共団体は、酸性雨関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
584	新潟県 新潟県新潟市新光町4番地	平成17年度国設新潟巻酸性雨測定所におけるオゾン調査業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月17日	3,402,000	本事業は、国設新潟巻酸性雨測定所においてオゾンに関する調査を行うものである。新潟県は、当該測定所においてオゾン関連調査の実績があり必要となる知見と能力を有している。このため、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
585	利尻町 北海道利尻郡利尻町畚形字緑町14番地1	平成17年度国設利尻酸性雨測定所における管理道路除雪業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月25日	1,342,000	本事業は、北海道利尻町にある国設利尻酸性雨測定所における酸性雨調査を円滑に行うため、同測定所の管理道路を除雪するものである。利尻町は、当該測定所周辺の除雪業務に必要な知見と能力を有しており、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
586	新潟県 新潟県新潟市新光町4-1	フロン類等温室効果ガス排出実態調査委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京千代田区霞が関1-2-2	平成17年12月5日	6,165,000	本事業は、代替フロン等3ガスの使用実態、漏洩量及び排出量を整理・把握し、都道府県における温室効果ガスの将来の排出量推計及び対策の課題を整理するものである。新潟県は、都道府県の中で平均的な人口規模及び温室効果ガス排出量を有し、将来の対策の課題の抽出に当たって有用な結果が得られと見込まれ、また、従前から同問題に対して積極的に取組んでおり、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
587	東京都 東京都新宿区西新宿2-8	断熱材フロン回収システム実証調査委託業務	支出負担行為担当官環境省地球環境局長 東京千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月27日	7,134,000	本事業は、建築物に使用されたフロンを発泡剤とする断熱材について、実地で回収・破壊を行う際のフロンの残存量、追加的費用や時間、設備条件等を調査することにより、断熱材中のフロンの回収・破壊システムの確立に向けた課題の整理・検討を行うものである。東京都は、昨年度に断熱材フロンの回収・破壊の基礎調査を行い、回収・破壊に関する豊富な情報を有するとともに、建築物の解体作業が多く見込まれ、また、解体時に排出されるフロン類の測定を行う知見を有しており、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
588	日本エヌ・ユー・エス(株) 東京都港区海岸3丁目9番15号	平成17年度有害大気汚染物質に係る健康リスク評価調査委託業務	支出負担行為担当官環境省環境管理局長 東京千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月12日	7,076,000	(1)本業務を実施するに当たって、請負者は次の条件を満足する必要がある。 化学物質に係る知識及び毒性評価に関する見識が豊富であること。化学物質及びその関連情報の収集能力、並びに収集した情報の整理・検討能力が優れていること。的確な健康影響評価を行える能力を有すること。検討対象物質の初期リスク評価を行った経験を有し、かつ健康影響評価について十分な実績を有すること。 (2)日本エヌ・ユー・エス株式会社は、文献調査等を通じて化学物質に係る知見の集積を行うとともに、毒性評価の論文等から重要性の高い情報を抽出し、一般毒性、生殖発生毒性、発がん性等について系統的にデータを蓄積しているなど毒性評価に関する見識が豊富であり、環境省より「化学物質生体影響把握手法検討調査」及び「内分必攪乱化学物質の環境挙動に関する詳細メカニズム調査」を受託した実績がある。 緊要な化学物質について国内外の既存評価文書及び最新の毒性・研究動向情報を選択的に入手し、収集した情報について毒性学的な専門知識を活用し、毒性の発現機構、種特性、容量反応性、データの信頼性等を整理・分析し、検討・評価する能力に優れており、環境省より受託した「健康リスク評価に関する調査研究」においても十分な実績を有している。 的確な健康影響評価を行うため、収集した文献を整理し、その情報の信頼性を判断し、重要な情報をもとにリスク評価を行っており、環境省より受託した「内分必攪乱化学物質環境負荷調査」においても、このような確かな評価を実施している。 環境省より受託した「健康リスク評価に関する調査研究」において、今回の業務目的である詳細リスク評価のベースとなる初期リスク評価を検討対象物質全てについて行った経験を有し、かつ、当該調査を平成15年度から現在に至るまで継続して受託するなど、健康影響評価について十分な実績を有している。 (3)以上の理由により、日本エヌ・ユー・エス株式会社が本業務の実施する上で、最適な委託先である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (18年度契約から)	
589	日本エヌ・ユー・エス(株) 東京都港区海岸3丁目9番15号	平成17年度大気汚染物質に係る健康影響評価等調査委託業務	支出負担行為担当官環境省水・大気環境局長 東京千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月21日	10,000,000	(1)本業務を実施するに当たって、請負者は次の条件を満足する必要がある。 化学物質に係る知識及び毒性評価に関する見識が豊富であること。化学物質及びその関連情報の収集能力、並びに収集した情報の整理・検討能力が優れていること。的確な健康影響評価を行える能力を有すること。 (2)日本エヌ・ユー・エス株式会社は、文献調査等を通じて化学物質に係る知見の集積を行うとともに、毒性評価の論文等から重要性の高い情報を抽出し、一般毒性、生殖発生毒性、発がん性等について系統的にデータを蓄積しているなど毒性評価に関する見識が豊富であり、環境省より「化学物質生体影響把握手法検討調査」及び「内分必攪乱化学物質の環境挙動に関する詳細メカニズム調査」を受託した実績がある。 緊要な化学物質について国内外の既存評価文書及び最新の毒性・研究動向情報を選択的に入手し、収集した情報について毒性学的な専門知識を活用し、毒性の発現機構、種特性、容量反応性、データの信頼性等を整理・分析し、検討・評価する能力に優れており、環境省より受託した「有害大気汚染物質に係る健康リスク評価に関する調査研究」においても十分な実績を有している。 的確な健康影響評価を行うため、収集した文献を整理し、その情報の信頼性を判断し、重要な情報をもとにリスク評価を行っており、環境省より受託した「内分必攪乱化学物質環境負荷調査」においても、このような確かな評価を実施している。 (3)以上の理由により、日本エヌ・ユー・エス株式会社が本業務の実施する上で、最適な委託先である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (18年度契約から)	
590	(株)三菱化学安全科学研究所 東京都港区芝2丁目1番30号	平成17年度諸外国における大気環境基準設定等動向調査委託業務	支出負担行為担当官環境省環境管理局長 東京千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月30日	6,090,000	(1)本業務の遂行に当たっては、数多くの情報の中から諸外国の動向や主要な文献に関する情報を的確に抽出し、かつ文献の詳細な内容に踏み込んで整理するものであるため、諸外国の大気保全政策全般に関しての動向を把握できるだけの情報網及び基礎知識を持っていること、環境基準設定・改定業務のバックグラウンドとなる有害大気汚染物質とその健康影響に関する専門知識をもっていること、及び諸外国の専門文献を理解し要約する能力を持っていることが必要である。また、情報の収集方法について、インターネットでも多数の情報を得ることはできるが、対象情報同士の関連づけや、主流となるトピックの扱いの検討が必要となるために、一般的な検索能力だけでは不十分である。 さらに、諸外国の動向を把握していく上では、情報収集の難易度が極めて重要である。当該業務遂行においては、諸外国において新たな動きがあった場合に速やかに環境省に対し情報を入れることになっている。これを可能にするためには、現在の動きのみならず、従来の状況を予め把握しておくことが重要である。 (2)株式会社三菱化学安全科学研究所は、大気汚染物質及び大気保全政策の動向に関し、これまでの受託調査を通じて知見の蓄積、並びに毒性試験及びリスク評価受託機関としての実績から、各国の法制度や毒性学、リスク評価手法等、調査に必要な知識に通暁し、米国環境保護庁においてリスク評価を所管する国立環境分析センター(National Center for Environmental Analysis, NCEA)の長であるDr. Farlandや、欧州委員会DDIにおいて大気質等を所管するD3(Air quality, urban environment, noise, transport)のDr. Edwards、米国の健康影響研究所(Health Effects Institute; 自動車排気物の健康影響に関する研究機関)所長Dr. Greenbaumなど、国内外の専門家とも豊富なネットワークを持っている。また、平成9年度から11年度に環境省環境リスク評価室から、環境リスクアセスメントに関する国際動向調査を受託した実績がある。また、本調査へも継続的に携わっており、過去において同業務の委託を行った際の結果も良好で信頼のおける成果をあげている。 (3)以上の理由により、本業務の委託先としては、株式会社三菱化学安全科学研究所が最適であると考えられる。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (18年度契約から)企画競争を実施し、19年度以降、一般競争に移行)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
591	ムラタ計測器サービス(株) 神奈川県横浜市戸塚区秋葉町15	平成17年度ディーゼル排気粒子曝露評価検討調査(実測調査)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	140,000,000	(1)本業務は、ディーゼル排気粒子の人への曝露と健康影響との関連性を明らかにするためのステップとして、曝露評価を行うものであり、代表地点における大気中微小粒子試料の採取、秤量及び成分測定を行うものである。 (2)微小粒子の試料採取及び秤量・分析は、一般的に行われている浮遊粒子状物質(SPM)のそれと比べ、高度な技術を要するもので、特に本調査は、秤量条件を相対湿度35%としていること(SPMでは50%)、1μgの精度を持つ天秤を用意が必要であること(SPMでは10μgの精度でよい)、TEOM、SASSといった、国内で導入台数の少ない機器を取り扱うこと、国内で実施された実績の極めて少ない方法(有機物の炭化補正を行う方法)により炭素分析を行うことといった、特殊な技術要素を含むものとなっている。したがって、本業務の実施者は、上記の内容を確実に実施することのできる技術力と実績を持っている必要がある。 (3)また、本業務は、平成12年度からの継続業務であり、統一されたデータの精度を必要とする業務の性格上、一貫性のある調査設計に基づいて行われる必要がある。 (4)ムラタ計測器サービス株式会社は、平成12年度-16年度の業務を受託しており、その際にも良好で信頼の置ける成果を上げている。同社は、現時点において、大阪府立大学及び(独)国立環境研究所を除き、相対湿度35%の秤量条件下において1μg単位の秤量を行う天秤及び炭化補正が行える炭素分析機器を保有する国内唯一の者であり、過去の業務を通じ、各種機器の操作にも熟している。これらの条件を考慮すると、同社は、本業務の契約先として考えられる唯一の機関である。 (5)以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さないと判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手方として、ムラタ計測器サービス株式会社と随意契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年7月契約から)	
592	(株)日立ハイテクレーディング 東京都港区西新橋1-24-14	平成17年度微小粒子状物質測定機器精度管理業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年12月16日	13,650,000	(1)本業務は、各地で環境省が行っている大気中PM2.5濃度の測定の正確性、精度を担保するため、測定に使用している機器(TEOM)の作動チェックや精度管理、オーバーホールを行うものである。 (2)本業務を実施するに当たっては、非常に高度な技術と特殊なノウハウを必要とするものであり、請負者は次の条件を満足する必要がある。 高分解能かつリアルタイム長期測定が可能である円錐状振動子について、十分な知識を有し、適切に補正を行う能力を有していること。 マイクロメートルサイズである微小粒子の流量調整について、十分な知識を有していること。 測定装置を制御する固有のプログラムについて、十分な知識を有し、的確な操作を行えること。 (3)株式会社Patashnik社で生産された測定装置の日本における唯一の販売、補修、維持、検査等の代理店であり、本測定装置における円錐状振動子の補正、微小粒子の流量調整、制御プログラムの操作に精通していることにも、過去に受注した本業務において、良好で信頼の置ける成果を上げている。これらの条件を考慮すると、同社は、本業務の契約先として考えられる唯一の機関である。 (4)以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さないと判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手方として、株式会社日立ハイテクレーディングと随意契約を締結するものである。	その他のもの	(随意契約)によらざるを得ない)	
593	柴田科学(株) 東京都台東区池之端3-1-25	平成17年度粒子状物質ローボリウムサンプリング精度管理業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年1月5日	5,493,600	(1)本業務は、浮遊粒子状物質(SPM)の中で粒径が2.5μm以下の粒子であるPM2.5のローボリウムサンプリング(Super SASS)について、正確な作動を確保するため、当該機器の精度管理を行うものである。 (2)本業務を実施するに当たっては、非常に高度な技術と特殊なノウハウを必要とするものであり、請負者は次の条件を満足する必要がある。 PM2.5のローボリウムサンプリングである本機器について、その構造、分粒機構、捕集機構等について、十分な知識を有し、適切な維持管理を行う能力を有していること。 本機器におけるマイクロメートルサイズである微小粒子の流量調整について、十分な技術及び知識を有していること。 本機器における流量調整、機器内温度調整、機器内圧力調整を行う校正器の取り扱いについて、特殊な技術及び知識を有していること。 (3)柴田科学株式会社は、米国JetOne社で生産された本機器の日本における唯一の販売、補修、維持、検査等の代理店であり、本機器の構造・分粒機構、捕集機構について十分な知識を有するとともに、本機器における微小粒子の流量調整において特殊な技術・知識を有している。また、本機器の流量調整や機器内温度・圧力調整を行う校正器の取り扱いについて、特殊な技術等を有している。これらの条件を考慮すると、同社は、本業務の契約先として考えられる唯一の機関である。 (4)以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さないと判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手方として、柴田科学株式会社と随意契約を締結するものである。	その他のもの	(随意契約)によらざるを得ない)	
594	(株)数理計画 東京都千代田区築港町2-5-4	平成17年度ダイオキシン類総量規制検討調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月11日	19,498,500	(1)本調査は、ダイオキシン法に基づくダイオキシン類の総量規制の検討の調査を行うものであり、総量削減計画や総量規制基準等の作成手法、必要調査項目を理解し、かつ、総量規制導入に不可欠な高度で複雑なシミュレーション技術等を有する必要があることと、シミュレーションモデルを用いて総量規制の実施にあたっての問題点等を具体的に検討するため、当該モデルについて熟知している必要がある。 (2)数理計画は、過去にダイオキシン類以外の汚染物質の総量規制に関するマニュアルの改訂作業に携わっており、環境保全に関するシミュレーション調査も多数行っており、当該事業を実施するために必要な総量規制に関する知識及び経験及び高度のシミュレーション技術を有する機関である。 (3)また、平成13年度-16年度ダイオキシン類総量規制検討調査業務を請負し、総量規制の検討や総量削減計画を作成するために必要なシミュレーションモデルの作成などで十分な実績を有しており、その内容について熟知している。 (4)以上の理由により、数理計画は本調査に必要な要件を全て満たすことのできる唯一の機関である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
595	東和科学(株) 東京都中央区日本橋筋町10番2号	平成17年度ダイオキシン類環境情報調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月14日	13,650,000	(1)本調査は、主に、ダイオキシン類を含む非意図的生成化学物質の削減を目的とした残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POP条約)に我が国が対応するための技術的情報の収集を実施するものであり、POP条約に対応するための技術的情報に関する幅広い知見を有し、ダイオキシン類に係る海外の最新情報(特にまた国内ではその情報や概念の理解度が低いBAT/BEP)に関する情報や国際動向を迅速かつ的確に収集するための能力を有する必要がある。 (2)東和科学は、それまでに、POP関連業務を請負い、途上国に向けたモニタリングに係る分析手法や、インベントリー作成等の環境情報技術情報など、POP条約に対応するための削減技術に関する専門的な知見を有している。また、過去のPOP条約に関する調査において、POP条約締結国会議に係るワーキング会合の開催に携わっており、POP条約事務局での議論の動向等を把握しており、非意図的POP条約であるダイオキシン類の海外情報収集を迅速かつ的確に行うことができる。さらに、過去のPOP条約関連業務においてBAT/BEPの国際的な利用状況や実施把握等のとりまとめをいち早く行い、BAT/BEPに関する情報や国際動向に精通している。 (3)以上の理由により、東和科学は本調査に必要な要件を全て満たすことのできる唯一の機関である。 (会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
596	(財)電気安全環境研究所 東京都渋谷区代々木5-14-12	平成17年度環境技術実証モデル事業ヒートアイランド対策技術分野顕熱抑制性能等実証試験業務(大阪府関係)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月19日	7,560,000	(財)電気安全環境研究所は、JIS B 8615-1に基づく最新の専用試験設備を有しており、平成14年1月からエアコンディショナの冷暖房能力測定業務を開始し、各メーカーからの依頼試験や成積書の発行を行うなど、今回の顕熱抑制性能試験に極めて高い技術力を持っている。また、このような専用試験設備は、空調機メーカーや業界団体が保有しているものを除き、公に公開された実証試験を実施することができないような機関では同研究所が唯一保有している。 さらに、同研究所は、十分な試験実績をもつとともに、試験・校正機関のISO 9001に相当する、ISO/IEC 17025に基づく管理システムを構築しており、設備、知見の集積の面から見て、本調査を他の機関において実施することは不可能であり、同研究所において本調査を実施する以外にない。 (会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの		平成17年度限り

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別 別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
597	(財)日本自動車研究所 東京都千代田区神田錦町3-20	平成17年度自動車単体騒音試験法の比較調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年7月28日	6,720,000	本調査は、現行の加速走行騒音試験法(日本の測定法と国際標準ISOは同じ測定法である。)が実際の走行状態と異なるとの諸外国の指摘から国際標準化会議(会議名:ISO/TC43/SC1/WG42:Measurement of noise emissions (external) from road vehicles)において騒音試験法(ISO992)の議論がなされており、DIS(国際規格案)の投票が2006年3月末までに実施される予定であることから、環境省としても当該試験法を把握する必要があるため調査するものである。 調査の実施にあたっては、当該騒音試験を実施するためにはISOで定められたテストコース(試験路:ISO10844)に準拠していなければならないため、保有しているところに限られる。その実験施設を保有しているところは、日本自動車研究所以外に、国内自動車メーカーがあるが、自社の研究開発用の施設であるため、実際に試験を行うことができるのは、日本自動車研究所以外にない。日本自動車研究所については、自動車関連の知識が豊富であり、自動車に関する試験等について迅速かつ適正に行えるため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
598	(株)エックス都市研究所 東京都豊島区高田二丁目17番22号	平成17年度有害大気汚染物質連続自動測定装置のデータ解析事業委託業務	支出負担行為担当官環境省水・大気環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年11月14日	5,999,700	本業務は、様々な統計的手法を用いて測定データの比較を多角的に実施できる分析及び解析能力を有し、地域特性の分析等を実施するにあたり、有害大気汚染物質の性質・発生源・排出形態について十分な知見を有すること、地域特性に係る情報収集及びデータ処理能力に長けていることが必要である。 株式会社エックス都市研究所は、平成14年度に中央環境審議会の「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第6次答申)」を受けて、有害大気汚染物質対策のモニタリングのあり方に関する研究調査業務を実施し、その中で今回の業務の中心となる測定データの比較を様々な統計学的手法を用いて行うこと、測定データの比較を多角的に実施できる分析・解析能力を有していることから、環境省として当該業務を委託している。また、環境管理局(大気保全局)における有害大気汚染物質の排出抑制対策に係る係員調査業務を従来より委託しており、特に、平成7-8年度には、大気汚染防止法による有害大気汚染物質対策を盛り込むための基礎資料の一つとなった、有害大気汚染物質対策技術調査業務において、対策技術についての調査を実施し、平成12年度には、第6次答申の基礎となる有害大気汚染物質対策のあり方に関する研究調査業務において、排出抑制対策に関する調査を実施しており、有害大気汚染物質の性質・発生源・排出形態について十分な知見を有していることから、条件を満たしている。更に上記一連の業務を通して、地域特性に係る情報収集を広く行い、膨大な調査結果データを処理してきたことにより、以上の理由により、これまでの業務経験から本業務の趣旨を深く理解し、業務を実施する上で問題点や対処法等に精通しており、また、有害大気汚染物質に関する技術的な知見を十分有していることから、当該株式会社を本事業の委託先に選定するものである。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
599	(株)島津テクノリサーチ 京都府京都市中京区西ノ京下合町1番地	平成17年度灯油・重油添加剤に係る大気濃度調査委託業務	支出負担行為担当官環境省水・大気環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年12月26日	12,000,000	本業務では、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質であるジフェニルエーテル(以下、DPE)が灯油・A重油の識別剤として導入されることに先だって、DPEの大気濃度レベルが極めて低い場合でもDPEの測定を可能とする手法を確立し、現状のDPEの大気中濃度を調査し、今後の対策の基礎資料とすることを目指す。したがって、本業務の実施にあたっては、以下の条件を満たすことが必要である。確立された測定マニュアルがない中で、環境中の化学物質、特に大気中に含まれる極微量化学物質の試料採取方法及び分析方法を調査・検討し、確立できる能力を有していること。化学物質に関する幅広い知識を有しており、効率かつ精度よく分析できる体制が整っていること。株式会社島津テクノリサーチは、環境調査全般にわたる分析受託機関として設立された株式会社であり、同社は、「平成14年度POPsモニタリング実態解析全国調査(大気)」、「平成15年度POPsモニタリング実態解析全国調査(生物・大気)」及び「平成16年度POPsモニタリング実態解析全国調査(生物・大気)」を実施し、極微量化学物質の分析法について、開発段階から携わっており、捕集材の使用等、分析技術について精通している。また、同社は、「平成16年度非意図的生成のPOPs排出イベントリサーチ・維持整備調査」を実施しており、確立された測定マニュアルがない中で、分析方法等を改良しながら、分析の精度を高くとられる。また、同社は「電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令(RoHS)」で使用制限がなされている極微量化学物質のポリ臭化ジフェニル、ポリ臭化ジフェニルエーテルの測定にも携わっていることから、極微量化学物質の試料採取・分析方法を確立する能力を有している。同社は、これまでに多くの極微量PCB及びダイオキシン類の測定分析に携わってきており、ISO/IEC-17025認定及び特定計量事業者認定制度(MJAP)を取得し、国際ロスチエック、環境省統一精度管理及び日本分析化学会などに継続して参加するなど、化学物質に関する幅広い知識を有しており、分析結果は信用できるものである。以上ことから、株式会社島津テクノリサーチは、本業務を実施するに当たって上記の条件を満たし、これまでの業務経験から本業務の趣旨を深く理解し、業務を実施する上で問題点や対処法等に精通している唯一の機関である。以上により、株式会社島津テクノリサーチは本事業の委託先(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
600	アロカ(株) 東京都三鷹市牟礼6-2-1	平成17年度環境放射線等モニタリング測定機器保守業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年4月1日	25,200,000	本業務は、放射線等の常時監視を円滑に実施するために、自動測定装置の保守点検を行うこと、消耗品(ポンプ・マスフロー流量計)について交換・整備を行うものである。 放射線自動測定装置はアロカ株式会社により製造されたものであることから、同社以外に本装置の全部について理解している業者は存在しないため、本業務を実施することは不可能である。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
601	(社)日本印刷産業連合会 東京都中央区新富1-16-8	平成17年度揮発性有機化合物(VOC)排出抑制対策に係る自主的取組推進マニュアル(印刷関係)の作成業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年6月7日	10,290,000	(1) 固定発生源における揮発性有機化合物の排出抑制については、法による排出規制と事業者の自主的取組を組み合わせて効果的なVOC排出抑制対策を実施することとしている。 このうち、事業者による自主的取組について、自主的取組推進マニュアルを各施設類型毎に作成し、事業者にこまめな情報を提供することにより、効果的なVOC排出抑制対策の推進に資することとしている。 本事業は、このうち印刷施設を有する業種向けのマニュアルを作成する事業である。 (2) 上記の事業を実施するにあたっては、自主的取組であることから、事業者自らの業界団体等、事業者自らの立場で検討を行えること、自主的取組を実施するための必要事項や問題点等印刷業種に係る状況等を熟知していること、印刷工程を有する各業種のVOCに係る情報を確実に入手出来る必要があることとなる。 (3) 社団法人印刷産業連合会は、印刷工業会、全日本印刷工業連合会、全国グラフィック協同組合連合会等、印刷業10団体から構成されており、自主的取組マニュアルの作成に必要不可欠となる自主的取組を実施するにあたっての必要な事項等を自主的取組の実施例を含めて事業者としての立場で検討し、自主的取組を実施するための必要事項や問題点等印刷業種に係る状況等を熟知している。印刷関係の各業種の事業者が多数会員となっていることから、印刷工程を有する各業種のVOCに係る情報を確実に入手することが可能であるという3つの条件を全て備えた唯一の団体である。 (4) 以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本調査の請負契約の相手方として社団法人日本印刷産業連合会と随意契約を締結するものである。	その他のもの	-	平成17年度限り

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
602	(社)日本作業環境測定協会 東京都港区芝4-4-5	平成17年度石綿使用建築物の解体等に係る実態調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月29日	14,175,000	(1)本調査は、ILO石綿条約の締結に伴い、平成17年に石綿障害予防規則(以下、石綿則という)が制定されたこと及び最近アスベストによる健康被害が社会問題化し、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合において「石綿の大気環境への飛散防止措置の対象となる解体・補修作業の規模要件等を撤廃する」とされた。 これを受け、石綿則の規制内容を勘案しつつ大防法による規制を強化するため、検討会を設置・運営し大防法に規定している特定粉じん排出等作業の届出対象範囲の見直し等について検討等を行うこととする。 (2)本業務は、以下の条件を満たすことが必須である。 政令・省令の改正について検討を行うために必要な石綿に関する幅広い知見を有していること。 石綿含有建材等について、規制対象とする建材の種類毎の石綿の飛散性等に係るデータの蓄積があり、また飛散状況に係る測定についての知見を有すること。 石綿含有建材等を使用した建築物の解体等を行うために必要な、飛散防止対策等にかかる知見を有していること。 (3)社団法人日本作業環境測定協会は、石綿等の作業環境測定・作業場所測定に関する専門技術団体として石綿に関する各種の講習、調査研究、技術指導等を行っており、石綿についての幅広い知見を有している。また、平成14年度、平成15年度に「石綿飛散防止対策推進基礎調査」を環境省から請負っており、その中で本事業のベースとなる石綿含有建築材料を使用した建築物の解体・補修工事における石綿飛散濃度に係る調査及び石綿飛散防止対策の状況調査を実施しており、確実な調査を実施した実績及びデータの蓄積がある。 したがって、同法人は、過去の知見及び蓄積データを充分活用しながら本事業を合理的に遂行するうえで必要な上記(2)中からの条件全てを満たす唯一の団体である。 (4)以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本調査の請負契約の相手方として社団法人日本作業環境測定協会と随意契約を締結するものである。	その他のもの	-	平成17年度限り
603	(財)日本気象協会 東京都豊島区東池袋3-1-1	平成17年度大気汚染物質広域監視システム収集系管理業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	36,225,000	環境省では、光化学オキシダント対策等の大気汚染防止施策に資することを目的として、これまで関東地域(1都7県(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県))を対象にして、オンラインシステムで収集した大気汚染情報及び光化学オキシダント注意報等の発令状況をインターネットで公開する「大気汚染物質広域監視システム」を運用してきている。12年度には対象を全国の自治体へ拡大するための体制整備を行い、13年度から本格運用を開始したところである。 本業務は、「大気汚染物質広域監視システム」のデータ収集業務として、大気汚染物質データの収集及び配信、光化学大気汚染状況に関する情報システムの運用、気象情報の収集・配信、自治体向け光化学大気汚染監視サーバの運用とこれらに係るシステムの管理・運用するとともに、光化学大気汚染状況取りまとめを実施するものである。 従って、本業務を遂行するには「大気汚染物質広域監視システム」についての運用技術を有することが必要である。 また、光化学オキシダント対策等の大気汚染の内容が含まれるため、気象に関する知識及び大気汚染に関しての知見が豊富であり、かつ高層気象観測に関する技術と経験を有することが必要である。 (1)「大気汚染物質広域監視システム」は、財団法人日本気象協会が有する知見に基づき開発を行ったものであり、当該システムの変更や自治体のテレメータシステム更新に伴うデータ収集の変更に当たっては、開発を行った当該法人が本業務を遂行し得る唯一の団体である。 (2)財団法人日本気象協会は気象に関する知識が豊富であり、かつ高層気象観測に関する技術と経験を有するだけではなく、大気汚染に関しての知見を持ち、各種機器の扱いに長じていることから、公署関係に対する各種調査業務を実施しており、これらで得られたデータの品質管理やデータ解析に当たっては、科学的知見に基づく取り扱いについて精通している。 以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手方として財団法人日本気象協会と随意契約を締結するものである。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
604	(財)日本気象協会 東京都豊島区東池袋3-1-1	平成17年度花粉観測システム(はなごさん)収集系管理業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	16,275,000	花粉症は、原因となる花粉を吸い込んだために起こる症状であるが、一方では、大気汚染物質が花粉症に影響を及ぼしているとの指摘もある。しかしながら、現在のところ花粉症と大気汚染との関係については明らかになっていない状況である。このため、環境省は、国民の健康維持に資するため、花粉自動計測器を山間部及び都市部に設置し、花粉飛散データを収集しインターネットで公開する「花粉観測・予測システム」を平成14年度に構築した。本業務では、これまでに機器の配備を行った関東、関西及び中部地域において花粉飛散データを収集・配信するシステムを管理・運用するものである。 本業務は、花粉飛散のメカニズム及び花粉自動計測器に精通するとともに、配備した機器の保守・管理を行う人材を有していること。また、得られたリアルタイムのデータを気象データ等と組み合わせることにより、精度の高い花粉観測システムを構築できる能力を有することが必要である。財団法人日本気象協会は、国から花粉観測予測システムに関する委託研究を受けた実績があり、花粉の飛散にとつて重要な気象データに精通し、手分析のデータ法による花粉計測を元にした花粉飛散情報を広く国民に提供しているなど、花粉に関する知見が豊富な団体であり、各地方に支社等の拠点をもち、花粉に関する知見を有する人材を配属しているため、配備した機器の保守・管理を効率的に行うことができる。また、同協会は、環境省の大気汚染物質広域監視システムのデータ収集事業を請け負い、大気汚染に関する知識に精通しており、花粉観測システムに必要なリアルタイム気象データを組み合わせることにより精度の高い花粉観測システムを構築できる能力を有している唯一の団体である。ならびに、平成14年度から花粉観測システム収集系業務や本業務を請負い、所有する知見により花粉観測システムを構築し、データを収集・蓄積し情報提供を行っており、良好な結果を修めているところである。以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手方として財団法人日本気象協会と随意契約を締結するものである。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
605	(財)日本気象協会 東京都豊島区東池袋3-1-1	平成17年度花粉観測システム(はなごさん)追加接続(中国・四国地域)等業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月7日	13,125,000	花粉症は、原因となる花粉を吸い込んだために起こる症状であるが、一方では、大気汚染物質が花粉症に影響を及ぼしているとの指摘もある。しかしながら、現在のところ花粉症と大気汚染との関係については明らかになっていない状況である。このため、環境省は、国民の健康維持に資するため、花粉自動計測器を山間部及び都市部に設置し、花粉飛散データを収集しインターネットで公開する「花粉観測・予測システム」を平成14年度に構築した。本業務は、これまでに機器の配備を行った関東、関西及び中部地域において花粉飛散データを収集・配信するシステムに、中国・四国地域等の花粉飛散データを追加し、管理運用するものである。 本業務の遂行にあたっては、下記に示す条件を有していることが必要である。(1)花粉飛散のメカニズム及び花粉自動計測器に精通するとともに、配備した機器の保守・管理を行う人材を有していること。(2)得られたリアルタイムのデータを気象データ等と組み合わせることにより、精度の高い花粉観測システムを構築できる能力を有すること。財団法人日本気象協会は、国から花粉観測予測システムに関する委託研究を受けた実績があり、花粉の飛散にとつて重要な気象データに精通し、手分析のデータ法による花粉計測を元にした花粉飛散情報を広く国民に提供しているなど、花粉に関する知見が豊富な団体であり、各地方に支社等の拠点をもち、花粉に関する知見を有する人材を配属しているため、配備した機器の保守・管理を効率的に行うことができる。また、同協会は、環境省の大気汚染物質広域監視システムのデータ収集事業を請け負い、大気汚染に関する知識に精通しており、花粉観測システムに必要なリアルタイム気象データを組み合わせることにより精度の高い花粉観測システムを構築できる能力を有している唯一の団体である。ならびに、平成14年度から花粉観測システム収集系業務や本業務を請負い、所有する知見により花粉観測システムを構築し、データを収集・蓄積し情報提供を行っており、良好な結果を修めているところである。以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手方として財団法人日本気象協会と随意契約を締結するものである。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
606	(株)島津製作所 東京都千代田区神田錦町1-3	平成17年度有害大気汚染物質連続自動測定装置維持管理業務(倉敷市松江局他7カ所)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	31,500,000	(1)有害大気汚染物質は、大気中の濃度変動が激しいため、毎日又は毎時間のデータを得ることが排出抑制対策において有用であること。現在手作業で行われている有害大気汚染物質のサンプリング及び分析には非常に労力がかかること等から、連続自動測定装置により有害大気汚染物質の連続モニタリング調査を実施するものである。 (2)有害大気汚染物質対策の推進を考えると、使用する装置は、最低でも、現時点で指定物質排出基準及び大気環境基準が設定されている(評価基準のある)ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質を同時に測定することができる装置であることが不可欠である。 (3)さらに有害大気汚染物質の排出抑制対策を念頭に置いた場合、特に発生源からの影響が懸念される、石油化学コンビナートの発生源からの影響を把握するため、1時間単位で測定データが得られること。 (4)現在事業者が主体的に排出抑制に取り組むこととされている物質や、それ以外にも製造・使用量が多い物質等のうちで連続測定可能な物質についても測定可能なこと、 自動車の影響を考慮に入れ、ベンゼン、1,3-ブタジエンが測定可能なこと、 が装置の仕様として求められる。 (4)以上の条件を満たした装置を製造しているのは、株式会社島津製作所のみであるため、平成17年度に株式会社島津製作所製造の連続自動測定装置を設置した。 (5)上記装置は一般に使用されておらず、維持管理業務を行うために必要な技術は株式会社島津製作所のみがもつ特殊な技術であるため、株式会社島津製作所は本業務を遂行しうる唯一の団体である。 (6)以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の契約の相手先として、株式会社島津製作所と随意契約を締結するものである。	その他のもの	-	平成17年度限り
607	東亜ディーケーケー(株) 東京都新宿区高田馬場1-29-10	平成17年度有害大気汚染物質連続自動測定装置維持管理業務(国設大坂局)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	5,743,500	(1)有害大気汚染物質は、大気中の濃度変動が激しいため、毎日又は毎時間のデータを得ることが排出抑制対策において有用であること。現在手作業で行われている有害大気汚染物質のサンプリング及び分析には非常に労力がかかること等から、連続自動測定装置により有害大気汚染物質の連続モニタリング調査を実施するものである。 (2)有害大気汚染物質対策の推進を考えると、使用する装置は、最低でも、現時点で指定物質排出基準及び大気環境基準が設定されている(評価基準のある)ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質を同時に測定することができる装置であることが不可欠である。 (3)さらに、多種多様な有害大気汚染物質の低濃度長期曝露による健康への調査・研究を念頭に置いた場合、人口の多い大都市地域に測定装置を設置することが適当であり、そのために(2)に加え、次の2点が装置の仕様として求められる。 多種多様な有害大気汚染物質の環境中濃度の実態を把握するため、可能な限り多成分(概ね40物質程度)の測定が可能なこと。 長期曝露による健康影響を調査するため、簡便かつ試料を採取することが可能なこと。 (4)以上の条件を満たした装置を製造しているのは、電気化学計器株式会社(現社名 東亜ディーケーケー株式会社)のみであるため、平成17年度に電気化学計器株式会社(現社名 東亜ディーケーケー株式会社)製造の連続自動測定装置を設置した。 (5)上記装置は一般に使用されておらず、維持管理業務を行うために必要な技術は東亜ディーケーケー株式会社(旧社名 電気化学計器株式会社)のみがもつ特殊な技術であるため、東亜ディーケーケー株式会社(旧社名 電気化学計器株式会社)は本業務を遂行しうる唯一の団体である。 (6)以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の契約の相手先として、東亜ディーケーケー株式会社と随意契約を締結するものである。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	-
608	(株)数理計画 東京都千代田区築栄町2丁目5番4号	平成17年度使用過程車NOx・PM低減対策調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月28日	33,500,000	本業務では、使用過程車の排出ガスによる負荷分布状況を把握するため、シャシダイナモ試験、車載型NOx・PM計及びリモートセンシングの3つの計測方法を用いて、使用過程車のNOx・PMの排出実態を把握するとともに、今後の使用過程車の排出ガスの管理手法について検討を行うこと、自動車排出ガス測定及び自動車排出ガス対策について豊富な知見と経験実績を有している必要がある。これらのことから、本業務を実施するに当たっては、類似業務を数多く経験しており、素素酸化物及び粒子物質に係る排出ガス測定技術は勿論、関連情報を多く把握し、各種データの集計・分析を行う上で十分な精度の確保が必要とされる等、次の条件を満たす必要がある。シャシダイナモ試験、車載型NOx・PM計及びリモートセンシングの3つの計測方法に精通し、自動車排出ガス測定及び各種データの集計・分析について、豊富な知見と経験実績を有していること。 本業務と類似の自動車排出ガス対策検討について、調査実績を数多く有していること。株式会社数理計画は、自動車排出ガス測定及び各種データの集計・分析に、豊富な知見と経験実績を有していることと、環境省の公募による「平成15年度使用過程車NOx・PM低減対策調査」を請け負い、シャシダイナモ試験、車載型NOx・PM計及びリモートセンシングの3つの計測方法の比較検討調査を適正に実施している。 本業務は15年度より継続して実施しているものであり、今年度の業務は、これまでの調査結果を踏まえて、検討した高排出車(ハイエミッター)の条件の妥当性の検討を行うものであり、これまでの成果を全面的に活用しなければ、遂行は不可能である。さらに、株式会社数理計画は、自動車排出ガス対策に精通していることととも、自動車排出ガスメカニクスと排出量に関するノウハウを有しており、環境省環境管理局の請負業務に関して、自動車単体対策、総量削減対策や局地汚染対策等、種々の自動車排出ガス対策について実績を残しており、本業務に関連した知見、技術的ノウハウ及び経験実績を豊富に備えている。 以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手先として株式会社数理計画と随意契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
609	(社)環境創造研究センター 愛知県名古屋市中区北の丸3丁目5番16号	平成17年度愛知県豊田市地域におけるESTモデル事業推進のための普及啓発委託業務	支出負担行為担当官環境省環境管理局局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月22日	7,480,000	(1)「平成17年度石油及びエネルギー需要構造高度化対策特別会計」、「二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費」中の主体間連携モデル推進事業(ESTモデル事業)は、その交付先が地球温暖化対策推進法第11条における「都道府県地球温暖化防止活動推進センター(以下、「都道府県センター」という。))または、同法第12条における「全国地球温暖化防止活動推進センター(以下、「全国センター」という。))」に限定されている。 (2)都道府県センターは、我が国が京都議定書における6%削減約束を達成するために、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって行う地球温暖化防止の取組を推進するために、地球温暖化対策推進法に盛り込まれた枠組みであり、国、地方公共団体の施策と協力しながら対策を実施していくことが求められる。 (3)このように、各都道府県センターは、地域における地球温暖化対策の推進の中心的役割を担うものであり、それぞれの地域において住民や事業者の地球温暖化問題に対する意識の高揚を図り、積極的に取組に参画されるとともに、地域の特性を活かした効果的な対策の推進を目的として、各都道府県知事により地球温暖化対策に知見・実績のある公益法人、NPO法人を対象に指定されたものである。 (4)以上のことから、社団法人環境創造研究センターは、「愛知県都道府県センター」として愛知県知事より指定を受けた団体であることから、本事業の委託先として選定することとする。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(18年度契約から企画競争を実施し、19年度以降は一般競争への移行を検討)	-
610	(財)北海道環境財団 北海道札幌市北区北7条西5丁目5-札幌千代田ビル4階	平成17年度北海道札幌市地域におけるESTモデル事業推進のための普及啓発委託業務	支出負担行為担当官環境省環境管理局局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月8日	6,200,000	(1)「平成17年度石油及びエネルギー需要構造高度化対策特別会計」、「二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費」中の主体間連携モデル推進事業(ESTモデル事業)は、その交付先が地球温暖化対策推進法第11条における「都道府県地球温暖化防止活動推進センター(以下、「都道府県センター」という。))または、同法第12条における「全国地球温暖化防止活動推進センター(以下、「全国センター」という。))」に限定されている。 (2)都道府県センターは、我が国が京都議定書における6%削減約束を達成するために、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって行う地球温暖化防止の取組を推進するために、地球温暖化対策推進法に盛り込まれた枠組みであり、国、地方公共団体の施策と協力しながら対策を実施していくことが求められる。 (3)このように、各都道府県センターは、地域における地球温暖化対策の推進の中心的役割を担うものであり、それぞれの地域において住民や事業者の地球温暖化問題に対する意識の高揚を図り、積極的に取組に参画されるとともに、地域の特性を活かした効果的な対策の推進を目的として、各都道府県知事により地球温暖化対策に知見・実績のある公益法人、NPO法人を対象に指定されたものである。 (4)以上のことから、財団法人北海道環境財団は、「北海道都道府県センター」として北海道知事より指定を受けた団体であることから、本事業の委託先として選定することとする。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(18年度契約から企画競争を実施し、19年度以降は一般競争への移行を検討)	-

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
618	国立大学法人東京農工大学 東京都府中市晴見町3-8-1	平成17年度射撃場における効果的な土壌汚染調査・対策方法の検討調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月12日	19,900,000	平成17、18年度の2カ年をかけて、射撃場に係る土壌、水質の調査・対策方法についてガイドラインを作成することとしており、本調査は、国内外の現状や射撃場における種々の調査対策手法について調査するとともに、関係者からなる検討会のもと各調査結果の評価、検討を行いガイドライン(案)をとりまとめることを目的としている。 本ガイドラインは、その内容が国内の実態に即した経済的、合理的かつ効果的な内容でなければ、関係者の理解を得て、実効性を持つことができないため、本調査は、過去に国内外射撃場で行われた調査・対策手法の内容を熟知するとともに、指手法の経済性について効果的、有効性について高い知見を有する者が行われなければならない。さらに、本調査では射撃関係団体からの必要調査、検討を行う必要があることから、関係団体との間に十分な信頼関係を築いている者が行われなければならない。 さらに、本ガイドラインは行政上の指針として、射撃場の所有者、利用者など多くの利害関係者に影響を与え、事実上の規制として機能するため、その検討は公平・中立・公正で、内容についても周辺環境への影響を防止できることが担保されたものとする必要がある。よって、環境影響を防止するための調査・対策技術に関する知見を有するとともに、関係者の利害関係から離れた中立性を有し、かつ社会的にその事実が疑われることがない者が行われなければならない。 細見正明氏は、神奈川県伊勢原射撃場の調査・対策に係る検討会に検討委員として参画するとともに、米国ほか国外射撃場の視察経験も豊富で、かつ過去の勤務経験から、既に射撃場マニュアルを策定した米国EPAの射撃場対策関係者とも親交が深いなど、国内外射撃場における調査・対策手法について極めて深い知見を有している国内の第一人者である。また、細見氏はこれまでの経歴から射撃関係団体の信頼も厚く、本調査に必要な関係団体からの協力を得るに十分な信頼関係を有している。細見氏は東京農工大学教授であり、国立大学法人である同大学は、射撃場における調査・対策に係る利害関係から離れた中立的地位にあると見え、過去の研究実績からみて、科学技術能力や中立性について定評を有するとともに、共生科学技術研究産環境部産共衛生部門を有し、環境への影響を防止するための調査・対策技術に関する知見を有している。 以上のことから、国立大学法人東京農工大学が本調査に必要な条件を全て満たしている唯一の団体であると判断し随意契約を行った。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	平成18年度限り
619	富士通フ・アイ・ピー(株) 東京都港区芝浦1-2-1	平成17年度土壌汚染対策法に基づく指定調査機関申請・届出情報格納等作業	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月31日	5,544,000	本業務では土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の指定申請や各種変更届出等の膨大な書類をシステムに格納する。富士通フ・アイ・ピー株式会社は、同パッケージを利用した届出・立入り検査管理システム構築の実績を各地方自治体で認め、また、環境省環境安全課においてPRTR届出支援プログラムの開発を行っていたことから、システムの構築に必要な知識を十分に有し、確実且つ早急な納期をえたため、平成14年度に当該システムを構築した。さらに同社は、これまで数次に亘り指定調査機関データの格納業務及びシステムの各種改訂業務を行っていることから、システムの内容を詳細に把握している。これらのことから、本業務を行える者は同社以外にないため、随意契約を行ったものである。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
620	(株)三菱化学安全科学研究所 東京都港区芝二丁目1番30号	平成17年度水質汚濁に係る環境中予測濃度(水濁PEC)算定方法検討調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月17日	9,502,500	本事業については、水質汚濁に係る登録保留基準の改正に伴い、水質汚濁に係る環境中予測濃度(水濁PEC)の算定方法の検討及び算定式の作成を行うため、化学物質の環境中の挙動予測手法について、知識・経験を有していること、既存の農業登録に係る試験ガイドラインについて、海外の概況も含め十分な知見を有していること、リスク評価、特に農業の暴露評価・生態影響評価に即し迅速かつ正確に調査する体制を整備していること等の条件を満たす必要がある。株式会社三菱化学安全科学研究所は、平成9年度ダイオキシン類の環境中挙動に関する調査、及び「平成10年度生態影響試験実施事業 化学物質の環境運命予測」を実施したほか、平成10年度農業環境中濃度事前推定手法確立調査」にコンピュータ分野の専門家を派遣して検討に関与するなど、化学物質の環境中挙動について十分な知見を有している。「平成10年度農業生態影響評価システム確立調査」を実施しており、欧米諸国における農業の登録時における試験法及びガイドラインに関して、調査経験が豊富であり、かつ、詳細な知見を有している。「平成11年度には「農業生態影響評価手法検討調査」、平成12-13年度には「農業生態影響評価手法検討調査」を実施し、迅速かつ正確な業務実績から信頼性が高い。平成14年度においては、「農業環境影響評価手法」を実施し、リスク評価手法に精通しており、本事業の目的である、従来の毒性のみに着目した基準から水経由の人体への農業暴露を考慮するための十分な知見を有し、かつ平成18年8月の水質汚濁に係る登録保留基準の施行に向けて迅速な対応が可能であるため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
621	(財)地域地盤環境研究所 大阪府大阪市西区本町1-8-4	平成17年度大阪地域における地下水管理手法検討調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月27日	7,980,000	本調査は、地盤環境を保全できる適正な地下水管理手法を確立するための基礎資料として、大阪平野を対象に地下水の挙動を解析した上で地下水を管理するための目標を設定するものである。 本調査業務を実施するには、以下の条件を満たすことが必須となる。 地下水・地盤環境全般に関する専門知識を有すること、その保全について高度な判断技術を有すること。 大阪平野の地下水・地盤環境に精通し、地下水の挙動解析が可能であること。 財団法人地域地盤環境研究所は、地盤構成物質の工学的研究等により地盤工学の進歩に貢献することを目的に設立された公益法であり、多くの学識者を構成員として地盤工学上の諸問題の研究を行ってきたり、地下水・地盤環境全般に関する専門技術を有するとともにその保全について高度な判断技術を有している。また、環境省平成16年度発注の「地下水管理手法」(大阪地域をモデル地区とした地下水管理の検討)、大阪府平成16年度発注の「大阪地域における地下水管理手法構築基礎調査」等の業務に携わっており、大阪平野の地下水・地盤環境に精通し、地下水の挙動解析の実績を有している。さらに、大阪地区の地下水や地盤の環境問題を研究するため大阪府や大阪市などからなる「地下水地盤環境に関する研究協議会」の事務局を務めたり、本業務の専任で従事している唯一の団体である。 以上の理由により、契約の性質又は、目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本調査の契約業者として財団法人地域地盤環境研究所と随意契約することとした。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
622	みずほ情報総研(株) 東京都千代田区神田錦町2-3	平成17年度水質管理計画調査(地下水常時監視結果集計等事務)	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎稗一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月13日	12,000,000	本調査は、水質汚濁防止法第15条に基づき都道府県等が平成16年度に実施した全国の地下水質測定データや、地下水汚染事例の調査・解析を行うとともに、地下水質測定データを一元管理し、任意のデータ検索や抽出ができるよう集積データベースの整備を行うものである。本調査業務を実施するには、以下の条件を満たすことが必須となる。地下水質に係る調査・解析手法やシステムに関する専門知識を有すること。地下水の水質汚濁に係る環境基準等の有害物質に関する専門知識を有すること。地下水質常時監視の測定データ等に精通し、経年的に同じ精度でのデータの解析や提供ができること。 みずほ情報総研株式会社は、昭和49年以来公共用水域の測定結果の集計及び解析を実施しており、地下水質についても平成3年に地下水集積データベースシステムを開発し、各種水環境解析・モデリングを実施するなど、地下水質に係る調査・解析手法やシステムに関する専門知識を多く有している。また、化学物質のリスク評価や管理に関する多くの調査業務を推進するなど、地下水の水質汚濁に係る環境基準をはじめとて有害物質に関する知見も豊富である。さらに、みずほ情報総研株式会社は、平成3年度より「地下水汚染状況解析委託調査」を受託し、平成16年度には「地下水常時監視結果集計等業務」を環境省の請負業務として実施している。同じく実施している公共用水域に係る水質測定データの集計及び解析業務と合わせて、過去からの地下水質の測定データや調査・解析手法に精通し、経年的に同じ精度をもって時系列データの安定的かつ継続的な提供や、公共用水域等の他媒体とのデータの整合性の確保も図られることとなる。さらに、各都道府県は、みずほ情報総研株式会社が構築した地下水質管理システムを活用して地下水質の測定結果の記録を行っており、みずほ情報総研株式会社との問い合わせ対応等に信頼が寄せられている。今年度の記録様式についても、平成16年度業務にて構築・配付済みであり、各都道府県では既に記録に着手している。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの		平成17年度限り

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
623	応用地質(株) 東京都千代田区九段北4-2-6	平成17年度地下水・地盤環境モニタリングに関する総合検討調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月14日	12,000,000	。本調査は、地下水・地盤環境モニタリングについて、モニタリングの規模、地点、内容等の望ましい姿について検討するための基礎資料を整備し、今後の地下水・地盤環境モニタリングのあり方についての検討を行うことを目的とする。本調査業務を実施するには、以下の条件を満たすことが必須となる。地下水質の調査方法や地方公共団体のモニタリング体制について十分な知見を有するとともに、モニタリングに関する検討調査について十分な経験を有すること。地盤環境や地質工学に関する十分な知見を有すること。地下水汚染マップや地盤沈下状況マップの作成に必要な知見及び経験を有すること。応用地質株式会社は、地下水や地盤に関する調査業務や技術業務を幅広く実施している機関である。平成10年度には「地下水質モニタリング方式効率化指針作成業務」を、平成15年度には「地下水質モニタリング方式効率化指針見直し業務」を環境省の請負業務として実施しており、地下水質の調査方法や地方公共団体のモニタリング体制について精通し、豊富な経験を有している。また、同機関は、平成15年度には「大深度地下利用に伴う環境保全上の課題整理業務」を環境省の請負業務として実施しており、これまで数多くの地盤や地質環境に関する専門的な業務を行っていることから、地盤環境や地質工学に関する十分な知見を有している。さらに、GISを活用した様々な地図表現や地下水・地盤情報の解析業務についての豊富な経験を有しており、地下水汚染マップや地盤沈下状況マップの作成に必要な知見や経験を十分に有している。このように応用地質株式会社は、に掲げる全ての条件を満たしており、本業務の遂行に必要な実績・経験を十分有し、迅速かつ確かな業務を実施することができる唯一の機関であり、他に同様の能力を持った機関は存在しない。したがって、業務実施期間内に効率かつ正確に成果を収めるには、同機関と請負契約を必要とする。以上の理由により、契約の性質または目的が、競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、応用地質株式会社と随意契約することとした。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
624	(株)ニッケリサーチ 姫路市広畑区正門通4丁目10番地	平成17年度臭素系染料類実態解明調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎耀一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年12月20日	49,900,000	(1)本調査は、臭素系ダイオキシン類及び臭素系化合物について、環境大気や排出ガス、排水等に加え、難燃繊維等を対象とした測定を行うことから、一般環境並びに施設における製造工程中の臭素系ダイオキシン類及び臭素系化合物の測定に係る十分な経験を有し、測定結果について評価する能力が必要である。加えて、臭素系ダイオキシン類に係る測定方法の暫定マニュアルを用いた測定を行い、その測定を通じて現在の測定方法の改良の精査・検討を行うため、当該測定方法の内容について熟知している必要がある。 (2)ニッケリサーチは、一般環境並びに施設内の製造工程双方における臭素系ダイオキシン類及び臭素系化合物の測定実績を有する唯一の機関である。また、平成10年度～平成13年度の臭素系ダイオキシン類に関する検討調査において臭素系ダイオキシン類の測定方法について開発、検証を行い、暫定マニュアルと取りまとめるに携わってきた唯一の機関であり、これまでの経験や最新の知見等を踏まえて、現在の測定方法を改良していく能力を有している。 (3)また、平成14年度～平成16年度の臭素系ダイオキシン類排出実態等調査において、多くの施設において調査を実施し、調査における適正な測定及び得られるデータについて十分に評価する能力を有している。 (4)以上の理由により、ニッケリサーチは本調査に必要な要件を全て満たすことのできる唯一の機関である。 (会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
625	三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株) 東京都港区新橋1-11-7	平成17年度環境技術実証モデル事業(ヒートアイランド対策技術分野、VOC処理技術分野、酸化エチレン処理技術分野)に関する検討調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎耀一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月13日	11,445,000	㈱三菱UFJリサーチ&コンサルティングは、平成16、15年度の請負調査を通じ、本モデル事業に大きく貢献するとともに、各技術分野における具体的な運用を検討するのに必要不可欠な専門的知見を獲得している。また、平成14、13年度の請負調査を通じ、環境管理技術実証モデル事業の制度設計、環境管理技術に関する国内外の取組状況等を調査することにより、環境管理行政を含めた幅広い環境行政に関する基礎的知見を獲得している。 さらに、平成13年度からの請負調査を通じて、各個別分野に関する知見を有した関係者とのネットワークを構築し、これをベースとした非常に優れた幅広い情報収集力及び情報解析力を有している。 このように、㈱三菱UFJリサーチ&コンサルティングは、本事業に関する専門的知見、環境行政に関する基礎的知見、関係者とのネットワークを通じた幅広い情報収集力及び情報解析力を兼ね備えた唯一の機関であり、本調査を実施しうる唯一の機関である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
626	(財)日本自動車研究所 東京都千代田区神田錦町3-20	平成17年度自動車からの有害大気汚染物質等排出実態調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎耀一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月19日	26,985,000	本調査は、大気環境の改善を図るのに必要な知見収集を目的として、自動車からの排出量と割合が大きく予想される物質等について、実車による排出ガス試験を行うことにより実態を把握するため調査するものである。測定には、シャシダイナモメータ、未規制物質を測定する設備及び燃料系発ガス試験設備を備えていることとなくはならない。今回の試験で使用する自動車用シャシダイナモメータ、未規制物質測定機器及び燃料系発ガス試験設備を備えているところは、(財)日本自動車研究所以外にないため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から企画競争を実施し、19年度以降、一般競争に移行)	
627	(株)数理計画 東京都千代田区猿樂町2-5-4	平成17年度実路走行時の自動車排出ガス実態走行調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎耀一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月19日	10,500,000	本調査は、大気汚染物質の排出実態把握や将来予測等に関する自動車排出ガスの総量を正確に算定するのに必要な実走行によるデータ収集を行うものである。これは、今後の自動車排出ガス規制の強化に係る検討を行うために必要な実走行における排出実態データ取得を目的とした調査である。 本調査業務の実施に当たっては、従来の計測方式と異なり車載型(簡易型及び精密型)自動車排出ガス計測装置による実態に則した路上走行調査を行うことが可能であること、この装置は自動車走行時の車両条件、気象条件及び排気ガス濃度をリアルタイムに測定する装置であり、測定により得られたデータを解析する能力を有すること、自動車排出ガスに係る豊富な知見を有することの以上を満たす法人でなければならない。 (株)数理計画は、上記について、本調査で使用する測定器からの排ガスデータの解析プログラム及び排出量算定ソフトを開発している唯一の法人であること、上記について当省で行った平成13年度新たな自動車排出ガス試験法の開発調査に携わっており、また、平成15年度及び16年度実路走行時の自動車排出ガス実態走行調査を実施しており、本調査は継続調査であることを踏まえ、自動車排出ガスに関する豊富な知識を有していることと上記の条件を満たすのは(株)数理計画以外にない。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
628	(株)数理計画 東京都千代田区猿樂町2-5-4	平成17年度自動車排出ガス原単位及び総量算定検討調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月27日	10,000,000	本調査は、大気汚染物質の排出実態把握や将来予測等に資するため、自動車排出ガス原単位及び総量の算定を行うものである。この算定結果は、今後の自動車排出ガス規制の強化に係る検討を行う際の基礎資料となるものである。 本調査業務においては、一部、本年度別途実施する実路走行時の自動車排出ガス実態調査において取得する新たな測定装置(車載型自動車排出ガス計)による実路走行時の排ガス測定データを取り入れつつ、原単位等算定についての検討を行うものである。また、原単位等算定に適した実路走行時測定データの取得のため、本調査の検討過程から当該調査にフィードバックする等、両調査が密接に連携して行われる必要がある。従って、本年度の本調査の実施に当たっては、こうした新たな測定装置について、国内外における十分な知見を有することが必要である。 (株)数理計画は、他社と共同で車載型排ガス計の設計や開発を行っており、その構造・特性等に熟知しているほか、平成16年度実路走行時の自動車排出ガス実態走行調査を実施しており、車載型自動車排出ガス計を使用した測定及び解析について十分な実績がある。 以上の理由から、同社を契約先とすることが適当と考えられる。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から企画競争を実施し、19年度以降、一般競争に移行)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考	
629	(財)労働科学研究所	神奈川県川崎市宮前区菅生2-6-14	平成17年度石綿測定技術者研修事業委託業務	支出負担行為担当官環境省水・大気環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年8月31日	6,780,000	(1) 本事業は、地方公共団体の大気保全担当部署の職員を対象として実施する光学顕微鏡法に基づく石綿(アスベスト)に係る特定粉じん濃度の測定法の研修であり、平成2年度より(財)労働科学研究所に委託して実施しているものである。 (2) (財)労働科学研究所は、労働医学・労働心理学等の労働衛生の分野の研究において、約70年の歴史を有する機関であり、特にアスベスト等の粉じんに関する研究では国内トップクラスの水準にある。 現在、大気環境中の石綿濃度の測定に用いられている「アスベストモニタリングマニュアル」は、昭和60年に同研究所の協力を得て検討を行い作成されたものであり、その後平成元年に策定された大気汚染防止法における石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法もこの測定法を引用しているものである。 また、昭和60年以降環境省が、地方自治体に委託して実施したアスベストモニタリング調査に際し、アスベストモニタリングマニュアルに基づき各測定者が計数・分析した検体を、同研究所において再度計数・分析するクロスチェックを行うことであり、両数値が著しく異なるものについては公益測定者に対し計数の実習を実施し、計数方法の統一等を実施する等、本研究所における石綿濃度の測定法について策定以来変わっており、的確な指導を行うことができる。 更に、この測定法は、光学顕微鏡を用い、測定者が繊維の形状等の特徴を踏まえて計数・分析を行うものであり、測定者の計数方法が統一されていないと計数結果に大きな差が生じてしまうおそれがある。このため、研修を実施するにあたっては受託した自治体の担当者が皆同様の計数が行えるよう、前述のモニタリング調査と同様の方法による計数方法の統一が不可欠である。 以上の理由から同研修は労働科学研究所に平成2年度より毎年委託をしているところである。 また、同研究所では作業環境測定士を対象としたアスベストに係る測定研修も実施しており、本事業の遂行に必要な知見、経験及び技術を有している。 (3) したがって、本事業の委託先として(財)労働科学研究所を選定する。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち、19年度から企画競争を実施し、20年度以降、一般競争に移行)	
630	(財)ひょうご環境創造協会	兵庫県神戸市須磨区行平町3-1-31	平成17年度有害大気汚染物質モニタリング実施事業委託業務	支出負担行為担当官環境省環境管理局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年4月1日	30,000,000	当該事業は、大気汚染防止法第18条の2第2項に基づき、有害大気汚染物質について大気汚染の状況を把握すること、全国的な観点から有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握することを目的とする。 一般に、有害大気汚染物質の大気環境中濃度は微量であるとともに、対象となる物質も多種に及ぶため、分析作業は、高度かつ複雑な作業が必要とされる。このため、当該事業は測定体制の整備された機関において実施される必要がある。また、データの継続性・信頼性の観点から、同一の測定地点では、同一の機関において経年的に測定されることが望ましい。 財団法人ひょうご環境創造協会は、環境保全、環境衛生に関する調査研究を行っているため、大気環境保全に関する調査研究の経験も豊富である。 また、有害大気汚染物質のモニタリングについても、優先取組物質に限らず幅広い物質の分析を実施するための人材・機材等の測定体制をもち合わせている。 さらに、財団法人ひょうご環境創造協会は、環境省の委託業務である有害大気汚染物質モニタリング実施事業を平成9年度から継続して実施しており、作業のノウハウを有しているとともに、必要とされる分析精度の確保という観点を含め、当該事業について良好な実績をあげており、これまでの経験等を踏まえた上で効率的に業務を実施することができる。 よって、当該法人は、本事業の委託先に適している。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年10月契約から)	
631	(財)日本分析センター	千葉県千葉市稲毛区山王町295-3	平成17年度環境放射線等モニタリング調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年4月1日	45,280,200	本業務は、環境試料の核種分析を実施し分析結果を解析すること、自動測定データの日常監視及び整理・解析を行うこと、各測定所の平常時の放射線レベルやその変動パターン等についての情報を整理することなどである。 財団法人日本分析センターは、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)」において「環境放射線(能)モニタリングに係る高度な専門能力を有し、中立公正な調査業務を行う我が国唯一の分析専門機関であるため、当該業務の請負は、同センター以外に存在しない。 したがって、本調査の請負者は、同センター以外に存在しない。 なお、同センターは設立当初(昭和49年)から、文部科学省(旧科学技術庁)の委託により「環境放射線水準調査」を実施してきた。日本における実質的な基準機関的役割を果たしている機関である。 そこで、環境省は、本調査の計画段階から同センターに技術的助言・協力を要請してきた。また、昨年度までに、全測定所の環境試料の核種分析業務、自動測定データの整理・解析業務、環境放射線等モニタリング説明会への参加、判別測定所の維持管理業務を委託していることから、環境省の実施している調査内容全般及び詳細について、既に十分理解ができている。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち、18年12月契約から一般競争に移行)	
632	日本エヌ・ユー・エス(株)	東京都港区海岸3-9-15	平成17年度揮発性有機化合物(VOC)の浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの生成に係る調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年7月7日	19,215,000	(1) 本請負業務は、より効果的なVOCの排出抑制対策を講じていくために必要となる「浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの生成に係るより広範かつ精度の高いシミュレーション」を実施するための検討及び低VOC製品の普及を推進するための検討を実施するとともに、これらの検討結果を踏まえて、低VOC製品の普及啓発のための一般用資料の作成を行うものである。 (2) 上記の業務を実施するにあたっては、より広範かつ精度の高いシミュレーションに係る検討及び低VOC製品の普及に係る検討を実施するとともに、それらの情報を一般向け資料としてまとめることが必要となるため、以下の条件を満たすことが必須条件である。 浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの生成に係るシミュレーションについて幅広い知見及び実績を有していること。 シミュレーションを行うための基礎データとなるVOCの使用実態、排出形態、二次生成物質の変動要因等についての知見を有していること。 低VOC製品の普及啓発の検討を行うために必要となる知見及び情報を有していると共に、VOC二次生成等の専門的な内容について一般向けの広報資料としてとりまとめる能力を有していること。 (3) 日本エヌ・ユー・エス株式会社は、平成14年度及び15年度において「VOCに係る技術的・制度的対策検討業務」を、平成16年度に「揮発性有機化合物(VOC)の光化学反応性に関する調査」を環境省から請負し、それらの業務を通じて、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントの生成に係るシミュレーション手法の特性等に対する知見及び実績、VOCの潜在排出量の試算、二次汚染物質である光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の大気環境濃度の状況からその変動要因、他の一次物質との相関等の解析を行っており、VOCの使用実態、排出形態、二次生成物質の変動要因等についての知見を有している。また、リスコミュニケーション分野、原子力分野等種々な技術分野における一般向けの広報資料の作成についても実績を有していることから、同社は本業務を遂行するうえで必要不可欠な(2)の条件を全て満たす唯一の団体である。 (4) 以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手方として日本エヌ・ユー・エス株式会社と随意契約をすることとした。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
633	(株)旭リサーチセンター	東京都千代田区内幸町1-1	平成17年度揮発性有機化合物(VOC)の排出抑制対策に係る自主的取組推進マニュアル原案(洗浄関係)の作成業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年7月6日	9,975,000	(1) 固定発生源における揮発性有機化合物の排出抑制については、法による排出規制と事業者の自主的取組を組み合わせて効果的なVOC排出抑制対策を実施することとしている。 このうち、事業者による自主的取組について、自主的取組推進マニュアルを各施設毎に作成し、事業者にこまめな情報を提供することにより、効果的なVOC排出抑制対策の推進に資することとしている。 本事業は、このうち洗浄施設を有する企業向けのマニュアル原案を作成する事業である。 (2) 上記の事業を実施するにあたっては、自主的取組であることから、事業者自らの業界団体等、事業者自らの立場で検討を行うこと、自主的取組を実施するための必要事項や問題点等洗浄業種に係る状況等を熟知していること、洗浄工程を有する各業種のVOCに係る情報を確実に入手出来る必要があることとなる。 (3) 旭リサーチセンターは、これまで「環境リスクの低い産業洗浄装置の調査」、「環境、安全、健康に関する技術動向調査」等の環境・エネルギー分野の調査を国等から数多く受託しているとともに、洗浄機、洗浄剤、その他周辺機器の製造を営む者の他、洗浄技術に関心を有する企業等から構成される日本産業洗浄協議会の役員企業として、同協議会の実施する「環境問題よりみた工業用洗浄剤の使用実態と今後の動向に付いての調査」、「環境リスクに低い産業洗浄装置等に係る調査研究」を行っており、洗浄機等の設備及び環境対策等に関する知見を有している。また、本業務を遂行するには、日本産業洗浄協議会の全面的な協力を得られるため自主的取組マニュアルの作成に必要不可欠となる。自主的取組を実施するにあたっての必要事項等を自主的取組の実施事例を含めて事業者としての観点で検討を行うことが可能である。自主的取組を実施するための必要条件や問題点等洗浄施設を有する業種に係る状況等を熟知している。洗浄機関係の各業種の事業者が多数会員となっていることから、洗浄工程を有する各業種のVOCに係る情報を確実に入手することが可能であるという3つの条件を全て備えた唯一の団体である。 (4) 以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本調査の請負契約の相手方として旭リサーチセンターと随意契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
634	(社)産業と環境の会 東京都港区虎ノ門1-3-6	平成17年度揮発性有機化合物(VOC)排出抑制対策に係る自主的取組推進マニュアル原案(塗装関係)の作成業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月23日	9,975,000	(1) 固定発生源における揮発性有機化合物の排出抑制については、法による排出規制と事業者の自主的取組を組み合わせて効果的なVOC排出抑制対策を実施することとしている。 このうち、事業者による自主的取組については、現在全ての事業者がVOC排出抑制の必要性、実施方法等について必ずしも認識、情報を有しているものではないことから、自主的取組推進マニュアルを各施設類型毎に作成し、事業者にこまめな情報を提供することにより、効果的なVOC排出抑制対策の推進に資することとしている。 本事業は、このうち塗装施設を有する業種向けのマニュアルを作成する事業である。 (2) 上記の事業を実施するにあたっては、自主的取組であることから、事業者自らの業界団体等、当該業種に係る状況等を熟知する者が実施することが適当であると思慮されるが、塗装工程が存在する業種については、業種、排出形態が多様多様であり、塗装全般のマニュアルを作成するためには、塗装工程を有する各業種のVOCに係る情報を入手することが可能であり自主的取組を実施するための必要条件、問題点等についてはその見解を有し、自主的取組を実施するにあたっての必要な事項等を事業者自らの立場とより充分検討を実施することが可能であることが不可欠である。 (3) 社会活動と環境の会は、産業活動と環境保全の調和に関する全面的立案、調査及び研究業務を行う法人で、電気電子、自動車、機械等の塗装工程が存在する企業が多く会員となっており、VOC排出抑制対策等に係る情報を十分に入手することが可能であり、また、同会は、最近における調査研究事業のテーマとして、揮発性有機化合物抑制対策の課題、自主的取組による環境対策を取り上げて、産業界が円滑に環境対策を遂行するための研究会及び委員会等を開催しており、自主的取組を実施するにあたっての必要条件、問題点についての知見を前述の研究会及び委員会等においての検討等を通じて十分に有しており、会員各企業のこれまでの取組の経験、実績等を踏まえ、自主的取組を実施するにあたっての必要な事項等を自主的取組の実施事例を含めて事業者としての観点で検討することが可能である。 したがって、同法人は、事業者が自主的にVOCの排出抑制対策を講じるための一助とする本事業を遂行するうえで必要な上記(2)中から、の条件を全て備えた唯一の団体である。 (4) 以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本調査の請負契約の相手方として社団法人産業と環境の会と随意契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
635	(株)数理計画 東京都千代田区猿楽町2-5-4	平成17年度大気汚染防止法施行状況等調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月20日	8,799,000	(1) 本調査は、大気汚染防止法に基づき、地方自治体に届出されたばい煙発生施設、一般粉じん並びに特定粉じん発生施設等の固定発生源に係る届出状況及び規制事務実施状況等大気汚染防止法施行状況を把握するとともに、ばい煙発生施設から排出される大気汚染物質排出量を把握することにより、合理的かつ効率的な大気環境行政の推進に資する。(2)本調査は、大気汚染防止法施行状況調査、ばい煙発生施設届出データ整備、大気汚染物質排出量総合調査の三つの調査となるが、各調査に共通するデータの統合と各調査固有のデータの整理を行うとともに、「大気汚染物質固定発生源データベース」を構築し、平成12年度以降、継続して(大気汚染物質排出量総合調査においては3年毎)実施しているところであり、適切なデータの蓄積及び平成18年度に予定している大気汚染物質排出量総合調査を円滑に実施するためには以下の条件を満たすことが必須である。以前に実施した調査に係るデータの連続性が確保出来ること。調査結果のデータのチェック、入力が確実に実施出来ること。データベースの構築を熟知しており、効果的かつ経済的にデータベースの更新が行えること。(3)株式会社数理計画は、本調査の基本となっている大気汚染物質排出量総合調査、ばい煙発生施設届出データ整備等の固定発生源に係る調査を環境省から請け負い、必要となる調査項目等に係る知見及びデータ集計等に必要な演算プログラム等を独自に有しているほか、「大気汚染物質固定発生源データベース」の構築を環境省から請け負い、当該データベースの構築を熟知していることから、当該データベースによる作業を基本とする本調査を総合的、経済的かつ効率的に遂行しうる唯一の団体である。(4)以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本調査の請負契約の相手方として株式会社数理計画と随意契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
636	(株)数理計画 東京都千代田区猿楽町2-5-4	平成17年度大気測定局測定データの整備・解析業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月30日	21,000,000	本業務は、全国の大気常時監視測定局における測定結果を収集・整備し、所定の帳票を作成するとともに、その集計・解析を通して、日本の大気汚染状況の現状と将来、並びに各種大気汚染防止対策の効果について、総合的かつ体系的に把握し、今後の政策決定のための基礎資料として有用な情報を得ることを目的とする。 (1)本業務の遂行に当たっては、各種データの解析についてもノウハウを蓄積している業者でなくてはならない。 (2)大気測定全般に渡り科学的・技術的な知見を豊富に持つ業者であるだけでなく、本業務に使用される特殊なデータフォーマット変換プログラムを所有していることが必要である。 (3)株式会社数理計画は、多分野にわたり集計・整理、調査、シミュレーション、影響評価などの実績を作っている。大気、水質、土壌など環境に関する業務の委託実績も多く、環境データ、特に大気に関するデータの集計、解析については、秀でた能力を持ち、かつ大気測定に関して科学的・技術的な知見を多く兼ね備えている。また、同社は、環境省が実施していた平成10年度までの「一般環境大気測定局測定結果報告」のデータ取りまとめに引き続き、平成11年度からは自動車排気汚染測定局の測定結果をも併せたデータの整備・解析業務として本業務を請け負っており、これまでも良好な実績を納めているところである。 (4)本業務に使用する計算プログラムは、(株)数理計画の所有する機械専用のプログラムであり、他の業者が本業務を実施するためには、これまでのデータを使用しつつ改めて最初からプログラムを作成していなければ、その実施は不可能であり、また新規にプログラムを開発するとすると時間的、経済的に不利である。 従って、(株)数理計画が本業務を遂行しうる唯一の団体である。 以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手方として株式会社数理計画と随意契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
637	(株)エックス都市研究所 東京都豊島区高田二丁目17番2号	平成17年度非意図的生成のPOPs排出抑制対策調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月31日	9,975,000	(1) 本調査は、「残留性有機汚染物質(POPs)に関するストックホルム条約(以下「ストックホルム条約」という。))に定められた義務を遂行するため、16年度までに作成されたヘキサクロロベンゼン(HCB)及びポリ塩化ビフェニル(PCB)に関する我が国における排出インベントリを維持・整備するとともに、諸外国における排出抑制対策の調査等を通じて、非意図的に生成・排出されるHCB及びPCBの排出抑制対策等について検討することを目的としている。 (2)本調査の実施にあたっては、次の条件を満たすことが必須である。国内のHCB及びPCBの発生量・発生量又はその維持方法等に関する情報を十分かつ的確に把握していること。諸外国における排出抑制対策等に関する情報を十分かつ的確に把握しており、今後も諸外国の状況等に応じて、当該情報を的確に収集することが可能であること。ストックホルム条約に定められた行動計画を円滑に実施するために必要とされる、非意図的に生成・排出されるHCB及びPCBの排出抑制対策等の立案及び検討に必須な知見を十分に有していること。 (3)エックス都市研究所は、13年度から15年度におけるヘキサクロロベンゼン等排出インベントリ整備調査業務及び16年度における非意図的生成のPOPs排出抑制対策調査業務の中で、我が国におけるHCB及びPCBに関する排出インベントリ及び行動計画の作成に携わり、今後の排出インベントリを維持・整備に必要な国内外のHCB及びPCBの発生量・発生量に関する情報を十分かつ的確に把握している。また、当該企業は、同調査業務において、諸外国における排出抑制対策等に関する情報を十分かつ的確に収集し、諸外国の状況等に応じて適切に情報を把握しているという実績があり、今後も十分かつ的確に当該情報の収集が可能である。同時に、当該企業は、同調査業務において、非意図的に生成・排出されるHCB及びPCBの排出抑制対策の検討に携っており、引き続き当該排出抑制対策等を立案・検討するために必要な知見を十分に有している。さらに、当該企業は、10年度から12年度にかけてダイオキシン類の排出インベントリに係る調査を委託した実績があることから、本邦における排出インベントリの維持・整備及び非意図的に生成・排出されるHCB及びPCBの排出抑制対策等の検討に必要とされる知見を十分に有している。 (4)よって、契約相手方は、これまでの調査実績及び経験を活かし、HCB及びPCBの排出に係る資料の収集、排出インベントリの作成及び維持・整備に係る検討等を効率的かつ正確に行うことができる唯一の法人である。 (会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から企画競争を実施し、19年度以降、一般競争に移行)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
638	(株)島津テクノリサーチ	京都府京都市中京区西ノ京下合町1番地	平成17年度非意図的生成のPOP排出インベントリー維持整備調査業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月4日	19,950,000	(1)本調査は、非意図的に生成・排出される残留性有機汚染物質(POPs)の発生源において、POPsの排出量を調査することにより、当該物質の排出インベントリーを維持・整備し、排出抑制対策を検討するための基礎資料の作成を目的としている。 (2)本調査の実施に当たっては、以下の条件を満たすことが必須である。 環境中の各種化学物質の分析方法、特に非意図的に生成・排出されるPOPsの分析方法に精通していること。 化学物質に関する幅広い知識を有しており、分析の難易度が高いとされる低塩素化PCBの同族異性体を含め、効率的かつ精度良く分析できる体制が整っていること。 (3)株式会社島津テクノリサーチは、環境調査全般にわたる分析委託機関として設立された株式会社であり、同社は、「平成14年度POPsモニタリング実態解析全国調査(大気)」、「平成15年度POPsモニタリング実態解析全国調査(生物・大気)」及び「平成16年度POPsモニタリング実態解析全国調査(生物・大気)」を実施している。そのため、本調査に使用される分析法については、その開発段階から携わっており、捕集材の使用等、分析技術について精通している。特に、低塩素化PCBの同族異性体等の分析は難易度が高く、上記調査においても、改良の検討がなされているところであり、検討後の最新技術を用いた分析が可能である。 また、同社は、これまでに多くの極微量PCB及びダイオキシン類の測定分析に携わってきており、ISO-17025認定及び特定計量事業者認定制度(MILAP)を取得し、国際クオリティチェック、環境省統一精度管理及び日本分析化学会などに継続して参加するなど、化学物質に関する幅広い知識を有しており、分析結果も信用できるものである。 なお、同社は「平成16年度非意図的生成のPOPs排出インベントリー維持整備調査」を実施しており、確立されたマニュアルが無い中で、分析方法等を改良しながら、低塩素化PCBの同族異性体も含めた排出ガス中の非意図的に生成・排出されるPOPs濃度等について、効率的かつ精度良く分析を行い、信用できる分析結果を提出した実績がある。 (4)(3)に掲げた実績を勘案すると、株式会社島津テクノリサーチは、これまでの調査実績及び経験を活かし、非意図的に生成・排出されるPOPsの排出量等についての調査を効率的かつ正確に行うことができる唯一の法人である。 (5)以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手方として株式会社島津テクノリサーチと随意契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
639	(株)エックス都市研究所	東京都豊島区高田二丁目17番22号	平成17年度優先取組物質による環境汚染の状況把握及び対策に関する調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月5日	6,930,000	(1)本調査においては、優先取組物質のうち、特に自主管理計画の対象であったもの(ベンゼン等12物質、以下旧自主管理計画対象物質という。)を中心に、環境基準又は指針値(以下、環境基準等という。)設定の有無を考慮しつつ、P R T Rデータ及び有害大気汚染物質モニタリング結果等をもとに、排出抑制対策が必要な地域を抽出するための考え方を整理するとともに、それらの地域において実施すべき初期的な対策について検討する。また、併せてP R T Rデータ及び有害大気汚染物質モニタリング結果等を用いて、具体的な排出抑制対策が必要な地域を取りまとめ、自主管理計画後の有害大気汚染物質対策に関するフォローアップのための基礎資料を作成することを目的とする。 (2)本調査の実施にあたっては、次の条件を満たすことが必須である。自主管理計画に係るこれまでの経緯及び問題点等を十分に把握し、モニタリング結果等を踏まえ、自主管理計画後の有害大気汚染物質対策のフォローアップの検討のために必要な論点を的確に整理し、提案できること。旧自主管理計画対象物質及びその具体的な排出抑制対策についての情報及び知見を十分に有しており、実施すべき調査等を的確に整理できること。 (3)(株)エックス都市研究所は、7、8年度有害大気汚染物質対策技術調査業務を請け負い、主に旧自主管理対象物質を対象として、排出抑制対策技術に関する調査を実施し、大気汚染防止法に有害大気汚染物質対策を盛り込むための基礎資料を作成した実績があること、12年度有害大気汚染物質対策のあり方に関する研究調査業務を通じて、旧自主管理計画対象物質についての問題点等を整理し、中環審の「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について(第6次答申)」の基礎資料を作成した実績があること、13、14年度有害大気汚染物質のモニタリングのあり方に関する調査研究業務を請け負い、旧自主管理対象物質を中心として、収集した情報及び知見等を元に、モニタリング等についての課題の抽出を行い、検討会を開催し、その後の効果的・効率的なモニタリングのあり方について検討した実績があることから、有害大気汚染物質のうち、特に自主管理計画に係るこれまでの経緯及び問題点等を十分に把握しており、フォローアップの検討に必要な論点を的確に整理し、提案できる能力があることが期待される。また、旧自主管理計画対象物質及びその排出抑制対策についての情報及び知見を十分に有しており、実施すべき調査等を的確に整理できる能力があることも期待できる。 以上から、(株)エックス都市研究所は、上記(2)の条件を満たす唯一の法人である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から企画競争を実施し、19年度以降、一般競争に移行)	
640	日本エヌ・ユー・エス(株)	東京都港区海岸3-9-15	平成17年度アスベスト緊急大気濃度調査計画策定等調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月5日	6,930,000	(1)「アスベスト問題に関する関係閣僚による会合」が平成17年7月29日に決定した「アスベスト問題への当面の対応」に基づき、環境省においては「アスベスト製品製造事業所周辺地域における大気中アスベスト濃度の実測調査を行う」こととなっている。 本業務は実測調査を効率的かつ円滑に実施していくことにより、アスベスト対策の推進に資することを目的とする。 (2)本業務を実施するにあたっては、以下の条件を満たすことが必要である。 調査計画を策定するにあたり、化学物質の環境大気汚染調査の方法論や運用面での課題等について幅広い知見及び実績を有していること。 基準値の根拠等となる健康リスク評価について習熟し、測定結果や基準値等に対する総合的な検証・評価等について遂行できる能力を有していること。 精度の高い微量な化学物質の調査方法及び調査の精度管理について検討できる能力を有すること。 (3)日本エヌ・ユー・エス株式会社は、平成14年度及び15年度において「VOCに係る技術的・制度的対策検討業務」を、平成16年度に「揮発性有機化合物(VOC)の光化学反応性等に関する調査」を環境省から請負い、それらの業務を通じて、有害大気汚染物質の変動要因や使用実態等に関する調査を実施しており、環境大気汚染調査の方法論や運用面での課題等について幅広い知見及び実績を有しているとともに、平成16年度から「有害大気汚染物質に係る健康リスク評価調査」を環境省から請負い、的確な健康影響評価を行うために、特に大気中の低濃度のリスク評価を行っており、有害大気汚染物質等の基準値等に係る総合的な検証・評価等を実施する能力も十分有している。また、平成15年度から「旧由来の汚染物質等が存在する可能性のある区域における対応マニュアル策定業務」等の旧業務等が関連調査を環境省から請負い、調査方法の確立していない化学物質に関する調査方法や対応方策の検討の補助の経験を有し、精度管理についても検討できる能力を有することから、上記(2)の条件を全て満たす唯一の法人である。 (4)以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手方として日本エヌ・ユー・エス株式会社と随意契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
641	(株)環境管理センター 東京都八王子市散田町3-7-23	平成17年度船津製作所製NOx計の測定異常に関する調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年12月20日	8,190,000	(株)船津製作所製NOx計の測定異常の原因を早急に究明するとともに、船津製NOx計で計測されてきた過去データ及び平成17年度の測定データをどのように評価するか、早急に判断する必要があることから本調査を実施するものである。 本調査を行うにあたっては、次の要件を満たすことが必要不可欠である。 NOxの環境大気汚染のモニタリング調査や測定データの取り扱いに熟知している専門家を有していること。 妨害物質の影響を考察するために、有害大気汚染物質等の特性にも精通しており、それらの環境中への影響についての知見を有していること。 窒素酸化物測定機器の構造、計測方法等に熟知し、総合的な検証・評価等を行える能力を有していること。 株式会社環境管理センターは、環境調査分析、作業環境測定、各種コンサルティングを実施する機関であり、国及び地方公共団体からの調査業務を多数請うる等の実績を有している。 二酸化窒素濃度測定業務委託(H15,16年度 新座市)、大気環境等調査委託(H15年度 多摩市、H15,16年度 入間市、志木市等)等、多数の地方公共団体の調査を行っており、そのために必要なNOxの環境大気汚染のモニタリング調査手法や測定データの取り扱いに熟知している専門家を多数擁していることから、要件を満たしている。 有害大気汚染物質調査(H15,16年度 さいたま市、旭川市、H16年度 豊田市、千葉市、山梨県)等、多数の地方公共団体からの調査を通じて有害大気汚染物質等に関する幅広い多くの情報・知見を保有している。また、環境省の16年度VOC発生源排出ガス濃度の調査を実施し成果が提出されている。この調査は、VOCの測定方法が確立したばかりであり、VOCに数多く含まれている有害大気汚染物質の特性等を把握していないと確実な成果を得ることができないものである。このことからその要件を満たしている。 二酸化窒素濃度測定業務委託(H15,16年度 新座市)、大気環境等調査委託(H15年度 多摩市、H15,16年度 入間市、志木市等)等、多数の地方公共団体の調査を受注し、窒素酸化物測定機器を使用したモニタリング調査及びモニタリング調査データの解析・評価等も数多く行っていることから、要件を満たしている。 以上により、必要な要件を満たし、本業務を定められた期間内に確実に遂行できる業者は、株式会社環境管理センター以外にはないため、他の競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項の規定により、株式会社環境管理センターと随意契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
642	(株)UFJ総合研究所 東京都港区新橋1丁目1番7号	平成17年度燃料電池自動車啓発推進事業	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月27日	21,420,000	(1)本事業は、現時点ではまだ一般市民の認知度が高いとはいえない燃料電池自動車の普及に向け、燃料電池自動車の仕組み、環境改善効果、安全性等について広く啓発するため、地方公共団体と共同で社会実験として地域キャラバンを行うことにより一般市民の理解を促し、社会啓蒙を図ることを目的としている。 (2)本事業は平成15年度からの継続事業であり、平成15年度は全国への事業展開に先駆けて首都圏の計8箇所地域キャラバンを行い、16年度は全国展開を行い計12箇所で行ったが、本啓発事業を円滑かつ効果的に実施するためには、16年度までの実施に基づいた事業運営及び普及啓発方策に関するノウハウをもとに自治体と連携調整することが必要である。また、本事業は今年度最終年度であり、本事業の成果を広く報告していくことで、燃料電池自動車の普及及び方策に関する情報が蓄積されている必要がある。このため、本事業の円滑な実施にあたっては、本事業の趣旨を十分に理解し、かつ実績のある法人に調査を行わせることが不可欠である。 (3)株式会社UFJ総合研究所は、企画書の公募により最も優れたものとして選定した平成15年度からの本事業の請負業者であるため、今年度事業の実施に必要な不可欠な昨年度までの調査内容について十分なノウハウを有しており、地方公共団体が効果的に地域キャラバンを行うよう必要なノウハウを提供できるとともに、本事業の最終年度として成果を広く報告していくことで、燃料電池自動車の普及啓発方策に関する情報が蓄積されており、上記の条件をすべて満たしている唯一の業者である。このため、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手方として、株式会社UFJ総合研究所と随意契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
643	(株)数理計画 東京都千代田区築業町2丁目5番4号	平成17年度総量削減対策環境改善効果検討調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月15日	15,960,000	本業務のうち、環境濃度特性の把握については、8年度から16年度までの二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント環境濃度について詳細な分析を行うとともに、環境濃度と気象の関係について解析するもので、次の条件を満たす必要がある。 大気環境常時監視測定局別、測定項目別に時間値データを含めた測定データの蓄積があることにも、大気汚染状況の解析等について専門知識と技術的ノウハウを豊富に備えていること、経路実績を有していること、気象条件等の環境濃度への影響に関する解析データの蓄積、解析について専門知識と技術的ノウハウを備えていること。 株式会社数理計画は、昭和62年度以降、全国の大気環境常時監視測定局のデータ処理業務を請け負っており、大気環境常時監視測定局別、大気汚染物質別に詳細なデータの蓄積及び解析に実績があり、その業務結果が良好である。さらに、株式会社数理計画は、13年度から16年度までの「大気汚染常時監視測定結果検討調査」をそれぞれ請け負い、適正に調査を行っている。本業務の一部は、これら業務の継続であり、本年度調査では、これまでの気象条件等による環境濃度への影響等についての解析結果を踏まえ、15年度の解析等を行うこととしており、株式会社数理計画は本業務に不可欠な14年度までの気象条件等の環境濃度への影響に関する詳細な解析結果等を有している。 また、自動車NOx・PM総量削減計画の進捗状況等の把握に関する業務については、中間的な点検を平成17年度夏頃を目標に行うこととしていることから、シミュレーション等の技術的ノウハウは勿論、関連情報を多く把握し、各種データの集計・分析を行う上での十分な精度の確保に加え、作業効率の迅速さが必要とされることから、次の条件を満たす必要がある。 本業務内容に関する知識と技術力を十分に有していること。特に、シミュレーション技術に関して卓越した知見と経路実績を有していること。 総量削減方策の充実に活用可能な予測モデルを有していること。 この点、株式会社数理計画は、平成12年度に実施した総量削減対策環境改善効果解析等調査により、中央環境審議会の「今後の自動車排出ガス削減のあり方について(答申)」に係る各種検出作業の中で、関連情報の収集分析、技術的事項の解析検討等に中心的な役割を果たすとともに、「平成13年度改正自動車NOx法案に係る粒子状物質の総量削減等検討調査」では、総量削減計画作成のための基礎データの設定手法やシミュレーションモデルを用いた各種検討を実施するなど、自動車NOx・PM総量削減計画に精通しており、本業務内容に関連した各種知見、技術ノウハウ及び経路実績を豊富に備えている。これらの理由により、株式会社数理計画は、本業務を行える唯一の団体である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
644	中外テクノス(株) 広島県広島市西区横川新町9-12	平成17年度自動車騒音常時監視実施手法検討業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月31日	7,875,000	(1)平成15,16年度の「自動車騒音常時監視実施手法検討業務」において構築された面的評価支援システムについて、自動車騒音常時監視業務における評価の負担を軽減する手法の検討を行いつつ、平成17年6月に改正施行された「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況に係る常時監視に係る事務処理基準について(環管自発第050629002号)」によって新たに示された自動車騒音常時監視業務の処理に必要な改良等を行うと共に、全国の騒音発生強度を把握した地点及び評価区間の位置について、国立環境研究所「環境情報センター」が提供するインターネット上のホームページ「環境GIS」のデータ整備に資する資料として提供可能なものとするため、平成16年度自動車騒音常時監視における測定・評価の対象位置を示すGISがパソコン・ペクトル等の電子データを統一書式に整理することを目的とする。(2)本調査の実施にあたっては、面的評価支援システムの操作手法を地方公共団体の担当者へ円滑に助言し、想定外のエラー発生に際する可及的速やかな対応を可能とするために必要な、面的評価支援システムを構成するプログラムの構造、データの構造及び書式を熟知していること、(独)国立環境研究所に設置しているサーバーを活用した自動車騒音常時監視を支援するサイトのセキュリティに関する情報を有していること、自動車騒音常時監視で取り扱うデータに関する知識が不可欠である。(3)中外テクノス株式会社は、平成15年度に本業務を請け負っているが、その際は、企画公募により厳正な審査を行った上で業者を選定しており、かつ、当該業務の実施においても良好な成果を挙げている。また、平成16年度も本事業を請け負い、一貫して面的評価支援システムの構築を手助け、面的評価支援システムの構成及び(独)国立環境研究所に設置しているサーバーからダウンロード方式で面的評価支援システムを配布する仕組み(サイト)を検討し構築してきたことにより、をを満たすとともに、地方公共団体における自動車騒音常時監視に関する業務の請負実績も多くをを満たしており、本調査の目的を十分に理解し、本業務に必要な、幅広い知識と豊富な経験、知識、人材を有しており、本調査を遂行しうる唯一の業者といえる。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(19年度契約から企画競争を実施し、20年度以降、一般競争に移行)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
645	(財)小林理学研究所	東京都国分寺市東元町3-20-41	平成17年度自動車騒音常時監視実施状況調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月9日	7,350,000	(1)平成16年度に各地方公共団体において実施され、環境省へ報告された自動車騒音常時監視に関する資料を整理し、とりまとめることにも、詳細な分析を行う。また、平成17年6月に改正施行された「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理業務について(環境省発第05029002号)」以下「処理業務」という。)に基づいて各地方公共団体において策定し報告される実施計画について集計・分析を行い、自動車騒音常時監視の適切な施行に向けた技術的助言に資する基礎的な検討を行うことを目的とする。 (2)本調査の実施にあたっては、自動車騒音の測定、面的評価の手法を熟知するとともに、騒音の評価に関する最新の科学的知見に関する情報を有することにより、研究者から一般人まで知識や技術力の違いに対応して、自動車騒音常時監視の結果に関して柔軟な理解を示すことが可能であること、道路交通法に対する十分な知見を有し、沿道環境の改善の観点から自動車騒音常時監視の導入を推進する必要があること、自動車騒音常時監視の結果について、適切に信頼性の検証が可能であることが必要であり、円滑で適切な自動車騒音常時監視実施状況調査業務の施行のためには、～が同時に満たされる必要がある不可欠である。 (3)(財)小林理学研究所は、音響学に関する研究を継続的に行い、騒音の調査研究に多くの実績があり、音の測定と伝播の性質に関して高度な専門性を備えた優秀な人材を有するとともに、常に国内・海外の騒音の評価に関する最新の科学的知見の収集に努める公益法人であり、あらゆる知識レベル及び行政ニーズに応じて自動車騒音常時監視の結果に対する適切な分析・評価を行い、意見を述べる事が可能であり、～を満たしている。また、騒音に関するノウハウ、測定、予測、評価から対策まで一貫して自ずからの研究所で研究を行っている国内唯一の法人であり、沿道環境の改善の観点から自動車騒音常時監視結果の分析・評価することが可能であり、～を満たしている。さらに、独自に自動車騒音監視データ処理システムを開発しており、複数の地方公共団体・複数の各種報告様式・複数の年次に渡る自動車騒音常時監視のデータを一体的総合的に照査・分析することが可能であることにより、～を満たしている。よって、当該法人は、～の要件を同時に満たしており、自動車騒音常時監視実施状況調査業務の円滑で適切な施行が可能である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
646	(財)日本マリンエンジニアリング学会	東京都港区西新橋1-1-3	平成17年度船舶排出大気汚染物質削減技術検討調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月21日	5,775,000	1)本調査は、IMO等における大気環境対策の国際的な動向の把握、船舶から排出される窒素酸化物等の排出実態等についての調査を行うものである。また、IMOで議論が始まったNOx、SOx等の排出規制の強化、PMの排出抑制の導入等についての検討において、環境として積極的に貢献するための調査である。(2)本調査の実施にあたっては、次の条件を満たすことが必須である。・IMOの見直し検討項目が多数にわたることから、大気汚染物質(NOx、SOx、PM、VOC)だけにとどまらず、船舶エンジンなどの船舶排出ガスに関する広範な知見を有すること。・平成18年3月に開催予定のIMO/MPCでは、平成17年7月のMEPCでの議論を踏まえ、日本としての調査実施及び見直しの方向性についての意見を示す必要があり、これを確実にサポートできること。・H9年度からH16年度までに実施した船舶からのNOx、SOx等の排出量推計手法の見直しを行うため、これまでの手法及び検討内容を詳細に把握していること。(3)社団法人日本マリンエンジニアリング学会は、船舶エンジン等の構造や製造、使用、燃料の精製・供給、海運等の関連分野において、専門的知見を持つ大学教授等の学識経験者に関する十分な知見を有すること、船舶エンジンなどの船舶排出ガス等の排出量推計手法を有すること、航空機運用(エンジン)別で臭気排出状況が変化するため、航空機の運用状況の把握が必須であり、特に今回は防衛施設周辺の調査であるため、各防衛施設の軍用機種の運用状況の把握を有すること。(3)株式会社三菱総合研究所は、航空・環境等の科学技術分野に関する調査・研究を主たる業務としており、これまでの環境省(平成12年までは環境庁)から請け負った調査「航空機排出大気汚染物質削減手法検討調査」(平成08-8年度)、「空港環境保全対策調査」(平成9-16年度)を通してCAEPとのネットワークを構築しており、確実にCAEPの動向及び情報、海外の空港環境対策の情報を入手することができる。また、環境省(平成17年度)「空港環境保全対策調査」(平成16年度)により、臭気成分の実測データを有しており、加えて、防衛庁や基地が公表している運用情報は実際の運用の一部にすぎないが、調査に必要な軍用機種の運用状況、機種別エンジンについて公表以上のデータを独自で有している。本調査を行うにあたり、上記(2)の全ての要件を満たすのは、株式会社三菱総合研究所が唯一の事業者である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
647	(株)三菱総合研究所	東京都千代田区大手町2-3-6	平成17年度空港環境保全対策検討調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月29日	5,250,000	(1)本調査では、航空機に起因する大気汚染の改善に積極的に貢献するため、ICAO/CAEPの最新動向を調査する。また、平成16年度に実施した国内の民間空港に対する調査では、複数の空港周辺で臭気に係る苦情が報告されたが、航空機の排出ガスが原因とは特定されなかった。この結果を踏まえ、平成16年度に実施していない防衛施設周辺の臭気状況についての調査を行う。さらに今後、成田空港・羽田空港等で拡張工事が予定され、航空機騒音による環境への負荷がさらに大きくとなると予測されることから、海外における対策制度の最新状況の確認と、国内の騒音状況を調査検討する。(2)本調査の実施にあたっては、以下の条件に適合する事業者でなくてはならない。ICAO/CAEP(環境保全対策委員会)等の国際機関における航空機及び空港環境対策の最新情報、さらに直近のCAEPの検討内容、諸外国の空港周辺における騒音等の環境対策の情報を入手するノウハウを有すること、航空機からの臭気問題を検討するための臭気成分の実測データを有すること、航空機運用(エンジン)別で臭気排出状況が変化するため、航空機の運用状況の把握が必須であり、特に今回は防衛施設周辺の調査であるため、各防衛施設の軍用機種の運用状況の把握を有すること。(3)株式会社三菱総合研究所は、航空・環境等の科学技術分野に関する調査・研究を主たる業務としており、これまでの環境省(平成12年までは環境庁)から請け負った調査「航空機排出大気汚染物質削減手法検討調査」(平成08-8年度)、「空港環境保全対策調査」(平成9-16年度)を通してCAEPとのネットワークを構築しており、確実にCAEPの動向及び情報、海外の空港環境対策の情報を入手することができる。また、環境省(平成17年度)「空港環境保全対策調査」(平成16年度)により、臭気成分の実測データを有しており、加えて、防衛庁や基地が公表している運用情報は実際の運用の一部にすぎないが、調査に必要な軍用機種の運用状況、機種別エンジンについて公表以上のデータを独自で有している。本調査を行うにあたり、上記(2)の全ての要件を満たすのは、株式会社三菱総合研究所が唯一の事業者である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
648	ベリングポイント(株)	東京都千代田区丸の内1-11-1	平成17年度特定特殊自動車排出ガスの規制等に係る情報管理システム(プロトタイプ)開発業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年2月2日	8,400,000	「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(以下「オフロード法」という。)が平成17年5月25日に公布され、公布から1年を超えない範囲で施行されることになっている。法の施行後は、特定原動機の型式指定、基準に適合した特定特殊自動車の型式届出等が行われることとなるが、これらの申請・届出等の電子化及びその内容のデータベース化に必要な検討及びプロトタイプの作成を行うものである。本業務のようなデータベース(いわゆるソフト)の開発は、定型的な作業手順が定まっているわけではなく、開発方針やプロジェクトマネジメントにより、最終的なコストや開発期間、操作性等が大きく変わってしまうものである。そのため、本業務の契約の相手方の選定にあたっては、企画書を公費し、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に係る情報管理システム(プロトタイプ)開発業務に係る業者選定委員会」において、本業務に最も優れた業者を選定し、選定した業者は、企画内容、過去の実績を踏まえ、その結果、最も優れた企画書の提案を行った「ベリングポイント株式会社」を契約の相手方として選定したものである。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から企画競争を実施し、20年度以降、一般競争に移行)	
649	(財)小林理学研究所	東京都国分寺市東元町3-20-41	平成17年度道路交通振動対策検討調査	支出負担行為担当官環境省水・大気環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月24日	6,673,000	(1)道路交通振動については、環境基準が設定されておらず、振動規制法に規定された要請限度の制度に基づき、これまで必要な対策がとられてきたが、法施行後2.5年以上が経過し、その間に国際機関において人の振動に対する感覚特性の見直しが行われたこと、大気環境の増加に対応してこれを適切に評価するための技術的検討が必要となっていることなど道路交通振動をとりこむ環境の悪化が懸念され、環境省の見直しを含めた道路交通振動対策のあり方を今後再検討する必要があり、本調査では、その基礎となる資料の収集等を行うものである。 (2)本業務では、平成13年から16年度にかけて実施した道路交通振動における住民意識調査、及び沿道建物の振動伝播測定の結果を用いて家庭応答解析を行い、道路交通振動の測定方法及び評価方法の問題点を整理する。また、振動苦情と騒音曝露状況の相関性が指摘されつつ、振動と騒音を統合した調査は、極めて少ない。振動被害状況と騒音曝露状況を関連させた分析調査のため、全国の振動被害発生実態の把握も含めて、全国の自動車騒音の監視状況の把握を行う必要がある。このため、全国の道路交通振動被害の実態について、自動車騒音常時監視の実施対象とされている道路に関する地域の地理的位置関係の状況に合わせて整理・分析し、今後の道路交通振動対策のあり方を検討するための基礎資料を作成することを目的とする。したがって、業務の遂行にあたっては、道路交通振動対策及び振動全般に係る豊富な知識、調査実績、情報収集能力を持つ法人の選定が不可欠である。また、本調査の円滑な遂行にあたっては、(2)の既往業務を踏まえて行う必要があり、当該業務内容に精通した法人の選定も必要である。 (3)(財)小林理学研究所は、振動・騒音の調査研究に関しては日本を代表する研究機関として実績も多く、幅広い知識と豊富な経験、優秀な人材を有していることから、関連資料の収集能力、データの解析能力にも優れている。また、(2)の既往調査業務を実施している上、本調査の目的を達成するための迅速かつ適切な調査を実施している。以上のことから、(財)小林理学研究所は本業務を遂行し得る唯一の法人である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から企画競争を実施し、19年度以降、一般競争に移行)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
650	(株) ジオシステムズ 〒113-0033 東京都文京区本郷1-14-4 南陽堂ビル2F	平成17年度水質汚濁防止法等施行状況調査等データベース更新業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年1月6日	8,137,500	本業務は、水質汚濁防止法等の法施行状況調査、通知集等の各種資料について電子データとして管理し、水環境管理業務に活用するためのデータベース更新業務である。本業務を実施するに当たっては、既存のデータベースシステムの仕様及びシステム改変の経緯等を把握し、ソースコード中の各コードの記述の位置づけを十分熟知していることが必要不可欠であり、本データベースシステムの構築及び更新、改良業務等を行った株式会社ジオシステムズ以外に本業務を実施できる者は他になく、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
651	(株) 環境総合テクノス 〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町1-3-5	平成17年度水生生物への排出影響調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月21日	16,800,000	本調査は、環境基準値が設定された亜鉛の特性について、前年度に引き続き情報を収集し、具体的環境管理の手法を検討するとともに、その影響について調査を実施するものである。本調査を実施するに当たっては、前年度のデータを踏まえ調査を実施することから、平成16年度水生生物への排出影響調査の内容、結果について精通し、亜鉛の排出特性及び最新の排出実態に専門的知見を有するとともに、公共水域における水生生物のための環境基準を達成するための様々な環境管理手法を調査、検討できることが必要不可欠である。株式会社環境総合テクノスは平成14年度から実施されている本調査を継続して実施し、亜鉛を始めとする重金属・化学物質における排出特性及び排出実態について精通し、水生生物のための環境基準を達成するための様々な環境管理手法を調査、検討が可能である。また、本調査についてはこれまでの調査結果の成果を活用しなければ遂行は不可能であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
652	(株) 環境総合テクノス 〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町1-3-5	平成17年度水生生物魚類等毒性試験調査(海魚魚類)	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年12月14日	16,800,000	本調査は、水生生物保全のための水質目標を検討するに当たり、水生生物に対する毒性情報のない物質について魚類の毒性試験を実施し、対象となる物質の毒性について基礎資料を得ることを目的として実施するものである。本調査を実施するに当たっては、当該試験に係る国際的なガイドラインが整備されていないことから、過去に良好な結果の得られた試験工程を踏襲し、試験精度を確保することが必要不可欠である。株式会社環境総合テクノスは、平成15年度及び平成16年度の水生生物魚類等毒性試験調査(海魚魚類)を実施し良好な成果を挙げ、その試験方法を細部にわたり踏襲し実施できる唯一の者であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
653	(株) 三菱化学安全科学研究所 〒105-0014 東京都港区芝2-1-30 慶化ビルディング	平成17年度環境基準検討物質情報収集等調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎一博 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月19日	9,975,000	本調査は、農業項目について、物理化学的性状、用途・使用実績、現行規制、検出状況、毒性情報等を整理することにより、環境基準項目及び要監視項目の見直しを行うための基礎資料とすることを目的とするものである。本調査を実施するに当たっては、平成9年度有毒物質データベース作成等調査、平成13年度環境基準検討物質情報収集等調査及び平成11年度以降継続的に実施している要調査項目情報収集調査の内容、調査結果等、水質環境基準等の設定方法・概況及び化学物質の特性、毒性評価等を熟知していることが必要不可欠である。株式会社三菱化学安全科学研究所は、平成9年度有毒物質データベース作成等調査及び平成13年度環境基準検討物質情報収集等調査を実施しており、これらの調査結果を基に、環境基準及び要監視項目があらたに追加されることとなった。また、平成11年度から継続して実施している要調査項目情報収集調査及び平成16年度環境基準検討物質情報収集等調査をとりまとめ、水質環境基準等の設定方法・概況等や多くの化学物質の毒性等について熟知している。これらことから同社は本業務を実施できる唯一の機関であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
654	(株) 三菱総合研究所 〒100-0004 東京都千代田区大手町2-3-6	平成17年度健全な水循環・環境用水確保方策等検討調査業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月28日	24,990,000	本業務は、自治体が環境保全のための用水を確保又は創出するにあたって効果的と考えられる具体的施策を示すマニュアルを作成するため、平成16年度健全な水循環・環境用水確保方策等検討業務において実施した全国の自治体の小川川・水路などにおける河川流量の減少や水質汚濁などの水環境問題やそれを解決するための環境用水の水源に関する情報などの調査結果をもとにして、ケーススタディ等を実施しマニュアルの素案を作成するものである。本業務の実施に当たっては、平成16年度に実施した健全な水循環・環境用水確保方策等検討業務の検討内容及び循環に関する国内調査者、行政機関及びNGO等を実施し、検討会の運営やヒアリングを効率的に実施することが必要不可欠である。株式会社三菱総合研究所は、平成16年度健全な水循環・環境用水確保方策等検討業務を実施し、その検討内容に精通し、代表的な水循環に関する自治体やNPOの担当者としてアソシアブルな実績がある。また、その他にも水循環、河川環境、下水道等の視点からの水循環確保検討、制度面検討及びマスタープラン策定支援等の各種委員会、懇談会等の運営事務局に携っており、検討会の運営やヒアリングを効率的に実施することが可能であり、本業務の履行目的に即した十分な能力を有し、的確かつ迅速な業務対応が可能であり、他の機関では本業務の目的を達成することはできず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
655	(株) 数理計画 〒101-0064 東京都千代田区猿樂町2-5-4	平成17年度地域の健全な水循環系構築に向けた個別施策の取組に関する支援検討調査業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月2日	9,660,000	本業務は、各地域の支援策として、種々の個別施策を推進する上で有益な手引書を作成し情報提供をするために、昨年度の調査結果を踏まえて、定量的情報や住民意識調査による水循環に関する実態把握の検討、流域の変化要因の把握の検討、個別施策導入に際しての検討等を行い、手引書の素案を作成するものである。本業務の実施に当たっては、平成16年度に調査を実施した貯留浸透・水源涵養等に関する水循環支援調査の内容、結果を熟知するとともに、健全な水循環の構築に対する十分な知見及び専門的知識を有していること、特に水循環改善に向けた個別施策に関する知識を熟知していることが必要不可欠である。株式会社数理計画は、平成16年度貯留浸透・水源涵養等に関する水循環支援調査を実施し、その検討内容に精通しているとともに、健全な水循環に関する専門的知見、技術経験及び個別施策に関する知識を必要とする各種調査(水循環型指定検討調査、畜産代替及びその周辺地域における特定流域水環境保全対策調査等)を実施しており、本業務の履行目的に即した十分な能力を有し、的確かつ迅速な業務対応が可能であり、他の機関では本業務を適切に実施することはできず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
656	(株) 数理計画 〒101-0064 東京都千代田区猿樂町2-5-4	平成17年度水域類型指定検討調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月25日	10,500,000	本調査は、国が水質環境基準の水域類型の指定をすべき人工湖沼のうち、渡良瀬遊水池、大橋ダム、長沢ダム、須田貝ダム、味噌川ダムについて、類型指定に関する基礎情報を収集し、類型指定の見直しに関する基礎資料を作成するものである。本調査を実施するに当たっては、シミュレーションモデルの構築及び畜舎等から排出される負荷に関する知識及び汚濁負荷量算定のためのデータの処理、解析方法、水質予測方法の基礎データをもとにした、類型当てはめ方法についての高度な技術を有するとともに、相模川、城山ダムについて調査検討を行った平成18年度水域類型指定検討調査の調査検討結果について熟知していることが必要不可欠である。株式会社数理計画は、継続して実施している水域類型指定検討調査をはじめ、発生汚濁負荷量に関する調査を実施しており、事業場の排水、シミュレーションモデルの構築、畜舎等から排出される負荷に関する知識を有し、汚濁負荷量算定のためのデータ処理、解析方法、水質予測方法を熟知しており、類型当てはめ方法についての高度な技術を有している。また、平成16年度水域類型指定検討調査を実施し、類型当てはめ方法についての高度な技術を的確に把握している。同社は本調査を実施するにあたり必要とされる要件を全て満たしている唯一の者であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
657	(株) 地圏環境テクノロジ 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-20-8 日本橋平和ビル3F	平成17年度三次元水循環・物質循環モデリングによる蓄ヶ浦の水質に与える地下水影響評価シミュレーション業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年12月7日	18,490,500	本業務は、地表水と地下水を完全に一体化した三次元水文・水理構造モデルを構築したうえで、同モデルに基づき現況を再現し、全要素及び全層を対象とした物質循環シミュレーションを行い、湖沼の水質に与える地下水の影響について検討調査を行うものである。本業務を遂行するためには、構造モデルを構築するための仕様を全て満たすプログラム(GETFLOW)を使用するだけでなく、同プログラムの所有権を有している株式会社地圏環境テクノロジーの他に本業務を実施できる者はなく、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	平成17年度限り	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
658	(株)島津テックリサーチ 〒604-8436 京都府京都市中京区西ノ京下町1	平成17年度ダイオキシン類水質基準対策施設拡充検討調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月2日	11,340,000	本調査は、ダイオキシン類が発生するメカニズムや国内・国外で得られているダイオキシン類関連の知見に加え、平成15年度に行った水質分析の結果を踏まえ、化学製造プロセスを中心としたダイオキシン類の発生工程及び排出水への移行過程を具体的かつ個別に情報収集し、整理するものである。本調査を実施するに当たっては、ダイオキシン類の分析、精度管理体制が整備され、各施設におけるダイオキシン類発生メカニズムの知見集約、発生メカニズムの究明及び考察ができ、企業秘密が多数存在するフラックスに関し、基礎的知見や使用実態に関する情報、さらに実証試験を実施するに必要である詳細な製造工程に係る知見を有し、高精度に試験を実施出来るマネジメント能力・分析設備環境が整っていることが必要不可欠である。株式会社島津テックリサーチは、ダイオキシン類水質規制発生源核対調査を実施しており、ダイオキシン類の分析、精度管理体制が整備されているとともに、各施設におけるダイオキシン類発生メカニズムの知見集約、発生メカニズムの究明及び考察が必要である。さらに企業秘密が多数存在するフラックスに関し基礎的知見や使用実態に関する情報、実証試験を実施するに必要である詳細な製造工程に係る知見を有し、高精度に試験を実施出来るマネジメント能力・分析設備環境が整っている。本調査を実施するうえで必要な条件を全て満たしている唯一の者であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
659	(株)日水コン 〒163-1122 東京都新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー	平成17年度指定湖沼における排出汚濁負荷削減による水質改善効果等基礎調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月4日	24,150,000	本調査は、指定湖沼における排出汚濁負荷削減のため、有機汚濁排水を排出する事業場排水への浄化槽技術の適用可能性及び生活排水等処理水準向上方策の検討を行い、これらの効果を把握するとともに、湖沼水質保全に資する対策全般の普及・啓発に向けた基礎的検討を行うものである。本調査の遂行に当たっては、事業場排水規制及び浄化槽処理技術についての実績が豊富であり、有機汚濁排水を排出する未規制、小規模事業場等に關する十分な知見を有し、生活排水等処理水準向上に伴う湖沼水質の改善効果試算が実施でき、流出水対策や湖沼環境保護及び新たな水質評価手法に関する知見を有していることが必要不可欠である。株式会社日水コンは、事業場排水規制及び浄化槽処理技術に関する調査実績及び湖沼環境保全に資する他省庁の事業実績が豊富である。また、生活排水等処理水準向上に伴う湖沼水質の改善効果試算については、湖沼水質改善効果評価試算ツールを用いて実施する必要があり、同システムを構築した同社以外に本業務を実施できる者はなく、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
660	イー・アンド・イノベーションズ(株) 〒144-0052 東京都大田区蒲田5-38-3 朝日ビル	平成17年度水生生物類型あてはめ調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月25日	9,450,000	本調査は、平成16年度において調査等を実施した北上川・多摩川・吉野川の3河川を除く全政令指定水域のうち16水域を対象に現地踏査、文献調査、地域の漁業協同組合や学識者に対してのヒアリング等により得られた類型あてはめに必要な情報を確認するとともに、不足している情報を収集し、水生生物の保全に係る水質環境基準の類型あてはめのための基礎資料を得るためのものである。本調査は平成16年度に引き続き調査を実施するものであり、水生生物類型あてはめ調査内容・経緯・結果を熟知し、かつ各水域に詳しい学識者や漁業協同組合等の情報を有していることが必要不可欠である。イー・アンド・イノベーションズ株式会社は、平成15、16年度において水生生物類型あてはめ調査を実施していることから調査内容・経緯、結果を熟知し、かつ調査を円滑に実施することが可能である。また、水生生物への影響が懸念される有害物質情報収集等調査等の各種調査を実施しており、各水域に詳しい学識者や漁業協同組合等の情報を有している。本調査を実施するために必要な全ての条件を満たしている唯一の者であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
661	みずほ情報総研(株) 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-1	平成17年度水質環境情報高度利用システム関連業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月20日	35,000,000	本業務は、地方公共団体が実施した公共用水域の常時監視等の水質データを、地方公共団体が「公共用水域水質結果収録・集計システム」に収録し、報告のあったものを、経年の蓄積、検索、集計、表示する機能をもつ「水質環境情報高度利用システム」に取り込むとともに、効率的かつ的確に環境状況を把握するために高度利用システムの高度化を図るものである。本業務の実施にあたっては、環境基準項目の追加や見直し等にあわせて、全国システム及び高度利用システムともに改良を行う必要があることから、システムの改良、フォーマット変更・修正・収録・集計作業を実施するための一連の作業の流れを熟知しているとともに、両システムはリンクしていることから、全国システム及び高度利用システムの両方の仕様全般に関する知識を有していることが必要不可欠である。みずほ情報総研株式会社は、高度利用システム及び全国システムを構築することから機能向上のための改良、データ整備及びフォーマット変更、稼働確認テストシステムを開発等を行っていることから、両システムの設計ノウハウ等を熟知しており、平成17年度の業務についても、これまでの成果を全面的に活用しなければ遂行は不可能であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち、19年度から企画競争を実施し、20年度以降、一般競争に移行)	
662	特定非営利活動法人日本水フォーラム 〒102-0083 東京都千代田区麹町1-8-1 半蔵門MKビル6F	平成17年度水環境分野における世界の動向分析調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月25日	6,667,500	本業務は、平成16年度水環境分野における世界の動向分析調査業務において把握した世界の水環境分野の動向を踏まえて、世界の異なる水質汚濁の状況と取りまぐる国際環境問題を検討するための専門的な資料を得るためのものである。本業務の実施にあたっては、水環境全般に係る国際的な情報や水環境問題に関する世界各国の関係者とのコネクションを有していることに加え、近年の世界の水環境分野に関する動向について、インターネットによる国際会議等の公開情報に現れない内部的な情報等にも精通し、平成16年度水環境分野における世界の動向分析調査業務の調査内容及び結果を熟知していることが必要不可欠である。特定非営利活動法人日本水フォーラムは、水に対するこれまでの経験や知見を集約し、基本理念を確立・共有することによって、我が国内外の水問題の解決に貢献することを目指して設立された法人であり、その活動内容は、シンクタンクの活動、世界中の水関係者とのコネクションを生かした情報提供活動及び人材教育・啓発活動を実施していることから、水環境全般に係る国際的な情報の蓄積や収集能力を十分に有している。特に、第3回世界水フォーラム 水と衛生に関する諮問委員会や総合水資源管理に関する国際会議の事務局を担当し、2006年開催予定の第4回世界水フォーラムの日本側の事務局でもあることから、幅広い人脉を形成し、かつ、内部的な情報等にも精通している。また平成16年度水環境分野における世界の動向分析調査業務を実施し、その調査内容に精通しており、本業務の履行目的に即した十分な能力を有し、的確かつ迅速な業務対応が可能で、他の機関では本業務の遂行は不可能であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
663	日本工営(株) 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-4	平成17年度健全な水循環総合計画策定及び住民等の参画に関する支援調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月20日	9,450,000	本業務は、自治体等が水循環総合計画を策定する上で有益な手引書を作成するため、前年度の調査結果を踏まえて、さらに情報を充実させるためにアンケート調査及びヒアリング調査を実施し、学識経験者に意見を聴取するなどして手引書の案を作成するものである。本業務の実施にあたっては、健全な水循環の構築に対する十分な知見及び専門的知識を有し、平成16年度に実施した地域の水循環総合計画支援調査業務の検討内容、結果を熟知していることが必要不可欠である。日本工営株式会社は、水循環評価指標の検討業務、海老川流域水循環再生構想業務等の各種調査を請負い健全な水循環に関する知見を有するとともに、平成16年度地域の水循環総合計画支援調査業務においても同社が実施していることから、その検討内容、結果に精通しており、本業務の履行目的に即した十分な能力を有し、的確かつ迅速な業務対応が可能であり、他の機関では本業務の目的を満足させることができず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
664	(株)UFJ総合研究所 〒105-8631 東京都港区新橋1-11-7	平成17年度環境技術実証モデル事業(非金属元素排水処理技術-分野)-検討調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月20日	13,125,000	本調査は、環境技術実証モデル事業のうち、非金属元素排水処理技術分野及び湖沼等水質浄化技術分野の分野別ワーキンググループの運営、実証試験改定のための実証試験現場の調査、実証試験要領の改定案作成及びこれらに必要な情報収集等を行うものである。本調査を実施するに当たっては、国内外の技術実証・認定制度、非金属元素排水処理技術及び湖沼の水質浄化に関する専門的知識や水環境行政及び水環境保全技術に関する国内外の再調査について詳細な情報、関連事業者等との幅広いネットワーク及び情報収集・解析能力を有していることが必要不可欠である。株式会社UFJ総合研究所は、同実証モデル事業の創設に向けた基礎検討調査等を実施していることから国内外の技術実証・認定制度に関する専門的知見及び非金属元素排水処理技術等についても基礎検討調査を通じた関連業界に関する知見、ワーキンググループ運営を通じた学識経験者等とのネットワークを有している。また、有機性排水処理技術分野等ワーキンググループの運営、調査、検討を行い、水環境行政に関する基礎的知見、学識経験者、地方公共団体、関連事業者とのネットワークを構築していることから、それらをベースとした幅広い情報収集、解析が可能であり、本調査の履行目的に即した十分な能力を有し、的確かつ迅速な業務対応が可能で、他の機関では本調査の目的を満足させることができず、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
665	(社)底質浄化協会 〒104-0041 東京都中央区新富1-12-7 新富H・Jビル7F	平成17年度ダイオキシン類底質対策基礎調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月4日	23,940,000	本調査は、浚渫底泥の安全管理や環境監視手法等の検証を行い、今後行われる底質対策を円滑に進めることを目的とし、本年度実施する調査においては、底質対策の中間処理工程における排水の水質管理手法や工事中の濁度による監視手法を調査検討し、平成15年度から継続して行われた検討結果と合わせて、指針の改訂案等を取りまとめるものである。本調査を実施するに当たっては、指針の改訂について検討を進めるうえで、平成15、16年度に実施したダイオキシン類底質対策基礎調査の検討内容に精通し、ダイオキシン類を始めとする各種化学物質に汚染された底質に関して、その処理処分や環境保全対策の専門的知識や経験者有し、ダイオキシン類に汚染された底質に関する国内研究者や行政機関等を熟知し、本調査で設置するダイオキシン類底質対策検討会の運営を効率的に実施可能であることが必要不可欠である。社団法人底質浄化協会は、ダイオキシン類底質対策基礎調査を実施し、その検討内容に精通しているとともに、同法人は、底質浄化処理技術に関する調査研究、内外情報の収集を行うなど底質浄化に関する業務の実施を目的として設立された公益法人で、土木、機械、化学、計測、環境監視などの専門のスタッフを有し、国の諸機関や地方公共団体等から底質浄化に関する業務を委託しており、底質に関する専門知識、経験を十分に持っている。さらに、同法人は、平成15、16年度に開催された本調査検討会の事務局を担当し、検討委員の学識経験者や行政機関の担当者を知り知っていることから連絡調整や検討会の運営を滞りなく効率的に実施でき、本調査の履行目的に即した十分な能力を有し、的確かつ迅速な業務対応が可能であり、他の機関では本調査の目的を満足させることが困難であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
666	みずほ情報総研(株) 東京都千代田区神田錦町2-3	平成17年度広域総合水質調査資料解析業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月10日	5,985,000	本請負業務は、以下の条件を満たすことが条件である。 水質測定データの集計・解析プロセス及び設計ノウハウ等を熟知し、集計・解析のためのプログラムの開発・変更を確実に実行すること。 広域総合水質調査のデータ解析を実施するに当たり、過去に実施された同調査結果及び関連する公共用水域水質測定結果水質データを長期にわたって熟知し、総合的に閉鎖性海域の水質データの解析を行えること。 海域の水質汚濁メカニズムに関する専門知識を有していること。 同社のみが、この条件を満たしうると思料されるときに、平成17年度の事業についても、同社のノウハウを全面的に活用して実施する必要があったことから総合的に判断した結果、本業務について請負契約を締結したものである。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から企画競争を実施し、19年度以降、一般競争に移行)	
667	(株)数理計画 東京都千代田区築業町2-5-4	平成17年度発生負荷量等算定調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月21日	39,060,000	本業務の実施にあたっては、下記の条件を満たしていることが必要である。 継続して実施している発生負荷量算定等調査業務をはじめ、発生負荷量に関する調査を実施しており、水質総量規制制度、事業場の排水、シミュレーションモデルの構築及び畜舎や養殖漁場から排出される負荷に関する知識を有し、大量のデータを処理・解析することが可能である。 発生負荷量算定等調査業務を継続して実施したことにより、本調査に係る専用プログラムによるデータ処理や、データ提出者(都府県)との情報交換等に関する経験を有し、過年度の調査結果との比較検討の実行が可能である。 同社のみが、この条件を満たしうると思料されるときに、同社は昭和54年度より発生負荷量算定調査業務を実施しており、平成17年度の調査についても、同社のノウハウを全面的に活用して実施する必要があったことから総合的に判断した結果、本業務について請負契約を締結したものである。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から企画競争を実施し、19年度以降、一般競争に移行)	
668	(財)残留農業研究所 茨城県常総市内守谷町4321番地	平成17年度農用地土壌及び農作物ダイオキシン類影響調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月1日	15,540,000	ダイオキシン類による土壌環境基準の設定に係る中央環境審議会答申では、土壌を起点とする農作物を経由した暴露リスクに係る基準設定の必要性を判断するために、農用地土壌及び農作物中のダイオキシン類の調査及び農産物への移行の有無の実態に関する詳細な調査を行うこととされている。 そのため、本件調査では、人の農作物を経由したダイオキシン類曝露リスクを考慮した今後の農用地土壌の環境保全対策の必要性等についての検討に資するため、ダイオキシン類を高濃度を含む土壌で栽培された当該農作物の可食部中ダイオキシン類濃度と土壌中濃度との相関関係等について解析するとともに、農作物への移行をはじめとするダイオキシン類の農用地土壌における挙動について調査・検討することを目的としている。 本調査の対象である農用地土壌とそこで栽培される農作物間でのダイオキシン類の挙動は、農用地土壌や農作物の種類により異なるため、多岐にわたる農用地土壌や農作物の各特性について幅広い科学的知見を有している必要がある。また、ダイオキシン類に関して、農用地土壌や農作物中など農業環境中での存在状況や挙動に関して高い科学的知見を有していることも必要である。さらに、本調査は、その結果を踏まえて、新たな基準設定など農作物經由のダイオキシン類曝露リスクを考慮した農用地土壌の環境保全対策の必要性を判断することから、利害関係から離れた公平・中立・公正な立場の者が調査、検討を行う必要がある。 財団法人残留農業研究所学部長である加藤保博氏は、ダイオキシン類を中心として微量な化学物質の農用地土壌及び農作物中での挙動や、農作物への移行に関する調査・研究を長年にわたって実施しており、様々な農用地土壌及び農作物の特性について科学的知見を極めて豊富に有するとともに、農林水産省が設置する「農作物等有害物質総合調査検討会ダイオキシン類部会」に委員として参画するなど、ダイオキシン類の農業環境中における存在状況や挙動に関して豊富な実務研究経験と科学的知見を有する国内第一人者である。 以上のことから、財団法人残留農業研究所が、本業務の遂行に必要な条件を全て満たす唯一の団体であると判断し随意契約を行った。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
669	(財)日本土壌協会 東京都千代田区神田神保町1-5-8	平成17年度農用地土壌環境基準等検討調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月28日	9,975,000	本調査業務は、農用地における土壌環境基準の対象となる物質の追加や現在の基準値の見直し等の検討に活用し得るとともに、肥料取締法に基づく施用基準について農林水産省から協議を受ける際に参考となる科学的知見の収集・把握を既存の研究報告等の文献調査により行うものである。これらの結果は、告示の改正や肥料の施用に係る対応方針に反映されるものであり、農業生産者や消費者、肥料製造業者等多くの関係者に影響を及ぼす。 このため、本業務の実施にあたっては、利害関係者から離れた中立の立場にあること、これまでに行われた農用地土壌における汚染物質に関する膨大な調査・研究について幅広い知見を有しており、かつ、研究の内容につき、的確に評価を行えることが必要である。 (財)日本土壌協会は、農用地の土壌環境に関して調査研究を行う唯一の財団法人である。 仲谷紀男(財)日本土壌協会土壌部長は、農用地土壌汚染防止法施行以来、土壌肥料分野に長年携わった研究者であり、かつ、農林水産省農業研究センター(現(独)農業・食品産業技術総合研究機構中央農業総合研究センター)土壌肥料部長や向センター主席総合研究官、次長などの研究機関の要職を歴任するなど、これまでに行われた農用地土壌における汚染物質に関する膨大な調査・研究について幅広い知見を有するとともに、研究の内容につき、的確に評価を行うことができる。以上より、(財)日本土壌協会は本調査業務を遂行できる唯一の団体である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から企画競争を実施し、20年度以降、一般競争に移行)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別 若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
670	国立大学法人東京農工大学 東京都府中市晴見町3-8-1	平成17年度農用地土壌環境基準等検討調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年12月22日	25,725,000	本調査業務は、数年以内にコメ等の食品中のカドミウム基準値が改訂される可能性を踏まえ、現行の農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定要件を変更するに当たっての技術的課題について調査、検討を行うものである。本業務の結果を踏まえて、政令改正を行うこととなる。 本調査業務は、新たな基準値を想定し、現在、コーデックス委員会でカドミウム基準値案とされている0.4mg/kg以上のコメが生産されたことが既知であるほ場において、ほ場内での土壌中及びコメ中のカドミウム濃度の空間的分布を把握し、また地域指定のための調査手法を検討するほか、土性による土壌のカドミウム吸着能の比較に基づく指定要件の検討、作物体から土壌へのカドミウムの放出や、土壌の亀裂等によるカドミウムの物理的な移動など、土壌中におけるカドミウムの挙動の把握及びこれによる汚染の広がり等の検討を短期間に行う必要がある。 また、政令改正は、農業者生産者、消費者、汚染原因者等多くの関係者に影響を与えるものであることから、本調査業務は、利害関係から離れ、かつ社会的に科学技術能力が中立性が疑われないものがない者が行われなければならない。 東京農工大学は、国立大学法人であり、科学技術能力の高さには疑いの余地はなく、農業者生産者、消費者、汚染原因者といった利害関係者から離れた中立的立場にある。 大学院生物システム応用科学教育部長の岡崎正規教授は、平成13年に「土壌中の無機イオンの動態と吸着メカニズム」で日本土壌肥科学会賞を受賞しているほか、同教授の指導する研究室においては重金属イオンの土壌中における動態を研究テーマに据えるなど、本研究分野におけるトップランナーであり、短期間に必要な調査・検討を的確かつ確実に行うことが可能である。 府中市に有する水田では、0.4mg/kg以上のカドミウムを含むコメが生産されたことがあり、水田土壌はカドミウム汚染を受けていることから、新たな基準値を想定した調査・検討に適切な設備を有している。 以上により、本調査業務に必要な条件を全て満たす法人・団体は東京農工大学において他に存在しないため、随意契約を行った。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち、19年度から企画競争を実施し、21年度以降、一般競争に移行)	
671	(社) 商事法務研究会 東京都中央区日本橋茅場町3-9-10	平成17年度農用地土壌汚染対策に係る制度的検討調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎雅一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月12日	5,000,000	農用地の土壌の汚染防止に関する法律では、人の健康を損なうおそれのある農畜産物が生産されるおそれのある農用地の指定要件として、コメに係るカドミウムについては、食品衛生法に定められたコメの基準値(1mg/kg)を基に基準を定めている。しかしながら、食品中のカドミウムの基準値に関しては、国際的な食品の規格基準等を行うFAO/WHO合同食品規格委員会(コーデックス委員会)の食品添加物・汚染物質部会(CCFAC)において検討が進められており、この中で検討されているコメ中のカドミウム基準(コメ中カドミウム濃度0.4ppm)は、我が国の食品衛生法で定められている基準値(コメ中カドミウム濃度1.0ppm)よりも厳しい数値であるため、今後の動向によっては、我が国における食品中のカドミウムの基準値についても見直しのための検討が行われる可能性がある。 そこで本調査では、新たな基準値に対応した農用地土壌汚染対策の確立に備えるため、対策地域の指定基準を変更する際にも発生する農用地の土壌の汚染防止等に関する法律及び公害防止事業費事業者負担法についての法的・制度的諸問題についての検討を行うものである。 本調査を行うためには、土壌環境をはじめとした環境法制的専門知識を専業とした法諸問題の検討が不可欠である。社団法人商事法務研究会では、内外の環境法制に関する比較法的研究、情報収集・提供等を目的とする国際比較環境法センターの事務局及び環境法および環境政策に関する研究、研究者相互の協力等を目的とする環境法政策学会の事務局となっており、国際比較環境法センター及び環境法政策学会には、環境法に詳しい専門家が属している。大塚直(国際比較環境法センター理事及び環境法政策学会常任理事)は内外の土壌環境法制を含め環境法に詳しく、高橋益(環境法政策学会理事)は環境法及び行政法に詳しく、柳澤法政(環境法政策学会理事)は国際比較環境法センター運営委員)は環境法に詳しい。 以上のことから、本件調査は(社) 商事法務研究会以外では実施できないものである。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から企画競争を実施し、20年度以降、一般競争に移行)	
672	(財) 日本土壌協会 東京都千代田区神田神保町1-5-8	平成17年度農用地土壌汚染対策地域指定要件検討調査業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月1日	19,950,000	本調査業務は、数年以内にコメ等の食品中のカドミウム基準値が改訂される可能性を踏まえ、現行の農用地の土壌の汚染防止等に関する法律に基づく農用地土壌汚染対策地域の指定要件を変更するに当たって、現行法における指定地域がどのようになされたかを整理するため、既存資料の収集等により取りまとめを行うものである。本業務の結果は、政令改正等に反映されるものである。 このため、本業務の実施にあたっては、利害関係者から離れた中立的立場にあること、各農用地土壌汚染対策地域を有する都道府県の農業試験場の職員及び退職者に信任が厚く、現在は文献として残っていない地域指定当時の情報を収集できること、が求められる。 (財) 日本土壌協会は、農用地の土壌環境に関して調査研究を行う唯一の財団法人である。 仲谷紀男((財) 日本土壌協会土壌部長) は、農用地土壌汚染防止法施行以来、土壌肥料分野に長年携わった研究者であり、かつ、農林水産省農業研究センター(現(独) 農・食品産業技術総合研究機構中央農業総合研究センター) 土壌部部長や同センター主席総合研究官、次長など国の研究機関の要職を歴任するなど全国的に都道府県農業試験場に信任が厚く、本業務を実施できる唯一の人物である。 以上より、(財) 日本土壌協会は本調査業務を遂行できる唯一の団体である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から企画競争を実施し、20年度以降、一般競争に移行)	
673	アシストマイク株式会社 東京都中野区中央5-8-1	平成17年度農業リスク総合評価システム確立・推進事業	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月20日	10,605,000	本業務は、農業毒性試験成績等情報管理システムのデータ入力及び農業データ検索プログラムの更新を行うものである。このため、本業務を行うためには以下の要件を満たす必要がある。 現行システムのプログラムについて十分な知識を有し、既存の情報管理システムに新規データを迅速に組み込ませることができること。 膨大な量の原資料を漏洩、紛失させることなく迅速に電子化できること。 アシストマイクの機能は、本事業を開始した平成7年度以降継続して本業務に従事している。また、現行システムのプログラムの開発を行っているため、本プログラムに精通している。システムの開発・設計・データ入力等を専門に行う業者であり、充実した設備と経験豊富な技術者を有している。これまでも数万ページの原資料を短期間に電子化した実績がある。 (会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
674	(財) 残留農業研究所 茨城県常総市内守谷町4321番地	平成17年度農業内分分泌作用総合リスク管理手法開発調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月20日	29,400,000	本業務は、内分分泌化学物質問題に関する現在までの知見について論点をまとめ、内分分泌作用のリスク評価・管理手法を検討するに際しての課題を科学的見地から検討しその方向性を取りまとめるものである。 このため該責任者は、以下の条件を満たすことが必須である。 内分分泌化学物質問題の国内外的動向に精通している。 農業に関する知見が充実している。 調査内容が今後の農業の規制の方向に直接関連するものであることから、農業の製造業者又は販売業者とは独立した機関であること。 (財) 残留農業研究所は、OECDの内分分泌化学物質に関する専門家会議(EDTA)に、農業の専門家として職員を派遣して農業の内分分泌作用に関するOECDテストガイドラインの開発に関与しており、さらに国内における内分分泌化学物質問題の検討会、諸研究事業にも職員が参加している。(環境省調査事業としては、平成12年度内分分泌作用を有する可能性のある農薬の生体毒性調査研究、平成13年度及び14年度農業環境影響基礎調査(内分分泌作用を指標とした農薬の生態影響試験法開発)等を行った。) 農業の安全性を科学的に評価するための研究機関として設立された機関であり、農業の安全性評価や分析法について熟知しており、数々の農業の安全性試験、分析に携わっている。さらに例年、農業登録残留基準の設定に係る残留農薬分析法原案及び告示文書原案の作成業務を行ってきた、という実績もある。公的機関であることから、農業の製造業者等から独立した立場で業務を遂行出来ると考えられ、特定の団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすとは考えにくい。 以上の理由から、(財) 残留農業研究所と随意契約することとした。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から企画競争を実施し、20年度以降、一般競争に移行)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
675	(財) 残留農薬研究所 茨城県常総市内守谷町4-3-21番地	平成17年度農薬飛散リスク評価手法等確立調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月23日	7,875,000	本業務は、農薬の飛散リスクを評価・管理するための手法を確立することを目的とし、海外での農薬飛散リスクの評価・管理手法に関する規制状況調査及び全国自治体の農薬散布態を把握するものである。 このため、本業務では、以下の条件を満たすことが必須である。 海外の農薬の規制状況についての知見を有している。 農薬に関する知見を有している。 膨大なデータを正確且つ精密に統計処理し、その統計結果について農薬に特徴的な観点から正確に考察することが出来ること。 調査内容が今後の農薬の規制の方向に直接関連するものであることから、農薬の製造業者又は販売業者とは独立した機関であること。 (財) 残留農薬研究所は、農薬に関する海外の規制制度について精通しており、環境省の事業として、欧米の規制法の翻訳を行った実績もある。また、OECD等の化学品の国際会議に、職員を専門家として派遣しておりタイムリーな情報を入手出来る。農薬の安全性を科学的に評価するための研究機関として設立された機関であり、農薬の安全性評価や分析法について熟知しており、数々の農薬の安全性試験、分析に携わっている。また、農薬に関するコンサルティング業務(各種報告書の知識および翻訳、農薬抄録作成、農薬登録に関する業務)もっており農薬に関する知見や用語に精通している。例年数々の実験データを統計処理しており、農薬の利用形態等の特性に考慮したデータ解釈や検定に精通している。公的機関であることから、農薬の製造業者等から独立した立場で業務を遂行出来る。 以上の理由から、(財) 残留農薬研究所と随意契約することとした。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から企画競争を実施し、20年度以降、一般競争に移行)	
676	(財) 食品分析センター 東京都渋谷区元代々木町5-2-1号	平成17年度特定農薬環境安全性調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	当初契約日 平成17年6月23日 契約変更日 平成17年12月6日	21,000,000	食品分析センターは、理化学的分析や微生物学的試験等を通じて社会に貢献することを目的に設立された公益法人であり、農薬の登録申請時に義務づけられている魚毒性試験及び土壌・水中残留試験の資料分析等に多く携わっており、かつ公的機関であるため、業者等から独立した立場で業務を遂行できる。環境省の既存化学物質等生態影響試験実施事業(平成16年度)や農薬登録保留基準等の設定に係る残留農薬分析法及び告示文書の作成(平成16年度)、内分複乱化学物質に係る食事調査(平成14年度)等の調査を委託しており、極めて良好な実績を上げている。また、環境省以外の調査分析に際して幅広く、かつ専門的な調査分析を行っており、厚生労働省の委託により食品残留農薬告示分析法を検討する等、食品関係についても多数の調査分析を行っている。特に、様々な化学製品についての試験受託実績が豊富で、また適合物に関する経験も数多く有している公的機関は同センター以外他にない。ISOに基づく品質保証体制及び農薬G.L.P.環境省G.L.P.化学物質G.L.P.に基づくG.L.P.対応の機関であるため、データの正確さ及び品質管理において十分信頼できる。平成18年3月現在、化学物質G.L.P.(動植物毒性試験)の適合確認が有効な公的機関は国内で2機関のみであり、同センターはこれに含まれる。また、当初から環境省G.L.P.対応のヒメダカによる魚毒性試験を実施し、ヒメダカに関する豊富な知見や経験を有している。魚毒性試験の供試生物であるヒメダカを、国内で先駆けて自家生産しており、通年実証試験が可能である。分析施設・設備の立地条件より、使用期間のある検体資源の確保がった際にも、速やかに実証試験に着手することが可能であり、また緊急の資料の補充にも対応できる。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
677	(社) 農林水産航空協会 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル3階	平成17年度農薬生態影響野外調査(環境中残留調査)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月22日	31,080,000	本調査は、農薬生態影響状況把握手法の確立に資するため、農薬使用状況の把握及び環境中(河川、大気及び土壌)農薬残留状況等を総合的に調査するものである。 このため、本請負業務では無人ヘリ防除によるドリフト調査も実施することから以下の条件を満たすことが必須である。 農薬の無人ヘリ防除も含めた農薬に関する広範かつ優れた知識を有すること。 農薬による環境影響調査等の分析・調査に関して十分な知見と実績を有すること。 社団法人農林水産航空協会(以下「航空協会」といふ)は、航空協会(無人ヘリ)を利用する農薬散布等の事業に関する計画の樹立、調査研究等を行っている機関であり、航空協会が技術センターが長野県小諸市に所在しており、当地において関係者との連絡・調整などをスムーズに行うことが可能である。また、本調査は農薬の生態影響状況を把握するものであるが、航空協会は、これまでも独自に無人ヘリ防除によるドリフト調査や気中濃度調査等を環境保全等の観点から実施してきたこと、これまで蓄積してきた調査手法に関する知見及び職員が技術能力は本調査を迅速かつ正確に遂行しうるものであることから、先に掲げる条件を全て満たしている。また、航空協会は、平成12年度以降継続して本調査を実施していることから本調査の趣旨等を十分に把握しており、今年度の調査についてもこれまでの成果を全面的に活用しなければ、事業の遂行は不可能である。 以上の理由により、本請負業務の契約業者として航空協会を選定した。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から企画競争を実施し、20年度以降、一般競争に移行)	
678	(株) エスコ 長野県長野市大字富竹字弘留17-3番地の2	平成17年度農薬生態影響野外調査(水生生物調査)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月22日	19,950,000	本調査は、農薬生態影響状況把握手法の確立に資するため、野外における水生生物の生息状況等を調査するものであり、その実施に当たっては、底生生物、プランクトン類、藻類及び魚介類を採取し、分類・同定・計数の実施、農薬の分析、さらに、魚類やミジンコを用いた生態毒性試験を行うものである。 このため、本業務の実施に当たっては、以下の条件を満たしていることが必須である。 生物調査手法、生態学的分類及び生態影響評価等に関して十分な知見と実績を有していること。 生物中の残留農薬分析、農薬の毒性試験及び農薬における環境影響調査等の農薬に関する分析・調査に関して十分な知見と実績を有していること。 現地の地理的・生態学的状況を十分に把握していること。 迅速かつ正確に調査を遂行できる体制を整備していること。 株式会社エスコは、環境モニタリング、環境アセスメント及び生態影響試験等の環境安全性調査を事業内容としている機関であり、農薬による生態影響評価を行うに当たっては、現地の地理的・生態学的状況を把握していることが重要となるが、同社はこれまでも現地について生物生息状況調査等を複数回実施した実績があり、現地状況に極めて詳しく、また、同社は現地近傍にあり、長野県奥市(調査箇所4地点)における現地サンプリング等を迅速かつ正確に行うことが可能であり先に掲げる条件を全て満たしている。さらに、㈱エスコは、平成12年度以降継続して本調査を実施していることから本調査の趣旨等を十分に把握しており、今年度の調査についてもこれまでの成果を全面的に活用しなければ、事業の遂行は不可能である。 以上の理由により、本請負業務の契約業者として株式会社エスコを選定した。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から企画競争を実施し、20年度以降、一般競争に移行)	
679	スーパーエコシップ技術研究組合 東京都港区浜松町2-7-14 KAMONビル5	平成17年度スーパーエコシップによるCO2等削減効果の実証実験委託業務	支出負担行為担当官環境省水・大気環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月14日	111,000,000	本事業は、スーパーエコシップ(以下SES)によるCO2等削減効果を実証するために必要となるデータ収集、及び収集のための実験内容について検討等を行うとともに、必要となる計測装置等の仕様検討および設計を行う。また、SESの性能の一部である優れた環境低負荷型ガスタービンエンジン(スーパーマリンスタービン、以下SMGT)の普及に不可欠となる陸上メンテナンス手続の簡便化に向けた検討を行うための事業である。1)本事業の実施に当たって、SMGTからの正確な排出ガス測定の実施、動作状態の計測を検討するためには、SMGTの特性や構造、運転取扱いに関して正確な知識を有していなければならない。また、排出ガス測定に関する諸設備(取付架台や配管など)の設計のために、次年度以降の実海域実証実験で使用する実証船の正確な船体・船型形状及び構造の知識が必要である。さらに、推進性能や操船性能を確認するための模型製作、水槽試験を実施するためには、上記以外に、推進器(二重反転ポッドプロペラ)の構造、性能についての広範囲な知見を有していないとてならない。2)スーパーエコシップ技術研究組合は、川崎重工業・大洋電機・ナカヤマプロペラ・三井造船の4社により構成される組合で、船舶技術研究組合88条第2項に基づき、国土交通省より設立を認可された船会である。本組合は、SESに関する試験研究の実施、その成果の管理、組合員への技術指導等を行っている。また、SES実海域実証実験に使用するSMGTや二重反転ポッドプロペラ等の試験体の開発及び製作をしており、実証試験で使用するSMGT、二重反転ポッドプロペラの構造等の情報を有する唯一の事業者であり、正確な排出ガス測定ができる。また、平成16年度よりSES実海域実証実験に使用する実証船の開発・製作に着手しており、次年度以降から当該試験体の管理を担当しているため、実証船の構造を正確に知りうる唯一の事業者である。3)上記のことから、本事業の委託事業者としての条件を満たす事業者は、スーパーエコシップ技術研究組合のみである。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	公募に移行(18年度は企画競争を実施し、19年度以降、公募に移行)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考	
680	特定非営利活動法人穴塚の自然と歴史の会	〒305-0023 茨城県つくば市上ノ室292-5	平成17年度いきづく湖沼ふれあいモデル事業(里山のため池における水質浄化)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月29日	8,925,000	本事業は、地域住民やNPO等が主体となって湖沼環境保全活動のモデル事業を実施し、住民等による湖沼環境保全活動の定着・発展と湖沼環境の改善を図ることを目的としている。本事業の実施プロジェクト(契約の相手方となるNPO等)については、都道府県に挙げてもあった各地域におけるNPO等の取組状況を基に複数のプロジェクトを選定したものであり、契約の目的及び性質が競争を許さない場合として、会計法第29条の3第4項の規定に該当するため。	その他のもの	(対象事業を公募した上で、事業者の選定を行ったものであり、随意契約によらざるを得ない)	
681	特定非営利活動法人環境生理工学研究所	〒984-0051 宮城県仙台市若林区新寺1-5-26-310	平成17年度いきづく湖沼ふれあいモデル事業 伊豆沼いきものいききプロジェクト	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月21日	6,930,000	本事業は、地域住民やNPO等が主体となって湖沼環境保全活動のモデル事業を実施し、住民等による湖沼環境保全活動の定着・発展と湖沼環境の改善を図ることを目的としている。本事業の実施プロジェクト(契約の相手方となるNPO等)については、都道府県に挙げてもあった各地域におけるNPO等の取組状況を基に複数のプロジェクトを選定したものであり、契約の目的及び性質が競争を許さない場合として、会計法第29条の3第4項の規定に該当するため。	その他のもの	(対象事業を公募した上で、事業者の選定を行ったものであり、随意契約によらざるを得ない)	
682	(株)東京久栄	東京都中央区日本橋3-1-15	平成17年度東京湾質酸素水塊発生機構解明調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月22日	19,425,000	本業務の実施にあたっては、下記の条件を満たしていることが必要である。 - 眞鍮系水塊調査に対応する専門的かつ科学的知見を有する業者である。 - 東京湾の底層の底層貯留層についてモニタリングの方針を討議するための基礎資料を得るために、平成16年度に実施した「平成16年度東京湾質酸素水塊発生機構解明調査」の調査結果と同程度の調査結果を得ることが可能である。 - 多項目水質、A・D・C・P流速計等のモニタリング機器、水質及び底質を測定する分析機器を所有するとともに、各種研究設備や船舶による海洋調査・観測体制を有している。 - 同社のみが の条件を満たしうると見られることと、平成17年度の調査についても、同社のノウハウを全面的に活用して実施する必要があったことから総合的に判断した結果、本業務について請負契約を締結したものである。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(18年度契約から)	平成18年度限り
683	(社)日本植物防疫協会	東京都豊島区駒込1-4-3-11	平成17年度農業残留対策総合調査委託業務	支出負担行為担当官環境省水・大気環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月27日	65,907,000	本事業は、農業管理行政に必要な基礎資料を得ることを目的とし、調査計画の策定、調査の実施及び調査結果の解析・取りまとめを行うものである。そのため事業者は、以下の条件を備えていることが必要である。 - 農業、病害虫防除及び農業の環境中の動態等について、最新かつ専門的知見を有していること。 - 本調査では、特定の農業を調査対象としていることから、調査の公正、確実な実施及び調査結果の機密性を確保するためには民間企業ではなく公益であること。 - 本調査は、受託者自ら調査を行うほか、各調査項目ごとに地方自治体に再委託して調査を実施するものである。そのため、個々の調査結果を取りまとめ、解析を行い、更に本結果を基に次年度の計画策定を行う必要があることから、調査方法に精通し、かつ、調査の計画から結果の取りまとめまでを一貫して総合的に実施できる機関であること。 - 都道府県試験研究機関等との協力体制。本調査では、全国の様々な農地で使用される農業の環境負荷等を広範囲に調査することとなるので、全国の各都道府県試験研究機関等との間に密接な協力体制を有していること。 - 迅速に本業務を遂行できること。 - 社団法人日本植物防疫協会は、植物防疫に関する公的専門機関であり、農業の薬効、薬害、残留試験に関する試験研究等にも携わっており、農業とその製剤について豊富な知見と実績を有する。また、協会は、農業の薬効や残留性など登録申請に必要な試験の受託機関として長年にわたって自ら試験を実施してきているほか、平成8年度より環境省からの委託調査である「農業残留対策調査」を、平成13年度より本事業を実施しており、農業残留対策総合調査について他の機関にない専門的知見、経験、ノウハウ等が蓄積されている。協会の行う事業の多くが都道府県との協力関係によって実施されており、都道府県及びその試験研究機関等との協力体制が整っている。なお、他の多くの研究機関が独立型の調査業務を得意としているのに対し、協会は都道府県等とのネットワークを活用した調査業務を得意している唯一の機関である。 - 上記のとおり業務へ精通していることなどから迅速かつ確実な業務遂行が可能である。 以上の理由により、高い専門性を要し、かつ都道府県の試験研究機関等と密接な連携が必要な本業務を迅速かつ確実に行うことができる機関は社団法人日本植物防疫協会以外にはないと考えられるので当該協会を委託先として選定するものである。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度に企画競争を実施し、20年度以降、一般競争に移行)	
684	三井造船(株)	東京都中央区築地5-6-4	平成17年度低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査及びバイオキシン類汚染浄化技術等確立調査(間接加熱酸化分解法)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月1日	35,889,000	本調査は、土壌汚染調査・対策技術検討の今年度の対象技術であるPCB汚染土壌対策技術として公募した技術の中から、技術の原理、実績等の技術情報をもとに選定された「間接加熱酸化分解法」について、実証実験を実施し、技術の有効性、経済性、周辺環境への負荷度、実用性等の観点から技術評価を行うものである。このため、当該技術を有する三井造船(株)と随意契約を行い、技術評価を実施することとしたもの。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(対象技術を公募した上で、事業者の選定を行ったものであり、随意契約によらざるを得ない)	
685	三菱重工業(株)	東京都港区港南2-1-6-5	平成17年度低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査及びバイオキシン類汚染浄化技術等確立調査(溶剤抽出法)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月1日	39,795,000	本調査は、土壌汚染調査・対策技術検討の今年度の対象技術であるPCB汚染土壌対策技術として公募した技術の中から、技術の原理、実績等の技術情報をもとに選定された「溶剤抽出法」について、実証実験を実施し、技術の有効性、経済性、周辺環境への負荷度、実用性等の観点から技術評価を行うものである。このため、当該技術を有する三菱重工業(株)と随意契約を行い、技術評価を実施することとしたもの。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(対象技術を公募した上で、事業者の選定を行ったものであり、随意契約によらざるを得ない)	
686	(株)東芝	東京都港区芝浦1-1-1	平成17年度低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査及びバイオキシン類汚染浄化技術等確立調査(間接加熱脱着+水蒸気分解法(ジオステム法))	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月1日	68,229,000	本調査は、土壌汚染調査・対策技術検討の今年度の対象技術であるPCB汚染土壌対策技術として公募した技術の中から、技術の原理、実績等の技術情報をもとに選定された「間接加熱+水蒸気分解法」について、実証実験を実施し、技術の有効性、経済性、周辺環境への負荷度、実用性等の観点から技術評価を行うものである。このため、当該技術を有する(株)東芝と随意契約を行い、技術評価を実施することとしたもの。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(対象技術を公募した上で、事業者の選定を行ったものであり、随意契約によらざるを得ない)	
687	環境エンジニアリング(株)	東京都千代田区東神田1-9-8	平成17年度低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査及びバイオキシン類汚染浄化技術等確立調査(湿式酸化ラジカル法によるPCB汚染土壌処理技術)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月1日	50,536,500	本調査は、土壌汚染調査・対策技術検討の今年度の対象技術であるPCB汚染土壌対策技術として公募した技術の中から、技術の原理、実績等の技術情報をもとに選定された「湿式酸化ラジカル法によるPCB汚染土壌処理技術」について、実証実験を実施し、技術の有効性、経済性、周辺環境への負荷度、実用性等の観点から技術評価を行うものである。このため、当該技術を有する環境エンジニアリング(株)と随意契約を行い、技術評価を実施することとしたもの。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(対象技術を公募した上で、事業者の選定を行ったものであり、随意契約によらざるを得ない)	
688	(株)神鋼環境ソリューション	兵庫県神戸市中央区脇浜町1-4-78	平成17年度低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査及びバイオキシン類汚染浄化技術等確立調査(還元加熱法と金属Na分散体法の複合プロセス)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月1日	51,450,000	本調査は、土壌汚染調査・対策技術検討の今年度の対象技術であるPCB汚染土壌対策技術として公募した技術の中から、技術の原理、実績等の技術情報をもとに選定された「還元加熱法と金属Na分散体法の複合プロセス」について、実証実験を実施し、技術の有効性、経済性、周辺環境への負荷度、実用性等の観点から技術評価を行うものである。このため、当該技術を有する(株)神鋼環境ソリューションと随意契約を行い、技術評価を実施することとしたもの。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(対象技術を公募した上で、事業者の選定を行ったものであり、随意契約によらざるを得ない)	
689	(株)間組	東京都港区虎ノ門2-2-5	平成17年度低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査及びバイオキシン類汚染浄化技術等確立調査(水分解処理技術(ウォッシュメント))	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月1日	57,498,000	本調査は、土壌汚染調査・対策技術検討の今年度の対象技術であるPCB汚染土壌対策技術として公募した技術の中から、技術の原理、実績等の技術情報をもとに選定された「水分解処理技術(ウォッシュメント)」について、実証実験を実施し、技術の有効性、経済性、周辺環境への負荷度、実用性等の観点から技術評価を行うものである。このため、当該技術を有する(株)間組と随意契約を行い、技術評価を実施することとしたもの。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(対象技術を公募した上で、事業者の選定を行ったものであり、随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
690	東和科学(株) 広島県広島市中区舟入町6-5	平成17年度硝酸性窒素浄化技術開発普及等調査(ナチュラル・バイオレメディエーション法を用いた技術)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月30日	7,875,000	本調査は、硝酸性窒素による地下水汚染が面的に確認されている地域において、実用化段階にある浄化技術のフィールド実証調査を行い、硝酸性窒素による地下水汚染の効果的な浄化手法を確立することを目的としている。本年度の地下水浄化技術については、民間企業等から技術の公募を行い、応募のあった浄化技術のうち、学識経験者からなる硝酸性窒素浄化技術開発普及等調査検討会において、技術の有効性、経済性、安全性、適用対象等の観点から評価を行い、東和科学株式会社の有する技術である「ナチュラル・バイオレメディエーション法を用いた技術」を含む2技術を選定したものであり、東和科学株式会社と随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (対象技術を公募した上で、事業者の選定を行ったものであり、随意契約によらざるを得ない)	
691	大成建設(株)	平成17年度硝酸性窒素浄化技術開発普及等調査(水素供与体供給層及び低透過性反応層を組み合わせた面的浄化技術)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月21日	7,898,100	本調査は、硝酸性窒素による地下水汚染が面的に確認されている地域において、実用化段階にある浄化技術のフィールド実証調査を行い、硝酸性窒素による地下水汚染の効果的な浄化手法を確立することを目的としている。本年度の地下水浄化技術については、民間企業等から技術の公募を行い、応募のあった浄化技術のうち、学識経験者からなる硝酸性窒素浄化技術開発普及等調査検討会において、技術の有効性、経済性、安全性、適用対象等の観点から評価を行い、大成建設株式会社の有する技術である「水素供与体供給層及び脱窒促進層を組み合わせた面的浄化技術」を含む2技術を選定したものであり、大成建設株式会社と随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (対象技術を公募した上で、事業者の選定を行ったものであり、随意契約によらざるを得ない)	
692	(株)日水コン	平成17年度硝酸性窒素総合対策モデル事業(茨城県新治村における硝酸性窒素対策検討調査)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月27日	6,930,000	本調査は、硝酸性窒素対策に関する今後の施策立案に役立てるため、硝酸性窒素による地下水汚染が見られる茨城県新治村をモデル地域として、汚染原因とそれぞれの寄与の把握、地域の実情に応じた実行可能な硝酸性窒素対策の立案・実施、対策の効果の定量的な予測・評価に必要な調査を実施することを目的としている。株式会社日水コンは、環境省が企画公募した「平成17年度硝酸性窒素総合対策モデル事業に関する企画書」に応募し、茨城県新治村で調査を担当することとした選定されたものであり、株式会社日水コンと随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
693	八千代エンジニアリング(株)	平成17年度硝酸性窒素総合対策モデル事業(長野県豊丘村における硝酸性窒素対策検討調査)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月27日	6,930,000	本調査は、硝酸性窒素対策に関する今後の施策立案に役立てるため、硝酸性窒素による地下水汚染が見られる長野県豊丘村をモデル地域として、汚染原因とそれぞれの寄与の把握、地域の実情に応じた実行可能な硝酸性窒素対策の立案・実施、対策の効果の定量的な予測・評価に必要な調査を実施することを目的としている。株式会社エンジニアリング株式会社は、環境省が企画公募した「平成17年度硝酸性窒素総合対策モデル事業に関する企画書」に応募し、長野県豊丘村で調査を担当することとした選定されたものであり、八千代エンジニアリング株式会社と随意契約を行うものである。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
694	(株)三菱総合研究所	平成17年度非遺伝子組換え微生物等によるバイオレメディエーションに関する環境影響評価手法等検討調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月20日	3,990,000	本調査は、平成10～16年度に実施した「遺伝子組換え生物等の利用に関する安全性評価検討調査」等の成果を踏まえ、平成17年3月に策定された「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」の運用に必要なバイオレメディエーション技術の国内外の動向等について検討調査を行うことを目的としている。三菱総合研究所は、平成10～16年度に実施した「遺伝子組換え生物等の利用に関する安全性評価検討調査」等を読み取り、調査に関する知見を有するとともに、遺伝子組換え生物等の使用に関する生物多様性の確保に関する法律(カルタヘナ法)に定められた遺伝子組換え生物によるバイオレメディエーションにおける環境影響の評価手法について熟知している。同研究所は、上記調査において優れた成果を出しており、知見の集積の面から見て、他の機関において実施することは不可能であるため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
695	学校法人共立女子学園	平成17年度都市環境における花粉動態調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月22日	4,974,000	本業務は、都市環境における地域特性の解明、出現頻度分布特性の解明、道路からの再飛散の評価、屋外から室内への花粉の輸送量評価を行うものである。 (1)本業務を遂行するには、都市環境における花粉の地域特性、出現頻度分布特性を解明するための知見、花粉の分布を把握するための調査実績、道路から再飛散する花粉の測定や、屋外からの花粉の侵入形態の調査等の実績ならびに知見を有することが必要不可欠であるとともに、本業務にて得られたデータについて、比較検討や評価が可能な基礎データを所有していることが必要である。また、本業務は、花粉飛散を大気汚染現象としての側面から捉えるため、大気汚染物質、とりわけ浮遊粒子状物質の分布特性に関する知見が必要不可欠である。 (2)学校法人共立女子学園は、都市環境における花粉の地域特性の解明等の調査実績や、道路から再飛散した花粉や屋内に侵入してきた花粉の調査実績があり、本業務を実施するための知見を持ち、かつ、それらの調査で得られたデータは、本業務で得るデータと比較検討が可能なものである。また、これら調査の指揮をした共立女子大学 芳住和雄教授は、花粉や大気汚染物質についての知見が豊富であり、花粉等の地域別特性、出現頻度分布特性など花粉の挙動調査の実績があり、その手法について熟知しているだけでなく、浮遊粒子状物質などの有識者として、東京都、環境省などの検討会委員を歴任するなど、本業務に必要な知識や経験が豊富である。 これらの事項により、学校法人共立女子学園は、花粉に関する調査実績を有するとともに、本業務遂行に必要な知見やデータ、人的資源を具備していることから、本業務を実際に遂行し得る唯一の機関である。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
696	興和(株)	平成17年度花粉自動計測器(興和株式会社製)点検業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月26日	2,961,000	(1)本業務は、各地で環境省が運用している「花粉観測システム」の測定の正確性、精度を担保するため、関東及び関西地域に設置してある花粉自動計測器のオーバーホールを行うものである。 (2)本業務では、花粉自動計測器の分解を伴うものである。従って、精密機械を扱うための高度な技術力を必要とする。また、花粉を測定するための光学系はレーザー光散乱及び紫外線励起蛍光方式を用いているため、オーバーホールの実行には専門かつ特殊な知見を必要とするものである。 したがって、当該計測器の製造メーカーである興和株式会社が本業務を実施することの出来る唯一の団体である。なお、点検作業は受託部分のみの機械設置場所での点検・部品交換・精度調整が出来るが、その作業を実施できるのは、当該計測器を製造する興和株式会社のみである。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
697	(株)日立ハイテクノロジーズ	平成17年度有害大気汚染物質連続自動測定装置維持管理業務(室蘭市新日鐵体育館)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,998,485	有害大気汚染物質は、大気中の濃度変動が激しいため、毎日又は毎時間のデータを得ることが排出抑制対策等において有用であること。現在手作業で行われている有害大気汚染物質のサンプリング及び分析には非常に労力がかかること等から、連続自動測定装置により有害大気汚染物質の連続モニタリング調査を実施するものである。 使用する装置は、指定物質排出基準及び大気環境基準が設定されている(評価基準のある)ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質を同時に測定することができる装置であることが不可欠である。 平成10年度に地方公共団体で実施したモニタリング結果をみると、前述の3物質のうちベンゼンについては年平均値で環境基準(3ug/m3)を超過した地点が多く、特に汚染が著しい地域においては、その原因究明のためにも有害大気汚染物質の連続自動測定装置が必要である。 しかし、ベンゼンの濃度が特にかつた地点(室蘭市)においては、測定局のスペース等の関係上、GC/MSを用いたタイプの連続自動測定装置の設置は不可能であるため、この地点にも設置することが可能な、設置スペースの小さい装置が求められる。 以上の条件を満たした装置を販売しているのは、日製産業株式会社(現社名 株式会社日立ハイテクノロジーズ)のみであるため平成17年度に日製産業株式会社(現社名 株式会社日立ハイテクノロジーズ)販売の連続自動測定装置を設置した。この装置は一般に使用されおらず、点検業務を行うために必要な技術は株式会社日立ハイテクノロジーズのみがもつ特殊な技術であるため、同社が本業務を遂行しうる唯一の団体である。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別 若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
698	(有) オフィスアイリス 東京都港区芝5-30-1	平成17年度有害化学物質のための新たな政策枠組みについての調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月1日	4,998,000	本件は、「有害化学物質」による「環境問題」の解決のための制度作り貢献することを目的とする。環境基本法では、「環境への負荷」という新たな概念が法律上明文化され、環境基準を満たしても、なお環境への負荷をできるだけ削減することが政府が目指した。このうち削減するための政策を推進していくためには、他の環境基準や他の価値などとのトレードオフ関係の扱いも重要な配慮事項となり、多様な関係者の多様なリスクシナリオの存在も配慮しなければならない。また、大気系、水系、土系のメディアにとらわれず、「有害化学物質」による環境問題を総合的に取り上げることが必要である。 そのため、本件を実施する要件としては、有害化学物質による環境問題について従来のメディアの枠を超えた総合的な知見を有するとともに、多様な立場からの視点を総合的に考察するための情報収集ネットワークを有し、かつこのような調査研究において豊富な経験と有していることが必要である。 有限会社オフィスアイリスは、海内における環境法制度、施策に関する調査として、経済産業省より平成14年度「化学物質国際規制対策推進等(PRTR制度適用状況海外実態調査)」を実施している。また当該会社は、「化学物質管理とリスクコミュニケーション」に関する調査として、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構より平成15年度「PRTRデータ活用による企業等の自主管理推進及び新たな課題発見のための戦略調査」および平成16年度「PRTRデータ活用による企業等の自主的な化学物質管理推進のための調査」を実施するなど、有害化学物質に係る海外環境法制度・施策、及びその運用実態とリスクコミュニケーションについて、豊富な経緯と海外情報ネットワークを有している。なお、本業務は平成14年度より当該会社が行っており、その業務の継続であることから、当該会社は効果的かつ円滑な作業が行え、より高い効果実績を得ることが期待できる。また、当該会社の代表である嶋氏は、環境政策に精通しており、公的な審議会等の委員として環境政策に関わっており、総合的な知見を有するとともに、情報収集ネットワークを有している。以上の理由により、上記を満たす唯一の法人として有限会社オフィスアイリスを選定するものである。 以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手先として有限会社オフィスアイリスと随意契約を締結するものである。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
699	富士通エフ・アイ・ピー(株) 港区芝1-2-1	平成17年度環境放射線等モニタリングデータ収集システム保守業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,940,000	本業務は、環境放射線物質の常時監視システムが円滑に稼働するよう、ハードウェア及びソフトウェアの保守を行うものである。これを円滑に実施するためには、ハードウェア・ソフトウェア両面において細部にわたる理解が必要でありことから、請け負わせる相手先は、ハードウェアについては、機器を製造したメーカーまたは関連メーカーであること、ソフトウェアについては、その業務の継続であることから、当該会社は効果的かつ円滑な作業が行え、より高い効果実績を得ることが期待できる。また、当該会社の代表である嶋氏は、環境政策に精通しており、公的な審議会等の委員として環境政策に関わっており、総合的な知見を有するとともに、情報収集ネットワークを有している。以上の理由により、上記を満たす唯一の法人として有限会社富士通エフ・アイ・ピーを選定するものである。 以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手先として有限会社富士通エフ・アイ・ピーと随意契約を締結するものである。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
700	富士通エフ・アイ・ピー(株) 港区芝1-2-1	平成17年度環境放射線等モニタリングシステムにおけるデータチェック機能の改訂業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年3月3日	2,257,500	本業務は、モニタリング測定業者が実施している日常のデータチェックを、一般からの問い合わせ時などに迅速に対応できる様、現在よりもより一層迅速に、また効果的に実施するため、既存のシステムを機能強化するものである。 これを円滑に実施するためには、ソフトウェアの細部にわたる理解が必要であることから、請け負わせる相手先は、システムを開発した業者とせざるを得ない。 富士通エフ・アイ・ピー株式会社により構築されたものであることから、本業務を効果的に実施するためには同社に本業務を請け負わせることが最もよい。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの		平成17年度限り
701	学校法人早稲田大学理工学総合研究センター 東京都新宿区大久保3-4-1	平成17年度東京首都圏の都市インフラと環境インフラの実態調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月22日	4,987,500	本調査はヒートアイランド緩和のための環境インフラの定義や今後の環境インフラの在り方について検討するため、都市インフラ・環境インフラの過去からの変遷とヒートアイランド現象の顕在化の関係について、ヒートアイランド現象が社会問題となる前からの都市・環境政策を含めた研究実績、知見を有するとともに、環境工学や都市基盤、都市計画、建築、水・緑・風など幅広い分野の知見に基づき、体系的なヒートアイランド対策に関する分析能力を有することが必要である。理工学総合研究センターは、1970年代より他に先駆けて、ヒートアイランドに関する研究を実施してきており、社会的な背景を踏まえた上でのインフラの変遷とヒートアイランド現象の進展の関係などに関する知見を積み上げてきている。また、国土交通省や環境省のヒートアイランドに関する調査においてもその調査の成果を実施するなど現状でのヒートアイランドに関する国の組織についての知識も豊富である。さらに、環境工学や都市計画、建築等多岐にわたる専門家を擁し、併せて大学卒の関連分野の研究員・教授陣を動員することが可能である。 このように、幅広い分野における専門家を有することで総合力を発揮でき、かつヒートアイランド現象に関して深い知見を有することから、本調査を遂行し得る唯一の機関である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
702	(株) 長大 東京都北区東田端2-1-3	平成17年度騒音に係る環境基準評価マニュアルの改訂に向けた基礎的調査検討業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年12月15日	3,286,500	(1)本業務は、平成17年6月に改正施行された「騒音規制法第18条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準」(以下、「処理基準」という。)に基づいて、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル(道路に面する地域)」(平成12年4月 環境庁) (以下、「マニュアル」という。)を可及的速やかに改訂するために必要な基礎的な調査及び検討を行うことを目的としている。(2)本業務の検討にあたっては、自動車騒音常時監視の制度について十分な知識を有するとともに、マニュアルに記載されている内容を熟知していること、処理基準の内容を正しく理解して運用できる知識と判断力が必要不可欠である。また、本業務における検討を効果的かつ効率的に行える者は、これまでに自動車騒音常時監視に関する業務の実績があり、自動車騒音常時監視の制度における国と地方の役割分担を理解し、処理基準とマニュアルの自動車騒音常時監視制度上の位置づけを理解していることともに、改正された処理基準の要点を把握していることが必要不可欠である。(3)したがって、本業務に係る企画書及び見積書を広く一般より募集し、上記の要件を評価することにより本業務の企画・検討を請負わせる業者を選定を行った結果、株式会社長大が最も良好な成績をおさめ、本業務に最も相応しいという結果となった。(4) (3)の結果を踏まえ、株式会社長大は、本業務の目的を最も理解している上、評価できると共に、本業務が必要とする技術者の実績、見積価格等において最も優れており、本業務を遂行する唯一の業者といえる。以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項に基づき、本業務の請負契約の相手先として、株式会社長大と随意契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
703	(財) 日本気象協会 東京都豊島区東池袋3-3-1サンシャインビル6055階	平成17年度都市大気環境改善方策検討調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月13日	1,890,000	本業務は、都市計画的なアプローチの観点からの対策を中心にハード・ソフト両面からの都市構造の再編による大気環境改善効果の評価を行うとともに、効果的な対策のあり方を検討するもので、次の条件を満たす必要がある。都市計画的なアプローチからの大気環境改善策について、調査実績を有していること。大気環境の改善効果の評価に必要なシミュレーション解析について専門知識と技術的ノウハウを豊富に備えていること。平成16年度都市大気環境改善方策検討調査の結果を踏まえ、効果的な大気環境改善策のあり方について検討できること。財団法人日本気象協会は、独立行政法人環境再生保全機構が平成14から16年度まで実施した「局地汚染地域における各種自動車排気物削減対策の評価手法等に関する調査」において局地汚染のメカニズムや都市計画的なアプローチを含む種々の局地汚染対策手法の特性整理等業務を実施しており、都市計画的なアプローチからの大気環境改善策の調査実績を有している。 大気環境の改善効果の評価に関しては、環境省環境管理センターが実施した「平成10年度沿道二酸化窒素低減効果検討調査」や「平成13年度沿道浮遊粒子状物質低減効果検討調査」において「WA沿道拡散数値モデルを開発し、沿道域における建物影等等を考慮した自動車排出ガス拡散濃度をシミュレーション解析しており、大気環境の改善効果の評価に必要なシミュレーション解析について専門知識と技術的ノウハウを豊富に備えていること。財団法人日本気象協会は、平成16年度都市大気環境改善方策検討調査を実施しており、今年度は、昨年度の検討結果を踏まえ、対象地域を選定して具体的な対策等を実施した場合における大気環境改善効果の定量的な評価を行い、調査のとおりめを行うものであり、これまでの成果を全面的に活用しなければ、遂行は不可能である。 以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、本業務の請負契約の相手先として財団法人日本気象協会と随意契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別 若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
704	特定非営利活動法人まちづくりフォーラム 宮城県仙台市若林区河原町2-7-22	平成17年度宮城県仙台市地域におけるESTモデル事業推進のための普及啓発委託業務	支出負担行為担当官環境省環境管理局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月21日	4,750,000	(1) 二酸化炭素の排出量が增大している運輸部門のうち、特に関係主体間の役割が曖昧で、省庁間の連携が不足している省エネ・代エネ対策について、関係府省とともに協力し、主体間の連携した対策を促すことにより、効率的・合理的な地球温暖化対策の推進が図られる必要がある。(2) 本事業を推進するためには、地球温暖化対策の推進の必要性を理解し、都市と交通に関する深い知見を有すると共に、関係諸団体等とのパートナーシップのもとに、まちづくりにかかわる調査研究、政策提言及び情報発信活動等を推進することが可能で団体へ委託することが不可欠である。(3) 特定非営利活動法人 まちづくり政策フォーラムは、住民や事業者などの地球温暖化問題に対する意識の高揚を図るため都市と交通に関する温室効果ガス削減対策について積極的に取組に参画し、特に仙台市地域におけるESTモデル事業の核の一つとなるプロジェクトを実施した実績を有しており、地域の特性を活かした効果的な対策の推進に不可欠となる本事業において、事業委託が可能な、宮城県仙台市地域にある公益法人、NPO法人の中で唯一の団体である。以上のことから、特定非営利活動法人 まちづくり政策フォーラムを、本事業の委託先として選定することとする。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	企画競争に移行 (18年度契約から企画競争を実施し、19年度以降は一般競争への移行を検討)	
705	(財)三重県環境保全事業団 三重県津市河芸町上野3258番	平成17年度三重県北勢地域におけるESTモデル事業推進のための普及啓発委託業務	支出負担行為担当官環境省環境管理局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月1日	4,900,000	(1) 「平成17年度石油及びエネルギー需要構造高度化対策特別会計」、「二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費」中の主体間連携モデル推進事業(ESTモデル事業)は、その交付先が地球温暖化対策推進法第11条における「都道府県地球温暖化防止活動推進センター(以下、「都道府県センター」という。)または、同法第12条における「全国地球温暖化防止活動推進センター(以下、「全国センター」という。))に限定されている。(2) 都道府県センターは、我が国が京都議定書における6%削減約束を達成するために、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって行う地球温暖化防止の取組を推進するために、地球温暖化対策推進法に盛り込まれた枠組みであり、国、地方公共団体の施策と協力しながら対策を実施していくことが求められる。(3) このように、各都道府県センターは、地域における地球温暖化対策の推進の中心的役割を担うものであり、それぞれの地域において住民や事業者の地球温暖化問題に対する意識の高揚を図り、積極的に取組に参画されとともに、地域の特性を活かした効果的な対策の推進を目的として、各都道府県知事により地球温暖化対策に知見・実績のある公益法人、NPO法人を対象に指定されたものである。(4) 以上のことから、財団法人 三重県環境保全事業団は、「三重県都道府県センター」として三重県知事より指定を受けた団体であることから、本事業の委託先として選定することとする。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	企画競争に移行 (18年度契約から企画競争を実施し、19年度以降は一般競争への移行を検討)	
706	特定非営利活動法人奈良ストロップ温暖化の会 奈良県生駒郡平群町跡ヶ丘5-8-4	平成17年度奈良県奈良市地域におけるESTモデル事業推進のための普及啓発委託業務	支出負担行為担当官環境省環境管理局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月18日	3,800,000	(1) 二酸化炭素の排出量が增大している運輸部門のうち、特に関係主体間の役割が曖昧で、省庁間の連携が不足している省エネ・代エネ対策について、関係府省とともに協力し、主体間の連携した対策を促すことにより、効率的・合理的な地球温暖化対策の推進が図られる必要がある。(2) 本事業を推進するためには、地球温暖化対策の推進の必要性を理解し、地球温暖化問題とその対策に関する深い知見を有すると共に、奈良県地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の場面に熟悉と知見を有する者を多く構成員とする団体へ委託することが不可欠である。(3) 特定非営利活動法人 奈良ストロップ温暖化の会は、奈良県民に対して地球温暖化問題とその対策に関する知識の普及と対策に関する事業を行うことを目的とし、奈良県知事により委嘱された地球温暖化防止活動推進員の半数以上を擁しており、奈良県地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うことが可能な、奈良県奈良市地域にある法人の中で唯一の団体である。以上のことから、特定非営利活動法人 奈良ストロップ温暖化の会を、本事業の委託先として選定することとする。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	企画競争に移行 (18年度契約から企画競争を実施し、19年度以降は一般競争への移行を検討)	
707	特定非営利活動法人愛媛県環境保全協会 愛媛県松山市西野町乙103番地1	平成17年度愛媛県松山市地域におけるESTモデル事業推進のための普及啓発委託業務	支出負担行為担当官環境省環境管理局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月21日	3,465,000	(1) 「平成17年度石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」、「二酸化炭素排出抑制対策事業等委託費」中の主体間連携モデル推進事業(ESTモデル事業)は、その交付先が地球温暖化対策推進法第11条における「都道府県地球温暖化防止活動推進センター(以下、「都道府県センター」という。)または、同法第12条における「全国地球温暖化防止活動推進センター(以下、「全国センター」という。))に限定されている。(2) 都道府県センターは、我が国が京都議定書における6%削減約束を達成するために、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となって行う地球温暖化防止の取組を推進するために、地球温暖化対策推進法に盛り込まれた枠組みであり、国、地方公共団体の施策と協力しながら対策を実施していくことが求められる。(3) このように、各都道府県センターは、地域における地球温暖化対策の推進の中心的役割を担うものであり、それぞれの地域において住民や事業者の地球温暖化問題に対する意識の高揚を図り、積極的に取組に参画されとともに、地域の特性を活かした効果的な対策の推進を目的として、各都道府県知事により地球温暖化対策に知見・実績のある公益法人、NPO法人を対象に指定されたものである。(4) 以上のことから、特定非営利活動法人 愛媛県環境保全協会は、「愛媛県都道府県センター」として愛媛県知事より指定を受けた団体であることから、本事業の委託先として選定することとする。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	企画競争に移行 (18年度契約から企画競争を実施し、19年度以降は一般競争への移行を検討)	
708	日本エヌ・ユー・エス(株) 東京都港区海岸3丁目9番15号	平成17年度大気環境基準等設定調査委託業務	支出負担行為担当官環境省環境管理局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月27日	3,924,000	(1) 本業務を実施するに当たって、受託者は次の条件を満足する必要がある。 化学物質に係る知識及び毒性評価に関する見識が豊富であること。化学物質及びその関連情報の収集能力、並びに収集した情報の整理・検討能力が優れていること。的確な健康影響評価を行える能力を有すること。的確なリスク評価を行った経験を有し、かつ十分な実績を有すること。 (2) 日本エヌ・ユー・エス株式会社は、文献調査等を通じて化学物質に係る知見の集積を行うとともに、毒性評価の論文等から重要性の高い情報を抽出し、一般毒性、生殖発生毒性、発がん性等について系統的にデータを蓄積しているなど毒性評価に関する見識が豊富であり、環境省より「化学物質生態影響把握手法検討調査」及び「内分泌乱化学物質に対する環境挙動に関する詳細メカニズム調査」を受託した実績がある。 緊要な化学物質について国内外の既存評価文書及び最新の毒性・研究動向情報を選択的に入手し、収集した情報について毒性学的な専門知識を活用し、毒性の発現機構、種特異性、容量反応性、データの信頼性等を整理・分析し、検討・評価する能力に優れており、環境省より受託した「健康リスク評価に関する調査研究」においても十分な実績を有している。 環境省より受託した「内分泌かく乱化学物質環境負荷調査」においても、このような確かな評価を実施している。 環境省より受託した「健康リスク評価に関する調査研究」において、的確なリスク評価を行った経験を有し、かつ、当該調査研究を平成19年度から現在に至るまで継続して受託するなど、十分な実績を有している。 (3) 以上の理由により、日本エヌ・ユー・エス株式会社が本業務の実施する上で、最適な委託先である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (18年度契約から)	
709	(株)ぎょうせい 東京都杉並区荻原4-30-16	平成17年度「平成16年度大気汚染状況報告書」作成業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月25日	3,297,000	本業務は、大気汚染防止法第22条に基づき、地方自治体が測定を実施して取得した大気汚染状況測定データならびに国設大気測定局で取得した大気汚染状況測定データについて校正、印刷を行い、報告書として冊子化するものである。 本報告書には、毎年度における一般局及び自排局の測定結果に概要とともに、資料編として各測定局の測定結果及び数年におよぶ経年変化を掲載している。同報告書の平成15年度版では、一般局と自排局をあわせて、101局分のデータを収録しており、平成16年度版についても2,086局分のデータとなる予定である。 概況編、データの一部訂正については大幅な修正はないため、前年度の版下を修正することで経済的にも節約でき、また職員の手間にも前年度と変わらない部分の校正作業を大いに節約することが出来るなど、経済的にも作務的にも節約できる。従って、本業務を行うには、前年度の版下を有している必要があるとともに、データの修正作業を行うため、大気汚染状況測定データの構成において熟知している必要がある。 「株式会社ぎょうせい」は、昭和40年代から本報告書の印刷を行っており、昨年度の版下を持っている上記条件を満たす唯一の業者である。同時に作業内容や特に注意すべき点等にも精通していることから、作業の一層の効率化並びに経費の削減が期待できる。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (18年度契約から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
710	(株) 数理計画 東京都千代田区猿楽町2-5-4	平成17年度船舶からの荷役に伴う揮発性有機化合物(VOC)排出に関する調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月22日	3,045,000	(1)本調査は、船舶からの揮発性有機化合物(VOC)に関する諸外国の最新研究動向を調査し、平成16年度環境省請負調査「船舶からの荷役に伴う揮発性有機化合物(VOC)排出に関する調査」において計測した実測データを基に、揮発性有機化合物の排出量や荷役の精度向上のための検討を行い、東京湾におけるVOCの排出量を推計することを目的としている。(2)本業務は排出量推計式を精度向上させ、排出量を推計することが主である。本業務を効果的かつ効率的に業務を行うために不可欠な要件として以下がある。船舶及びその運航や荷役に関する一般的な知識を有していること。船舶から排出される大気汚染物質に関する専門知識を有していること。大気汚染物質(特にVOC)の推計及び分析に対する考え方が適切であること。本業務を行うための組織体制が充実していること。正確な排出量の実測調査、推計式の検証、精度向上を行うことが可能な実績、知見を有していること。(3)株式会社 数理計画は、上記の平成16年度環境省請負調査を実施するための業者選定の公募により、厳正な審査の上、選定されており、平成16年度の調査結果も良好なことから、(2)の要件を満たしていると判断される。また、平成16年度調査において、VOC排出量の実測調査、及び当該調査データとの排出量推計値の比較を行い、推計式の検証、及び精度向上のための検討を行った唯一の事業者であり、その成果を継続的に活用し、正確な排出量の実測調査、及び推計式の精度向上を行うことが可能であることから、(2)も満たす。よって、本業務を行うにあたり必要な条件を全て満たすのは、株式会社 数理計画のみである。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
711	(財)日本食品分析センター 東京都渋谷区元代々木町52番1号	平成17年度農薬登録保留基準等の設定に係る残留農薬分析法(原案)の作成	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年2月6日	4,788,000	本請負業務は以下の条件を満たしていることが必須である。 既存の告示分析法との実施上の整合性を図るため、既に告示されている残留農薬分析法に精通していること。 これまでが開発した分析法、既存分析法を検証並びに改良し、分析法の告示文並びにモニタリング分析法原案を作成することが出来ること。 農薬取締法に基づく農薬登録申請に係る業務であることと踏まえ、特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすことのないよう公的機関であること。 (財)日本食品分析センターは、農薬の登録申請時に義務付けられている作物残留及び水中残留試験資料の分析に数多く携わってきており、本業務の基礎となるデータを既に有していること。環境省からの残留農薬分析に関する種々の調査を委託しており極めて良好な実績を上げていること。農薬分析法の告示文原案を作成する上で実際に分析法を作成し、また多くの公定分析法の内容をよく把握しているため、分析法のバリデーション、改良が可能である。公的機関であることから、同機関を除いては、機密を保持しつつ、厳しいスケジュールに基づき本業務を実施できる機関はない(会計法第29条の3第4項)。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度から企画競争を実施し、20年度以降、一般競争に移行)	
712	(財)残留農薬研究所 茨城県常総市内守谷町432-1番地	平成17年度作物・土壌残留農薬分析研修委託業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月14日	2,200,000	本事業は、農薬残留対策総合調査に従事する地方自治体担当者の分析技術の修得・向上を目的としている。そのため、事業者は以下の条件を備えていることが必要である。農薬分析についての学識及び経験が豊富であり、最近の複雑な残留分析を実施できる高度な技術・設備を有すること。農薬残留対策総合調査(作物及び土壌における動態調査)に関する残留農薬分析についての知識が豊富であること。残留農薬分析分野の研修についての経験・ノウハウを有すること。財団法人残留農薬研究所は、環境省からの請負調査として「農薬登録保留基準等の設定に係る残留農薬分析法(原案)の作成」等各種調査を実施し、所定の成果を収めている情報における公的機関である。環境省からの依頼を受けて、農薬残留対策総合調査結果を検討する農薬残留対策総合調査技術検討会作物分科会検討委員・職員を派遣しており、当該調査の残留農薬に係る試料調整及び分析について幅広い知識を有している。平成10年から本研修を実施しており、研修に係る十分な経験・ノウハウを有している(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
713	(株)エフシー・ニューヨ 東京都中央区銀座6-12-15西山ビル3階	FCX(燃料電池車)の運搬	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月25日	1,185,800	燃料電池車「ホンダFCX」の運搬にあたり、一般の車両と異なり水素を使用しており、その取扱においては、燃料電池自動車の構造、装置、水素の性質・安全性等について熟知している必要があり、国土交通大臣の認定条件として「本自動車の運行に関係する者に対し、本自動車の構造、装置及び取扱上の注意事項等について教育を実施するなど、事項防止に努めること。」とされており、当該車両の製造者である本田技研工業株式会社(株)が実施する講習を受け、資格を有する者以外は車両の取扱を行うことができない。(株)エフシー・ニューヨンは、本田技研工業(株)が実施する安全講習及び積載上の注意点を含むレスキュー講習を受講している唯一の自動車運搬業者であり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規程に基づき契約を締結したものである。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
714	(株)エフシー・ニューヨ 東京都中央区銀座6-12-15西山ビル3階	燃料電池自動車(ホンダFCX)の運搬	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月26日	1,367,850	燃料電池車「ホンダFCX」の運搬にあたり、一般の車両と異なり水素を使用しており、その取扱においては、燃料電池自動車の構造、装置、水素の性質・安全性等について熟知している必要があり、国土交通大臣の認定条件として「本自動車の運行に関係する者に対し、本自動車の構造、装置及び取扱上の注意事項等について教育を実施するなど、事項防止に努めること。」とされており、当該車両の製造者である本田技研工業株式会社(株)が実施する講習を受け、資格を有する者以外は車両の取扱を行うことができない。(株)エフシー・ニューヨンは、本田技研工業(株)が実施する安全講習及び積載上の注意点を含むレスキュー講習を受講している唯一の自動車運搬業者であり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規程に基づき契約を締結したものである。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
715	(株)エフシー・ニューヨ 東京都中央区銀座6-12-15西山ビル3階	FCX(燃料電池車)の運搬費	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月27日	1,478,240	燃料電池車「ホンダFCX」の運搬にあたり、一般の車両と異なり水素を使用しており、その取扱においては、燃料電池自動車の構造、装置、水素の性質・安全性等について熟知している必要があり、国土交通大臣の認定条件として「本自動車の運行に関係する者に対し、本自動車の構造、装置及び取扱上の注意事項等について教育を実施するなど、事項防止に努めること。」とされており、当該車両の製造者である本田技研工業株式会社(株)が実施する講習を受け、資格を有する者以外は車両の取扱を行うことができない。(株)エフシー・ニューヨンは、本田技研工業(株)が実施する安全講習及び積載上の注意点を含むレスキュー講習を受講している唯一の自動車運搬業者であり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合と判断されるので、会計法第29条の3第4項の規程に基づき契約を締結したものである。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
716	(株)サイマル・インターナショナル 東京都港区虎ノ門1-25-5	「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第八次報告等)の翻訳業務	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穠一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月17日	1,486,800	一般的な翻訳能力はもとより、自動車関連の用語に関する知識に加え、自動車専門用語に対する翻訳能力が優秀であること。過去に「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」の翻訳経験があること。今回の冊子に当稿が作成した「新燃料使用時の排出ガス等実態調査」報告書における新燃料に対する考え方が「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第八次報告等)として記載されているため、既訳が報告書英訳や過去の報告を含め相違を与えないよう作業を行う必要がある。(株)サイマル・インターナショナルは過去の各年の翻訳を含め自動車関連の翻訳を数多く扱った実績があり、本業務を遂行できる唯一の者である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
717	(社)産業環境管理協会	東京都千代田区錦町2-2-1	平成17年度公害防止管理者の再教育に関する調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月1日	3,500,000	(1)本請負業務は、実効ある公害防止管理者制度を整備することにより、各工場において、より効率的かつ的確な公害防止活動が行われることを目的として、公害防止管理者の知識のアップデート及び能力向上を図るための調査を行うものである。具体的には、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づきこれまで実施してきた公害防止管理者等国家試験(以下「国家試験」という。)及び資格認定講習の実施内容、公害防止・環境管理の動向、さらには平成16年度調査の実施内容・実施結果等も踏まえ、公害防止管理者に対する再教育制度のあり方について検討することとしている。 (2)本請負業務の遂行に当たっては、請負者は以下の条件を満たすことが必須である。 ①公害防止・環境管理に関する総合的・体系的な知識を有すること。過去からこれまで実施されてきた公害防止管理者等国家試験の試験内容及び資格認定講習の講習内容等について、過去から現在に至るまでの内容の変遷も含めた詳細を熟知していること。 ②公害防止管理者の有資格者の知識レベルを把握している前提で、有資格者の知識レベルの効果的な向上に資する再教育講習を企画する能力を有し、かつ、内容・運営ともに一貫性を持った講習会を実施する体制が整備されていること。 ③実際にこれらの条件を全満たすことのできる法人は、国家試験の指定機関であり、かつ、資格認定講習の実施機関である法人以外はない。 (3)社団法人産業環境管理協会は、昭和37年に設立されて以来、大気、水質、騒音、振動、有害化学物質、産業廃棄物、さらには地球環境問題に至る産業由来の環境問題に対して、各種アセスメント評価、技術開発、調査等を実施するなど公害防止・環境管理に関する総合的・体系的な知識を十分に有している。また、同法人は、昭和62年から現在に至るまで国家試験の唯一の指定機関として国家試験を企画・運営実施し、資格認定講習については昭和47年より実施していることから、国家試験や資格認定講習の内容やその変遷について熟知し、かつ、有資格者の知識レベル向上に資する再教育講習会を企画・実施できる能力・体制を十分に有している。さらに、同法人は、平成16年度調査の請負者として良好で信頼のおける成果を挙げている。このように、同社は、上記(2)に掲げる全ての条件を満たす唯一の機関である。 (4)以上の理由により、契約の性質又は目的が競争を許さないと判断されるので、本業務の請負契約の相手方として、社団法人産業環境管理協会と随意契約を締結するものである(会計法第29条の3第4項)。	見直し之余地があるも	企画競争へ移行(18年度契約から)	
718	(財)岡山県環境保全事業団	〒701-0212 岡山県岡山市内尾665-1	平成17年度いきづく湖沼ふれあいモデル事業(児島湖沿岸のミシ原造成事業)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月18日	3,245,550	本事業は、地域住民やNPO等が主体となって湖沼環境保全活動のモデル事業を実施し、住民等による湖沼環境保全活動の定着・発展と湖沼環境の改善を図ることを目的としている。本事業の実施プロジェクト(契約の相手方となるNPO等)については、都道府県に挙げてもらった各地域におけるNPO等の取組状況を基に複数のプロジェクトを選定したものであり、契約の目的及び性質が競争を許さない場合として、会計法第29条の3第4項の規定に該当するため。	その他のもの	(対象事業を公募した上で、事業者の選定を行ったものであり、随意契約によらざるを得ない)	
719	(財)淡海環境保全財団	〒520-0807 滋賀県大津市松本1-2-1 大津合同庁舎内	平成17年度いきづく湖沼ふれあいモデル事業(県民参加による琵琶湖辺域の水環境の把握と環境学習)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月12日	2,520,000	本事業は、地域住民やNPO等が主体となって湖沼環境保全活動のモデル事業を実施し、住民等による湖沼環境保全活動の定着・発展と湖沼環境の改善を図ることを目的としている。本事業の実施プロジェクト(契約の相手方となるNPO等)については、都道府県に挙げてもらった各地域におけるNPO等の取組状況を基に複数のプロジェクトを選定したものであり、契約の目的及び性質が競争を許さない場合として、会計法第29条の3第4項の規定に該当するため。	その他のもの	(対象事業を公募した上で、事業者の選定を行ったものであり、随意契約によらざるを得ない)	
720	NPO法人びわこ豊穡の郷	〒524-8585 滋賀県守山市吉身2-5-22	平成17年度いきづく湖沼ふれあいモデル事業(守山ボタル復活のための水辺環境調査)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月21日	3,465,000	本事業は、地域住民やNPO等が主体となって湖沼環境保全活動のモデル事業を実施し、住民等による湖沼環境保全活動の定着・発展と湖沼環境の改善を図ることを目的としている。本事業の実施プロジェクト(契約の相手方となるNPO等)については、都道府県に挙げてもらった各地域におけるNPO等の取組状況を基に複数のプロジェクトを選定したものであり、契約の目的及び性質が競争を許さない場合として、会計法第29条の3第4項の規定に該当するため。	その他のもの	(対象事業を公募した上で、事業者の選定を行ったものであり、随意契約によらざるを得ない)	
721	特定非営利活動法人P777基金	〒300-1233 茨城県牛久市栄町6-387	平成17年度いきづく湖沼ふれあいモデル事業(外來魚駆除と流域農業の連携による水質浄化事業)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月24日	4,935,000	本事業は、地域住民やNPO等が主体となって湖沼環境保全活動のモデル事業を実施し、住民等による湖沼環境保全活動の定着・発展と湖沼環境の改善を図ることを目的としている。本事業の実施プロジェクト(契約の相手方となるNPO等)については、都道府県に挙げてもらった各地域におけるNPO等の取組状況を基に複数のプロジェクトを選定したものであり、契約の目的及び性質が競争を許さない場合として、会計法第29条の3第4項の規定に該当するため。	その他のもの	(対象事業を公募した上で、事業者の選定を行ったものであり、随意契約によらざるを得ない)	
722	特定非営利活動法人まちづくりわかやま鳥根	〒690-0012 鳥根県松江市吉志原5-2-43	平成17年度いきづく湖沼ふれあいモデル事業(嫁が島体感浸透)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎晴一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月13日	1,459,500	本事業は、地域住民やNPO等が主体となって湖沼環境保全活動のモデル事業を実施し、住民等による湖沼環境保全活動の定着・発展と湖沼環境の改善を図ることを目的としている。本事業の実施プロジェクト(契約の相手方となるNPO等)については、都道府県に挙げてもらった各地域におけるNPO等の取組状況を基に複数のプロジェクトを選定したものであり、契約の目的及び性質が競争を許さない場合として、会計法第29条の3第4項の規定に該当するため。	その他のもの	(対象事業を公募した上で、事業者の選定を行ったものであり、随意契約によらざるを得ない)	
723	特定非営利活動法人河北湖湖沼研究所	〒920-0267 石川県河北郡内灘町字大冨台302	平成17年度いきづく湖沼ふれあいモデル事業(河北湖における枯死植物の除去等による水質浄化)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月21日	3,150,000	本事業は、地域住民やNPO等が主体となって湖沼環境保全活動のモデル事業を実施し、住民等による湖沼環境保全活動の定着・発展と湖沼環境の改善を図ることを目的としている。本事業の実施プロジェクト(契約の相手方となるNPO等)については、都道府県に挙げてもらった各地域におけるNPO等の取組状況を基に複数のプロジェクトを選定したものであり、契約の目的及び性質が競争を許さない場合として、会計法第29条の3第4項の規定に該当するため。	その他のもの	(対象事業を公募した上で、事業者の選定を行ったものであり、随意契約によらざるを得ない)	
724	大阪府環境情報センター	大阪府大阪市東成区中道1-3-62	平成17年度環境技術実証モデル事業ヒートアイランド対策技術分野実証試験委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月7日	1,100,000	本事業は、地方公共団体(都道府県及び政令指定都市)を対象に公募を実施し、申請のあった大阪府について、組織体制、技術的能力、公平性の確保、公正性の確保及び実証試験の品質管理の5つの観点から、専門家による審査を行い、実施機関として選定されたものであるため。	その他のもの		平成17年度限り
725	新潟県	新潟県新潟市新光町4番地1	平成17年度微小粒子状物質等曝露影響調査(健康影響調査)委託業務	支出負担行為担当官環境省環境管理局長 小林光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,207,000	本業務は、一般大気における微小粒子状物質の曝露量と健康影響との関連性を明らかにするため、対象地区の住民に対し健康状態に関する調査を行うものである。調査開始当初より、新調査対象がこの個人情報を取り扱うこととして調査対象者の同意を得ており、調査対象者との信頼関係を維持し継続的に本調査を行う必要があることから、本業務を適切に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
726	大阪府	大阪府大阪市中央区大手前2-1-2	平成17年度微小粒子状物質等曝露影響調査(長期疫学調査)委託業務	支出負担行為担当官環境省環境管理局長 小林光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	4,286,000	本業務は、一般大気における微小粒子状物質の曝露量と健康影響との関連性を明らかにするため、対象地区の住民に対し健康状態に関する調査を行うものである。調査開始当初より、この個人情報を取り扱うこととして調査対象者の同意を得ており、調査対象者との信頼関係を維持し継続的に本調査を行う必要があることから、本業務を適切に実施できる唯一の者であり、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
727	富山県	富山県富山市新総曲輪1-7	平成17年度富山県における健全な水循環手法検討調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理局長 坪香 伸 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月5日	4,999,680	本事業は、地下水への涵養手法を解析することにより地下水位の低下を防ぎ健全な水循環の確保に資するとともに、地下水流動の把握により地下水汚染源の推定手法を検討するものである。本調査の実施に当たっては、富山県内にある休耕田を利用した地下水涵養施設において実証調査を行う必要がある。これまで富山県で実施されてきた地下水水位調査結果及び水質調査結果等を把握・整理する必要がある。また実際の休耕田で実施するため、その土地の所有者との調整が不可欠である。富山県は本業務を実施するためのフィールド条件を有しているとともに、土地の所有者や関係機関との調整が円滑に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの		平成17年度限り
728	千葉県	千葉県千葉市中央区市場町1-1	平成17年度水質管理計画調査(千葉葉芝山町における地下水汚染源推定調査)委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理局長 坪香 伸 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月29日	5,700,252	本事業は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染について効果的な対策を講じるための基礎資料を得ることを目的として、汚染源推定調査及び汚染機構解明調査(地質調査、地下水調査、土壌調査等)を行うものである。千葉県は、平成15年度までの硝酸性窒素対策が全国最多であり、硝酸性窒素対策に資する条件を有したフィールドを有し、フィールドの所有者や関係機関との調整が行え、当該業務を最も効果的・効率的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの		平成17年度限り

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別 若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
729	静岡市 静岡県静岡市葵区5-1	平成17年度水質管理計画調査(静岡県静岡市における地下水汚染簡易推定手法設定調査)委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理水環境部長 甲村 謙友 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月9日	6,616,000	本調査は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染について、迅速に汚染源や汚染原因の特定を行うとともに、具体的な調査・対策手法の確立を目指すことを目的として、調査対象地区において汚染源の推定、整理を行うとともに、これまでに実施されてきた窒素負荷低減方策の効果や、汚染源に適用する地下水浄化技術の効果把握するものである。静岡市は、以前から市内で窒素負荷低減方策を実施し、効果を把握する適切なフィールドを有し、フィールドの所有者や関係機関との調整が行え、当該業務を最も効果的・効率的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	平成17年度限り
730	千葉県 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	平成17年度湖沼水質保全計画策定支援調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 甲村 謙友 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月1日	3,466,000	本事業は、湖沼水質保全計画策定推進のための調査検討を行うものである。千葉県は、指定湖沼の水質保全策に関する知見と能力を有しており、当該業務を最も効果的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(随意契約によらざるを得ない)
731	岡山県 〒700-8570 岡山県岡山市内山下2-4-6	平成17年度湖沼水質保全計画策定支援調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 甲村 謙友 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月11日	1,963,000	本事業は、湖沼水質保全計画策定推進のための調査検討を行うものである。岡山県は、指定湖沼の水質保全策に関する知見と能力を有しており、当該業務を最も効果的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(随意契約によらざるを得ない)
732	滋賀県 〒520-8577 滋賀県大津市京町4-1-1	平成17年度湖沼水質保全計画策定支援調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 甲村 謙友 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月11日	5,761,000	本事業は、湖沼水質保全計画策定推進のための調査検討を行うものである。滋賀県は、指定湖沼の水質保全策に関する知見と能力を有しており、当該業務を最も効果的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(随意契約によらざるを得ない)
733	大阪府環境情報センター 〒537-0025 大阪府大阪市東成区中道1-3-62	平成17年度環境技術実証モデル事業湖沼等水質浄化技術分野実証試験委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 甲村 謙友 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月18日	4,604,000	本事業は、「環境技術実証モデル事業」として湖沼等水質浄化技術に係る実証試験を行うものである。大阪府は、この実証試験を実施する湖沼の水質の状況及び保全策に関する知見と能力を有しており、当該業務を最も効果的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(随意契約によらざるを得ない)
734	香川県 〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10	平成17年度環境技術実証モデル事業湖沼等水質浄化技術分野実証試験委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 甲村 謙友 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月25日	7,500,000	本事業は、「環境技術実証モデル事業」として湖沼等水質浄化技術に係る実証試験を行うものである。香川県は、この実証試験を実施する湖沼の水質の状況及び保全策に関する知見と能力を有しており、当該業務を最も効果的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(随意契約によらざるを得ない)
735	愛媛県 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4-4-2	平成17年度環境技術実証モデル事業湖沼等水質浄化技術分野実証試験委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 甲村 謙友 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月25日	5,826,000	本事業は、「環境技術実証モデル事業」として湖沼等水質浄化技術に係る実証試験を行うものである。愛媛県は、この実証試験を実施する湖沼の水質の状況及び保全策に関する知見と能力を有しており、当該業務を最も効果的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(随意契約によらざるを得ない)
736	広島県 〒730-8511 広島県広島市中区基町10-52	平成17年度環境技術実証モデル事業湖沼等水質浄化技術分野実証試験委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 甲村 謙友 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月25日	6,465,000	本事業は、「環境技術実証モデル事業」として湖沼等水質浄化技術に係る実証試験を行うものである。広島県は、この実証試験を実施する湖沼の水質の状況及び保全策に関する知見と能力を有しており、当該業務を最も効果的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(随意契約によらざるを得ない)
737	埼玉県 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	平成17年度環境技術実証モデル事業湖沼等水質浄化技術分野実証試験委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 甲村 謙友 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月25日	6,820,000	本事業は、「環境技術実証モデル事業」として湖沼等水質浄化技術に係る実証試験を行うものである。埼玉県は、この実証試験を実施する湖沼の水質の状況及び保全策に関する知見と能力を有しており、当該業務を最も効果的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(随意契約によらざるを得ない)
738	千葉県 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	平成17年度環境技術実証モデル事業非金属元素排水処理技術分野実証試験委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 甲村 謙友 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月4日	5,718,000	本事業は、「環境技術実証モデル事業」として非金属元素(ホウ素等)の排水処理技術に係る実証試験を行うものである。千葉県は、この実証試験を実施する地域の水質等の状況及び保全策に関する知見と能力を有しており、当該業務を最も効果的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	平成17年度限り
739	沖縄県 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2	平成17年度赤土流出防止等対策調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 甲村 謙友 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	83,154,000	本事業は、沖縄県における農地等から公共用水域への赤土流出防止等対策の調査検討を行うものである。沖縄県は、赤土流出等の実態、対策等に関する知見と能力を有しており、当該業務を最も効果的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	平成17年度限り
740	沖縄県 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2	平成17年度在日米軍施設・区域環境調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 甲村 謙友 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月22日	3,618,000	本事業は、沖縄県内の在日米軍施設・区域における水質調査を行うものである。沖縄県は、本事業に関する知見と調査能力を有しており、当該業務を最も効果的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(随意契約によらざるを得ない)
741	千葉県 千葉市中央区市場町1-1	平成17年度広域総合水質調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理水環境部長 甲村 謙友(東京都千代田区霞が関1-2-2)	平成17年4月22日	1,918,000	本業務は、水質総量規制の成果として総量規制対象水域における水環境の状況変化を把握するため、千葉県管内の指定水域において水質等の調査を行うものである。千葉県は管内指定水域において水質等の調査を的確に行うための知見と能力を有しており、当該業務を最も効果的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(随意契約によらざるを得ない)
742	東京都 東京都新宿区西新宿2-8-1	平成17年度広域総合水質調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理水環境部長 甲村 謙友(東京都千代田区霞が関1-2-2)	平成17年4月22日	1,043,000	本業務は、水質総量規制の成果として総量規制対象水域における水環境の状況変化を把握するため、東京都管内の指定水域において水質等の調査を行うものである。東京都は管内指定水域において水質等の調査を的確に行うための知見と能力を有しており、当該業務を最も効果的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(随意契約によらざるを得ない)
743	神奈川県 神奈川県横浜市中央区日本大通1	平成17年度広域総合水質調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理水環境部長 甲村 謙友(東京都千代田区霞が関1-2-2)	平成17年4月22日	1,251,000	本業務は、水質総量規制の成果として総量規制対象水域における水環境の状況変化を把握するため、神奈川県管内の指定水域において水質等の調査を行うものである。神奈川県は管内指定水域において水質等の調査を的確に行うための知見と能力を有しており、当該業務を最も効果的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(随意契約によらざるを得ない)
744	愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2	平成17年度広域総合水質調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理水環境部長 甲村 謙友(東京都千代田区霞が関1-2-2)	平成17年4月22日	2,560,000	本業務は、水質総量規制の成果として総量規制対象水域における水環境の状況変化を把握するため、愛知県管内の指定水域において水質等の調査を行うものである。愛知県は管内指定水域において水質等の調査を的確に行うための知見と能力を有しており、当該業務を最も効果的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(随意契約によらざるを得ない)
745	三重県 三重県津市大明町13	平成17年度広域総合水質調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理水環境部長 甲村 謙友(東京都千代田区霞が関1-2-2)	平成17年4月22日	2,876,000	本業務は、水質総量規制の成果として総量規制対象水域における水環境の状況変化を把握するため、三重県管内の指定水域において水質等の調査を行うものである。三重県は管内指定水域において水質等の調査を的確に行うための知見と能力を有しており、当該業務を最も効果的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(随意契約によらざるを得ない)
746	大阪府 大阪府中央区大手前2	平成17年度広域総合水質調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理水環境部長 甲村 謙友(東京都千代田区霞が関1-2-2)	平成17年4月22日	1,401,000	本業務は、水質総量規制の成果として総量規制対象水域における水環境の状況変化を把握するため、大阪府管内の指定水域において水質等の調査を行うものである。大阪府は管内指定水域において水質等の調査を的確に行うための知見と能力を有しており、当該業務を最も効果的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(随意契約によらざるを得ない)
747	兵庫県 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1	平成17年度広域総合水質調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理水環境部長 甲村 謙友(東京都千代田区霞が関1-2-2)	平成17年4月22日	2,263,000	本業務は、水質総量規制の成果として総量規制対象水域における水環境の状況変化を把握するため、兵庫県管内の指定水域において水質等の調査を行うものである。兵庫県は管内指定水域において水質等の調査を的確に行うための知見と能力を有しており、当該業務を最も効果的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	-	(随意契約によらざるを得ない)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
748	和歌山県 和歌山県和歌山市小松原通1-1	平成17年度広域総合水質調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理水環境部長 甲村 謙友(東京都千代田区霞が関1-2-2)	平成17年4月22日	1,757,000	本業務は、水質総量規制の成果として総量規制対象水域における水環境の状況変化を把握するため、和歌山県管内の指定水域において水質等の調査を行うものである。和歌山県は管内指定水域において水質等の調査を的確に行うための知見と能力を有しており、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
749	岡山県 岡山県岡山市内山下2-4-6	平成17年度広域総合水質調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理水環境部長 甲村 謙友(東京都千代田区霞が関1-2-2)	平成17年4月22日	1,108,000	本業務は、水質総量規制の成果として総量規制対象水域における水環境の状況変化を把握するため、岡山県管内の指定水域において水質等の調査を行うものである。岡山県は管内指定水域において水質等の調査を的確に行うための知見と能力を有しており、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
750	広島県 広島県広島市中区基町10-52	平成17年度広域総合水質調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理水環境部長 甲村 謙友(東京都千代田区霞が関1-2-2)	平成17年4月22日	2,265,000	本業務は、水質総量規制の成果として総量規制対象水域における水環境の状況変化を把握するため、広島県管内の指定水域において水質等の調査を行うものである。広島県は管内指定水域において水質等の調査を的確に行うための知見と能力を有しており、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
751	山口県 山口県山口市滝町1-1	平成17年度広域総合水質調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理水環境部長 甲村 謙友(東京都千代田区霞が関1-2-2)	平成17年4月22日	3,494,000	本業務は、水質総量規制の成果として総量規制対象水域における水環境の状況変化を把握するため、山口県管内の指定水域において水質等の調査を行うものである。山口県は管内指定水域において水質等の調査を的確に行うための知見と能力を有しており、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
752	徳島県 徳島県徳島市万代町1-1	平成17年度広域総合水質調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理水環境部長 甲村 謙友(東京都千代田区霞が関1-2-2)	平成17年4月22日	1,160,000	本業務は、水質総量規制の成果として総量規制対象水域における水環境の状況変化を把握するため、徳島県管内の指定水域において水質等の調査を行うものである。徳島県は管内指定水域において水質等の調査を的確に行うための知見と能力を有しており、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
753	香川県 香川県高松市番町4-1-10	平成17年度広域総合水質調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理水環境部長 甲村 謙友(東京都千代田区霞が関1-2-2)	平成17年4月22日	1,306,000	本業務は、水質総量規制の成果として総量規制対象水域における水環境の状況変化を把握するため、香川県管内の指定水域において水質等の調査を行うものである。香川県は管内指定水域において水質等の調査を的確に行うための知見と能力を有しており、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
754	愛媛県 愛媛県松山市一番町4-4-2	平成17年度広域総合水質調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理水環境部長 甲村 謙友(東京都千代田区霞が関1-2-2)	平成17年4月22日	2,200,000	本業務は、水質総量規制の成果として総量規制対象水域における水環境の状況変化を把握するため、愛媛県管内の指定水域において水質等の調査を行うものである。愛媛県は管内指定水域において水質等の調査を的確に行うための知見と能力を有しており、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
755	福岡県 福岡市博多区東公園7-7	平成17年度広域総合水質調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理水環境部長 甲村 謙友(東京都千代田区霞が関1-2-2)	平成17年4月22日	1,459,000	本業務は、水質総量規制の成果として総量規制対象水域における水環境の状況変化を把握するため、福岡県管内の指定水域において水質等の調査を行うものである。福岡県は管内指定水域において水質等の調査を的確に行うための知見と能力を有しており、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
756	大分県 大分県大分市大手町3-1-1	平成17年度広域総合水質調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理水環境部長 甲村 謙友(東京都千代田区霞が関1-2-2)	平成17年4月22日	1,887,000	本業務は、水質総量規制の成果として総量規制対象水域における水環境の状況変化を把握するため、大分県管内の指定水域において水質等の調査を行うものである。大分県は管内指定水域において水質等の調査を的確に行うための知見と能力を有しており、当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
757	福岡県 福岡市博多区東公園7-7	平成17年度有明海・八代海水環境調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理水環境部長 甲村 謙友(東京都千代田区霞が関1-2-2)	平成17年4月26日	2,607,000	本業務は、有明海・八代海において底層・底質環境や底生生物の生息状況を含めた水環境全体の状況及び両海域の集水域における発生活汚濁負荷量を把握するため、福岡県管内の海域において水質等の調査を行うものである。福岡県は管内調査対象海域において水質等の調査を行うための知見と能力を有しており、また、県が独自に行う常時監視と併せ当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
758	佐賀県 佐賀市内1-1-59	平成17年度有明海・八代海水環境調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理水環境部長 甲村 謙友(東京都千代田区霞が関1-2-2)	平成17年4月26日	2,280,000	本業務は、有明海・八代海において底層・底質環境や底生生物の生息状況を含めた水環境全体の状況及び両海域の集水域における発生活汚濁負荷量を把握するため、佐賀県管内の海域において水質等の調査を行うものである。佐賀県は管内調査対象海域において水質等の調査を行うための知見と能力を有しており、また、県が独自に行う常時監視と併せ当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
759	長崎県 長崎市江戸町2-13	平成17年度有明海・八代海水環境調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理水環境部長 甲村 謙友(東京都千代田区霞が関1-2-2)	平成17年4月26日	1,997,000	本業務は、有明海・八代海において底層・底質環境や底生生物の生息状況を含めた水環境全体の状況及び両海域の集水域における発生活汚濁負荷量を把握するため、長崎県管内の海域において水質等の調査を行うものである。長崎県は管内調査対象海域において水質等の調査を行うための知見と能力を有しており、また、県が独自に行う常時監視と併せ当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
760	熊本県 熊本市水前寺6-18-1	平成17年度有明海・八代海水環境調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理水環境部長 甲村 謙友(東京都千代田区霞が関1-2-2)	平成17年4月26日	3,917,000	本業務は、有明海・八代海において底層・底質環境や底生生物の生息状況を含めた水環境全体の状況及び両海域の集水域における発生活汚濁負荷量を把握するため、熊本県管内の海域において水質等の調査を行うものである。熊本県は管内調査対象海域において水質等の調査を行うための知見と能力を有しており、また、県が独自に行う常時監視と併せ当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
761	鹿児島県 鹿児島市鴨池新町10-1	平成17年度有明海・八代海水環境調査委託業務	支出負担行為担当官 環境省環境管理水環境部長 甲村 謙友(東京都千代田区霞が関1-2-2)	平成17年4月26日	1,381,000	本業務は、有明海・八代海において底層・底質環境や底生生物の生息状況を含めた水環境全体の状況及び両海域の集水域における発生活汚濁負荷量を把握するため、鹿児島県管内の海域において水質等の調査を行うものである。鹿児島県は管内調査対象海域において水質等の調査を行うための知見と能力を有しており、また、県が独自に行う常時監視と併せ当該業務を最も効率的に実施できる唯一の者であることから、競争を許さないものとして会計法29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
762	北海道 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	平成17年度低周波音測定調査委託業務	支出負担行為担当官水・大気環境局長 竹本和彦 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月27日	1,000,000	環境省では、平成16年6月に固定発生源から生じる低周波音についてこれまでの調査研究から「低周波音問題対応の手引書」を作成したところである。移動発生源から生じる低周波音については、対策を講じるために必要な知見やデータが不足しているため基礎的資料を得る必要がある。本業務は、移動発生源のうち鉄道から生じる低周波音に係るデータを収集することを目的としているため、車両の種類及び低周波音が発生すると思われる軌道、橋梁構造、隧道等を多く有しており、かつ暗騒音が低く低周波音の距離減衰等のデータ収集が可能な北海道を受託先として選定したものである。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
763	岡山県 岡山県岡山市内山下2丁目4番6号	平成17年度低周波音測定調査委託業務	支出負担行為担当官水・大気環境局長 竹本和彦 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月27日	1,000,000	環境省では、平成16年6月に固定発生源から生じる低周波音についてこれまでの調査研究から「低周波音問題対応の手引書」を作成したところである。移動発生源から生じる低周波音については、対策を講じるために必要な知見やデータが不足しているため基礎的資料を得る必要がある。本業務は、移動発生源のうち鉄道から生じる低周波音に係るデータを収集することを目的としているため、車両の種類及び低周波音が発生すると思われる軌道、橋梁構造、隧道等を多く有しており、かつ暗騒音が低く低周波音の距離減衰等のデータ収集が可能な岡山県を受託先として選定したものである。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
764	東京都	東京都新宿区西新宿2-8-1	平成17年度振動測定調査委託業務	支出負担行為担当官水・大気環境局長 竹本和彦 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月27日	1,500,000	現在、振動規制法では鉛直振動特性による振動加速度レベルで規制を行っているが、国際的には3軸方向での評価や全身振動についての調査検討が進んでいる。本業務は、環境振動について発生源・伝播経路・受振部における実態調査を行い、振動評価手法の在り方に適切な科学的判断を加えるための基礎的資料の収集を目的とすることから、振動発生源である工場・事業場等数及び交通機関を多数有し、単体振動及び複合振動について測定可能であり、かつ過年度における実績や独自の知見を有していると思われる東京都を受託先として選定したものである。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
765	川崎市	川崎市川崎区宮本町1番地	平成17年度騒音規制法・振動規制法における特定施設の使用状況調査	支出負担行為担当官水・大気環境局長 竹本和彦 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月27日	1,500,000	「規制改革・民間開放集中受付月間」(平成16年度もみじ月間)において、騒音規制法及び振動規制法に規定する特定施設の圧縮機のうち、スクリーン式圧縮機を規制対象外とするべきであると要望があった。また、「騒音規制法の規制対象施設の在り方について(中間答申)」において、ボイラ、冷凍機及び冷却塔(クーリングタワー)については、規制対象施設への追加等について検討が必要な施設であるという答申があった。本業務は、騒音規制法・振動規制法の特定施設及び未規制施設の使用状況実態調査を行い、規制対象施設の見直しに資するためのデータを蓄積するものであることから、工場・事業場等数及び検討対象施設を多数有し、単体騒音及び複合騒音について測定が可能であり、かつ過年度における実績や独自の知見を有している東京都を受託先として選定したものである。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
766	東京都	東京都新宿区西新宿2-8-1	平成17年度騒音の影響に対する住民意識調査委託業務	支出負担行為担当官水・大気環境局長 竹本和彦 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月27日	3,400,000	騒音に係る環境基準は、平成10年9月に改定されたが、騒音の評価手法等の在り方についての中央環境審議会答申において「特に我が国の実態に基づき知見の充実に努めることが必要である」と指摘されている。国民の生活に即してきめ細い行政対応をとっていただくためには、我が国における騒音の性状・居住実態等に即した騒音影響に関する知見を充実させることが必要である。本業務は、騒音に対する住民意識に関する知見を収集するための調査研究を行い、これにより環境基準等について適切な科学的判断を加える資料とすることを目的としていることから、過年度における調査実績や独自の知見を有している東京都を受託先として選定したものである。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
767	東京都	東京都新宿区西新宿2-8-1	平成17年度排ガス処理装置技術評価調査委託業務	支出負担行為担当官水・大気環境局長 小林 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月13日	2,800,000	近年、都市・生活型の悪臭が増加しており、なかでも東京都などの都市部では印刷・塗装工場等から発生する揮発性有機化合物(VOC)が悪臭の原因となっている。そこで、排ガス処理装置について技術評価を行うことで、技術の開発及び普及を促進し、VOCを原因とする臭気対策の一層推進を図る必要がある。本業務は印刷・塗装工場等に対する豊富な指導実績を有している東京都を受託先として選定したものである。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
768	東京都	東京都新宿区西新宿2-8-1	平成17年度嗅覚測定規格比較検討調査委託業務	支出負担行為担当官水・大気環境局長 小林 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月17日	2,600,000	悪臭防止法の公定法となっている三点比較式臭袋法は昭和40年代から東京都を中心に開発された手法であり、三点比較式臭袋法の知見においては他の従従を許さない。本業務は三点比較式臭袋法と他国の測定法(オルフファクトメーター法等)との比較検討を行うため、三点比較式臭袋法を熟知している必要があり、受託先として選定したものである。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
769	佐久市	長野県佐久市中込3056	平成17年度大気生活環境保全モデル事業委託業務	支出負担行為担当官水・大気環境局長 小林 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月19日	4,000,000	本業務は今後の地方公共団体における環境資源の保全・活用の推進に資するため、公報紙や星空観望会等を通じた人々の意識醸成のための普及啓発活動や、現在把握できていない様々な環境資源の発見・評価を行うためのモデル事業を実施するものである。佐久市は大気環境保全意識の高揚を図ることを目的として結成された「星空の街・あおぞらの街」全国協議会(地方公共団体を会員として組織)の会員であり、平成17年度に「星空の街・あおぞらの街」全国大会を開催することから、モデル事業の成果を全国へ普及啓発することが可能である。そのため、本業務の受託先として選定したものである。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
770	二戸市	岩手県二戸市福岡字川又47	平成17年度大気生活環境保全モデル事業委託業務	支出負担行為担当官水・大気環境局長 小林 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年12月20日	3,000,000	本業務は今後の地方公共団体における環境資源の保全・活用の推進に資するため、公報紙や星空観望会等を通じた人々の意識醸成のための普及啓発活動や、現在把握できていない様々な環境資源の発見・評価を行うためのモデル事業を実施するものである。二戸市は大気環境保全意識の高揚を図ることを目的として結成された「星空の街・あおぞらの街」全国協議会(地方公共団体を会員として組織)の会員であり、平成18年度に「星空の街・あおぞらの街」全国大会を開催することから、モデル事業の成果を全国へ普及啓発することが可能である。そのため、本業務の受託先として選定したものである。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
771	埼玉県	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	平成17年度総量削減計画振興管理調査	支出負担行為担当官環境省環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月20日	2,900,000	平成13年6月に公布された自動車NOx・PM法に基づき、関係8都府県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県)が作成する窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画では、平成22年度までに、二酸化窒素等に係る大気環境基準をおおむね達成することを目標に、車種規制、交通需要の調整・低減等の各種施策を総合的に実施することとしており、目標達成のため、施策の進捗状況の把握及び評価のための基礎資料を経年的に収集・整備し、総量削減計画の的確な進行管理を実施する必要がある。本調査は、上記より窒素酸化物及び粒子状物質の排出量削減対策を推進することを目的として実施するものであり、総量削減計画を作成した関係8都府県と随意契約することが適当である。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
772	千葉県	千葉県千葉市中央区市場町1-1	平成17年度総量削減計画振興管理調査	支出負担行為担当官環境省環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月20日	3,500,000	平成13年6月に公布された自動車NOx・PM法に基づき、関係8都府県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県)が作成する窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画では、平成22年度までに、二酸化窒素等に係る大気環境基準をおおむね達成することを目標に、車種規制、交通需要の調整・低減等の各種施策を総合的に実施することとしており、目標達成のため、施策の進捗状況の把握及び評価のための基礎資料を経年的に収集・整備し、総量削減計画の的確な進行管理を実施する必要がある。本調査は、上記より窒素酸化物及び粒子状物質の排出量削減対策を推進することを目的として実施するものであり、総量削減計画を作成した関係8都府県と随意契約することが適当である。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
773	東京都	東京都新宿区西新宿2-8-1	平成17年度総量削減計画振興管理調査	支出負担行為担当官環境省環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月20日	2,791,562	平成13年6月に公布された自動車NOx・PM法に基づき、関係8都府県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県)が作成する窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画では、平成22年度までに、二酸化窒素等に係る大気環境基準をおおむね達成することを目標に、車種規制、交通需要の調整・低減等の各種施策を総合的に実施することとしており、目標達成のため、施策の進捗状況の把握及び評価のための基礎資料を経年的に収集・整備し、総量削減計画の的確な進行管理を実施する必要がある。本調査は、上記より窒素酸化物及び粒子状物質の排出量削減対策を推進することを目的として実施するものであり、総量削減計画を作成した関係8都府県と随意契約することが適当である。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
774	神奈川県	神奈川県横浜市中区日本大通1	平成17年度総量削減計画振興管理調査	支出負担行為担当官環境省環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月20日	2,582,000	平成13年6月に公布された自動車NOx・PM法に基づき、関係8都府県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県)が作成する窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画では、平成22年度までに、二酸化窒素等に係る大気環境基準をおおむね達成することを目標に、車種規制、交通需要の調整・低減等の各種施策を総合的に実施することとしており、目標達成のため、施策の進捗状況の把握及び評価のための基礎資料を経年的に収集・整備し、総量削減計画の的確な進行管理を実施する必要がある。本調査は、上記より窒素酸化物及び粒子状物質の排出量削減対策を推進することを目的として実施するものであり、総量削減計画を作成した関係8都府県と随意契約することが適当である。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
775	愛知県 愛知県名古屋市中区三丸3-1-2	平成17年度総量削減計画振興管理調査	支出負担行為担当官環境省環境管理局長 小林 光 京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月20日	2,615,000	平成13年6月に公布された自動車NOx・PM法に基づき、関係8都府県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県)が作成する窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画では、平成22年度までに、二酸化窒素等に係る大気環境基準をおおむね達成することを目標に、車種規制、交通需要の調整・低減等の各種施策を総合的に実施することとしており、目標達成のため、施策の進捗状況の把握及び評価のための基礎資料を経年的に収集・整備し、総量削減計画の確かな進行管理を実施する必要がある。 本調査は、上記により窒素酸化物及び粒子状物質の排出量削減対策を推進することを目的として実施するものであり、総量削減計画を作成した関係8都府県と随意契約することが適当である。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
776	三重県 三重県津市広明町1-3	平成17年度総量削減計画振興管理調査	支出負担行為担当官環境省環境管理局長 小林 光 京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月20日	2,800,000	平成13年6月に公布された自動車NOx・PM法に基づき、関係8都府県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県)が作成する窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画では、平成22年度までに、二酸化窒素等に係る大気環境基準をおおむね達成することを目標に、車種規制、交通需要の調整・低減等の各種施策を総合的に実施することとしており、目標達成のため、施策の進捗状況の把握及び評価のための基礎資料を経年的に収集・整備し、総量削減計画の確かな進行管理を実施する必要がある。 本調査は、上記により窒素酸化物及び粒子状物質の排出量削減対策を推進することを目的として実施するものであり、総量削減計画を作成した関係8都府県と随意契約することが適当である。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
777	大阪府 大阪府大阪市中央区大手前2-1-2	平成17年度総量削減計画振興管理調査	支出負担行為担当官環境省環境管理局長 小林 光 京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月20日	3,000,000	平成13年6月に公布された自動車NOx・PM法に基づき、関係8都府県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県)が作成する窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画では、平成22年度までに、二酸化窒素等に係る大気環境基準をおおむね達成することを目標に、車種規制、交通需要の調整・低減等の各種施策を総合的に実施することとしており、目標達成のため、施策の進捗状況の把握及び評価のための基礎資料を経年的に収集・整備し、総量削減計画の確かな進行管理を実施する必要がある。 本調査は、上記により窒素酸化物及び粒子状物質の排出量削減対策を推進することを目的として実施するものであり、総量削減計画を作成した関係8都府県と随意契約することが適当である。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
778	兵庫県 兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1	平成17年度総量削減計画振興管理調査	支出負担行為担当官環境省環境管理局長 小林 光 京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月20日	3,000,000	平成13年6月に公布された自動車NOx・PM法に基づき、関係8都府県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県)が作成する窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画では、平成22年度までに、二酸化窒素等に係る大気環境基準をおおむね達成することを目標に、車種規制、交通需要の調整・低減等の各種施策を総合的に実施することとしており、目標達成のため、施策の進捗状況の把握及び評価のための基礎資料を経年的に収集・整備し、総量削減計画の確かな進行管理を実施する必要がある。 本調査は、上記により窒素酸化物及び粒子状物質の排出量削減対策を推進することを目的として実施するものであり、総量削減計画を作成した関係8都府県と随意契約することが適当である。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
779	神奈川県 神奈川県横浜市中央区日本大通1	平成17年度局地における大気汚染改善事業	支出負担行為担当官環境省環境管理局長 小林 光 京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月1日	16,225,283	平成13年6月に公布された自動車NOx・PM法に基づき、関係8都府県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県)が作成する窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画では、平成22年度までに、二酸化窒素等に係る大気環境基準をおおむね達成することを目標に、車種規制、交通需要の調整・低減等の各種施策を総合的に実施することとしているが、目標達成のためには、局地的に深刻な高濃度大気汚染が見られる道路沿道地域において、総合的な地域大気汚染改善事業を推進する必要がある。 本事業は、局地的な大気汚染が見られる道路沿道地域において、実態把握、局地汚染シミュレーションを実施するなどし、汚染対策の試行的導入を行い、その結果等を踏まえ、地方公共団体を中心とした地域連絡組織により総合的な地域大気汚染改善計画を策定し、関係者の連携・分担のもとに改善事業を行い、もって窒素酸化物及び粒子状物質の排出量削減に資することを目的として実施するものであり、当該の地方公共団体と随意契約することが適当である。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
780	大阪市 大阪市北区中之島1-3-2	平成17年度局地における大気汚染改善事業	支出負担行為担当官環境省環境管理局長 小林 光 京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月14日	19,626,878	平成13年6月に公布された自動車NOx・PM法に基づき、関係8都府県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県)が作成する窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画では、平成22年度までに、二酸化窒素等に係る大気環境基準をおおむね達成することを目標に、車種規制、交通需要の調整・低減等の各種施策を総合的に実施することとしているが、目標達成のためには、局地的に深刻な高濃度大気汚染が見られる道路沿道地域において、総合的な地域大気汚染改善事業を推進する必要がある。 本事業は、局地的な大気汚染が見られる道路沿道地域において、実態把握、局地汚染シミュレーションを実施するなどし、汚染対策の試行的導入を行い、その結果等を踏まえ、地方公共団体を中心とした地域連絡組織により総合的な地域大気汚染改善計画を策定し、関係者の連携・分担のもとに改善事業を行い、もって窒素酸化物及び粒子状物質の排出量削減に資することを目的として実施するものであり、当該の地方公共団体と随意契約することが適当である。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
781	群馬県 群馬県前橋市大手町1-1-1	平成17年度開設前橋自動車交通環境測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官環境省環境管理局長 小林 光 京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,500,000	本業務は、自動車排出ガスによる大気汚染状況の常時監視、未規制物質及び環境基準未設定物質等の測定技術開発及び検証など、自動車交通環境の体系的な状況の把握のため設置されている国設自動車交通環境測定所の適切な管理運営を行うものである。国設自動車交通環境測定所は、大気汚染及び騒音の推移等を継続的に観測し、汚染等の状況を常時監視し、長期的な規制効果の判断と基準、許容限度の設定及び改訂に必要な基礎資料としてデータを提供することを目的としている。 本業務は、大気成分の濃度などの経時的変化の測定、測定機器等の保守管理及び測定場所の管理を行うこととしている。このため、業務の実施に当たっては、環境大気常時監視マニュアルに精通していること、自動測定機器等を適宜点検し、試薬等の補充とともに機器の作業状況の確認ができる者、さらには測定場所の管理者である必要がある。 地方公共団体においては、大気汚染防止法に基づき自動車排出ガスの常時監視を行うこととされているため、自動車排出ガス測定局を設置し、環境大気常時監視マニュアルに基づき大気汚染状況の常時監視している。大気汚染物質の迅速な把握には、より質の高い継続して測定値を得るためにも地方公共団体はテレメータシステムを構築しているため相互に補充し合えるように一括管理を地方公共団体にて行うことが合理的である。また、国設自動車交通環境測定所は各地方公共団体の行政財産上の土地を借り上げて設置しているため、測定場所の管理及び自動車測定機器等の適宜点検等も適正に行えるところである。以上ことから、本業務を地方公共団体と随意契約することが適当である。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
782	埼玉県 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	平成17年度開設入間自動車交通環境測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官環境省環境管理局長 小林 光 京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	3,164,000	本業務は、自動車排出ガスによる大気汚染状況の常時監視、未規制物質及び環境基準未設定物質等の測定技術開発及び検証など、自動車交通環境の体系的な状況の把握のため設置されている国設自動車交通環境測定所の適切な管理運営を行うものである。国設自動車交通環境測定所は、大気汚染及び騒音の推移等を継続的に観測し、汚染等の状況を常時監視し、長期的な規制効果の判断と基準、許容限度の設定及び改訂に必要な基礎資料としてデータを提供することを目的としている。 本業務は、大気成分の濃度などの経時的変化の測定、測定機器等の保守管理及び測定場所の管理を行うこととしている。このため、業務の実施に当たっては、環境大気常時監視マニュアルに精通していること、自動測定機器等を適宜点検し、試薬等の補充とともに機器の作業状況の確認ができる者、さらには測定場所の管理者である必要がある。 地方公共団体においては、大気汚染防止法に基づき自動車排出ガスの常時監視を行うこととされているため、自動車排出ガス測定局を設置し、環境大気常時監視マニュアルに基づき大気汚染状況の常時監視している。大気汚染物質の迅速な把握には、より質の高い継続して測定値を得るためにも地方公共団体はテレメータシステムを構築しているため相互に補充し合えるように一括管理を地方公共団体にて行うことが合理的である。また、国設自動車交通環境測定所は各地方公共団体の行政財産上の土地を借り上げて設置しているため、測定場所の管理及び自動車測定機器等の適宜点検等も適正に行えるところである。以上ことから、本業務を地方公共団体と随意契約することが適当である。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
783	千葉県 千葉県千葉市中央区市場町1-1	平成17年度国設野田自動車交通環境測定所の管理運営委託業務	支出負担担当担当官環境省環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	3,550,000	本業務は、自動車排出ガスによる大気汚染状況の常時監視、未規制物質及び環境基準未設定物質等の測定技術開発及び検証など、自動車交通環境の体系的な状況の把握のため設置されている国設自動車交通環境測定所の適切な管理運営を行うものである。国設自動車交通環境測定所は、大気汚染及び騒音の推移等を継続的に観測し、汚染等の状況を常時監視し、長期的な規制効果の判断と基準、許容限度の設定及び改訂に必要な基礎資料としてデータを提供することを目的としている。本業務は、大気成分の濃度などの経時的変化の測定、測定機器等の保守管理及び測定場所の管理を行うこととしている。このため、業務の実施に当たっては、環境大気常時監視マニュアルに精通していること、自動測定機器等を適宜点検し、試薬等の補充とともに機器の作業状況の確認ができる者、さらには測定場所の管理者である必要がある。自動車排出ガス測定局を設置し、環境大気常時監視マニュアルに基づき自動車排出ガスの常時監視を行うこととされているため、自動車排出ガス測定局を設置し、環境大気常時監視マニュアルに基づき大気汚染状況を常時監視している。大気汚染物質の迅速な把握には、より質の高い継続した測定値を得るために地方公共団体はテレメータシステムを構築しているの相互に補充し合えるように一括管理を地方公共団体にを行うことが合理的である。また、国設自動車交通環境測定所は各地方公共団体の行政財産上の土地を借り上げて設置しているため、測定場所の管理及び自動測定機器等の適宜点検等も適正に行えるところである。以上ことから、本業務を地方公共団体と随意契約することが適当である。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
784	神奈川県 神奈川県横浜市中区日本大通1	平成17年度国設厚木自動車交通環境測定所の管理運営委託業務	支出負担担当担当官環境省環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	3,300,000	本業務は、自動車排出ガスによる大気汚染状況の常時監視、未規制物質及び環境基準未設定物質等の測定技術開発及び検証など、自動車交通環境の体系的な状況の把握のため設置されている国設自動車交通環境測定所の適切な管理運営を行うものである。国設自動車交通環境測定所は、大気汚染及び騒音の推移等を継続的に観測し、汚染等の状況を常時監視し、長期的な規制効果の判断と基準、許容限度の設定及び改訂に必要な基礎資料としてデータを提供することを目的としている。本業務は、大気成分の濃度などの経時的変化の測定、測定機器等の保守管理及び測定場所の管理を行うこととしている。このため、業務の実施に当たっては、環境大気常時監視マニュアルに精通していること、自動測定機器等を適宜点検し、試薬等の補充とともに機器の作業状況の確認ができる者、さらには測定場所の管理者である必要がある。自動車排出ガス測定局を設置し、環境大気常時監視マニュアルに基づき自動車排出ガスの常時監視を行うこととされているため、自動車排出ガス測定局を設置し、環境大気常時監視マニュアルに基づき大気汚染状況を常時監視している。大気汚染物質の迅速な把握には、より質の高い継続した測定値を得るために地方公共団体はテレメータシステムを構築しているの相互に補充し合えるように一括管理を地方公共団体にを行うことが合理的である。また、国設自動車交通環境測定所は各地方公共団体の行政財産上の土地を借り上げて設置しているため、測定場所の管理及び自動測定機器等の適宜点検等も適正に行えるところである。以上ことから、本業務を地方公共団体と随意契約することが適当である。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
785	愛知県 愛知県名古屋市中区三の丸3-1-2	平成17年度国設飛島自動車交通環境測定所の管理運営委託業務	支出負担担当担当官環境省環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	3,553,000	本業務は、自動車排出ガスによる大気汚染状況の常時監視、未規制物質及び環境基準未設定物質等の測定技術開発及び検証など、自動車交通環境の体系的な状況の把握のため設置されている国設自動車交通環境測定所の適切な管理運営を行うものである。国設自動車交通環境測定所は、大気汚染及び騒音の推移等を継続的に観測し、汚染等の状況を常時監視し、長期的な規制効果の判断と基準、許容限度の設定及び改訂に必要な基礎資料としてデータを提供することを目的としている。本業務は、大気成分の濃度などの経時的変化の測定、測定機器等の保守管理及び測定場所の管理を行うこととしている。このため、業務の実施に当たっては、環境大気常時監視マニュアルに精通していること、自動測定機器等を適宜点検し、試薬等の補充とともに機器の作業状況の確認ができる者、さらには測定場所の管理者である必要がある。自動車排出ガス測定局を設置し、環境大気常時監視マニュアルに基づき自動車排出ガスの常時監視を行うこととされているため、自動車排出ガス測定局を設置し、環境大気常時監視マニュアルに基づき大気汚染状況を常時監視している。大気汚染物質の迅速な把握には、より質の高い継続した測定値を得るために地方公共団体はテレメータシステムを構築しているの相互に補充し合えるように一括管理を地方公共団体にを行うことが合理的である。また、国設自動車交通環境測定所は各地方公共団体の行政財産上の土地を借り上げて設置しているため、測定場所の管理及び自動測定機器等の適宜点検等も適正に行えるところである。以上ことから、本業務を地方公共団体と随意契約することが適当である。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
786	大阪府 大阪府大阪市中央区大手前2-1-2	平成17年度国設四條崎自動車交通環境測定所の管理運営委託業務	支出負担担当担当官環境省環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	5,500,000	本業務は、自動車排出ガスによる大気汚染状況の常時監視、未規制物質及び環境基準未設定物質等の測定技術開発及び検証など、自動車交通環境の体系的な状況の把握のため設置されている国設自動車交通環境測定所の適切な管理運営を行うものである。国設自動車交通環境測定所は、大気汚染及び騒音の推移等を継続的に観測し、汚染等の状況を常時監視し、長期的な規制効果の判断と基準、許容限度の設定及び改訂に必要な基礎資料としてデータを提供することを目的としている。本業務は、大気成分の濃度などの経時的変化の測定、測定機器等の保守管理及び測定場所の管理を行うこととしている。このため、業務の実施に当たっては、環境大気常時監視マニュアルに精通していること、自動測定機器等を適宜点検し、試薬等の補充とともに機器の作業状況の確認ができる者、さらには測定場所の管理者である必要がある。自動車排出ガス測定局を設置し、環境大気常時監視マニュアルに基づき自動車排出ガスの常時監視を行うこととされているため、自動車排出ガス測定局を設置し、環境大気常時監視マニュアルに基づき大気汚染状況を常時監視している。大気汚染物質の迅速な把握には、より質の高い継続した測定値を得るために地方公共団体はテレメータシステムを構築しているの相互に補充し合えるように一括管理を地方公共団体にを行うことが合理的である。また、国設自動車交通環境測定所は各地方公共団体の行政財産上の土地を借り上げて設置しているため、測定場所の管理及び自動測定機器等の適宜点検等も適正に行えるところである。以上ことから、本業務を地方公共団体と随意契約することが適当である。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
787	尼崎市 尼崎市東七松町1-23-1	平成17年度国設尼崎自動車交通環境測定所の管理運営委託業務	支出負担担当担当官環境省環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,800,000	本業務は、自動車排出ガスによる大気汚染状況の常時監視、未規制物質及び環境基準未設定物質等の測定技術開発及び検証など、自動車交通環境の体系的な状況の把握のため設置されている国設自動車交通環境測定所の適切な管理運営を行うものである。国設自動車交通環境測定所は、大気汚染及び騒音の推移等を継続的に観測し、汚染等の状況を常時監視し、長期的な規制効果の判断と基準、許容限度の設定及び改訂に必要な基礎資料としてデータを提供することを目的としている。本業務は、大気成分の濃度などの経時的変化の測定、測定機器等の保守管理及び測定場所の管理を行うこととしている。このため、業務の実施に当たっては、環境大気常時監視マニュアルに精通していること、自動測定機器等を適宜点検し、試薬等の補充とともに機器の作業状況の確認ができる者、さらには測定場所の管理者である必要がある。自動車排出ガス測定局を設置し、環境大気常時監視マニュアルに基づき自動車排出ガスの常時監視を行うこととされているため、自動車排出ガス測定局を設置し、環境大気常時監視マニュアルに基づき大気汚染状況を常時監視している。大気汚染物質の迅速な把握には、より質の高い継続した測定値を得るために地方公共団体はテレメータシステムを構築しているの相互に補充し合えるように一括管理を地方公共団体にを行うことが合理的である。また、国設自動車交通環境測定所は各地方公共団体の行政財産上の土地を借り上げて設置しているため、測定場所の管理及び自動測定機器等の適宜点検等も適正に行えるところである。以上ことから、本業務を地方公共団体と随意契約することが適当である。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
788	神戸市 神戸市中央区加納町6-5-1	平成17年度自動車騒音常時監視の効果と活用のケーススタディ調査委託業務	支出負担担当担当官環境省水・大気環境局長 竹本 和彦 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月25日	5,200,000	本業務は、自動車騒音常時監視結果を地域の状況に応じて有効に活用して自動車騒音公害の防止を図る施策について調査すること、効率的で適切な方法により自動車騒音常時監視の事務を行うために必要な実施計画の策定にあたり、地域の状況に応じて生じる問題点や課題を明らかにすることを目的とする。神戸市は、自動車騒音公害の防止を図るための条例として「神戸市自動車騒音条例」を施行しており、この条例を調査することで、その目的を達成することができる。また神戸市は都市部・地方部の性格の異なる路線を抱えており、実施計画策定にあたっては両者の問題点や課題を把握することができるため、その目的を達成することができる。以上より、本業務の委託先として、神戸市と随意契約することが適当である。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
789	神奈川県 神奈川県横浜市中区日本大通1	平成17年度東海道新幹線に関する騒音振動対策調査委託業務	支出負担担当担当官環境省水・大気環境局長 竹本 和彦 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月7日	1,000,000	新幹線鉄道騒音・振動については、過去から低減対策を講じてきたところであるが、騒音は環境基準を達成していない地点があり、振動は、動悸音を下回っていないもの苦情が耐えられない状態である。本業務は、新幹線鉄道騒音・振動の更なる低減対策を推進するために神奈川県内における軌道構造、騒音レベル、振動レベル、騒音・振動対策を調査するものである。騒音は、都道府県知事が指定する地域の類型毎に基準が定まっており、地域の指定と指定した地域の騒音の測定を一体として都道府県が実施するべきものであることから、神奈川県内における適切な測定箇所を選定、測定の知見を有している神奈川県が最も効率的に事業を実施できるため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別 若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
790	東京都 東京都新宿区西新宿2-8-1	平成17年度環境技術実証モデル事業 VOC処理技術分野(シロコク)等の有機塩素系脱脂材処理技術)実証試験受託業務	支出負担行為担当官 環境省水・大気環境局長 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月22日	5,654,000	本事業は、地方公共団体(都道府県及び政令指定都市)を対象に公募を実施し、申請のあった東京都について、組織体制、技術的能力、公平性の確保、公正性の確保及び実証試験の品質管理の5つの観点から、専門家による審査を行い、実施機関として選定されたものであるため。	その他のもの	-	平成17年度限り
791	愛知県 名古屋市中区三の丸 3-1-2	平成17年度有害大気汚染物質及び揮発性有機化合物(VOC)モニタリング実施事業委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	4,810,000	本委託業務は、改正大気汚染防止法に基づき、効果的なVOC排出抑制を推進するために、VOC環境濃度等の把握などを実施するものである。これらの事業は、本県が直接実施すべきものであるが、科学的知見の充実を図るための新しいシミュレーションモデルの構築にあたり、気象条件による大気環境汚染への影響等を検討する必要がある。地域の一般大気環境を評価できるように配置されている地方公共団体が設置している測定局が本事業の測定場所として最も適している。このことから効率性、経済性を考慮して最も適した地方公共団体と随意契約を締結した。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
792	東京都 東京都新宿区西新宿 2-8-1	平成17年度有害大気汚染物質及び揮発性有機化合物(VOC)モニタリング実施事業委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	10,346,000	本委託業務は、改正大気汚染防止法に基づき、効果的なVOC排出抑制を推進するために、VOC環境濃度等の把握などを実施するものである。これらの事業は、本県が直接実施すべきものであるが、科学的知見の充実を図るための新しいシミュレーションモデルの構築にあたり、気象条件による大気環境汚染への影響等を検討する必要がある。地域の一般大気環境を評価できるように配置されている地方公共団体が設置している測定局が本事業の測定場所として最も適している。このことから効率性、経済性を考慮して最も適した地方公共団体と随意契約を締結した。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
793	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	平成17年度国設大気環境測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	3,405,000	大気環境監視測定は、大気汚染の態様を全国的かつ継続的に把握することにより、環境基準の設定など、今後の環境保全施策を推進するうえでの根幹となる基礎データを収集するものであり、本委託業務は、国設大気環境測定所の維持・管理運営を行うものである。測定データの収集や測定機器等の不具合が起こった場合等に、直ちに現地において、迅速かつ的確な方向から状況の確認が出来ること、かつ、県内の他の測定局の値と比較できることなど、経済性及び効率性を考慮すると最も適しているため、地方公共団体と随意契約を締結した(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
794	宮城県 仙台市青葉区本町 3-8-1	平成17年度国設大気環境測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	4,305,000	大気環境監視測定は、大気汚染の態様を全国的かつ継続的に把握することにより、環境基準の設定など、今後の環境保全施策を推進するうえでの根幹となる基礎データを収集するものであり、本委託業務は、国設大気環境測定所の維持・管理運営を行うものである。測定データの収集や測定機器等の不具合が起こった場合等に、直ちに現地において、迅速かつ的確な方向から状況の確認が出来ること、かつ、県内の他の測定局の値と比較できることなど、経済性及び効率性を考慮すると最も適しているため、地方公共団体と随意契約を締結した(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
795	東京都 東京都新宿区西新宿 2-8-1	平成17年度国設大気環境測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	4,769,000	大気環境監視測定は、大気汚染の態様を全国的かつ継続的に把握することにより、環境基準の設定など、今後の環境保全施策を推進するうえでの根幹となる基礎データを収集するものであり、本委託業務は、国設大気環境測定所の維持・管理運営を行うものである。測定データの収集や測定機器等の不具合が起こった場合等に、直ちに現地において、迅速かつ的確な方向から状況の確認が出来ること、かつ、県内の他の測定局の値と比較できることなど、経済性及び効率性を考慮すると最も適しているため、地方公共団体と随意契約を締結した(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
796	川崎市 川崎市川崎区宮本町 1番地	平成17年度国設大気環境測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,257,000	大気環境監視測定は、大気汚染の態様を全国的かつ継続的に把握することにより、環境基準の設定など、今後の環境保全施策を推進するうえでの根幹となる基礎データを収集するものであり、本委託業務は、国設大気環境測定所の維持・管理運営を行うものである。測定データの収集や測定機器等の不具合が起こった場合等に、直ちに現地において、迅速かつ的確な方向から状況の確認が出来ること、かつ、県内の他の測定局の値と比較できることなど、経済性及び効率性を考慮すると最も適しているため、地方公共団体と随意契約を締結した(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
797	愛知県 名古屋市中区三の丸 3-1-2	平成17年度国設大気環境測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	4,056,000	大気環境監視測定は、大気汚染の態様を全国的かつ継続的に把握することにより、環境基準の設定など、今後の環境保全施策を推進するうえでの根幹となる基礎データを収集するものであり、本委託業務は、国設大気環境測定所の維持・管理運営を行うものである。測定データの収集や測定機器等の不具合が起こった場合等に、直ちに現地において、迅速かつ的確な方向から状況の確認が出来ること、かつ、県内の他の測定局の値と比較できることなど、経済性及び効率性を考慮すると最も適しているため、地方公共団体と随意契約を締結した(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
798	大阪府 大阪市中央区大手前2丁目	平成17年度国設大気環境測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	3,841,000	大気環境監視測定は、大気汚染の態様を全国的かつ継続的に把握することにより、環境基準の設定など、今後の環境保全施策を推進するうえでの根幹となる基礎データを収集するものであり、本委託業務は、国設大気環境測定所の維持・管理運営を行うものである。測定データの収集や測定機器等の不具合が起こった場合等に、直ちに現地において、迅速かつ的確な方向から状況の確認が出来ること、かつ、県内の他の測定局の値と比較できることなど、経済性及び効率性を考慮すると最も適しているため、地方公共団体と随意契約を締結した(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
799	尼崎市 尼崎市東七松町1-23-1	平成17年度国設大気環境測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	3,423,000	大気環境監視測定は、大気汚染の態様を全国的かつ継続的に把握することにより、環境基準の設定など、今後の環境保全施策を推進するうえでの根幹となる基礎データを収集するものであり、本委託業務は、国設大気環境測定所の維持・管理運営を行うものである。測定データの収集や測定機器等の不具合が起こった場合等に、直ちに現地において、迅速かつ的確な方向から状況の確認が出来ること、かつ、県内の他の測定局の値と比較できることなど、経済性及び効率性を考慮すると最も適しているため、地方公共団体と随意契約を締結した(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
800	島根県 松江市殿町 1番地	平成17年度国設大気環境測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	3,507,000	大気環境監視測定は、大気汚染の態様を全国的かつ継続的に把握することにより、環境基準の設定など、今後の環境保全施策を推進するうえでの根幹となる基礎データを収集するものであり、本委託業務は、国設大気環境測定所の維持・管理運営を行うものである。測定データの収集や測定機器等の不具合が起こった場合等に、直ちに現地において、迅速かつ的確な方向から状況の確認が出来ること、かつ、県内の他の測定局の値と比較できることなど、経済性及び効率性を考慮すると最も適しているため、地方公共団体と随意契約を締結した(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
801	大牟田市 大牟田市有明町2丁目3番地	平成17年度国設大気環境測定所の管理運営委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,410,000	大気環境監視測定は、大気汚染の態様を全国的かつ継続的に把握することにより、環境基準の設定など、今後の環境保全施策を推進するうえでの根幹となる基礎データを収集するものであり、本委託業務は、国設大気環境測定所の維持・管理運営を行うものである。測定データの収集や測定機器等の不具合が起こった場合等に、直ちに現地において、迅速かつ的確な方向から状況の確認が出来ること、かつ、県内の他の測定局の値と比較できることなど、経済性及び効率性を考慮すると最も適しているため、地方公共団体と随意契約を締結した(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
802	東京都	東京都新宿区西新宿 2-8-1	平成17年度有害大気汚染物質モニタリング実施事業委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成17年4月1日	5,310,000	本委託業務は、地方公共団体が対象とする物質以外多種類の物質を含め、国が有害大気汚染物質の全国的な濃度レベルを把握するためのモニタリングを行うものである。この業務は、大気汚染防止法第18条の2第1項に基づき、国及び地方公共団体が連携して実施する必要があることから、本委託業務を遂行するために最も適した地方公共団体と随意契約を締結した。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
803	北九州市	北九州市小倉北区城内 1-1	平成17年度有害大気汚染物質モニタリング実施事業委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 竹本 和彦 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成17年4月1日	3,493,000	本委託業務は、地方公共団体が対象とする物質以外多種類の物質を含め、国が有害大気汚染物質の全国的な濃度レベルを把握するためのモニタリングを行うものである。この業務は、大気汚染防止法第18条の2第1項に基づき、国及び地方公共団体が連携して実施する必要があることから、本委託業務を遂行するために最も適した地方公共団体と随意契約を締結した。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
804	北海道	札幌市中央区北3条西6丁目	平成17年度有害大気汚染物質発生源対策調査委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 竹本 和彦 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成17年7月29日	1,825,000	本委託業務は、有害大気汚染物質の発生源と考えられる事業場について、排出実態、周辺環境への影響等を把握するために調査を行うものである。大気汚染防止法第18条の2第1項に基づき、国及び地方公共団体が連携して実施する必要があることから、本委託業務を遂行するために最も適した地方公共団体と随意契約を締結した。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
805	千葉県	千葉市中央区市場町 1-1	平成17年度有害大気汚染物質発生源対策調査委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 竹本 和彦 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成17年7月29日	1,920,000	本委託業務は、有害大気汚染物質の発生源と考えられる事業場について、排出実態、周辺環境への影響等を把握するために調査を行うものである。大気汚染防止法第18条の2第1項に基づき、国及び地方公共団体が連携して実施する必要があることから、本委託業務を遂行するために最も適した地方公共団体と随意契約を締結した。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
806	大阪府	大阪市中央区大手前2丁目	平成17年度有害大気汚染物質発生源対策調査委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 竹本 和彦 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成17年7月29日	1,300,000	本委託業務は、有害大気汚染物質の発生源と考えられる事業場について、排出実態、周辺環境への影響等を把握するために調査を行うものである。大気汚染防止法第18条の2第1項に基づき、国及び地方公共団体が連携して実施する必要があることから、本委託業務を遂行するために最も適した地方公共団体と随意契約を締結した。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
807	徳島県	徳島市万代町 1-1	平成17年度有害大気汚染物質発生源対策調査委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 竹本 和彦 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成17年7月29日	1,285,000	本委託業務は、有害大気汚染物質の発生源と考えられる事業場について、排出実態、周辺環境への影響等を把握するために調査を行うものである。大気汚染防止法第18条の2第1項に基づき、国及び地方公共団体が連携して実施する必要があることから、本委託業務を遂行するために最も適した地方公共団体と随意契約を締結した。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
808	福岡県	福岡市博多区東公園 7-7	平成17年度有害大気汚染物質発生源対策調査委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 竹本 和彦 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成17年8月18日	3,210,000	本委託業務は、有害大気汚染物質の発生源と考えられる事業場について、排出実態、周辺環境への影響等を把握するために調査を行うものである。大気汚染防止法第18条の2第1項に基づき、国及び地方公共団体が連携して実施する必要があることから、本委託業務を遂行するために最も適した地方公共団体と随意契約を締結した。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
809	北九州市	北九州市小倉北区城内 1-1	平成17年度有害大気汚染物質発生源対策調査委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 竹本 和彦 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成17年7月29日	1,100,000	本委託業務は、有害大気汚染物質の発生源と考えられる事業場について、排出実態、周辺環境への影響等を把握するために調査を行うものである。大気汚染防止法第18条の2第1項に基づき、国及び地方公共団体が連携して実施する必要があることから、本委託業務を遂行するために最も適した地方公共団体と随意契約を締結した。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
810	和歌山県	和歌山市小松原通 1-1	平成17年度有害大気汚染物質発生源対策調査委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 竹本 和彦 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成17年9月8日	2,498,000	本委託業務は、有害大気汚染物質の発生源と考えられる事業場について、排出実態、周辺環境への影響等を把握するために調査を行うものである。大気汚染防止法第18条の2第1項に基づき、国及び地方公共団体が連携して実施する必要があることから、本委託業務を遂行するために最も適した地方公共団体と随意契約を締結した。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
811	茨城県	水戸市笠原町 978-6	平成17年度環境放射線等モニタリング調査委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成17年4月1日	1,088,000	本委託業務は、放射能降下物などによる環境への影響を把握するために、継続して測定を行いデータの蓄積を実施しているものである。この事業は、本来、国が直接実施すべきものであるが、地方公共団体に委託して実施することが、測定データの収集や測定機器等の不具合が起こった場合等に際し、直ちに現地向かって状況の確認が出来ること、かつ、県内の他の測定局の値と比較できることなど、経済性及び効率性などを考慮すると最も適しているため、地方公共団体と随意契約を締結した(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
812	新潟県	新潟市新光町 4-1	平成17年度環境放射線等モニタリング調査委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成17年4月1日	2,244,000	本委託業務は、放射能降下物などによる環境への影響を把握するために、継続して測定を行いデータの蓄積を実施しているものである。この事業は、本来、国が直接実施すべきものであるが、地方公共団体に委託して実施することが、測定データの収集や測定機器等の不具合が起こった場合等に際し、直ちに現地向かって状況の確認が出来ること、かつ、県内の他の測定局の値と比較できることなど、経済性及び効率性などを考慮すると最も適しているため、地方公共団体と随意契約を締結した(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
813	高知県	高知市丸ノ内 1-2-20	平成17年度環境放射線等モニタリング調査委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成17年4月1日	1,087,000	本委託業務は、放射能降下物などによる環境への影響を把握するために、継続して測定を行いデータの蓄積を実施しているものである。この事業は、本来、国が直接実施すべきものであるが、地方公共団体に委託して実施することが、測定データの収集や測定機器等の不具合が起こった場合等に際し、直ちに現地向かって状況の確認が出来ること、かつ、県内の他の測定局の値と比較できることなど、経済性及び効率性などを考慮すると最も適しているため、地方公共団体と随意契約を締結した(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
814	長崎県	長崎市江戸町 2-13	平成17年度環境放射線等モニタリング調査委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成17年4月1日	1,361,000	本委託業務は、放射能降下物などによる環境への影響を把握するために、継続して測定を行いデータの蓄積を実施しているものである。この事業は、本来、国が直接実施すべきものであるが、地方公共団体に委託して実施することが、測定データの収集や測定機器等の不具合が起こった場合等に際し、直ちに現地向かって状況の確認が出来ること、かつ、県内の他の測定局の値と比較できることなど、経済性及び効率性などを考慮すると最も適しているため、地方公共団体と随意契約を締結した(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
815	沖縄県	那覇市泉崎 1-2-2	平成17年度環境放射線等モニタリング調査委託業務	支出負担行為担当官環境管理局長 小林 光 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成17年4月1日	1,447,000	本委託業務は、放射能降下物などによる環境への影響を把握するために、継続して測定を行いデータの蓄積を実施しているものである。この事業は、本来、国が直接実施すべきものであるが、地方公共団体に委託して実施することが、測定データの収集や測定機器等の不具合が起こった場合等に際し、直ちに現地向かって状況の確認が出来ること、かつ、県内の他の測定局の値と比較できることなど、経済性及び効率性などを考慮すると最も適しているため、地方公共団体と随意契約を締結した(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
816	特定非営利活動法人日本エコウィズ協会	東京都品川区上大崎 2-24-9 アイケビル4F	平成17年度エコウィズ推進方策に関する業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎櫻一 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成17年4月1日	10,920,000	「エコウィズ」の基本理念、現状及び問題点を熟知しているとともに、「エコウィズ」に関心のある自治体の動向、現状に精通していることが要件であり、これを満たす団体は他になく、競争を許さない。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	- 一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
817	特定非営利活動法人日本ウミガメ協議会	大阪府枚方市長尾元町5-17-18-302	平成17年度ウミガメ行動追跡調査業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎櫻一 東京都千代田区霞が関 1-2-2	平成17年6月1日	6,489,000	全国規模でウミガメ類の調査研究を実施している同協議会以外に本業務を実施することは不可能であることから会計法第29条の3第4項に該当	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
818	(財)日本交通公社	東京都千代田区丸の内1-8-2 第一鉄ビル9F	平成17年度ITカーリ・レフ・事業の推進等業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎樺一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月13日	13,125,000	エコツーリズムと密接な関係のある旅行・観光業界の動向を把握していること、エコツーリズムに関する各地の情勢、諸問題等知識を豊富に有していること、エコツアーに関わる旅行者のニーズを把握していること、エコツーリズムに関連する他省庁の施策について理解していること、上記情報等にかかる収集・解析能力に優れ、迅速かつ、適切な事務処理を行えることが要件であり、これを満たす団体は他になく競争を許さない。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
819	東京電力(株)	東京都千代田区内幸町1-1-3	平成17年度分電気料(皇居)	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 東京都千代田区皇居外苑1-1	平成17年4月1日	39,656,621	当該地における唯一の電気供給事業者(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	単価契約 東京電力の料金体系による
820	東京都水道局千代田営業所	東京都千代田区内神田2-1-12	平成17年度分公共上下水道料(皇居)	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 東京都千代田区皇居外苑1-1	平成17年4月1日	43,337,380	当該地における唯一の水道事業者(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	単価契約 東京都水道局の料金体系による
821	東京都水道局新宿営業所	東京都新宿区内藤町87	平成17年度分新宿御苑に係る公共上下水道料金	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局新宿御苑管理事務所長 東京都新宿区内藤町1	平成17年4月1日	14,060,448	当該地における唯一の水道事業者(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	単価契約 東京都水道局の料金体系による
822	東京電力(株)	東京都千代田区内幸町1-1-3	平成17年度分新宿御苑に係る公共電気料金	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局新宿御苑管理事務所長 東京都新宿区内藤町1	平成17年4月1日	11,664,305	当該地における唯一の電気供給事業者(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	単価契約 東京電力の料金体系による
823	東京ガス(株)	東京都港区海岸1-5-20	平成17年度分新宿御苑に係るガス料金	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局新宿御苑管理事務所長 東京都新宿区内藤町1	平成17年4月1日	13,779,733	当該地における唯一のガス供給事業者(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	単価契約 東京ガスの料金体系による
824	(財)日本緑化センター	東京都港区赤坂1-9-13	平成17年度外来生物による被害の防止等に配慮した緑化植物取扱い方針検討調査委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月1日	14,287,000	本業務は、我が国における外来生物(植物)による被害の防止を通じた生物多様性保全と、早期緑化による国土保全など、地域の自然環境に応じた緑化手法を開発する事業で共通して用いるための制度的、技術的課題を整理し、関係省庁間で継続的な緑化手法の採用について調整することを目的としている。本業務の目的を達成するためには、緑化及び生物多様性保全に関する総合的な調査研究の実績に加え、関係省庁の横断的な検討に関する専門的な知見を有する機関であることが求められるが、この条件を満たしている団体は当財団法人以外になく、契約の性質又は目的が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
825	富士通(株)	東京都港区東新橋1-5-2	平成17年度国立公園業務管理システム運用支援業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月5日	12,495,000	本業務は、平成13年度に開発した環境省電子申請システムの一つである国立公園業務管理システムの機能修正・追加を行うもので、10月に予定されている組織変更に合わせて機能の拡充、更新等の各種作業を行い、利便性を高め、国民サービスの向上を図ることを目的としている。業務遂行には、密接に関連する環境省電子申請システムの全体を熟知している必要があることに加え、ソフトウェア等についてのセキュリティ確保が重要である。当団体はこれまで環境省電子申請システムの開発、運用、保守等の実績を有しており、この条件を満たす団体は他になく、契約の性質又は目的が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年11月から)	
826	富士通(株)	東京都港区東新橋1-5-2	平成17年度国立公園業務管理システム運用支援業務(後期)	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年1月13日	13,797,000	本業務は、平成13年度に開発した環境省電子申請システムの一つである国立公園業務管理システムの機能修正・追加を行うもので、今回業務は、前期業務において行われた組織改編に伴う機能の拡充や更新等を行うものである。業務遂行には、密接に関連する環境省電子申請システムの全体を熟知している必要があることに加え、ソフトウェア等についてのセキュリティ確保が重要である。富士通(株)は、これまで環境省電子申請システムの開発、運用、保守等に携わってきた実績を有しており、この条件を満たす団体は他になく、契約の性質又は目的が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年11月から)	
827	(株)三菱総合研究所	〒100-8141 東京都千代田区大手町二丁目3番6号	平成17年度自然公園等事業の特性にあった評価手法の開発調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎樺一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月10日	5,922,000	自然公園等事業の評価手法の開発については、トラベルコスト法などを用いた費用便益分析技術(ソフトの開発)が必要となるが、この技術開発に最も得意な機関には、株式会社三菱総合研究所であり、また、現在使用している評価ソフトの開発実績もことから、事業を効率的に実施し、効果的に進める上で、会社以外の者に実施させることは不利と認められ、会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
828	富士通(株)	東京都港区東新橋1-5-2	平成17年度外来生物飼養等情報データベースシステム構築業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月31日	54,887,094	当該システムには、平成16年度の外來生物飼養等情報管理のための基本ソフト開発時から、富士通株式会社の技術的ノウハウが蓄積されており、既存システムの熟知、長期的かつ安定した運用保守及び改良、情報の秘匿、という条件を満たす業者は富士通株式会社以外に無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年11月から)	
829	国立大学法人東京大学	東京都文京区弥生1-1-1	平成17年度渡り鳥飛来経路解明調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月5日	21,000,000	本業務の実施にあたっては、渡り鳥の行動に関する広範かつ専門的な知見や技術、経験が必要とされるとともに、多種の渡り鳥の生態、経路決定要因についての高度な知見、専門性が必要とされる。また、鳥に装着した発信器からの情報を人工衛星で追跡する技術、経路が必要とされている。また、国立大学法人東京大学は、本調査の実施にあり必要となる各種水鳥、猛禽類をはじめとした渡り鳥の飛来経路調査に関する専門的知見と技術を有し、渡り鳥の生態、経路決定要因等について、これまで研究テーマとして継続して考察してきた経験も有し、特に、これまでドローン、マテリアル送信機を装着し、人工衛星を用いて追跡することにより、これらの渡り鳥の飛来経路を明らかにしてきた研究者を有している。このため、同大学でなければ、本業務の信頼ある結果を得ることができないものである。さらに、本業務は渡り鳥を対象とするため、必要なデータ収集は年度間で連続して収集せざるを得ないことから、継続して同一の者が実施することが必要である。このことから、会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
830	特定非営利活動法人パートナーサーチ	東京都日野市三沢1-26-9	平成17年度オオカバ保護指針策定調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎樺一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月12日	16,000,000	本事業は、絶滅のおそれが高懸されているオオカバの全国における生息数や繁殖成功率の変化についてモニタリングを行い、繁殖阻害要因の除去と生息環境の整備等に取り組むことを目的とする。また、地理情報システムを用いて、地上に地形や植生等の様々な情報を重ね合わせて表示・分析などを行い詳細な生息環境を把握するため、オオカバについての専門的な知見と経験を有することを必要とされるが、この能力を持っている業者は特定非営利活動法人パートナーサーチ以外には無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札へ移行(準備期間を経たのち19年度から企画競争を実施し、20年度から一般競争入札に移行)	
831	(株)野生動物保護管理事務所	神奈川県川崎市多摩区布田5-8	平成17年度広域分布型鳥獣(カワウ)保護管理指針策定業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 山崎樺一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月12日	14,910,000	本事業は、著しく増加又は減少している特定の鳥獣に関して、全国的・広域的な鳥獣保護指針策定を行うものであり、中でも近年、個体数・分布域が増加しているカワウについて、農林水産省被害軽減、生息圏に即した広域的な保護指針の策定、保護管理を行うものであり、専門的知識や経験を有することが必要となる。特に、広域的な保護指針は策定途上であり、とりまきとめて継続して業務を実施できることが必要である。この能力を有している業者は(株)野生動物保護管理事務所以外には無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	見直しの余地があるもの	一般競争入札へ移行(準備期間を経たのち19年度から企画競争を実施し、20年度から一般競争入札に移行)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
843	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ 東京都千代田区永田町2-11-1	インターネット自然研究所情報システム保守業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局生物多様性センター長山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成17年4月1日	20,475,000	本システムの設計開発者であり、他の事業者では保守等を実施することが不可能である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
844	東日本電信電話(株)ビジネスユーズ事業推進本部 東京都新宿区西新宿3-19-2	インターネット自然研究所モニタリングシステム保守業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局生物多様性センター長山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成17年4月1日	19,740,000	本システムのハードウェアの導入業者であり、他の事業者では保守等を実施することが不可能である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
845	(財)山階鳥類研究所 千葉県我孫子市高野山115	重要生態系監視地域モニタリング推進事業(海鳥調査)	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局生物多様性センター長山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成17年4月1日	12,000,000	島嶼地域に生息する海鳥に関する専門的な知識を有するとともに生息調査等の実績が豊富な同者以外に本業務を実施することは不可能である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度契約から企画競争を実施し、20年度から)	
846	特定非営利活動法人日本ウミガメ協議会 大阪府枚方市長尾元町5-17-18	重要生態系監視地域モニタリング推進事業(ウミガメ調査)	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局生物多様性センター長山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成17年4月1日	9,000,000	全国規模でウミガメ類の調査研究を実施している同者以外に本業務を実施することは不可能である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度契約から企画競争を実施し、20年度から)	
847	富士産業(有) 山梨県南都留郡富士河口湖町船津955	職員宿舍の賃貸借	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局生物多様性センター長山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成17年4月1日	6,552,000	省庁別宿舍、合同宿舍の設置が無いことから民間施設の借入を平成10年度から継続実施しているもの。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
848	アジア航測(株) 東京都新宿区新宿4-2-18	自然環境保全基礎調査植生調査植生原図精度管理業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局生物多様性センター長山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成17年6月16日	52,100,000	植生図の精度を全国的に統一することを目的に平成11年度より実施している業務であり、精度管理マニュアルの作成実績及び植生調査経験の豊富な同者以外に本業務を実施することは不可能である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度契約から企画競争を実施し、20年度から)	
849	特定非営利活動法人日本国際湿地保全連合 東京都中央区日本橋富沢町5-10	自然環境保全基礎調査浅海域生態系調査(干潟)	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局生物多様性センター長山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成17年6月23日	15,000,000	本業務は、過去(H14-H16)の調査結果の取りまとめ等を行うものであり、これまでの調査を踏襲した実績及び浅海域生態学に関する専門的な知識を有する同者以外に本業務を実施することは不可能である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度契約から企画競争を実施し、20年度から)	
850	(株)建設技術研究所 東京都中央区日本橋浜町3-21-1	都心部における水とみどりのネットワークによる自然環境の再生に関する調査委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長東京千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月28日	6,209,000	河川の再生等に関する調査能力及び玉川上水、新宿御苑について十分な知識と実績を有している団体は他にないため(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
851	東京都健康安全研究センター 東京都新宿区西新宿2-8-1	平成17年度皇居外苑汚水水質調査委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長東京千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月21日	6,045,000	皇居外苑の濠に生息する水生生物の標本、継続的なデータを有しているため(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
852	日本信号(株) 東京都豊島区東池袋3-1-1	新宿御苑入園設備保守業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局新宿御苑管理事務所長東京新宿区内藤町11	平成17年4月1日	7,289,100	本業者は、当該入園設備工事を施工した者であり、システムソフトを開発していること、また、設備の部品を製造・販売している唯一の業者であるため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
853	若築建設(株) 東京都目黒区下目黒2-23-16	平成17年度新宿御苑上の池沼湛等改修工事	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局新宿御苑管理事務所長東京新宿区内藤町11	平成17年5月2日	215,250,000	指名競争入札を行ったが、落札者がいなかったため不随随意契約を行った。(会計法第29条の3第5項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
854	武蔵野造園土木(株) 東京都新宿区西新宿3-6-4	平成17年度新宿御苑菊花展览展示上家(竹輪・木輪)設置工事	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局新宿御苑管理事務所長東京新宿区内藤町11	平成17年9月12日	7,455,000	菊花展を展示する上家は、新宿御苑独特の伝統技術を用いた構造であることから、伝統技術・専門的知識を必要とするため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
855	(株)ブレック研究所 東京都千代田区麹町3-7-6	平成17年度新宿御苑と子の森環境学習フィールド水辺環境整備工事監理業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局新宿御苑管理事務所長東京新宿区内藤町11	平成17年9月15日	9,660,000	本業者は、当該工事の設計業務を実施しているため、設計内容及び工事箇所の状況について他の誰よりも精通しているため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
856	(株)自然教育研究センター 東京都立川市錦町2-1-22	平成17年度自然ふれあい施設における指定管理者制度による管理運営のあり方検討業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長伊藤哲夫東京千代田区霞が関1-2-2	平成18年2月15日	1,995,000	指定管理者制度を十分理解し、地方自治体の動向、指定管理者制度の導入を目指している取り組んでいる自然ふれあい施設についても熟知しており、情報を整理して事例として示せるとともにこれらに携わる関係者と情報連絡網を構築しており、情報収集・意見交換を円滑に実施できる。これらの情報等にかかる収集・解析能力及び企画能力に優れ、これを満たす団体は他になく競争を許さない。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
857	東京電力(株)大月支社 山梨県大月市御太刀2-2-14	H17年度分電気料(多様性センター)	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局生物多様性センター長山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成17年4月1日	9,397,078	当該地における唯一の電気供給事業者(会計法第23条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	単価契約 東京電力の料金体系による
858	京都市上下水道局 京都市上京区丸太町通管恵光院下主税町1120	平成17年度京都御苑公共上下水道使用料金	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局京都御苑管理事務所長京都市上京区京都御苑3	平成17年4月1日	3,789,355	当該地における唯一の水道事業者(会計法第23条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	単価契約 京都市上下水道局の料金体系による

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	任意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
859	関西電力(株) 大阪府大阪市北区中之島3-3-20	平成17年度京都御苑電気使用料金	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局京都御苑管理事務所長 京都市上京区京都御苑3	平成17年4月1日	4,539,269	当該地における唯一の電気供給事業者(会計法第23条の3第4項)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	単価契約 関西電力の料金体系による
860	東京都水道局渋谷営業所 東京都渋谷区宇田川1-1	平成17年度分新宿御苑に係る公共上下水道料金	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局新宿御苑管理事務所長 東京都新宿区内藤町11	平成17年4月1日	1,747,648	当該地における唯一の水道事業者(会計法第23条の3第4項)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	単価契約 東京都水道局の料金体系による
861	(財)キープ協会 山梨県北杜市高根町清里3545	平成17年度自然解説指導者育成事業	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年7月27日	4,599,000	自然解説に関する知識(理念、企画の技術、プログラム)、専門的な知見・豊富な経験を有しており、かつ学識と豊富な実績を有する講師の手配ができる。さらに生態系保全、自然保護活動及び自然環境の利用に係る経験、エコリズムに関する基本理念・最新情報をも有し、エコリズムの実践により地域の発展に寄与している。自然資源の管理・保全利用を目的とする適切なルールを適用し、地域資源の保全と持続的利用へ配慮した取り組みも行い自然環境や歴史文化について良質なガイドンを実施するなどこれらを満たす団体は他に競争を許さない。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
862	特定非営利活動法人自然体験活動推進協議会 東京都新宿区新宿5-7-8-6F	平成17年度自然とのふれあい活動における安全対策マニュアル策定調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年8月1日	4,935,000	過去に自然とのふれあい活動における安全対策に係る調査実績があり、整理された情報(本調査に盛り込む参加者安全対策、活動形態安全対策、保険・法律の知識を含めたリスクマネジメント、安全対策チェックリスト等)を豊富に有し、かつ豊富な知識や経験をもつ人材とのネットワークがあるため本調査で策定したマニュアルを広く全国展開できる。これらの要件を満たす団体は他に競争を許さない。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	—	平成17年度限り
863	(社)道路緑化保全協会 東京都千代田区霞ヶ関3-7-4 明産富士ビル4階	平成17年度生態系保全に関する公共施設等の緑化情報調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年11月4日	4,845,750	本調査の実施にあたっては、都市及び都市周辺の多様な公共施設の緑化手法等に関する知見、そのような地域における生物多様性保全に資するエコロジカルネットワークの構築についての知見並びに緑化植物の取引量が大きい道路部局等の政策についての知識を有することが必須不可欠であり、これらの条件を全て満たしている団体は財団法人道路緑化保全協会以外には無く競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため	見直しの余地があるもの	—	平成17年度限り
864	(株)総合環境研究所 長野県松本市高宮南5-26-1	平成17年度グリーンパーク事業(上高地利用実態調査)委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成16年4月28日	1,500,000	本業務を実施するにあたっては、上高地地区における渋滞調査・解析業務の実績があること、国立公園の保護と利用に十分な要件を有し、過去の調査や上高地における特殊事情に必要ならノウハウを有していることが必要になるが、この要件を満たし、上高地地区の関係者と円滑に連携をとることができ、最も効果的かつ精度の高い調査が期待できるのは当社以外に、契約の性質または目的が競争を許さないため会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
865	(財)知床財団 北海道斜里郡斜里町岩宇別531番地	平成17年度グリーンパーク事業(知床半島におけるワシの個体数への影響調査事業)委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年8月10日	2,500,000	本業務を実施するにあたっては、知床半島の自然環境を熟知し、知床半島におけるワシの生息状況及び生態に精通していること、かつ、知床半島において枯損からの年輪採査の実績があることが必要になるが、本件を満たすのは、知床半島の自然環境に関する各種調査を多数行っており、平成16年度にワシの食害把握を目的としてワシの食害採取を実施した実績がある財団法人以外に、契約の性質または目的が競争を許さないため会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
866	(社)生態系トラスト協会 高知県高知市長浜4964番地11	平成17年度グリーンパーク事業(国指定剣山系鳥獣保護区外ワシ等保護監視事業)委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年9月12日	2,500,000	本業務は、当該鳥獣保護区の自然環境の保全のあり方について熟知しており、地域の実情や自然環境の状態等を常に把握し、それらに配慮して事業を実施することはもとより、各現場の状況に合わせた臨機応変な対応が可能であるなどの条件を満たすことが必要である。本要件を満たすのは、「高知県のツシクワグ調査」、「野生鳥獣との共生環境整備事業のための調査事業(剣山系鳥獣保護区)」の実施などの経験をもつ当社法人以外に、契約の性質または目的が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
867	(財)鹿児島県環境技術協会 鹿児島県鹿児島市七ツ島1-1-10	平成17年度グリーンパーク事業(桜島海中公園地区ワシ群集及び鶴半田池へのワシの生息地保護対策事業)委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年5月26日	2,000,000	本事業は、対象となるサンゴやベッコウトンボの当該地における生態に応じて、適切な時期に適切な方法で調査・作業することが不可欠であるが、この要件を満たすのは、本事業と同様の事業をこれまで実施し、当該地域内の自然環境を十分に把握し、調査方法にも精通しており効果的な調査が可能であることに加え、これまでの成果を踏まえた状況分析が可能である財団法人以外に、契約の性質または目的が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
868	(社)沖縄県獣医師会 沖縄県那覇市古波蔵112番地	平成17年度グリーンパーク事業(カムリワシ生息状況調査)委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年10月20日	1,596,000	本事業は、カムリワシをはじめとする野生生物について十分知識を有していること、近年問題となっているカムリワシ傷病個体の多発に対応でき、また個体の飼育管理に必要な技術及び設備を有していること、カムリワシの生息状況等について調査する体制を構築できることが求められる。 同団体法人は、八重山地域にも野生動物保護対策委員会を含め多くの会員を有しており、多くのカムリワシ傷病個体を救護収容した実績を有する(財)沖縄こども未来ゾーン動物病院等の施設及び県指定の野生動物救護獣医師と緊密な協力関係を構築しており、カムリワシ関係の諸団体及び個人との協力体制も構築しており、高い現地調査能力を有している唯一の団体であり、契約の性質または目的が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
869	(社)沖縄県獣医師会 沖縄県那覇市古波蔵112番地	平成17年度グリーンパーク事業(西表1村対策基礎調査事業)委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年8月1日	4,000,000	本事業は、沖縄県西表島地域のイロモテヤマネコをはじめとする野生生物について十分な知識を有しており、西表島の地域社会の事情に十分精通していること、また、イエネコの生息状況等について専門的な知識を有していることが必要要件である。これらを満たす団体は他に、契約の性質または目的が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	—	平成17年度限り
870	八重山漁業協同組合 沖縄県石垣市新栄町83	平成17年度グリーンパーク事業(ワシ確保対策)委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年8月25日	1,500,000	オニヒトデ駆除は、海中でポンベを使用して行う作業であり、潜水士の資格、熟練した潜水作業技術、オニヒトデ探索能力、オニヒトデの危険性とその対処について十分な知識を有している者が従事することが求められる。 当協同組合は、日常的に潜水による漁業に従事し、熟練した潜水作業技術を有している潜水士が多く組合員となっていること、登山団体をはじめとする山岳環境保全に関係する広範な関係者との連携・協力関係を十分に有し、これらの関係を活用した山岳環境保全活動の取り組みなどの経験を有することが必要要件となる。これらを満たす団体は他に、契約の性質または目的が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
871	NPO山のECHO(コ) 東京都港区虎ノ門1-11-7 第2文成ビル3F	平成17年度グリーンパーク事業(利用者参加による国立公園等山岳地域水環境現況調査)委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年7月4日	4,000,000	本業務を効果的かつ効率的に実施し、必要とされる結果を得るためには、山岳地域における環境保全にかかる十分な実績と知見を有すること、山岳地域の水環境に調査経験を有し、個別山岳地域ごとに特有な自然環境、社会環境等の状況に精通していること、登山団体をはじめとする山岳環境保全に関係する広範な関係者との連携・協力関係を十分に有し、これらの関係を活用した山岳環境保全活動の取り組みなどの経験を有することが必要要件となる。これらを満たす団体は他に、契約の性質または目的が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	—	平成17年度限り

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
872	(有) 自然計画	栃木県日光市久次良町66	平成17年度管理方針検討調査(日光国立公園戦場ヶ原跡地防止柵設置に関する検討調査)委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年8月8日	2,000,000	本業務は、今後の戦場ヶ原の管理方針を策定するために必要となるデータの収集及び今後の管理上必要となる簡易なモニタリング手法を得るための検討を実施するものである。業務遂行には当地の自然環境(植生、動物)についての専門的な知見と経験を有していること、当地を中心に活躍する植生・動物等の専門家、学識経験者とのコネクションを有していること等が求められるが、当団体はこれらの条件を有しており、事業を効率、効果的に進める上でも他に実施させることは不利と認められるため、会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度契約から企画競争を実施し、20年度から一般競争に移行)	
873	(財) 黒潮生物研究財団	高知県幡多郡大月町西泊560番イ	平成17年度管理方針検討調査(足摺宇和海国立公園オオヒトデ等監視対策検討調査)委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年9月12日	1,500,000	本業務を実施するには、当海域における海洋環境及びその変遷や要因について熟知していること、サンゴやオオヒトデの分類学や生態学的知見を有していること、国立公園や海中公園について熟知しており、当該海域の保全や監視体制等についての確かな提案を行う能力を有していること等が必要要件である。これらの条件を満たしているのは当財団法人以外に無く、契約の性質または目的が競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度契約から企画競争を実施し、20年度から一般競争に移行)	
874	(株) ブレック研究所	東京都千代田区麹町3-7-6	平成17年度管理方針検討調査(瀬戸内海国立公園(宮島地区)シカ食害等現況調査)委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年9月1日	1,500,000	本業務は、当地におけるシカ植生被害等の状況について、文献の収集・解析、関係機関等へのヒヤリング調査等により明らかにし、人とシカの共生を進めるうえで効果的な対策等について取りまとめ、関係機関等への普及を図ることを目的としている。当社は宮島における自然環境や歴史・文化への精通性、関係行政機関等との調整能力、シカ植生被害調査に関する深い知見、学識経験者等との全国的なネットワーク等を有しており、事業を効率・効果的に進める上でも、当社以外に実施させることは不利と認められ、会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度契約から企画競争を実施し、20年度から一般競争に移行)	
875	(社) 道路緑化保全協会	東京都千代田区霞が関3-7-4明産富士ビル	平成17年度自然公園における法面緑化基準検討調査委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年10月28日	3,000,000	本業務は、国立公園の外來生物(植物)による被害の防止を通じた生物多様性保全及び風景景観の維持と緑化植物に求められる多様な機能に配慮した緑化手法を整理し、緑化手法の取扱方針を策定することを目的とする。業務遂行には、自然環境や生態系の保全等の幅広い知見を有し、その情報を効果的に収集できる能力、またそれらの情報を分析、評価し効果的な緑化手法の提案ができる能力が必要である。当財団法人は、これらの条件を有しており、事業を効率、効果的に進める上でも他に実施させることは不利と認められ、会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
876	有限責任中間法人日本温泉気候物理医学会	東京都中央区八重洲1-5-20石塚八重洲ビル7階	平成17年度温泉利用に関する医学的文献収集等検討調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年9月12日	3,150,000	本業務の実施については、温泉における禁忌症・適応症に関する医学的な知見を有し、かつ、温泉療法に関する科学的説明が可能な、医師・医療関係者から構成される法人でなければ業務を行うことができない。これらの能力を有している団体は、我が国で有限責任中間法人日本温泉気候物理医学会のみであり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
877	生保内財産区管理者 田沢湖町長	秋田県仙北郡田沢湖町生保内字菅の後30番地	国立公園内国民休暇村事業用地等土地賃貸借(1,495,297.00㎡)	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年4月1日	2,990,594	当該地の所有者と契約する必要があるため、競争を許さない。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-(随意契約によらざるを得ない)	
878	羽黒町	山形県東田川郡羽黒町赤川字前田元89	国立公園内国民休暇村事業用地等土地賃貸借(674,933.72㎡)	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年4月1日	1,349,867	当該地の所有者と契約する必要があるため、競争を許さない。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-(随意契約によらざるを得ない)	
879	福島県	福島県福島市杉妻町2-16	国立公園内国民休暇村事業用地等土地賃貸借(892,721.42㎡)	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年4月1日	1,785,442	当該地の所有者と契約する必要があるため、競争を許さない。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-(随意契約によらざるを得ない)	
880	妙高市	新潟県妙高市栄町5-1	国立公園内国民休暇村事業用地等土地賃貸借(772,893.99㎡)	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年4月1日	1,545,787	当該地の所有者と契約する必要があるため、競争を許さない。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-(随意契約によらざるを得ない)	
881	松本市	長野県松本市丸の内3番7号	国立公園内国民休暇村事業用地等土地賃貸借(578,548.40㎡)	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年4月1日	1,157,096	当該地の所有者と契約する必要があるため、競争を許さない。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-(随意契約によらざるを得ない)	
882	江府町	鳥取県日野郡江府町江尾475	国立公園内国民休暇村事業用地等土地賃貸借(1,052,059.84㎡)	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年4月1日	2,104,119	当該地の所有者と契約する必要があるため、競争を許さない。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-(随意契約によらざるを得ない)	
883	小浜町	長崎県南高来郡小浜町北本町14番地	国立公園内国民休暇村事業用地等土地賃貸借(412,962.79㎡)	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年4月1日	958,073	当該地の所有者と契約する必要があるため、競争を許さない。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-(随意契約によらざるを得ない)	
884	センチュリー・リーシング・システム(株)	東京都港区浜松町2-4-1	平成17年度外來生物飼養等情報データベースシステム構築業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年8月31日	4,962,906	当該システムには、平成16年度の外來生物飼養等情報管理のための基本ソフト開発時から、富士通株式会社の技術的ノウハウが集積されており、既存システムの熟知、長期的かつ安定した運用保守及び改良、情報の秘匿、という条件を満たすためのサーバーの賃貸業者は(株)ワガワ・リーシング以外にはなく競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年11月から)	
885	(財) 山階鳥類研究所	千葉県我孫子市高野山115	平成17年度鳥類標識足環等の購入	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年8月13日	4,680,000	欧米各国の標識調査と共通の足環を英国の製造元から原価にて購入できる団体が他には存在しないため、会計法第29条の3第4項に該当するため	その他のもの	-(随意契約によらざるを得ない)	
886	(財) 山階鳥類研究所	千葉県我孫子市高野山115	平成17年度オオタカの日本産固有亜種と外国産亜種との識別のための調査	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年12月6日	1,995,000	本事業は、絶滅のおそれのある野生動物種の保存に関する法律により国内希少野生動物種に指定され国内取引が禁止されているオオタカの日本産亜種と輸入し国内取引が可能なオオタカの外国産亜種との外部形態の差異を明らかにし、違法取引の防止に資することを目的とするものである。なお、本事業実施においては、オオタカの日本産亜種だけでなく外国産近縁亜種に関して、十分な標本と科学的情報を保有しているとともに、非常に似通った近縁亜種間の外部形態を識別するための鳥類分類学に関する知見と技術を有することを必要とするが、この能力を持っている業者は(財)山階鳥類研究所以外には無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	見直しの余地があるもの	一般競争入札へ移行(準備期間を経たのち19年度から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
887	(株) 平和情報センター 東京都文京区小石川1-3-21 日本生命春日町第2ビル	平成17年度日本版バイオセーフティクリアリングハウスの保守事業	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山崎穰一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	4,494,000	「日本版「イセ-フィリッツ」の取入」について開発段階から携わっている業者は、株式会社平和情報センター以外には無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札へ移行(準備期間を経たのち19年度から)	
888	(株) 三菱化学安全科学研究所 東京都港区芝2-1-30	平成17年度バイオテクノロジーと環境保全に関する動向調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月18日	3,990,000	本事業は、今後進展が見込まれる遺伝子組換え生物等の利用に係る規制の動向および環境影響等についての情報の収集・整理を行い、環境保全全体の検討のための基礎資料を得ることを目的とするものであり、専門的な知識や経験を有すること等が必要となるが、この能力を持っている業者は(株)三菱化学安全科学研究所以外には無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	見直しの余地があるもの	一般競争入札へ移行(準備期間を経たのち19年度から)	
889	(株) 野生動物保護管理事務所 神奈川県川崎市多摩区布田5-8	平成17年度イノシシわなによるツキノワグマ錯捕捕獲防止技術の検討事業	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月16日	3,150,000	本事業は、イノシシの捕獲のために架設されたわなにツキノワグマが誤って捕獲されるため、このような事例を防止するために、くくりわなの構造改良等について検討するものであるが、本事業実施においては、鳥獣保護行政並びにイノシシ及びツキノワグマの生態に精通していること。また、ツキノワグマの保護管理の経験及びくくりわなの構造について精通していることを必要とするが、この能力を持っている業者は(株)野生動物保護管理事務所以外には無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
890	特定非営利活動法人パードライフ・アジア 東京都新宿区新宿1-12-15 東洋新宿ビル2F	平成17年度アジア地域重要生息地情報整備事業	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年12月7日	2,992,500	本業務は、ヨーロッパやアメリカ地域で開発・実施されているIBA(鳥類を指標とした重要自然環境)のモニタリング手法やサイト管理グループ構築に関する情報収集を行い、アジア地域におけるIBA委管理への適用可能性に係る検討を行うことにより、アジア地域の重要自然環境の保全に資することを目的とするものである。このため、事業の実施には、IBAプログラムを熟知していること等が必要となるが、この能力を有している団体は、特定非営利活動法人パードライフ・アジア以外には無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	見直しの余地があるもの	一般競争入札へ移行(準備期間を経たのち19年度から)	
891	(財) 沖縄県環境科学センター 沖縄県浦添市字経塚720番地	平成17年度ジュゴンの藻場利用状況調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 山根博一 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月18日	2,940,000	本事業は、ジュゴンの全般的な保護方策を検討するための餌場利用状況の調査を実施するものであり、ジュゴンの生態、採餌に係る知識及び沖縄周辺の藻場における海草類の生態についての専門的な知識、及び調査実績を有すること等が必要となるが、この能力を持っている業者は財団法人沖縄県環境科学センター以外には無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	見直しの余地があるもの	一般競争入札へ移行(準備期間を経たのち19年度から)	
892	特定非営利活動法人パードリサーチ 東京都日野市三沢1-26-9	平成17年度レーダーを用いた渡り鳥調査手法開発調査	支出負担行為担当大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月15日	2,940,000	本事業は、平成16年1月に鳥インフルエンザが野鳥に感染したこと、また、感染経路に渡り鳥等の野鳥の関与が指摘されたこともあり、不明な点が多い渡り鳥の飛来経路について気象用レーダーで効率的に渡り鳥の飛来状況を把握できる新しい手法としての利用可能性を検討するものであり、専門的な知識や経験、全国の鳥類観察者とのネットワークを有すること等が必要となるが、この能力を持っている業者は特定非営利活動法人パードリサーチ以外には無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため	見直しの余地があるもの	一般競争入札へ移行(準備期間を経たのち19年度から)	
893	(株) パワーネット 東京都港区港南2-16-1	インターネット回線接続業務	分任支出負担行為担当大臣官房省自然環境局生物多様性センター長 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成17年4月1日	4,035,780	国内外への情報配信が可能な設備を保有するとともに既存のドメイン名及びIPアドレスを維持することができる同者以外に本業務を実施することは不可能である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札へ移行(18年度契約から)	
894	伊藤忠テクノサイエンス(株) 東京都千代田区霞が関3-2-5	クリアリングハウス電子計算機システム一式賃貸	分任支出負担行為担当大臣官房省自然環境局生物多様性センター長 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成17年4月1日	3,376,800	平成15年度から48ヶ月間によるリース契約の継続期間中である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札へ移行(リース期間満了後、19年度中から)	
895	ホールアース研究所 静岡県富士郡芝川町下柚野165	展示室の休日運営管理業務	分任支出負担行為担当大臣官房省自然環境局生物多様性センター長 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成17年4月1日	1,936,200	日本の自然環境や生物多様性の現状等を広く一般に啓発等するため知識を有する者であり、同者以外に本業務を実施することは不可能である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札へ移行(18年8月契約から)	
896	富士通リース(株) 東京都新宿区西新宿2-7-1	P C 端末一式借上	分任支出負担行為担当大臣官房省自然環境局生物多様性センター長 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成17年4月1日	1,724,556	平成14年度から48ヶ月間によるリース契約の継続期間中である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札へ移行(リース期間満了後、19年度中から)	
897	(株) 数理計画 東京都千代田区猿楽町2-5-4	ガンカモ科鳥類の生息調査データ集計等業務	分任支出負担行為担当大臣官房省自然環境局生物多様性センター長 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成17年10月3日	2,638,000	本業務のうち、調査結果の集計を昭和63年度より実施するとともに、集計されたデータを管理するデータベースを平成9年度に構築し、以降同システムの開発(更新)業務を請け負ってきた実績があることから、業務内容を熟知した同者以外に本業務を実施することは不可能である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札へ移行(18年度契約から)	
898	アジア航測(株) 東京都新宿区新宿4-2-18	自然環境保全基礎調査植生調査植生図GISデータ作成精度管理業務	分任支出負担行為担当大臣官房省自然環境局生物多様性センター長 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成17年11月14日	4,400,000	本業務は、植生図のGISデータ化を進めるに当たりデータ精度を全国的に統一することが目的であり、同者は平成11年度より植生図精度管理業務を請け負っていることから、植生図の精度管理マニュアルの作成実績及び植生調査経験の豊富な同者以外に本業務を実施することは不可能である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
899	(財) 日本気象協会 東京都豊島区東池袋3-1-1	自然環境保全基礎調査積雪情報収集解析業務	分任支出負担行為担当大臣官房省自然環境局生物多様性センター長 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成18年1月20日	2,688,000	本業務は、今冬の大雪が野生生物の生息状況に与える影響を気象データを元に解析することを目的に全国の積雪深等のメッシュデータ化を行うものであり、本業務を実施することが可能な者は、気象に関する専門的な知識及び高度な解析能力を有する同者以外にはない。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
900	国際建設(株) 山梨県甲府市塩部4-15-5	収蔵庫関連諸室入口扉改修工事	分任支出負担行為担当大臣官房省自然環境局生物多様性センター長 山梨県富士吉田市上吉田剣丸尾5597-1	平成18年2月13日	2,730,000	センターを建築した者であることから構造を熟知しているとともに、竣工後はほぼすべての改修工事を請け負ってきた実績がある。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別 若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
901	東洋エンジニアリング(株)	東京都千代田区霞が関3-2-5	平成17年度濾水浄化施設保守管理業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 東京都千代田区皇居外苑1-1	平成17年4月1日	3,139,500	同社は、浄化施設建設に際しての調査・設計等に係わり、建設検討会ではオブザーバーとして参加していた。検討会において「浮遊プラスチック濾材による循環濾過方式」を採用された。そして、浄化施設建設工事の施工管理業務は、同社が担当した。 平成7年3月建設工事後は、運転支援及び「建設設備の維持保全と劣化診断 平成7年版」並びに「建築保全業務報告書書式集 平成6年版」に基づき浄化施設保守管理業務を、東洋エンジニアリングが行ってきた。 この間、同社では、平成7年1月に「浮遊濾材の洗浄方法」について、平成7年6月に「浮遊濾材及びそれに用いる濾過装置」について、特許出願され、それぞれ、平成8年1月、平成9年1月に特許権(独占的使用権)が与えられており、他社では濾材の調達等難しい。浄化施設の建設後、10年以上経年していることから、部品の摩耗等来ており、故障時の迅速な対応、また、故障しないような保守管理が必要であり、浄化施設全てに熟知・精通している東洋エンジニアリングでなければできない。浄化設備の稼働は、通風対策、経費削減の観点から、必要最小限の稼働を考慮しており、気温・降水量等の天候状況、水質状況を常に正確に判断し、且つ、機構応変に対応しなければならない。これらが適切に管理出来る唯一の業者。(会計法第23条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
902	個人	非公開	平成17年度自家用電気工作物保安点検業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 東京都千代田区皇居外苑1-1	平成17年4月1日	2,250,990	皇居外苑、北の丸公園に設置している自家用電気工作物はビル電気設備とは異なり噴水等の特殊施設があるため、漏電等の特殊事情に注意を払う必要があるため電気設備のみでなく噴水施設との間も十分把握しておく必要がある。また、皇居外苑内の施設増設に伴い自家用電気工作物が多岐に渡っているため、各々の施設に熟知していなければ、昼夜問わず緊急時には対応できない。また、平成18年度に、省工本対策工事として和田倉噴水におけるポンプ交換工事が予定されている。この工事施工にあたっては、電気設備との関係が非常に重要であるため、施設を十分把握しておく必要がある。 以上の理由により、施設の特質から、契約の性質又は目的が競争に付することが不利と判断されるので、随意契約としたもの。(会計法第23条の3第4項)	見直しの余地があるもの	- (準備期間を経たのち19年度から)	一般競争入札に移行
903	ケー・エンジニアリング(株)	東京都台東区浅草橋5-14-10	エレクトロフィッシングポート購入	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局皇居外苑管理事務所長 東京都千代田区皇居外苑1-1	平成18年2月1日	4,809,000	国内における唯一エレクトロフィッシャーの取扱い業者(会計法第23条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
904	(株)安井空工務店	京都府向日市上植野御塔道42	平成17年度京都御苑中山邸跡補修工事	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局京都御苑管理事務所長 京都府京都市上京区京都御苑3	平成18年1月6日	3,234,000	京都御苑内における歴史的遺構である「中山邸跡」の木製格子塙が強風により倒壊し危険な状態であったため、当時京都御苑で国土交通省支出負担工事のため作業をしていた(株)安井空工務店が緊急的な復旧工事に対応できることから随意契約を行った。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
905	(株)建設技術研究所	東京都中央区日本橋本町4-9-11	平成17年度新宿御苑上/池袋深等改修工事監理業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局新宿御苑管理事務所 東京都新宿区内藤町1-1	平成17年5月2日	4,599,000	本業者は、当該工事の設計業務を実施しているため、設計内容及び工事箇所の状況について他の誰よりも精通しているため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
906	武蔵野造園土木(株)	東京都新宿区西新宿3-6-4	平成17年度新宿御苑ほ場内菊花栽培及び菊花理作等業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局新宿御苑管理事務所 東京都新宿区内藤町1-1	平成17年9月1日	3,360,000	本業務は、毎年開催している菊花展展(11月1日~15日)に展示するための菊花栽培(結立)及び菊花理の作成業務である。御苑の菊花栽培及び菊花理は御苑の伝統的栽培・展示方法であることから、伝統技術・専門的知識を必要とするため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	一般競争入札に移行 (18年度契約から)
907	株式会社リコー	東京都大田区中馬込1-3-6	平成17年度分新宿御苑に係るコピー保守料	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局新宿御苑管理事務所 東京都新宿区内藤町1-1	平成17年4月1日	1,147,240	当該地において、本体となるコピー複合機の保守をおこなえる唯一の業者であるため(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	一般競争入札に移行 (リース期間満了後、19年度契約から)
908	(株)アーバン・コミュニケーションズ	東京都新宿区西新宿3-7-1	平成17年度新宿御苑インフォメーションセンター業務の評価調査	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局新宿御苑管理事務所 東京都新宿区内藤町1-1	平成17年9月12日	2,250,780	本業務は、インフォメーションセンター業務の評価と今後のあり方についての調査である。当該業者は、これまでの業務等によりインフォメーションセンターの業務に関して豊富な知識を有するとともに、新宿御苑の歴史や自然環境に豊富な知識を有しているため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
909	(株)日本経済研究所	埼玉県さいたま市岩槻区本町1-18-10	平成17年度国民公園(皇居外苑)における不動産鑑定業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成18年3月7日	1,680,000	一般競争入札を行ったが落札者がいなかったため不随意契約を行った。(会計法第29条の3第5項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
910	(株)アーバン・コミュニケーションズ	東京都新宿区西新宿3-7-1	平成17年度新宿御苑100周年記念行事計画作成業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年11月8日	4,935,000	100周年記念行事実施業務の実施に当たり、複数社からの企画・提案を企画書提出及びヒアリングにより検討した結果、(株)アーバン・コミュニケーションズを選定することし、随意契約によることとした。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
911	特定非営利活動法人山のECHO	東京都港区虎ノ門1-11-7	平成17年度環境技術実証モデル事業(山岳モデル技術分野)に関する実証運営機関業務	支出負担行為担当官大臣官房会計課長 伊藤哲夫 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年9月7日	4,830,000	本事業の契約にあたっては、平成17年5月に、環境技術実証モデル事業実施要領に基づき公募を行い、唯一応募のあったNPO法人について、環境技術実証モデル事業検討会(座長:安井 至 国連大学副学長)において、同法人が実証運営機関として十分な能力を有することが確認されたことから、同法人を選定したものである。なお、実証運営機関の行う業務は、実証試験要領の作成、実証機関の募集・選定、実証機関への試験の委託、メーカーからの試験手数料の徴収、実証試験結果の取りまとめ等の一連の業務であり、これらの業務を3ヶ年程度で実施することを前提として選定したものである。同法人は、公平かつ透明な手続きの下、事前に審査した結果に基づいて選定された団体であり、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当する。	その他のもの	- (企画競争により選定された事業であり、随意契約によらざるを得ない)	
912	北海道	北海道札幌市中央区北3条西6丁目	平成17年度希少野生動物種保護増殖事業(タンチョウ)委託業務	支出負担行為担当官自然環境局長 小野寺 浩 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月1日	4,000,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
913	羽幌町	北海道苫前郡羽幌町南町1-1	平成17年度北海道希少海鳥類保護増殖事業委託業務	支出負担行為担当官自然環境局長 小野寺 浩 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	1,000,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
914	秋田県	秋田県秋田市山王4-1-1	平成17年度希少野生動物種保護増殖事業(チョウセンキバナアツミノソウ)委託業務	支出負担行為担当官自然環境局長 小野寺 浩 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月1日	3,500,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
915	栃木県	栃木県宇都宮市埴田1-1-20	平成17年度希少野生動植物種保護増殖事業(ミヤコタナゴ)委託業務	支出負担行為担当官自然環境局長 小野寺 浩 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月15日	4,000,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
916	千葉県	千葉県千葉市中央区市場町1-1	平成17年度希少野生動植物種保護増殖事業(ミヤコタナゴ)委託業務	支出負担行為担当官自然環境局長 小野寺 浩 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月2日	4,500,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
917	東京都	東京都新宿区西新宿2-8-1	平成17年度希少野生動植物種保護増殖事業(小笠原希少野生植物)委託業務	支出負担行為担当官自然環境局長 小野寺 浩 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月1日	5,000,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
918	新潟県	新潟県新潟市新光町4-1	平成17年度希少野生動植物種保護増殖事業(トキ)委託業務	支出負担行為担当官自然環境局長 小野寺 浩 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	69,079,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
919	石川県	石川県金沢市広坂2-1-1	平成17年度希少野生動植物種保護増殖事業(アサシオンウオ)委託業務	支出負担行為担当官自然環境局長 南川 秀樹 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年10月4日	1,000,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
920	大阪府	大阪府大阪市中央区大手前2丁目	平成17年度希少野生動植物種保護増殖事業(イタセンバラ)委託業務	支出負担行為担当官自然環境局長 小野寺 浩 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月15日	1,500,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
921	岡山県	岡山県岡山市内山下2-4-6	平成17年度希少野生動植物種保護増殖事業(スイゲンセニタナゴ及びアユモトキ)委託業務	支出負担行為担当官自然環境局長 小野寺 浩 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年7月1日	5,000,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
922	長崎県	長崎県長崎市江戸町2-13	平成17年度希少野生動植物種保護増殖事業(ツシマヤマメコ)委託業務	支出負担行為担当官自然環境局長 小野寺 浩 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	16,380,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
923	北海道	北海道札幌市中央区北3条西6丁目	平成17年自然環境保全基礎調査種の多様性調査委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月25日	8,000,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
924	岩手県	岩手県盛岡市内丸10-1	平成17年自然環境保全基礎調査種の多様性調査委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月1日	2,311,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
925	福島県	福島県福島市杉妻町2-16	平成17年自然環境保全基礎調査種の多様性調査委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月17日	6,200,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
926	神奈川県	神奈川県横浜市中区日本大通1	平成17年自然環境保全基礎調査種の多様性調査委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月22日	18,019,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
927	富山県	富山県富山市新総曲輪1-7	平成17年自然環境保全基礎調査種の多様性調査委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年8月2日	6,000,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
928	石川県	石川県七尾市本府中町ソ27-9	平成17年自然環境保全基礎調査種の多様性調査委託業務(能登地域)	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月19日	2,970,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
929	石川県	石川県七尾市本府中町ソ27-9	平成17年自然環境保全基礎調査種の多様性調査委託業務(泊山麓地域)	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年4月19日	3,000,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
930	山梨県	山梨県甲府市丸の内1-6-1	平成17年自然環境保全基礎調査種の多様性調査委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年6月1日	6,575,396	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
931	大阪府	大阪府大阪市中央区大手町2-1-22	平成17年自然環境保全基礎調査種の多様性調査委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞が関1-2-2	平成17年5月30日	7,000,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別 若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
932	鳥根県 鳥根県松江市殿町1	平成17年自然環境保全基礎調査種の多様性調査委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年5月19日	4,000,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
933	長崎県 長崎県長崎市江戸町2-13	平成17年自然環境保全基礎調査種の多様性調査委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年5月2日	4,363,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
934	鹿児島県 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10-1	平成17年自然環境保全基礎調査種の多様性調査委託業務	支出負担行為担当官環境省自然環境局長 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2	平成17年5月9日	6,000,000	委託事業の内容から実施できる団体は地方自治体のみであり、競争を許さないことから、会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
935	(株)ライブ環境計画 北海道札幌市中央区大通西14丁目1番地13	平成17年度大雪山国立公園層雲峡集団施設地区等整備方針検討業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三 (北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年7月21日	6,940,500	(株)ライブ環境計画は本業務を遂行する上で最も関連性の高い地元関係団体等が平成15、16年度に実施した当該地区の活性化対策事業の受託者であり、過去の調査検討経緯、地域住民や関係機関との調整経緯など他者においては保有できない局地的な深い知見を有する者である。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
936	(株)ユースネット 北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地	平成17年度北海道地方環境事務所賃貸借料(ユースネットビル)	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年10月3日	7,258,494	平成17年10月1日より環境省の地方支分部局として設置した「北海道地方環境事務所」の賃貸契約。平成13年10月1日より地方環境対策調査事務所として賃貸しており、安価かつ適切な事務室として使用するスペースは他に該当がなかったため継続して契約。代替性のない特定の位置にある建物であって、(株)ユースネットはこのビルを賃借する唯一の者である。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
937	特定非営利活動法人サロベツ・エコ・ネット 北海道天塩郡豊富町字豊富東4条3丁目	平成17年度サロベツ自然再生事業地域参加型環境実態調査業務	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年10月24日	8,439,900	特定非営利活動法人サロベツ・エコ・ネットは、利尻礼文サロベツ国立公園サロベツ地区豊富町を中心に自然環境保全活動の活性化のためボランティア活動を実施しており、地域に根ざした活動を行っている組織である。理事等の役員等は、対象地域の自然、文化、歴史及び地理に深く精通しており地域での人望のある者が多いことから、調査活動に効率的に地元参加者を募ることが可能である。同法人の主な役員は、地域出身者であり、上記条件とする知識を有する人材を確保し、上サロベツ自然再生協議会の事務局の一員を務めており、継続的に業務遂行を行っている組織である。また、サロベツを拠点として活動している組織であるため、業務遂行の際の旅費、宿泊費を軽減でき、手厚い活動が行える。このような条件を満たす機関は他に存在しない。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
938	日本データサービス(株) 北海道札幌市東区北16条東19丁目1-14	アスベスト等使用実態調査	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年11月16日	5,743,500	本業務は、管内の自然公園等施設を対象にアスベスト使用の実態を明らかにし、飛散による健康被害等の防止を含む利用者等の安全対策に万全を期すための調査。目視調査でアスベストの使用を確認できない材については、試料採取の上、分析調査を実施することとされており、効率的な調査を遂行するため、同分析能力を保有していることが必要。日本データサービス(株)は、日本作業環境測定協会に認定されたアスベストの分析機関であり、道内(道東地区を除く)において、唯一の団体である。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
939	個人 非公開	宮島沼水鳥湿地センター新築工事用地等の売買代金:北海道地方環境事務所	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成18年2月15日	5,303,300	宮島沼水鳥湿地センター新築に必要な用地。代替性のない特定の位置にある土地であって、この土地を所有する唯一の者である。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
940	虹田町長 長崎良夫 北海道虹田郡虹田町字栄町58番地	支笏湖節館立公園洞爺湖博物館展示施設整備事業用地	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成18年3月7日	41,200,000	支笏湖節館立公園洞爺湖博物館展示施設整備に必要な用地。代替性のない特定の位置にある土地であって、この土地を所有する唯一の者である。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
941	(株)アトリエアーク 北海道札幌市中央区北2条西26丁目451-16	平成17年度羅臼ビジターセンター基本・実施設計業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局東北海道地区自然保護事務所長 星野一昭 (北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成17年4月13日	21,000,000	基本計画策定を請け負った業者であるため	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
942	(財)知床財団 北海道斜里郡斜里町字岩宇別531	平成17年度知床エコツーリズム推進モデル事業	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局東北海道地区自然保護事務所長 星野一昭 (北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成17年4月14日	5,953,500	エコツーリズムの推進に必要なノウハウを備える公益法人等であること、「エコツーリズム推進推進支援機関」として事務処理能力があること、エコツーリズム推進協議会等と緊密な連携・行動ができる、モデル事業募集要件であった「エコツーリズム推進支援機関」であることが不可欠	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち20年度から)	
943	(財)北海道環境財団 北海道札幌市北区北七条西5丁目5番札幌千代田ビル4階	平成17年度自然再生事業再生普及行動計画管理実施業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局東北海道地区自然保護事務所長 星野一昭 (北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成17年4月21日	9,870,000	再生普及行動計画の理解度、各種団体とのやり取り、中立的立場での情報収集・発信が必要不可欠なため(前年度継続)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
944	環境コンサルタント(株) 北海道釧路郡釧路町中央6丁目15番地2	平成17年度自然再生事業広里地区自然環境調査業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局東北海道地区自然保護事務所長 星野一昭 (北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成17年4月28日	21,420,000	前年度調査の結果検証を行いながらハンノキ拡大メカニズムを明らかにするもので、調査内容を十分理解していることが不可欠なため(前年度継続)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
945	特定非営利活動法人トラストサリン釧路 北海道釧路市川北町8-215	平成17年度自然再生事業遠古武庫地区元産種苗供給システム整備業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局東北海道地区自然保護事務所長 星野一昭 (北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成17年5月31日	8,946,000	地元産苗木の育苗試験を3ヶ年計画で実施するもので、育苗地及び植栽地を確保し当該業務を継続していることが不可欠なため(前年度継続)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	平成18年度限り
946	北電総合設計(株) 北海道札幌市中央区北一条東3丁目1番地1	平成17年度知床国立公園利用適正化検討調査業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局東北海道地区自然保護事務所長 星野一昭 (北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成17年6月27日	7,759,500	自然公園法、公園計画、管理計画のシステムや考え方についての知見、知床国立公園の特性を理解し、保護・利用における各種計画策定能力を有すること、調査・研究に関する十分な実績と関係機関等との信頼関係が築けていること、「知床国立公園適正利用基本構想」「知床先端部地区利用適正化基本計画」を理解し、反映させる能力を有することが不可欠なため	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
947	北電総合設計(株) 北海道札幌市中央区北一条東3丁目1番地1	平成17年度自然再生事業サンショウオウ類の保全・再生計画検討調査業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局東北海道地区自然保護事務所長 星野一昭 (北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成17年7月12日	11,970,000	専門家の協力を得た効果的な調査チームが編成できること、生態的知見を踏まえた具体的な調査計画を立案できること、前年度調査と同水準の調査ができることが不可欠なため(前年度継続)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
948	雪印種苗(株) 北海道札幌市厚別区上野幌1条5丁目1番8号	平成17年度自然再生事業遠古武地区自然環境調査等業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所長 星野一昭(北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成17年7月12日	6,972,000	業務や実験計画の趣旨を十分理解するとともに、対象地の自然環境に熟知し生態的な知見から調査手法や調査地点を選定することが不可欠なため(前年度継続)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
949	(財)知床財団 北海道斜里郡斜里町字岩手別531	平成17年度知床世界遺産地域生態系モニタリング調査業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所長 星野一昭(北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成17年7月21日	7,890,750	知床半島の自然環境を熟知し、動植物の生息・生態等に精通している、野生動物の捕獲や追跡調査の経験を有し、平成16年度の科学委員会及びエシカWGの議論を理解していることが不可欠	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
950	特定非営利活動法人トラストサルン釧路 北海道釧路市川北町8-215	平成17年度自然再生事業遠古武地域自然再生実証試験業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所長 星野一昭(北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成17年9月16日	7,560,000	実験区での試験及びモニタリング調査であり、当該業務に精通していることが不可欠なため(前年度継続)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	平成18年度限り
951	タンチョウ保護調査連合 北海道釧路市若竹町10-2	平成17年度自然再生事業野生生物生息・生育環境保全(タンチョウ)調査業務	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志(北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年12月12日	7,350,000	タンチョウの生息・生息状況及び行動予測を判断できる技術者が不可欠なため(前年度継続)	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(18年度契約から)	
952	王子製紙(株)苫小牧工場 北海道苫小牧市王子町2	支笏湖ビジターセンター、支笏湖ロードヒーティング 電気料	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志(北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年10月3日	3,894,402	支笏湖ビジターセンター、支笏湖ロードヒーティングに必要な電気料、北海道において電力の提供を行うことが可能な唯一の者は、北海道電力(株)であるが、本地域において北海道電力(株)は電力の提供を行うことができないことから、王子製紙(株)苫小牧工場は、電力供給源を有する唯一の者である。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	単價契約 王子製紙の料金体系による
953	猛禽類医学研究所 北海道釧路市芦野2丁目12番地2302号	平成17年度釧路湿原野生生物保護センターにおける希少猛禽類飼育等業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所長 星野一昭(北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成17年4月28日	11,592,000	シマフクロウ、オオワシ、オジロワシ等の希少猛禽類について、傷病鳥の治療、飼育及び野生復帰等を行う業務であり、治療するための獣医師の資格等、野生鳥獣に関する広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とすることから、公募型プロポーザルで実施したもの。(会計法第29条第3台4項)	その他のもの	企画競争を継続	
954	(株)ズコーシャ 北海道帯広市西十八条北1丁目17番地	平成17年度釧路湿原東部湖沼自然環境調査業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所長 星野一昭(北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成17年8月29日	22,344,000	水質改善に向けた複数分野にまたがる調査であり、広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とすることから指名型プロポーザルで実施したもの。(会計法第29条の3第4項)、	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
955	(株)ブレック研究所 東京都千代田区麹町3-7-6	平成17年度阿寒国立公園西別岳登山道整備基本計画等作成業務	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志(北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年11月4日	7,455,000	巻類に配慮した登山道整備に関する計画策定であり、広範かつ高度な知識と豊かな経験を必要とすることから指名型プロポーザルで実施したもの。(会計法第29条の3第4項)、	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
956	アジア航測(株)札幌支店 北海道札幌市中央区大通西9-1大通公園ビル	平成17年度サロベツ自然再生事業水文・植生環境等定点観測業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三(北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年6月20日	20,055,000	アジア航測(株)は、平成14年度にプロポーザル方式により選出されて以来、サロベツ自然再生事業において、学識経験者との連絡調整を図りながら再生計画及び技術手法の検討とりまことを実施している。その中では、湿原の地下水位観測点の設定から手がけている。その後の観測をはじめとする各種調査で豊富な実績がある。特に、地下水位観測の定点の設定及び継続的な測定、サザリ区域の設定及び効果測定などの植生に関する調査については、調査条件を可能な限り一定にしたうえで同等の専門的技術をもって継続的に行う必要がある。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
957	(株)地域環境計画北海道支社 北海道札幌市北区北17条西5丁目20-303	平成17年度サロベツ自然再生事業自然環境調査業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三(北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年6月27日	20,685,000	(株)地域環境計画北海道支社は、平成14年度にプロポーザル方式により選定されて以来、サロベツ自然再生事業において、学識経験者及び地元専門家との連絡調整を図りつつ各種自然環境調査を実施してきており、本業務はその継続として位置付けられる業務である。また、プロポーザルにおける継続業務は5年を限度と考えており、平成18年度までは継続的に実施させ総合解析を行わせる必要がある。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
958	北電総合設計(株) 札幌市中央区北1条東3丁目1番地1北電興業ビル	平成17年度サロベツ自然再生事業国立公園等利用方策検討調査業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三(北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年7月5日	8,400,000	北電総合設計(株)は平成14年度にプロポーザル方式により選定されて以来、地元関係団体や地域住民と連絡調整を図りつつ本検討調査を実施してきており、過去からの調査検討経緯、地域住民や土地所有者との調整経緯などを十分に踏まえた実効的な調査を行うことが出来る。また、平成16年度には、円山博物館展示施設基本設計及び地質調査業務を、指名型プロポーザルで受注したところであり、当該業務の成果を円山博物館展示施設に活用することにより周辺フィールドと一体感ある利用施設が構築出来ることから、当社を随時の相手方とする必要がある。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
959	(株)地域環境計画北海道支社 北海道札幌市北区北17条西5丁目2-39	平成17年度サロベツ自然再生事業砂丘林内湖沼群基礎調査業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三(北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年9月6日	5,460,000	(株)地域環境計画北海道支社は、平成14年度にプロポーザル方式により選定されて以来、サロベツ自然再生事業において、学識経験者及び地元専門家との連絡調整を図りつつ各種自然環境調査を実施してきており、本業務はその一環として位置付けられる業務である。また、プロポーザルにおける継続業務は5年を限度と考えており、平成18年度までは継続的に実施させ総合解析を行わせる必要がある。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
960	アジア航測(株)札幌支店 北海道札幌市中央区大通西9丁目1番地大通公園ビル	平成17年度サロベツ自然再生事業再生計画・技術手法検討業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三(北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年9月20日	23,068,500	アジア航測(株)は、平成14年度にプロポーザル方式により選出されて以来、サロベツ自然再生事業において、学識経験者との連絡調整を図りながら再生計画及び技術手法の検討とりまことを実施してきている。これまで、サロベツ原野保全対策検討会及びサロベツ再生構想策定検討会等での委員の多様な意見を反映させつつ、サロベツ湿原の再生計画及び再生技術手法についてとりまことを行っている。プロポーザルにおける継続業務は5年を限度と考えており、平成18年度までは継続的に実施させ総合解析を行わせる必要がある。また、実証試験等については特に同じ条件・レベルでの経年観察が不可欠である。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
961	層雲峡地区自然ふれあい利用協議会 北海道上川郡上川町南町180番地	平成17年度層雲峡ビジターセンター清掃等維持管理業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三(北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年4月1日	4,320,000	上川・層雲峡地区の有志で結成された団体であり、層雲峡地区の適正な管理と快適な利用促進ができる唯一の団体である。北海道、上川町など地域の多様な主体とともにビジターセンターの運営管理を行うために組織した利用協議会の構成員として支出するものであり、当面だけが他に請け負わせることは適当でないため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
962	層雲峡地区自然ふれあい利用協議会	北海道 上川郡 上川町 南町180番地	平成17年度層雲峡ビジターセンター自然ふれあい業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三(北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年4月1日	3,500,000	層雲峡の状況を熟知し、公園利用者の求める情報の提供に努めて、自然ふれあい業務の実績・能力を有しており、当該業務を遂行できる唯一の団体である。北海道、上川町など地域の多様な主体とともにビジターセンターの運営管理を行うために組織した利用協議会の構成員として支出するものであり、当省だけが他に請け負わせることは適当でないため。	その他のもの	—(随意契約によらざるを得ない)	
963	(株)層雲峡振興公社	北海道 上川郡 上川町 南町180番地	平成17年度層雲峡駐車場等清掃業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三(北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年4月1日	2,685,000	上川町・層雲峡地区の有志で結成された会社であり、層雲峡地区の公共施設の管理運営を行っていることから、層雲峡地区の適正な管理と快適な利用促進ができる唯一の団体である。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
964	財田地区自然ふれあい利用協議会	北海道 虻田郡 洞爺村 字洞爺町96番地	洞爺財田自然体験ハウス、水車小屋及び便所棟1、2号清掃業務等	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三(北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年4月1日	2,499,000	地元自然ふれあい業務の唯一の団体であり、隣接の村営施設の清掃及び草刈り等を行っており、村営と一体業務を実施させることにより、業務及び施設利用サービスが効率的である。洞爺村など地域の多様な主体とともにビジターセンターの清掃等を行うために組織した利用協議会の構成員として支出するものであり、当省だけが他に請け負わせることは適当でないため。	その他のもの	—(随意契約によらざるを得ない)	
965	(株)ベルックス	北海道 札幌市中央区 北5条西12丁目2番地	平成17年度ウトナイ湖野生鳥獣保護センター清掃業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三(北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年4月1日	2,097,900	過去2回、一般競争入札を行ったが、1回目2者、2回目2者と入札参加者が少なかったことから、昨年同様2者からの見積りを取り、低価格な業者と随意契約を締結。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
966	大北土建工業(株)	北海道 富良野市 本町8番1号	財田自然体験ハウス、水車小屋及び便所棟1、2号浄化槽維持管理業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三(北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年4月1日	1,995,000	財田自然体験ハウス等の浄化槽は、生物好気濾過槽付間欠ばっ気合併処理浄化槽という特殊な処理方式である。この処理方式の点検を実施できる高度な技術を持つ業者は2者しかないことから、この2者から見積りを取り、低価格な業者と随意契約を締結。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
967	(株)光映堂シーエービー	北海道 札幌市中央区 北4条西15丁目	浜頓別クッチャロ湖水鳥観察館映像機器保守・定期点検業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三(北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年4月1日	1,302,000	(株)光映堂シーエービーは、浜頓別クッチャロ湖水鳥観察館の映像機器部門の施工業者であることから、これまで操作、修理等を継続して実施している。また、映像機器は精密機械であるが近郊市町村には修理業者はあらず、同社の営業所(旭川)は緊急を要する修理にも迅速に対応することが可能である。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
968	(株)ユースネット	北海道 札幌市中央区 北1条西10丁目1番地	北海道地区環境対策調査官事務所賃借料	分任支出負担行為担当官環境省大臣官房政策評価広域課北海道地区官庁地方環境対策調査官 山田昇(北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年4月1日	3,587,256	平成13年10月1日に全国9箇所に設置された地方環境対策調査官事務所の賃貸契約。代替性のない特定の位置にある建物であって、(株)ユースネットはこのビルを賃貸する唯一の者である。	その他のもの	—(随意契約によらざるを得ない)	
969	(株)野生生物総合研究所	北海道 札幌市 北区 北17条西4丁目21-772	平成17年度ウミガラス保護増殖事業調査	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三(北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年4月8日	1,993,950	(株)野生生物総合研究所は、天売島周辺で海鳥類の調査を実施した実績があり、ウミガラス等の野生生物の生息状況、生態に精通している唯一の団体。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
970	層雲峡を美しくする会	北海道 上川郡 上川町 中央町32番地	平成17年度層雲峡園地清掃、園地公衆便所清掃及びツツジ等冬間業務(層雲峡園地)(17.5.1~17.10.31)	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三(北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年4月28日	1,081,450	層雲峡を美しくする会は、層雲峡観光協会の一員として、昭和45年から上川町管内の主要利用地域の清掃を実施してきた経緯と実績があり、地域内の美化清掃に関する理解と知識を有し、この地域の野外清掃等を行っている唯一の業者である。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
971	レプンクル自然館	北海道 札幌市 礼文町 香深入船	平成17年度礼文・礼文地区外来植物除去業務(GW事業)	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三(北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年5月13日	1,496,250	レプンクル自然館は、礼文島でのボランティア等を通じ、礼文島を熟知し、移入植物の除去について豊富な知見と経験を有しており、この地域では唯一の団体である。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
972	朝日航洋(株)札幌航空支社	北海道 札幌市 東区 丘珠町 丘珠空港内	平成17年度サロベツ自然再生事業タンチョウ営業確認調査業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三(北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年5月17日	2,698,500	近隣(北海道丘珠空港)で、撮影記録を行う調査員・補助員、撮影機材等5座席以上が確保できる機種を所有する航空会社は3社あるが、2社については報道専用機として常駐させているものであることから、タンチョウの飛来に即応した機動的な飛行を行えるのは、朝日航洋(株)のみである。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
973	利尻島自然情報センター	北海道 利尻郡 利尻町 音形字富士見町	平成17年度利尻島湿原群植生調査及び外来種除去業務(GW事業)	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三(北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年6月1日	1,995,000	利尻島自然情報センターは、これまでの活動で利尻島地域を熟知し、利尻島湿原群の自然環境保護・保全活動の豊富な知見と経験を有している唯一の団体である。(平成18年度終了事業)	その他のもの	—(随意契約によらざるを得ない)	平成18年度限り
974	(有)自然環境コンサルタント	北海道 札幌市 厚別区 厚別南5-7-26	平成17年度大雪山国立公園における登山道の整備方針策定業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三(北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年6月16日	4,998,000	(有)自然環境コンサルタントは、大雪山国立公園登山道の過年度業務の検討調査内容等や今年度の業務内容に精通し、当該地域の登山道の調査に実績があり、現状等を十分に熟知し、地域の合意形成を図る手法を持ち合わせる唯一の団体である。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
975	(有)風の便り工房	北海道 上川郡 上川町 北町31番地の17	国指定大雪山鳥獣保護区管理棟管理業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三(北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年6月17日	1,769,000	(有)風の便り工房は、この業務を撤退した業者に従事した者を雇用した会社で、当該地域の自然環境、野生鳥獣等の知識を豊富に有しており、土曜、祝祭日も事業を実施する等、本業務を執行するに相応しく、他に競争させる者がいない。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
976	(財)林野弘済会札幌支部 東京都文京区後楽1丁目7番12号	平成17年度支笏洞爺国立公園支笏湖集団施設地区表示登記測量業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三 (北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年7月8日	3,979,500	支笏湖は、湖面の境界表示等問題があり、表示登記ができない状況にあったが、(財)林野弘済会札幌支部は、当該地域隣接の国有林に関する知見を蓄積し、当初からの事情にも精通していることから、湖面を含む表示登記の実績を有する唯一の団体である。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
977	王子木材緑化(株)豊富営業所 北海道天塩郡豊富町大通5丁目	平成17年度サロベツ自然再生事業サ刈り取り試験業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三 (北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年7月8日	2,940,000	王子木材緑化(株)は、平成14年度から継続して刈り払いを行っており、現地を熟知し、モニタリングの主旨に照らし同じ刈り方ができること、また、優れた技術と知見及び経験により、低廉な契約を行える唯一の団体である。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
978	財田地区自然ふれあい利用協議会 虻田郡洞爺村字洞爺町96番地	財田自然体験ハウス自然ふれあい業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三 (北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年7月12日	2,069,550	財田地区自然ふれあい利用協議会は、財田地区の状況を熟知し、自然情報、自然体験活動等の提供を的確に行える団体であり、また隣接する洞爺湖の諸施設の運用に携わっている等、財田地区の公園利用運営を的確に行える唯一の団体である。洞爺村など地域の多様な主体とともに運営管理を行うために組織した利用協議会の構成員として支出するものであり、当省だけが他に請け負わせることは適当でないため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
979	豊富町産廃処理協同組合 北海道天塩郡豊富町字上サロベツ1188番地の51	平成17年度豊富町・稚咲内海岸清掃業務(GW事業)	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三 (北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年7月12日	1,984,500	豊富町産廃処理共同組合は、地元唯一の産廃処理施設を持つているほか、豊富地区の海岸線に係る状況を熟知しており、ゴミを回収し国立公園の景観を保持するとともに、海岸の環境整備ができる団体である。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
980	利尻山登山道等維持管理連絡協議会 北海道利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野6番地	平成17年度利尻山登山道維持管理業務(GW事業)	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三 (北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年7月15日	1,500,000	利尻山登山道等維持管理連絡協議会は、利尻山登山道を熟知し、自然環境保護・保全活動の豊富な知見と経験を有している唯一の団体である。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
981	北電総合設計(株) 北海道札幌市中央区北1条東3-1-1	平成17年度利尻礼文サロベツ国立公園利尻山登山道整備検討調査業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三 (北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年7月22日	1,984,500	北電総合設計(株)は、この種の業務に精通しており、利尻島地域を熟知し、自然環境・保全活動等豊富な知見と経験を有している唯一の団体である。	見直しの余地があるもの	競争入札に移行(18年度契約から)	指名競争で実施
982	(株)セノン北海道支社 北海道札幌市中央区北1条西6丁目1-2アーバンネット札幌ビル7F	平成17年度産業廃棄物不法投棄防止ネットワーク強化事業による「探査水を活用した臭気監視業務」調査業務	分任支出負担行為担当官環境省大臣官房政策評価広報課北海道地区首席地方環境対策調査官 山田昇 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年8月12日	1,247,400	本業務の実施には、硫酸ピッチを的確に嗅ぎ分ける能力を有する犬が必要不可欠である。当法人は、この能力を有する犬と訓練士を抱えている唯一の会社である。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
983	特定非営利活動法人アース・ウィンド 北海道札幌市中央区南1条西5丁目斐生館ビル207	平成17年度洞爺湖財田地区里地景観回復事業(GW事業)	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三 (北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年8月26日	1,497,300	当法人は、平成15年度から2ヶ年間財田地区里地景観回復事業を実施しており、国立公園とその隣接地に活動のモデルの実施に供するにふさわしい林地を確保しており、里地里山に関する知見と経験を有する唯一の団体である。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
984	日本通運(株)札幌西支店 北海道札幌市中央区北10条西16丁目	平成17年度北海道地方環境事務所移転業務	分任支出負担行為担当官環境省大臣官房政策評価広報課北海道地区首席地方環境対策調査官 山田昇 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年9月2日	2,103,990	平成17年10月1日より札幌市ユニネットビル内に、環境省の地方支分部局として設置された「北海道地方環境事務所」に、これまで入居していた北海道地区環境対策調査官事務所の什器類の異動、札幌市第2合同庁舎に入居していた西北海道地区自然保護事務所の什器類の搬入、苫小牧市の苫小牧支所の什器類の搬入を行うものである。本業務については短期間で各事務所の所在地における共通の業者であることが必要であり、このことから日本通運(株)を選定したものである。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
985	(財)北海道森林整備公社 北海道札幌市中央区北4条西5丁目1番地	平成17年度アライグマ防除モデル事業	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三 (北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年9月5日	2,971,500	(財)北海道森林整備公社は、アライグマについての豊富な蓄積データを持ち、ハコ農等の捕獲用機材を所有し、当該業務に精通していることから、今回の業務を有効に遂行する唯一の団体である。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
986	(株)エヌ・ティ・ティファシリティー北海道支店 北海道札幌市中央区大通西7丁目3-1エムズ大通ビル9F	北海道地方環境事務所開設に伴う新規什器購入	分任支出負担行為担当官環境省大臣官房政策評価広報課北海道地区首席地方環境対策調査官 山田昇 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年9月12日	2,309,580	(株)NTTファシリティーは、ユニネットビルの専任業者で、当該ビルの工事等に他の業者が入ることが認められていない。このことから什器類等の設置に必要な電気設備等の図面を有している唯一の業者である。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
987	(株)北都エンジニアリング 北海道札幌市中央区大通西23丁目1番1号	平成17年度大雪山国立公園沼ノ平平見の池除歩道整備工事監理業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三 (北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年9月13日	1,680,000	(株)北都エンジニアリングは、平成17年度沼ノ平平見線舗道整備実施設計業務の落札業者であるため、同工事監理業務に最も適している。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
988	(株)ドーコン 北海道札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号	平成17年度洞爺湖博物館展示施設別館外構実施設計業務	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年10月11日	1,890,000	(株)ドーコンは、洞爺湖博物館展示施設本館の設計に加え、周辺外構設計の実施者で、既に完成済の外構設計と意匠的な整合性を図ることができるほか、雨水排水計画等の技術的な整合性を図ることができる最も有効かつ功率的な業者である。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
989	(株)富士建設コンサル 札幌内支店	北海道稚内市緑1丁目3番3号	平成17年度サロベツ自然再生事業事業地地積更正測量業務	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年10月31日	4,725,000	(株)富士建設コンサルは、昨年度サロベツ自然再生事業自然再生事業地境界測量業務において一般競争入札により落札した会社であり、その業務の中で関係機関との調整・協議により、重複箇所の地番が確定したときの地積測量図成果により地積更正を行う必要が生じたものである。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
990	(株)ドローン	北海道札幌市厚別区厚別中央1条5丁目4番1号	平成17年度支笏洞爺国立公園洞爺湖博物館展示施設新築工事監理業務	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年11月10日	4,935,000	当該工事は、一体の構造物を建設するものであり、本来一連の契約で発注することも可能であるが、予算の都合上や工期が長期にわたることから、2ヶ年の専ら単独予算で計画されていたものである。建築工事については、1期目の受注率以外に請け負わせた場合、かか担保の責任の所在が不明確になるなどの理由で、随意契約を予定しているが、万が一かしが発覚した場合において、1期目2期の着が監理を行っていた場合、工事と同様の理由で監理責任の所在が不明確になるなどの支障が生ずる可能性があることから、完成まで一貫した監理が必要である。また、請負予定額においても、本来一括して発注した場合の積算を行うため、本年度分を別の者に請け負わせた場合に比して、有利な価格で契約できる見込みがある。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
991	あいおい損害保険(株)・みずほ信託銀行(株)	東京都渋谷区恵比寿1丁目2番1号(あいおい損害保険㈱)・東京都中央区八重洲1丁目2番1号(みずほ信託銀行㈱)	北海道環境パートナーシップオフィス資室料	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年11月24日	1,465,684	地域のパートナーシップづくりの支援拠点として、平成18年3月に設置した「環境省北海道環境パートナーシップオフィス」の賃貸契約。請負先である北海道環境財団が既に入居しており、事務の効率性から代替性のない特定の位置にある建物であった、あいおい損害保険(株)・みずほ信託銀行(株)はこのビルを賃貸する唯一の者である。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
992	特定非営利活動法人アース・ウィンド	北海道札幌市中央区南1条西5丁目愛生館ビル207	洞爺湖回遊歩道適正化推進事業(GW事業)	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年12月15日	1,499,400	特定非営利活動法人アース・ウィンドは、自然環境保護の方法と知識の普及や、自然観保護に関する情報収集及び提供、野外活動を行う人の安全を向上させるための技術指導及び野生動物の生態を理解し、安全に共生させるために必要な研修等の事業を実施していることから、維持保全活動のボランティア養成も可能である。また、北海道内、特に札幌市及びその周辺都市を中心として活動に参加しようとする多くの会員を有することから、本業務への参加者を確保することができるほか、森林の生態的調査、維持管理技術を継承している者の確保が可能である。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ないが、一般競争入札への移行も検討)	
993	日本データ・サービス(株)	北海道札幌市東区北16条東19丁目1番14号	平成17年度洞爺財田地区C O 2削減対策施設改修業務	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成18年3月6日	2,499,000	日本データサービス(株)はCO2排出量削減対策に係る調査・計画において独自のシステム開発を進めており、札幌市、旭川市等における公用機関において環境負荷低減対策を実施している。また、アスベスト対策として建築物保全を目的とした調査を受注している。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
994	日本データ・サービス(株)	北海道札幌市東区北16条東19丁目1番14号	平成17年度層雲峡地区C O 2削減対策施設改修業務	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成18年3月6日	2,205,000	日本データサービス(株)はCO2排出量削減対策に係る調査・計画において独自のシステム開発を進めており、札幌市、旭川市等における公用機関において環境負荷低減対策を実施している。また、アスベスト対策として建築物保全を目的とした調査を受注している。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
995	(株)地域環境計画北海道支社	北海道札幌市北区北17条西5丁目2-39	平成17年度サロベツ自然再生事業タンチョウ保護対策等業務	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成18年3月10日	2,058,000	本業務を実施するためには、同地域におけるタンチョウ及びタンチョウを捕食する可能性のあるほ乳類の生態とその生息状況について深い専門知識を要するほか、同地域での調査の豊富な実績が必要である。(株)地域環境計画北海道支社は、サロベツ自然再生事業当初から各種調査を実施しており、昨年度実施したタンチョウ保護対策等業務においては、サロベツ地域の自然環境、同地域に生息する鳥類及び哺乳類の生態に関する深い専門知識により適切に業務を実施し、2羽の幼鳥の繁殖成功に寄じた実績があるほか、砂丘林内湖沼群基礎調査業務においては、アイグワマの生息を確認し、同地域でのアイグワマの生息状況及び生息地周辺の自然環境について多くの知見を有している。このことから、本業務に必要な条件を満たし、的確な業務の遂行が見込まれる唯一の者である。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度から企画競争を実施し、20年度から一般競争入札に移行)	
996	(財)知床財団	北海道斜里郡斜里町宇別531	平成17年度羅臼ビジターセンター運営管理業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所長 星野一昭 (北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成17年4月1日	3,460,380	ビジターセンター設置目的、施設の特性を念頭に案内等を適切に実施でき関係団体との連携やP Vの要請とりまとめについての知見を有する職員配置が必要であり、これらの対応ができるのは同財団のみである。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
997	くりえいと創	北海道釧路市興津2丁目4番2号	平成17年度釧路湿原国立公園WMO園地展示施設新築工事監理業務	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年11月1日	1,921,500	設計内容を十分に把握し、設計意図を的確に工事に反映させることができるのは、本設計業務を担当した同社のみである。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
998	(財)知床財団	北海道斜里郡斜里町宇別531	平成17年度知床世界自然遺産地域科学委員会エソシカワーキンググループ業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所長 星野一昭 (北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成17年8月1日	3,593,100	知床半島の自然環境、エソシカの植生への影響、生息状況を熟知し、知床世界自然遺産候補地科学委員会及びエソシカWGの議論を理解しているのは同社のみである。(会計法第29条の3第4項並びに予算決算会計令第102条の4第3号)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
999	太平洋総合コンサルタント(株)	北海道釧路市貝塚3丁目4番34号	平成17年度アスベスト分析等調査業務	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年12月8日	1,050,000	アスベスト分析機関として(社)日本作業環境測定協会が示した業者で道庁地区に本店を有する唯一の社である。(会計法第29条の3第4項及び予算決算会計令第102条の4第3項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1000	日本データサービス(株)	北海道札幌市東区北十六条東19丁目1-14	平成17年度釧路湿原の植生調査結果解析報告書作成業務	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年10月18日	1,470,000	「自然再生事業釧路湿原植生調査業務」の成果について熟知し、専門家の協力を受けることができるのは14年度から16年度まで受注した同社のみである。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1001	エコニクス	北海道札幌市厚別区下野幌テクノパーク1丁目2番14号	平成17年度エトピリカ保護増殖事業	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所長 星野一昭 (北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成17年6月21日	3,675,000	エトピリカを始めとする希少鳥類の生息状況及び自然環境等についての専門的知識を要すること、種の保存に効果的な保護増殖事業の企画・立案できること	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
1002	(財)知床財団	北海道斜里郡斜里町宇別531	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業(知床における外来種対策事業)	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所長 星野一昭 (北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成17年5月24日	2,494,800	本業務は、生物多様性を保全することを目的とした外来植物除去作業を実施するだけでなく、その効果の検証及び手法の検討を行うことにより将来的に外来植物を根絶させるための手法の確立を目指すものであり、このため、本地域の植生や植物種、動物の生態等に精通するだけでなく、事業の実施に必要な専門的知識・技能を有していることから、本業務遂行条件をみたす唯一の団体。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別 若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
1003	(財)知床財団	北海道斜里郡斜里町字岩宇別531	平成17年度国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業(知床における利用の適正化と野生生物との共生推進事業(前期))	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所長 星野一昭 (北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成17年4月25日	4,798,500	野生生物との共生と適正利用に係わる保護管理業務及び自然保護上重要な地域における立入状況等の調査・監視業務等を行う作業であることから、本地域の地形や植生、林況等事業の実施に必要な専門的知識・技能を有していること。さらに、当該地区は、遠隔地にあり、また、自然条件が厳しく調査期間が限られていることから、現地の自然的・社会的条件に精通し、既存文獻、資料等の収集や現地調査に迅速かつ適切な対応が可能であることから、本業務遂行条件をみたす唯一の団体。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (18年度から企画競争を実施し、20年度から一般競争入札に移行)	
1004	(財)知床財団	北海道斜里郡斜里町字岩宇別531	平成17年度知床半島エゾシカ保護管理計画検討調査業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所長 星野一昭 (北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成17年8月1日	4,999,050	知床半島の自然環境、エゾシカの植生への影響等を熟知し野生動物の捕獲や追跡調査等に従事できる職員を擁し、安全かつ正確に捕獲や調査ができるのは同財団のみである。(会計法第29条の3第4項並びに予算決算会計令102条の4第3引)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (準備期間を経たのち19年度から)	
1005	(財)知床財団	北海道斜里郡斜里町字岩宇別531	平成17年度知床世界自然遺産地域科学委員会運営業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局東北北海道地区自然保護事務所長 星野一昭 (北海道釧路市幸町10丁目3番地)	平成17年8月1日	4,989,600	知床半島の自然環境を熟知し、知床半島における各種調査内容に精通しており、知床世界自然遺産候補地科学引火委及び関係WGの議論を理解しているのは同財団のみである。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (準備期間を経たのち19年度から)	
1006	(財)知床財団	北海道斜里郡斜里町字岩宇別531	平成17年度国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業(知床における利用の適正化と野生生物との共生推進事業(後期))	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年10月3日	1,199,100	ヒグマ対策を主とする野生生物との共生と適正利用に係わる保護管理業務を行う作業であることから、本地域の地形や植生、林況等のほか、ヒグマの生態や食性、フィールドサインの判別、ヒグマと遭遇した場合の対処法や公園利用者への適切な対応等事業の実施に必要な専門的知識・技能を有しており、さらに、傷病鳥獣の保護収容を行うため、獣医師免許持者が在籍し、野生動物医学の知識、技能や経験及び野生鳥獣に関する法制度等を熟知していることから、本業務遂行条件をみたす唯一の団体。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (18年度から企画競争を実施し、20年度から一般競争入札に移行)	
1007	北海道電力(株)室蘭支店	北海道室蘭市寿町1丁目6番25号	支笏洞爺財田自然体験ハウス 電気料	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局西北海道地区自然保護事務所長 青山銀三 (北海道札幌市中央区大通西10丁目)	平成17年4月1日	1,002,427	支笏洞爺財田自然体験ハウスに必要な電気料。北海道において北海道電力(株)は、電力の提供を行うことが可能な唯一の者である。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	単備契約 北海道電力の料金体系による
1008	キャノンシステム&サポート	北海道釧路市入江町9番4号	複写機の消耗品等に関する契約	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年10月3日	1,162,932	釧路自然環境事務所、釧路湿原自然保護官事務所、ウトロRO、温根山V C、塘路湖EMCのコピー機の保守及び消耗品等の供給に関する契約。コピー機がキャノンであるため、キャノンシステム&サポートは、保守等を行うことができる唯一の者である。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
1009	北海道ゼロックス(株)	北海道札幌市中央区大通西10丁目4番地133	ゼロックス機械の保守および消耗品等の供給	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年10月3日	1,568,745	北海道地方環境事務所のコピー機の保守及び消耗品等の供給に関する契約。コピー機が富士ゼロックス(株)であるため、北海道ゼロックスは、保守等を行うことができる唯一の者である。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
1010	太平洋石油販売(株)苫小牧支店	北海道苫小牧市表町2丁目1番14号	ウトナイ湖野生鳥獣保護センター灯油代	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年10月3日	1,156,116	ウトナイ湖野生鳥獣保護センターに必要な灯油代。数社から見積を取り、低価格な業者と随意契約を締結。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	
1011	北海道電力(株)室蘭支店	北海道室蘭市寿町1丁目6番25号	支笏洞爺財田自然体験ハウス 電気料	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年10月3日	1,895,838	支笏洞爺財田自然体験ハウスに必要な電気料。北海道において北海道電力(株)は、電力の提供を行うことが可能な唯一の者である。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	単備契約 北海道電力の料金体系による
1012	北海道電力(株)旭川支店	北海道旭川市4条通12丁目1444-1	層雲峡駐車場、層雲峡博物館施設電気料	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年10月3日	3,307,412	層雲峡駐車場、層雲峡博物館施設に必要な電気料。北海道において北海道電力(株)は、電力の提供を行うことが可能な唯一の者である。	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	単備契約 北海道電力の料金体系による
1013	(財)北海道環境財団	北海道札幌市北区北7条西5丁目5番札幌千代田ビル4階	北海道環境パートナーシップオフィス整備運営検討業務	分任支出負担行為担当官環境省大臣官房政策評価広報課北海道地区首席地方環境対策調査官 山田昇 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年6月6日	3,000,000	業務の実施に関する企画書の公募を行った結果、2者からの応募があり、企画書の審査、プレゼンテーションを行った。(財)北海道環境財団の企画書の内容が、業務の目的及び主旨を理解し適切であり、環境分野に関する調査について実績及び経験を有しており、取組体制も充実しているなどの評価となったため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1014	特定非営利活動法人環境り・ふれんず	北海道札幌市中央区北11条西14丁目1-20-304	ごみゼロ推進北海道大会2005の運営請負業務	分任支出負担行為担当官環境省大臣官房政策評価広報課北海道地区首席地方環境対策調査官 山田昇 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年8月1日	3,200,000	本業務は、国民にごみの減量の必要性等を啓発し、減量に向けた取組を幅広く効果的に普及することを目的としたものであることから、より優れた企画内容と運営手法をもって行事を開催することが重要である。本大会の企画・運営に係る公募における当該団体の提案内容については、ごみの減量、リサイクルの推進に向けて、若い主婦の参加を促す講演会や、一般市民、NPO等の市民活動者など幅広い関係者の参加が期待できるシンポジウムの実施、子供から大人までを対象とした体験型イベントの運営等となっており、これらは大会の開催目的、基本理念を満たすものとなっている。	その他のもの	企画競争を継続	
1015	(株)エヌ・ティ・ティフアンリティーズ北海道支店	北海道札幌市中央区大通ビル9F	平成17年度北海道地方環境事務所開設に伴う設置仕様作成及び支援業務等	分任支出負担行為担当官環境省大臣官房政策評価広報課北海道地区首席地方環境対策調査官 山田昇 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成17年8月22日	15,225,000	(株)NTTファシリティーズは、ユネネットビルの専任業者で、当該ビルの工事等に他の業者が入ることが認められていない。このことから北海道地方環境事務所開設に必要な電気設備等の図面を有している唯一の業者である。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1016	(財)北海道環境財団	北海道札幌市北区北7条西5丁目札幌千代田ビル4階	平成17年度北海道環境パートナーシップオフィス運営業務	支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長 高橋宏志 (北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地)	平成18年1月4日	4,040,669	業務の実施に関する企画書の公募を行った結果、契約相手からの応募があり、企画書の審査、プレゼンテーションを行った。(財)北海道環境財団の企画書の内容が、業務の目的及び主旨を理解し適切であり、またネットワークや経験を十分有しているなどの評価となったため。	その他のもの	企画競争を継続	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
1017	(財)日本交通公社 東京都千代田区丸の内1-8-2	平成17年度白神山地エコツーリズム推進モデル事業の支援業務	分任支出負担行為担当官東北地区自然保護事務所長 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23	平成17年6月1日	6,130,000	本業務の遂行にあたっては、エコツーリズムの推進計画、観光振興など地域活性化計画などの調査業務の実績があり、地域のエコツーリズム推進業務に関する高い能力を有していること、エコツーリズムに関する知識(基本理念、現状、問題点等)を豊富に有し、白神山周辺におけるエコツーリズム、グリーンツーリズム、地域活性化などの調査業務に実績があり、地域の自然環境・社会環境の状況を熟知していること、情報収集・解析能力に優れているだけでなく、企画能力にも優れていることが必要である。この様な団体は(財)日本交通公社しかない	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	平成18年度限り
1018	(株)バスコ仙台支店 宮城県仙台市宮城野区榎岡2-2-11	平成17年度白神山地におけるブナ林の森林構造及び動態の解明に関する調査研究業務	分任支出負担行為担当官東北地区自然保護事務所長 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23	平成17年8月1日	9,922,500	本業務は空中計測による白神山地の広域的な森林の階層構造及び動態の把握手法の確立を目的として、競争的研究資金により3ヶ年計画で実施するものであり、会計法第29条の3第4項に該当するものである。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
1019	(財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 宮城県栗原市若柳上畑岡敷味17-2	平成17年度伊豆沼・内沼ブラックバス駆除対策事業	支出負担行為担当官東北地方環境事務所総務課長 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23	平成17年12月15日	5,252,625	本事業はオクチバス等防除モデル事業の一環として、伊豆沼・内沼におけるブラックバスの駆除技術をマニュアル化し全国に発信することにより、全国各地のブラックバス捕獲駆除の効率化・強化を図るものである。本事業の実施にあたっては、ブラックバスの駆除技術の先進的知見を有していること、伊豆沼・内沼においてブラックバスの駆除業務実績を有していること、伊豆沼・内沼に関する生態系について豊富な知見を有していること、本事業を遂行するに当たって体制整備が整っていること、が必要である。この様な団体は(財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団以外にないため会計法第29条の3第4項に該当するものである。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1020	日鉄鉱コンサルタント(株)東北支店 岩手県盛岡市向中野二丁目3番1号	平成17年度酸ヶ湯野営場工事監理業務	分任支出負担行為担当官東北地区自然保護事務所長 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23	平成17年9月12日	5,250,000	施工監理業務は設計内容を十分把握し、設計意図を的確に工事に反映させる必要があり、本施設の設計を担当した日鉄鉱コンサルタント株式会社東北支店以外にこの条件を満たすものはいないため、会計法第29条の3第4項に該当するものである。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1021	特定非営利活動法人日本エコツーリズム協会 東京都品川区上大崎2-24-9	平成17年度磐梯朝日国立公園裏磐梯地区環境保全型自然体験活動(エコツーリズム)推進事業業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局北関東地区自然保護事務所長 栃木県日光市本町9-5	平成17年4月1日	7,497,000	本業務を遂行するにあたっては、裏磐梯地区において、周辺の自然環境や地理、さらには地域の特性などを十分理解しつつ、当該業務を定期的かつ継続的に実行する機関・団体であること、これまで東磐梯地区に進めてきたエコツーリズム推進の大きな流れを踏まえつつ、それを活用し、また相互に結びつながら業務を実施できること、地元住民や地元自治体、関係機関及び専門家等と密に連絡が取れ、協力して業務を実施できること、が必要であるが、この様な団体は特定非営利活動法人日本エコツーリズム協会しかないため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	平成18年度限り
1022	(株)山形新聞社 山形県山形市旅籠町2-5-12	平成17年度「ごみゼロ推進山形大会」開催業務	分任支出負担行為担当官東北地方環境対策調査官事務所長 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23	平成17年9月15日	3,984,750	本業務は「環境EXPOやまがた2005」と同時開催する事としているため、会場全体のレイアウト・割り振り、仮設施設の設置等、会場全体の運営管理を同一の者により一括で行わなければ、全体としての円滑な調整やスムーズな準備、運営を図ることが出来なため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1023	(財)森吉町観光開発公社 秋田県秋田市森吉字湯ノ岱14-1	平成17年度森吉山野生鳥獣センター維持管理業務	分任支出負担行為担当官東北地区自然保護事務所長 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23	平成17年6月1日	4,473,000	本業務を遂行するためには、森吉地域の自然や文化に通じ、来館者及び観察会参加者に情報提供や案内解説を行う能力を有する事、自然公園法及び鳥獣法の趣旨を理解し、来館者及び観察会参加者に情報提供や案内解説が出来る能力を有する事、当該施設の運営に関して国、県、地方自治体及びその他関係団体との情報交換、協力等緊密な連絡調整が可能である事、が必要であるが、この様な団体は(財)秋田市森吉観光公社しかないため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
1024	(株)相和技術研究所 東京都品川区上大崎2-18-1	平成17年度十和田自然保護官事務所新築工事監理業務	分任支出負担行為担当官東北地区自然保護事務所長 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23	平成17年9月12日	1,050,000	工事監理業務は設計内容を十分把握し、設計意図を的確に工事に反映させる必要があり、本施設の設計を担当した(株)相和技術研究所以外にこの条件を満たすものはいないため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1025	(財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団 宮城県栗原市若柳上畑岡敷味17-2	平成17年度伊豆沼ブラックバス駆除事業業務	分任支出負担行為担当官東北地区自然保護事務所長 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23	平成17年4月21日	1,783,474	本業務を遂行するためには、ブラックバスの生息及び効率的な駆除方法を熟知し、ブラックバスの駆除事業を的確に実施できること、伊豆沼・内沼に関する生態系について豊富な知見を有していること、が必要であるが、(財)宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団は、全国に先駆けて昨年度より宮城県内水面試験場とともに、駆除ボランティアグループを結成し、駆除活動の企画運営を行っている。また伊豆沼・内沼の環境保全対策にかかわる調査業務を実施してきており沼の自然環境に関する豊富な知見を有する唯一の団体であるため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1026	津軽森林管理署 青森県弘前市大字豊田2-2-4	平成17年度白神山地自然環境保全地域巡回指導業務	分任支出負担行為担当官東北地区自然保護事務所長 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23	平成17年6月15日	1,625,727	本業務の遂行にあたっては、単に白神山地自然環境保全地域を巡回し指導するだけでなく、自然環境の把握、自然環境に影響が懸念される行為の把握、地域内の構構等の点検、管理(保守)等を行うことが出来ること、白神山地自然環境保全地域は林野庁所管の森林生態系保護地域と重複し、その保護管理及び利用等には密接に関係することから地元森林管理署等と密接な連携を図る必要があること、巡回指導業務は白神山地自然環境保全地域の核心地域が対象地であることから、業務の実施にあたっては、自然環境保全地域における自然環境の特性等を熟知した上での行動が要求される、この様な団体は津軽森林管理署しか存在しないため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
1027	福島県自然公園清掃協議会 福島県福島市在庭坂字石方1-4	平成17年度磐梯朝日国立公園(福島県猪苗代地区)及び日光国立公園(福島県尾瀬地区)清掃活動事業	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局北関東地区自然保護事務所長 栃木県日光市本町9-5	平成17年7月19日	1,005,900	当該業務を行うにあたっては、磐梯朝日国立公園(福島県猪苗代地区)及び日光国立公園(福島県尾瀬地区)内の集団施設地区またはこれに準ずる利用地域における自然環境・公園利用者の状況に精通し、適切に事業を実施できること、及び利用最盛期、特に利用者の多い週末・日曜・祝祭日等においても支障なく業務を実施できること等の条件を満たす必要がある。この様な団体は福島県自然公園清掃協議会しかないため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
1028	山形県自然公園等保全整備促進協議会 山形県山形市松波2丁目18番1号	平成17年度磐梯朝日国立公園(山形県地域)清掃活動業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局北関東地区自然保護事務所長 栃木県日光市本町9-5	平成17年8月2日	2,500,000	本業務を遂行するためには、磐梯朝日国立公園内吾妻、飯豊、月山、朝日、羽根の各地区の集団施設地区またはこれに準ずる利用地域における自然環境・公園利用者の状況に精通し、適切に事業を実施できること、及び利用最盛期、特に利用者の多い週末・日曜・祝祭日等においても支障なく業務を実施できること等の条件を満たす必要があるが、この様な団体は山形県自然公園等保全整備促進協議会しかないため。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
1029	福島県自然公園清掃協議会 福島県福島市在庭坂字石方1-4	平成17年度磐梯朝日国立公園(福島県裏磐梯及び浄土平・安達太良地区)及び日光国立公園(福島県尾瀬地区)清掃活動事業	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局北関東地区自然保護事務所長 栃木県日光市本町9-5	平成17年4月1日	2,000,000	当該業務を行うにあたっては、磐梯朝日国立公園(福島県裏磐梯及び浄土平・安達太良地区)及び日光国立公園(福島県尾瀬地区)内の集団施設地区またはこれに準ずる利用地域における自然環境・公園利用者の状況に精通し、適切に事業を実施できること、及び利用最盛期、特に利用者の多い週末・日曜・祝祭日等においても支障なく業務を実施できること等の条件を満たす必要がある。この様な団体は福島県自然公園清掃協議会しかないため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別 若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考	
1030	羽黒町 山形県東田川郡羽黒町手 向字羽黒山147-1	月山ビジターセンター運営管理補助 業務	分任支出負担行為担当官環境省自然 環境局北関東地区自然保護事務 所長 栃木県日光市本町9-5	平成17年4月1日	2,058,000	当施設が存在する羽黒集団施設地区は、羽黒山の中腹にあつて、周囲をスギ、ブナ、ナラ等の良好な植生に囲まれ、休暇村を初めとして野営場、園地、スキー場等の利用施設が存在する当国立公園の利用拠点である。このため、当地区においては、多数の利用者に自然情報等を提供する必要性が高いことから、当省により月山ビジターセンターが整備され、公共の用に供されているところである。当該施設は公園利用の拠点における基本的施設であることから、管理の状況によっては公園利用者及び地域活動者に対する当該地区の印象を左右しかねないものであるため、来訪者に対して月山地区の自然の状況、立入禁止区域、歩道の情報の提供、並びに利用者を案内すること等、環境省の公園利用拠点の主な役割を果たす適正な管理を行うことが求められている。当該ビジターセンターの運営管理については、羽黒町職員（非常勤職員）が常時1名体制で行ってまいり、シーズン中であるが、利用者の増加に伴い、現在の体制では適切な維持管理及び館内、周辺外溝の清潔の保持を推進することから、シーズン中はもとより、通常期においても非常に困難な状況である。羽黒町は、磐梯朝日国立公園指定当初より、その一部が国立公園に指定されており、国立公園指定の意義と目的を理解しているとともに、地元周辺の自然環境や歴史等にも詳しく、近隣では町の博物館である「いで文化記念館」において、周辺の歴史文化や自然等に係る情報提供もついで行っていることから、当ビジターセンターの運営、管理の補助を行う上で、必要不可欠な要素とも言うべき個々の自然環境に配慮した適切な情報提供、監督指導を行い得る。上記の条件を満たし、自然公園法に基づく利用指導を理解しつつ本業務を行うことができる団体は他に見受けられない。以上のことから、本業務の実施に関し、羽黒町の他に競争させる余地がないため。（会計法第29条の3第4項）	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)		
1031	裏磐梯ビジターセンター 自然体験活動運営協議会	福島県耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶヶ3151	裏磐梯ビジターセンター及び周辺施設 運営管理業務	分任支出負担行為担当官環境省自然 環境局北関東地区自然保護事務 所長 栃木県日光市本町9-5	平成17年4月1日	3,042,900	磐梯朝日国立公園裏磐梯地区においては、平成15年4月に裏磐梯ビジターセンターが整備、供用開始され、公園利用者に対する自然解説や環境保全に関する指導及び当省職員と共にその業務に当たる裏磐梯パークボランティアの活動拠点となっている。また、裏磐梯ビジターセンターには警署、サテライトが併設され、エネルギーや情報の提供等、公園利用に供されることである。さらに、裏磐梯ビジターセンターは、裏磐梯地区の玄関口に位置し、公園利用の拠点となる基本施設であることから、管理の状況によっては公園利用者及び地域活動者に対する印象を左右しかねないものであり、常に適正な管理と快適に利用できる状況が求められている。以上より環境省の公園利用指導及び清潔の保持の趣旨を理解し、実行できる事業者が一元的に管理することが必要である。裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、裏磐梯ビジターセンターの運営、管理に積極的に参加し、裏磐梯及び周辺地域を訪れる公園利用者に対して的確な情報と多様な自然解説、学習、体験の機会を提供し、裏磐梯の自然環境にふさわしい利用の推進、国立公園としての地域の発展に寄与することを目的として環境省、福島県、喜多方市、猪苗代町、塩川町、磐梯町、地元北塩原村、裏磐梯観光協会、(社)猪苗代観光協会、磐梯町観光協会、裏磐梯パークボランティアから組織され、平成15年3月27日に設立された団体である。このような目的を持って設立した運営協議会は、本業務を遂行するうえで必要不可欠な要素とも言うべき裏磐梯地区における自然環境に配慮した適切な事業を行い得る。また、冬期・多雪期には市内からの通勤に要する時間が不特定になるため、通年での業務を行うためには、開館時間が不定期にならない地元裏磐梯地区に起居しているスタッフを擁していることが必要だが、近隣に常駐スタッフを確保し、自然公園法に基づく利用指導を適切かつ本業務を行うことができる団体は他に見受けられない。以上のことから、本業務の実施に関し、「裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会」の他に競争させる余地がないため。（会計法第29条の3第4項）	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
1032	猛禽類保護センター活用 協議会	山形県酒田市草津字湯の 台71-1	猛禽類保護センター清掃業務	分任支出負担行為担当官環境省自然 環境局北関東地区自然保護事務 所長 栃木県日光市本町9-5	平成17年4月1日	2,500,000	本業務は猛禽類保護センター（以下「センター」という。）において、環境衛生の維持と建材の保全のため定期清掃及び定期日常清掃等を行うことにより、利用者が良好な状態を供せられることを目的とする。本業務にあたっては、センター来館者の日々の利用状況等を考慮して実施するとともに、環境省職員との連絡を密にし、センター内の猛禽類刺製等の展示物に細心の注意をもって日常清掃等を行う必要がある。猛禽類保護センター活用協議会（以下「協議会」という。）は、猛禽類保護センター及びその関連施設の適切な利用を推進することを目的として平成12年10月31日に環境省、山形県、八幡町との合議のもと設立された団体であり、事務局は八幡町企画商工課内に置かれている。協議会は自主事業として八幡町職員とともにセンター来館者への展示解説業務を日常的におこなっており、日々の利用状況等を正確に把握している。また、センター施設の形状、展示物等の状況についても把握しており、環境省職員との細心の注意を持って清掃業務を行うことができる。以上のことから猛禽類保護センター活用協議会の他に競争させる余地がなく、同協議会を契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約とした。（会計法第29条の3第4項）	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
1033	特定非営利活動法人日本 エコノリズム協会	東京都品川区上大崎2- 24-9	裏磐梯エコノリズム・モニタリ ングシステム基盤整備事業業務	分任支出負担行為担当官環境省自然 環境局北関東地区自然保護事務 所長 栃木県日光市本町9-5	平成17年7月19日	1,003,275	本業務を行うにあたっては、裏磐梯地区において、周辺の自然環境や地理、さらには地域の特性などを十分理解しつつ、当該業務を定期的かつ継続的に実行する機関・団体であること、これまで裏磐梯地区で進めてきたエコノリズム推進の大きな流れを踏まえつつ、それを活用し、また相互に結びつながら業務を実施できること、地元住民や地元自治体、関係機関及び専門家等と密に連絡が取れ、協力が業務を実施できること、が必要であるが、この様な団体は特定非営利活動法人日本エコノリズム協会しかないため。（会計法第29条の3第4項）	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	平成18年度限り
1034	雄国沼施設等管理運営協 議会	福島県摩耶郡北塩原村大字北山字姥ヶヶ3151	平成17年度磐梯朝日国立公園雄国沼 湿原オーバーユース対策事業業務	分任支出負担行為担当官環境省自然 環境局北関東地区自然保護事務 所長 栃木県日光市本町9-5	平成17年8月1日	1,499,957	本業務を行うにあたっては、雄国沼は、火口跡に出来た貴重な植生を有する湿原であることから、当地の自然環境に精通していること、雄国沼及び周辺の雄国沼の状況の正確に把握していること、雄国沼への主要な道路として、北塩原村の久保林道、喜多方市の雄国沼林道及び塩川町の中道地林道が使用されていることから、これら3市町村の円滑な連携を図れること、が必要であるが、この様な団体は雄国沼施設等管理運営協議会以外にないため。（会計法第29条の3第4項）	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
1035	羽黒町観光協会	山形県東田川郡羽黒町荒 川字前田元89番地	平成17年度磐梯朝日国立公園月山地 域利用適正管理事業	分任支出負担行為担当官環境省自然 環境局北関東地区自然保護事務 所長 栃木県日光市本町9-5	平成17年7月19日	1,000,000	本業務の遂行にあたっては、磐梯朝日国立公園月山地域において、調査、巡視、簡易な登山道の補修、施設の維持管理、清掃活動等が定期的及び継続的にできる機関・団体であること、磐梯朝日国立公園月山地域の地形・地理に明るく、公園の利用状況や管理に関する知識を有していること、自然公園法の内容を十分に把握し、適法に事業を遂行できること、及び磐梯朝日国立公園月山地域の地形・地理に明るく、公園の利用状況や現状についての知識を有していること、が必要であるがこのような団体は羽黒町観光協会しかないため。（会計法第29条の3第4項）	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ないが、一般競争入札への移行も検討)	
1036	特定非営利活動法人みや ぎ環境カウンセラー協会	宮城県仙台市泉区泉中央 2-25-2	東北環境パートナーシップオフィス 設置運営検討業務	分任支出負担行為担当官東北地方 環境対策調査官事務所長 宮城県仙台市青葉区本町3-2- 23	平成17年7月1日	2,986,200	本業務の請負団体決定にあたって、企画を公募し審査を行った。その結果、当団体の提案が最も東北環境パートナーシップオフィスの目的及び趣旨を把握した上で企画されており、検討に当たった際の論点を的確にとらえた調査実施方法を提案する企画であったため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1037	(株)ブレック研究所	東京都千代田区麹町三丁 目7番地6	平成17年度小笠原地域自然再生推 進計画調査基本計画策定及び外来植 物対策検討調査業務	分任支出負担行為担当官環境省自然 環境局南関東地区自然保護事務 所長 神奈川県足柄下郡箱根町元 箱根旧礼場164	平成17年7月1日	30,000,000	同社は過去8年以上にわたり、小笠原地域の環境アセスメント調査や国立公園計画の再検討調査、自然保護と観光に関する調査計画業務を多数履行しており、当該地域の固有種、希少種等の生物情報や生育、生息環境の十分な知見や情報の集積もある。それらの業務で構築された小笠原地域の文庫資料は1600件以上に及び既にデータベース化されており、その豊富なデータベースは他に比肩しえない。また、すでに小笠原には保全士での植生調査を行った経験もあり、鷹島の調査にも実績があること、小笠原全体の植生の実態が把握できていることから、植生調査については他に比肩しえない優れた経験をもっている。このように、同社は本業務を遂行する上で必要な経験や能力を十分に有している唯一の相手方である。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (準備期間を経たのち 19年度から)	
1038	(社)日本森林技術協会	東京都千代田区六番町7 番地	平成17年度小笠原地域自然再生推 進計画調査アカギ対策検討調査業務	分任支出負担行為担当官環境省自然 環境局南関東地区自然保護事務 所長 神奈川県足柄下郡箱根町元 箱根旧礼場164	平成17年7月1日	30,000,000	本業務は、小笠原諸島全域の自然環境の保全及び自然再生に関する基本方針について検討するため、特に緊急に対応が必要とされたアカギについて、対策の技術的検討を昨年度に引き続き実施するものである。本業務を遂行するにあたっては、次の能力が要求される。小笠原地域の自然環境、特に外来種に関する状況に精通し、調査及び情報収集能力を十分に有していること、小笠原におけるアカギ分布状況を把握しており、その駆除について基礎となる科学的知見及び基礎的技術を有していること、地元関係団体及び学術研究者等との協力体制を有していること、(社)日本森林技術協会は、小笠原地域におけるアカギ駆除に関する調査を継続して行ってきたとともに、アカガキツラストバト等の自然環境調査に実績があり、調査資料及びその関係資料等にも精通している。また、同協会はこれまで多くの調査を実施しており、同協会における関係研究者、学術研究者、地元関係者等との広範な協力体制を有している。これらの理由から本業務を実施するにあたり上記の能力を満たす唯一の団体であるため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行 (準備期間を経たのち 19年度から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
1039	(財)山階鳥類研究所 千葉県我孫子市高野山1-15	平成17年度希少野生動物植物種保護増殖事業(アホドリ)	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局南関東地区自然保護事務所長 神奈川県足柄下郡箱根町元箱根旧礼場164	平成17年5月9日	10,000,000	本事業は、絶滅のおそれのあるアホドリの保護増殖事業の一環として、日米渡り鳥等保護条約に基づく日米共同調査として、伊豆諸島鳥島において行う事業である。山階鳥類研究所は、米国より資金提供を受けて鳥島及び小笠原においてアホドリの回復事業を実施している機関であり、絶滅危惧種であるアホドリの取扱いについて米国の信頼を得られる唯一の機関である。よって、本事業の実施機関としては山階鳥類研究所以外にはない。このため、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
1040	(財)日本交通公社 東京都千代田区丸の内1-8-2 第一鉄ビル9F	平成17年度小笠原地域エコツーリズム推進モデル事業業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局南関東地区自然保護事務所長 神奈川県足柄下郡箱根町元箱根旧礼場164	平成17年5月9日	6,200,000	本業務は、全国で展開されるエコツーリズム推進モデル事業の一環として、エコツーリズムを振興するべき地域として優れた特質を持つ小笠原において行われるものであり、適正なエコツーリズム振興のために地域社会への支援を実施し、そのモニタリングを行うことで、適正なエコツーリズムの振興策のモデルとして今後の全国的なエコツーリズム振興に資するものである。本業務の特質として、通常の調査検討の業務と異なる点は、申請のあった地方公共団体から支援対象を選び、その団体を支援してその結果をモニタリングするという点にある。このため、請負先は当該申請団体と密接な関係にあり、効果的な支援が可能な団体に限られる。また、本業務を遂行するにあたっては、小笠原の自然環境を把握するとともにエコツーリズムをとりまく社会状況の現状を熟知しており、かつ、エコツーリズム推進に関する課題を整理し、具体的に検討を進める能力が必要である。エコツーリズムに関する知識(基本理念、最新情報等)や経験を十分に有していること、富士山北麓地域における自然保護活動及び自然環境の利用に係る知識を十分に有していること、上記に係る情報収集、解析能力及び企画能力に優れ、迅速かつ適切な事務処理を行うこと、財団法人日本交通公社は、観光クリエイション及び旅行に関する様々な調査研究を行う公益法人であり、豊富な情報量に加え我が国では数少ない旅行、観光クリエイション、リゾート分野におけるシンクタンク・コンサルタント事業を実施し、専門性が高く評価されている。また、これまでのJTグループ活動から得られた富士山北麓地区における旅行・観光関係についての豊富な知識を有しているとともに、山梨県を始めとする関係地方公共団体、地域の観光業者との広範な協力体制を有していることから、効率的な業務実施も併せて期待される。さらに、本財団は全国的なエコツーリズムの推進について、環境省や国土交通省を初めとする多くの機関が行った調査検討に参画してきた実績があり、国内外のエコツーリズムについての豊富な知識や技術を有している。上記のような能力を全て兼ね備えた団体は他に存在しなく、唯一の団体であるため	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	平成18年度限り
1041	(財)日本交通公社 東京都千代田区丸の内1-8-2 第一鉄ビル9F	平成17年度富士山北麓地区エコツーリズム推進モデル事業業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局南関東地区自然保護事務所長 神奈川県足柄下郡箱根町元箱根旧礼場164	平成17年7月4日	6,500,000	本業務は富士山北麓地区において、自然環境の持続的な活用、地域経済への貢献などを目的としたエコツーリズムの普及・定着を推進するため、「エコツーリズム推進会議」において決定された新たな推進方策である「多くの来訪者が訪れる観光地での取り組み(マストツーリズムのエコ化)」推進モデル事業として、地域の資源を保全しながら国際的観光地として持続的発展を可能とするエコツーリズム推進システムの検討を支援するものである。この業務を実施するにあたっては次のような能力が必要である。エコツーリズムに関する知識(基本理念、最新情報等)や経験を十分に有していること、富士山北麓地域における自然保護活動及び自然環境の利用に係る知識を十分に有していること、上記に係る情報収集、解析能力及び企画能力に優れ、迅速かつ適切な事務処理を行うこと、財団法人日本交通公社は、観光クリエイション及び旅行に関する様々な調査研究を行う公益法人であり、豊富な情報量に加え我が国では数少ない旅行、観光クリエイション、リゾート分野におけるシンクタンク・コンサルタント事業を実施し、専門性が高く評価されている。また、これまでのJTグループ活動から得られた富士山北麓地区における旅行・観光関係についての豊富な知識を有しているとともに、山梨県を始めとする関係地方公共団体、地域の観光業者との広範な協力体制を有していることから、効率的な業務実施も併せて期待される。さらに、本財団は全国的なエコツーリズムの推進について、環境省や国土交通省を初めとする多くの機関が行った調査検討に参画してきた実績があり、国内外のエコツーリズムについての豊富な知識や技術を有している。上記のような能力を全て兼ね備えた団体は他に存在しなく、唯一の団体であるため	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	平成18年度限り
1042	明治安田生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	事務室賃貸借	分任支出負担行為担当官環境省大臣官房政策評価広報課関東地区首席地方環境対策調査官 さいたま市中央区新都心1-1-2 LAタワー18階	平成17年4月1日	7,625,340	安備かつ適切な事務室として使用するスペースは他に該当がなかったため(会計法第29条の3の第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
1043	明治安田生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	事務室賃貸借	支出負担行為担当官関東地方環境事務所総務課長 さいたま市中央区新都心1-1-2 LAタワー18階	平成17年10月3日	32,550,264	安備かつ適切な事務室として使用するスペースは他に該当がなかったため(会計法第29条の3の第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
1044	アジア航測(株)横浜支店 神奈川県横浜市中区日本大通15番地	平成17年度野呂川広河原集團施設地区整備基本計画調査業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局南関東地区自然保護事務所長 神奈川県足柄下郡箱根町元箱根旧礼場164	平成17年9月1日	8,893,500	本業務は、南アルプス国立公園の利用拠点である野呂川広河原集團施設地区において、登山等の公園利用拠点となっている広河原地区を中心として快適で適正な公園利用を推進するための整備に対する基本計画を調査するものである。企画競争によって発注する理由は、南アルプス国立公園の重要な利点拠点となっている野呂川広河原集團施設地区全体の整備計画を策定するもので、広範かつ高度な知識と豊かな経験が必要とすること、自然環境と景観を重視した施設設計の比較検討を要するもので、高度な知識と豊かな経験を必要とすること、環境学館の拠点として象徴性、独創性、創造性を求められる設計業務及び豊かな技術的判斷を必要とすることから、最良の提案を提出した者と会計法第29条の3第4項により随意契約することとする。	その他のもの		平成17年度限り
1045	新潟万代島ビルディング(株) 新潟市万代島5番1号万代島ビル16階	万代島ビル賃貸借	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局北関東地区自然保護事務所長 栃木県日光市本町9-5	平成17年4月1日	1,972,404	新潟支所においては、以前より万代島ビル(新潟県新潟市万代島5番1号)を事務室として賃貸借している。賃貸借先を変更すると、備品、書類等の移動費がかかること等余計な経費がかかり、かつ、引越作業等を行うと業務上支障をきたしてしまう。よって、昨年度と同様新潟万代島ビルディング(株)より万代島ビルの貸室賃貸借等契約を締結することが最も合理的かつ安備であるため、会計法第29条の3第4項により随意契約することとする。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
1046	新潟万代島ビルディング(株) 新潟市万代島5番1号万代島ビル16階	万代島ビル賃貸借	支出負担行為担当官関東地方環境事務所総務課長 さいたま市中央区新都心1-1-2 LAタワー18階	平成17年10月3日	4,102,056	新潟事務所においては、地方環境事務所発足以前の旧北関東地区自然保護事務所新潟支所時代より万代島ビル(新潟県新潟市万代島5番1号)を事務所として賃貸借している。近頃で適切なスペースの物件を探したが、該当する物件がなかった。また、賃貸借先を変更すると、備品、書類等の移動費がかかること等余計な経費がかかり、かつ、引越作業等で業務上支障をきたしてしまう。よって、従来と同様新潟万代島ビルディング(株)より万代島ビルの貸室賃貸借等契約を締結することが最も合理的かつ安備であるため、会計法第29条の3第4項により随意契約することとする。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
1047	特定非営利活動法人小笠原自然文化研究所 東京都小笠原村父島字宮之浜道	小笠原地域自然再生推進計画調査ノネコ対策の普及啓発・基礎資料収集等業務	支出負担行為担当官関東地方環境事務所総務課長 さいたま市中央区新都心1-1-2 LAタワー18階	平成18年1月6日	4,935,000	本業務は、小笠原諸島全域の自然環境の保全及び自然再生に関する基本方針について検討するため、特に緊急に対応が必要とされたノネコについて、知見の収集と早期の対応が必要な普及啓発の準備について実施するものである。本業務を遂行するにあたっては、次の能力が要求される。小笠原におけるノネコ、飼育ノネコの生息・飼育状況やその影響について把握しているとともに、他地域の事例を含めその駆除について基礎となる科学的知見及び捕獲等の実績を有していること、小笠原の自然環境、特にネコの影響を被るアカシラカラスバト、オオコウモリなどの固有鳥類、哺乳類、また、世界的な外来種に関する状況に精通し、調査及び情報収集能力を十分に有していること、地元関係団体及び学術研究者、特に小笠原における捕獲ネコの飼育を受け入れている社団法人東京都獣医師会等との協力体制を有していること、NPO法人小笠原自然文化研究所は、小笠原地域における希少野生生物、特にオオサワオオコウモリやアカシラカラスバト、海鳥類などの調査研究や、それらに危害を及ぼす外来種であるノネコによる捕獲等の保全対策・外来種対策において、東京都から受注し実施してきた。また、自主事業として長年アカシラカラスバトの生息状況調査を実施している。同研究所はそれらの調査研究等実施を経て、本調査の対象とするネコとネコによる影響を被るアカシラカラスバトやオオコウモリなどの保全対象に関する知見を蓄積しているとともに、小笠原内外における関係行政機関、学術研究者、地元関係者、特に小笠原における捕獲ネコの飼育を受け入れている社団法人東京都獣医師会との広範な協力体制を有している。これらの理由から、同研究所は本業務を実施するにあたり上記を満了す唯一の団体であり、それまでの長年における技術的知見を有効に活用でき、成果が期待される。以上のことから、特定非営利活動法人小笠原自然文化研究所他に競争させる余地がないことから同研究所を契約相手方とし、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とする。	見直し之余地があるもの		平成17年度限り

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別 若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
1048	特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックシティビル30階	地域環境保全普及推進事業	支出負担行為担当官関東地方環境事務所総務課長さいたま市中央区新都心1-2-1タワール18階	平成18年2月1日	4,935,000	関東地方環境事務所が平成17年10月に開設し、地域の実情に応じた機動的で積極的な活動が求められている。一方、地域における環境保全の取り組み、中でも地球温暖化防止対策は、各々の地域における各主体が連携し、一丸となって取り組むべき喫緊の課題である。本事業は、新たな事務所としての活動として、地域との連携を図りながら、地球温暖化防止活動の推進を図るべく、E・S・T(環境的に持続可能な交通体系)事業の実施地域である埼玉県三郷、八潮地域を対象として公共交通機関への利用促進等を図り、CO2削減を推進するための市民等への普及啓発事業をモデル的に行うものである。本事業は、地域の特色を踏まえつつ、関係行政機関との連携のもと、地球温暖化防止等のための地域市民等に対する普及啓発を行い、地域における環境保全活動の積極的な推進、市民等の意識改革を目指すものである。財団法人千葉環境財団は、地球温暖化対策推進法に基づき当該地域、千葉県から指定を受けた唯一の地球温暖化防止活動推進センターであり、本事業実施に必要な高い専門能力と、各主体との協働及び住民への働きかけなどのノウハウを有する、まさしくセンターの指定要件が本事業実施に必要な不可欠であり、他に競合しえる団体はないと判断されることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とする。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1049	財団法人千葉環境財団 千葉市中央区中央港1-11-1	地域環境保全普及推進事業	支出負担行為担当官関東地方環境事務所総務課長さいたま市中央区新都心1-2-1タワール18階	平成18年2月1日	4,987,500	関東地方環境事務所が平成17年10月に開設し、地域の実情に応じた機動的で積極的な活動が求められている。一方、地域における環境保全の取り組み、中でも地球温暖化防止対策は、各々の地域における各主体が連携し、一丸となって取り組むべき喫緊の課題である。本事業は、新たな事務所としての活動として、地域との連携を図りながら、地球温暖化防止活動の推進を図るべく、E・S・T(環境的に持続可能な交通体系)事業の実施地域である千葉県東葛地域(柏市、流山市)を対象として公共交通機関への利用促進等を図り、CO2削減を推進するための市民等への普及啓発事業をモデル的に行うものである。本事業は、地域の特色を踏まえつつ、関係行政機関との連携のもと、地球温暖化防止等のための地域市民等に対する普及啓発を行い、地域における環境保全活動の積極的な推進、市民等の意識改革を目指すものである。財団法人千葉環境財団は、地球温暖化対策推進法に基づき当該地域、千葉県から指定を受けた唯一の地球温暖化防止活動推進センターであり、本事業実施に必要な高い専門能力と、各主体との協働及び住民への働きかけなどのノウハウを有する、まさしくセンターの指定要件が本事業実施に必要な不可欠であり、他に競合しえる団体はないと判断されることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とする。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1050	東京湾岸ぐるっとクラブ 千葉県習志野市谷津5-5-15	国指定谷津鳥獣保護区に係るアオサ除去業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局南関東地区自然保護事務所長神奈川県足柄下郡箱根町元箱根旧礼壇164	平成17年6月27日	2,000,000	本業務は、国指定谷津鳥獣保護区(谷津干潟)において異常繁殖したアオサが、シギ・チドリ類などの水鳥の採餌環境に悪影響を及ぼすとともに、悪臭の発生元となる恐れがあることから、これを除去することによって、国指定谷津鳥獣保護区の環境保全を図らうとするものである。東京湾岸ぐるっとクラブは、谷津干潟の清掃活動等をしてきた複数のグループによって、平成12年10月に設立された団体である。同クラブ代はかつて谷津干潟がゴミ捨て場のような状態であったのを見かねて、渡り鳥が渡ってきて安心して休めるようにしようと決意し、長年にわたってゴミ拾い活動を続けてきた中で、賛同者も増えたと今日に至っており、谷津干潟が渡り鳥の集団渡来地として維持されているのはこのような地道な活動に負うところが多く、同クラブは今後もそれらの活動を継続するとともに、谷津干潟へのゴミ流入が東京湾に原因があることに着目し、東京湾岸の他のN・G等の団体に清掃等活動の働きかけを行っている。この様に同クラブは、長年にわたって谷津干潟の清掃活動等を行っており、また、最近では干潟に繁殖したアオサの除去作業にも取り組んでおり、谷津干潟の環境保全に熱意を有し貢献していること。清掃活動等を通じて谷津干潟の特性を十分把握しており、特に干潟は場所によってはぬかるみの危険な箇所が存在するが、過去の経験から十分な知識を有していること。谷津干潟の渡来する渡り鳥の習性について詳しく、これらに由来するだけ影響を及ぼさない作業を行うことができること。以上から本業務の実施については同クラブの他に競争を許さないことから、同クラブを契約相手方として会計法第29条の3第4項に基づき随意契約とした。	その他のもの	-	平成17年度限り
1051	財団法人水川保全会 東京都西多摩郡奥多摩町水川1075番地	グリーンワーカー事業奥多摩町シカ喰番園所等自然環境保全事業	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局南関東地区自然保護事務所長神奈川県足柄下郡箱根町元箱根旧礼壇164	平成17年8月1日	2,000,000	本業務は、秩父多摩阿弭園公園内でシカ食害による土壌浸食が進行している箇所において、自然環境保全及び利用者の安全確保のため、登山道の補修を行うことを目的とする。本事業は2ヶ年を予定しており、本年はその2年目にあたる。事業地は山岳地で山腹が崩壊する等危険箇所の周辺であり、災害防止に留意して短期間で効率よく事業を実施するためには、以下の条件を満たしている必要がある。自然公園などの山岳地域の登山道における補修・維持管理等については、高度な知識・経験を有していること。事業地付近の自然環境(危険箇所、地形的特性等)に精通していること。当該事業は事業地付近の一部を保有しており、事業地周辺で長年山林の維持管理や登山道整備を行ってきたため、事業地における地形地質等について熟知し、歩道の補修作業についての十分な経験と実績を有している。また、以前から当該地のシカ食害について把握していること。登山道の補修は、気象、地形条件等の自然環境に左右されることから、富士山の自然環境の特性について、十分な知識を有していること。富士山吉田口旅館組合は、富士山の山梨側側面吉田登山道の各山小屋から構成される団体であり、当組合は、長年の山小屋経営を通じて、登山者の動向を熟知していること。吉田口登山道周辺の地理・自然条件に明るく、これまで山小屋周辺の清掃活動を通じてゴミの分布に明るく、処理方法にも十分な知識と経験を有している。したがって、当該清掃活動を行うことが出来る該負団体としては、富士山吉田口旅館組合が当該地を拠点に活動している唯一の団体である。以上ことから本業務の実施に関し他に競争させる余地がないことから、同財団を契約相手方として会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約とする。	その他のもの	-	平成17年度限り
1052	富士山吉田口旅館組合 山梨県富士吉田口新屋1254-12	グリーンワーカー事業 富士箱根伊豆国立公園富士山山岳埋設物清掃業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局南関東地区自然保護事務所長神奈川県足柄下郡箱根町元箱根旧礼壇164	平成17年7月1日	1,500,000	本業務は、富士箱根伊豆国立公園富士山地域のうち吉田口登山道5合目から8合目までの地区内の登山道に隣接する周辺地域について、過去に埋設されたゴミの清掃活動を行うものである。請負団体は以下の内容に精通していることが求められる。富士山の吉田口登山道周辺において、過去に利用者によってたらされた埋設ゴミの分布状況、処理方法等について熟知していること。埋設ゴミの回収は、登山者の利用動向を見極めながら慎重に行うことが必要であり、利用実態を十分に把握していること。富士山の清掃は、気象、地形条件等の自然環境に左右されることから、富士山の自然環境の特性について、十分な知識を有していること。富士山吉田口旅館組合は、富士山の山梨側側面吉田登山道の各山小屋から構成される団体であり、当組合は、長年の山小屋経営を通じて、登山者の動向を熟知していること。吉田口登山道周辺の地理・自然条件に明るく、これまで山小屋周辺の清掃活動を通じてゴミの分布に明るく、処理方法にも十分な知識と経験を有している。したがって、当該清掃活動を行うことが出来る該負団体としては、富士山吉田口旅館組合が当該地を拠点に活動している唯一の団体である。以上ことから本業務の実施に関し他に競争させる余地がないことから、富士山吉田口旅館組合を契約相手方とし、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約とした。	その他のもの	-	平成17年度限り
1053	特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 大宮ソニックシティビル30階	『第2回ごみゼロ推進関東大会』開催業務	支出負担行為担当官関東地方環境事務所総務課長さいたま市中央区新都心1-2-1タワール18階	平成17年10月3日	2,998,000	本業務は、国民・事業者・行政が一堂に会し、ゴミ問題に関するそれぞれの知識や経験を交換するとともに、参加者1人1人が自らのライフスタイルを見直す機会を提供することを通じ、ゴミの減量化やリサイクルの推進に関する理解を深め、ごみゼロ型社会の実現に向けた活動を進めることとする。平成17年度第2回ごみゼロ推進関東大会は、埼玉県において開催するものである。また、今大会は、埼玉県、所沢市等と共に、地球温暖化防止推進月間行事として開催する「環境フェスタS A I T A M A 2 0 0 5 i n 所沢」の主要行事にも位置づけている。本業務の実施にあたっては、ごみゼロ社会の推進及び環境教育の普及を図ること等をテーマとしたワークショップや環境講演会の開催、出展ブースの設置等の業務を適切に運営していくため、関係者との密接な連絡調整を円滑に行うとともに、普及啓発事業、特に各種イベントの開催ノウハウの国民の関心を呼び起こす企画能力を有し、本大会の位置付けや他の施策との関連性を十分に理解し、効果的・効果的な開催が図られることが重要である。特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉は、国民、事業者、行政機関と連携して、地球温暖化対策推進法に基づき当該地域、千葉県から指定を受けた唯一の地球温暖化防止活動推進センターとして指定を受け、地球温暖化防止に関する各種活動を行っており、今大会の全容を総合的に把握しているなど、本業務の実施に必要なノウハウを有しており、事業を適正かつ確実に行うことができると認められる。以上の理由により、特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉、本業務の開催に必要な要件に合致しており、他に競合しえる団体等はないと判断されるので、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約することとする。	見直しの余地があるもの	企画競争に移行 (18年度契約から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
1054	栃木県自然公園美化推進協議会	栃木県那須塩原市塩原675-9	日光国立公園栃木県地域清掃活動事業	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局北関東地区自然保護事務所長栃木県日光市本町9-5	平成17年8月2日	2,500,000	(1) 当該清掃活動事業を行うにあたり、日光国立公園内塩原・藤原・那須・日光地区の集団施設地区またはこれに準ずる利用地域における自然環境・公園利用者の状況に精通し、適切に事業を実施できること。(2) 利用協議会、特に利用者の多い週末・日曜・祝祭日等においても支障なく業務を実施できること等の条件を満たす必要がある。当該協議会は、昭和52年4月1日に栃木県内における自然公園の美化推進等を行うために必要な事業を行い、自然環境を清潔に保持することを目的に設立され、自然公園利用者がもたらすゴミ等の廃棄物の収集・運搬・処分等の清掃事業、美化思想の普及・啓発に関する事業、国・県及び市町村の自然公園に関する施設への協力、その他の目的の達成に必要な各種事業を実施してきている団体である。また、塩原・藤原・那須・日光各地区においては、平成9年度まで環境庁(当時)の指導の元、国立公園清掃活動費補助金の交付を受け、週末・日曜・祝祭日において、同様の事業を実施してきた実績がある。以上のことから、「栃木県自然公園美化推進協議会」の他に競争させる余地がないことから、同協議会を契約相手方と選定し、会計法第29条の3第4項の規定(契約の目的が競争を許さない場合)に基づき、随意契約を締結することとした。	その他のもの	-	平成17年度限り
1055	東京電力(株)	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	電気料金	北関東地区自然保護事務所神奈川県足柄下郡箱根町元箱根旧礼場164	平成17年4月1日	1,515,011	当該地における唯一の電気供給事業者(会計法第23条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	単価契約 東京電力の料金体系による
1056	東京電力(株)	東京都千代田区内幸町1丁目1番3号	電気料金	北関東地区自然保護事務所栃木県日光市本町9-5	平成17年4月1日	2,019,312	当該地における唯一の電気供給事業者(会計法第23条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	単価契約 東京電力の料金体系による
1057	日光市	栃木県日光市今市本町1番地	水道料	北関東地区自然保護事務所栃木県日光市本町9-5	平成17年4月1日	2,626,296	当該地における唯一の水道事業者(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	単価契約 日光市の料金体系による
1058	東北電力(株)	仙台市青葉区本町一丁目7番1号	電気料金	北関東地区自然保護事務所栃木県日光市本町9-5	平成17年4月1日	3,360,774	当該地における唯一の電気供給事業者(会計法第23条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	単価契約 東北電力の料金体系による
1059	東北電力(株)	仙台市青葉区本町一丁目7番1号	電気料金	関東地方環境事務所さいたま市中央区新都心11-2LAタワー18階	平成17年10月3日	4,190,067	当該地における唯一の電気供給事業者(会計法第23条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	単価契約 東北電力の料金体系による
1060	(株)竹中工務店名古屋支社	愛知県名古屋市中区錦1-18-22	接通大津第一生命ビル4階テナント入居工事	分任支出負担行為担当官環境省大官庁府政策評価広域課中部地区首席環境対策調査官 愛知県名古屋市中区丸の内3-5-10	平成17年9月5日	6,200,000	入居予定の接通大津第一生命ビルのオーナーである新東昭不動産(株)より施工業者が予め指定されていることから、その指定業者である㈱竹中工務店 名古屋支店以外の者では実施することが不可能である。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1061	新東昭不動産(株)	愛知県名古屋市中区錦2-20-8	事務所賃貸借料(10月~3月)	支出負担行為担当官中部地方環境事務所総務課長 愛知県名古屋市中区錦3-4-6	平成17年10月3日	15,461,898	安価かつ適切な事務所として使用するスペースは他に該当がなかったため(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
1062	(株)ムラヤマ	東京都文京区後楽2-2-3-10	平成17年度鹿沢インフォメーションセンターデータベース工事「展示工事」	支出負担行為担当官中部地方環境事務所総務課長 愛知県名古屋市中区錦3-4-6	平成18年2月8日	7,980,000	当該工事は、既存展示施設の改修であることから、平成15年度に施工を行った「鹿沢園地自然学習施設整備案内展示工事」と密接に関連する工事であり、瑕疵を生じた場合、責任の所在を明確にする為には、前回工事の施工業者に施工させる必要があるため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1063	(株)測映サイエンス	大阪市東成区東小橋1-15-2-203	入山者カウンター設置	支出負担行為担当官中部地方環境事務所総務課長 愛知県名古屋市中区錦3-4-6	平成18年3月1日	9,011,000	機器の購入に当たっては、設置場所が高山で気象条件にも、地理的条件にも厳しい場所であり、このように厳しい条件下においても安定的な計測を行える実績のある機種を選定する必要があり、同様な条件下である屋久島や白山等で納入実績があるのは、同社の機器のみであるため、既に設置されている機器と同様な計測機器を導入することとしたものである。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1064	(株)イトーキ	東京都中央区入船3-1-13	長野自然環境事務所関係工事	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局中部地区自然保護事務所長 長野県松本市安曇124-7	平成17年9月3日	8,282,482	当該工事は、事務所移転に伴う庁舎の内装工事等であり、各設仕様等を熟知していることと、短期間に工事を仕上げることが必要であるため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1065	特定非営利活動法人「ふるさと南信州緑の基金」	長野県飯田市育良町1-2-1	平成17年度南信州ICワグ「U」推進行事業支援業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局中部地区自然保護事務所長 長野県松本市安曇124-7	平成17年6月23日	5,590,000	本業務は、南信州地域におけるエコツーリズムを推進するため、今年度より概ね3ヶ年にわたり地域が主体となって取り組むエコツーリズムモデル事業を支援する業務を行うもので、南信州地域のエコツーリズムの普及・定着を図るものである。飯田市をはじめとする南信州地域におけるエコツーリズムの展開については、基礎的な要素は醸成されているため、これを発展させて自然環境と経済効果を融合させて地域振興を図りつつ、自然をよりよい形で次代に引き継ぐという「飯田型ツーリズム」展開に向け、地域を知る人材・組織と3年間の取り組みが結果的に地域のノウハウとしてしっかりと残るような取り組みが必要である。 本業務の遂行にあたっては、以下の条件が要求される。 (1) エコツーリズムの推進計画、観光振興など地域活性化計画などの策定に関わった実績があり、地域のエコツーリズム推進業務に関する高い能力を有していること。 (2) エコツーリズムに関する知識(基本理念、現状、問題点等)を豊富に有し、南信州地域周辺におけるエコツーリズム、グリーンツーリズム、地域活性化などの業務に実績があり、地域の自然環境・社会環境の状況を熟知していること。 (3) 情報収集・解析能力に優れているだけでなく、企画能力にも優れていること。 「ふるさと南信州緑の基金」は、環境系の特定非営利活動法人として平成14年に設立され、前長野県立下伊那農業高校長の伊澤宏嗣氏が理事長を務めている。森林環境等さまざまな分野の専門家を擁し、南信州地域において、体験教育旅行の受け入れ、環境保全支援活動、大平宿の保全活動、国際ボランティア等の実績を有している。また、エコツーリズム関係分野において、有識者との豊富な人脈も有しており、そのネットワークを活用し、高度な現状分析を行うことができる。 以上のとおり、必要な条件を満たし本業務を遂行することができる者は、特定非営利活動法人「ふるさと南信州緑の基金」の他にはないことから、本契約の相手方として選定し、会計法第29条の3第4項並びに予算決算及び会計令102条の4第3号の規定に基づき随意契約としたものである。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	平成17年度限り
1066	特定非営利活動法人ボランティアナーバース	愛知県名古屋市中区東桜2-18-3-702	平成17年度中部環境パートナーシップオフィス運営業務(下半期)	支出負担行為担当官環境省中部地方環境事務所総務課長 愛知県名古屋市中区錦3-4-6	平成17年10月3日	6,650,000	中部オフィスの運営業務を請け負う団体の選定のため、17年8月にプロポーザルを実施し、その結果選定された(特)ボランティアナーバースを引継ぎ契約相手方とした。	その他のもの	企画競争を継続	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
1067	(株)日展 東京都台東区東上野6丁目21番6号	上高地VC映像機器保守点検業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局中部地区自然保護事務所長 長野県松本市安曇124-7	平成17年4月1日	1,936,200	上高地ビジターセンターの映像機器システムを作成した㈱日展が、当該機器の保守点検を行える唯一の者であることから会計法第29条の3第4項の規程により随意契約とした。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
1068	特定非営利活動法人藤前干潟を守る会 愛知県名古屋市中区東区吹上町1-29-1-211	平成17年度(前期)稲永VC及び藤前AC維持管理業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局中部地区自然保護事務所長 長野県松本市安曇124-7	平成17年4月1日	4,831,995	稲永ビジターセンター、藤前活動センターは、利用者が最初に訪れる基本施設であることから、管理の状況によっては利用者及び地域活動者に対する印象を左右しかねないものである。したがって、常に適正な管理と快適に利用できる状況が求められることとなり、環境省の利用指導及び清潔の保持の趣旨を理解し、実行できる事業者が一元的に管理することが必要である。藤前干潟を守る会は、藤前干潟をゴミ埋め立てから守るために1984年に活動を開始し、毎月、藤前干潟をフィールドとした自然観察会を実施しているほか、グループ研修の案内を行ったり、他の団体と協力して日本の湿地の保全に取り組むなどの実績を有しており、2003年には特定非営利活動法人格を取得している。また、本業務を行うためには、施設の周辺に相当数のスタッフを擁していることが必要であるが、近隣に十分なスタッフを擁し、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく利用指導を理解しつづつ本業務を行うことができる団体は他に見受けられない。なお、当該団体は平成16年度の本業務を請け負っており、実績とノウハウを有している。以上のことから、本業務の実施に際し、特定非営利活動法人 藤前干潟を守る会に競争させる余地がないことから同法人を契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約としたい。	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(18年度契約から)	
1069	住商ビルマネージメント(株) 愛知県名古屋市中区東区桜1-1-6	事務所賃貸料(平成17年4月～9月分)	分任支出負担行為担当官環境省大臣官房政策評価広報課中部地区首席環境対策調査官 愛知県名古屋市中区丸の内3-5-10	平成17年4月1日	3,826,104	ビルの管理会社である住商ビルマネージメント㈱以外に契約相手方がいないため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1070	上高地を美しくする会 長野県松本市安曇上高地	上高地集団施設地区清掃業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局中部地区自然保護事務所長 長野県松本市安曇124-7	平成17年6月27日	1,400,000	上高地を美しくする会は、中部山岳国立公園の上高地及びその周辺山岳地域の優れた自然環境を保護するとともに、国立公園の適正な利用を促進することを目的に周辺地域で事業を営む者、関係事業団体及び関係行政機関により構成された団体である。同会は、周辺地域において環境美化活動の実践や自然環境保護の普及啓発活動を実施している。また、国立公園における「ゴミ持ち帰り運動」を全国で初めて提唱し、その継続的な実施は高く評価されている。同会は、これまでの実績により、上高地集団施設地区の実情に精通しており、当該地域の環境保全活動を自ら実施している唯一の組織であり、周辺地域の団体会員となっており、短期的な期間に集中して作業員を投入することが可能であることから、本業務を的確かつ効果的に実行するのは同会をおいて他にないことから、会計法第29条の3第4項の規程により随意契約とした。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
1071	(有)テック建築設計事務所 東京都板橋区蓮沼町53-10-108	平標山避難小屋再整備計画調査業務「調査設計」	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局中部地区自然保護事務所長 長野県松本市安曇124-7	平成17年6月28日	2,625,000	平標山避難小屋は、昭和50年に群馬県が国庫補助事業で整備したが、老朽化が著しいため隣接する宿舍と共に、群馬県が補助事業で再整備する予定で整備計画を進めてきた。しかしながら、平成17年度からの国立公園補助金の廃止に伴い、全体執行が困難となったため、歩道付帯避難小屋部分については環境省が再整備することとした。群馬県は、再整備計画に当たり関係機関と検討会を開催し整備計画案を作成したが、自然保護団体等の参加がなかったため、整備計画案に対する反対意見や不満が表明されている。このため、関係団体の意見聴取も含め、環境省施設としての維持管理を前提とし、整備方針についての再検討が必要と判断される。有限会社T E C建築設計事務所は、群馬県が実施した資質評価型設計者選考において、応募者の内平標山の家(避難小屋と宿舍)の設計に最も適した会社であるとして、設計委託を受注した会社である。今回の業務については、環境省施設としての整備方針の再検討に当たり、検討会への検討資料提出と、検討会における技術的質疑応答が主要業務となる。本業務については、現地状況を十分把握していることと共に、群馬県が作成した整備計画案に対する理解が不可欠であり、当該整備計画案を作成したテック建築設計事務所以外に、本業務を行うことができないと判断されるため、会計法第29条の3第4項に規定により随意契約とした。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1072	北アルプス北部山小屋組合 長野県北安曇郡白馬村大字北城6307番地口	北アルプス地域植生復元及び外来種対策事業(北アルプス北部地域)	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局中部地区自然保護事務所長 長野県松本市安曇124-7	平成17年7月1日	1,500,000	北7㍻7北部山小屋組合は、自然公園及びその周辺地域の自然環境の保全管理等を目的として設置され、当該地域において公園利用施設や登山道の維持管理等に当たっていることから、自然公園法をはじめとする関係法令及び当該地域の管理のあり方を熟知している。平成14年度より当該地域の登山道維持管理業務を実施し、その実績からも技術的な能力及び施工技術を有する者と判断される。当該地域においては、同組合の他に同等の能力を有する事業者はいないため、会計法第29条の3第4項の規程により随意契約とした。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
1073	立山黒部環境保全協会立山支部 富山県中新川郡立山町前沢2440番地	室堂集団施設地区清掃業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局中部地区自然保護事務所長 長野県松本市安曇124-7	平成17年7月13日	1,200,000	立山黒部環境保全協会立山支部は、中部山岳国立公園の立山室堂及びその周辺山岳地域の優れた環境を保護するとともに、国立公園の適正な利用を促進することを目的として周辺地域の事業者、関係事業団体及び関係行政機関により構成された団体である。同会は、これまでの実績により室堂集団施設地区の実情に精通している。また、当該地域において環境保全活動を自ら実施している唯一の組織であり、立山室堂地域の団体会員となっていることから、短期的な期間に集中して作業員を投入することが可能である。よって、本業務を的確かつ効果的に実施できる団体は同会をおいて他にないことから会計法第29条の3第4項の規程により随意契約とした。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
1074	北アルプス美化の会 岐阜県高山市上宝町本郷540番地	平湯集団施設地区清掃業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局中部地区自然保護事務所長 長野県松本市安曇124-7	平成17年8月1日	1,200,000	北7㍻7美化の会は、中部山岳国立公園平湯集団施設地区及びその周辺山岳地域の優れた自然環境を保護するとともに、国立公園の適正な利用を促進することを目的として、北7㍻7岐阜県側の周辺山岳地域で事業を営む者、関係事業団体及び関係行政機関により構成された団体であり、周辺地域において環境美化活動、自然保護活動の普及啓発活動を継続的に実施している。同会は、これまでの実績により、平湯集団施設地区の実情に精通しており、当該地域の環境保全活動を自ら実施している唯一の組織であり、周辺地域の団体会員となっていることから、短期的な期間に集中して作業員を投入することが可能であることから、本業務を的確かつ効果的に実行するのは同会をおいて他にないことから、会計法第29条の3第4項の規程により随意契約とした。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
1075	軽井沢町野生動物保護管理委員会 長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2381-1	軽井沢地域野生動物保護対策事業	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局中部地区自然保護事務所長 長野県松本市安曇124-7	平成17年8月1日	1,500,000	軽井沢町野生動物保護管理委員会は、地域特性も熟知しており、また地域住民なども会員になっていることから敏速な対応が期待でき、学識経験者や各種調査を実施している団体も含まれている。また、狩猟免許や麻酔剤使用等、危険時の対応ができる有資格者も有していることから、本業務を遂行できるのは同委員会他にはないことから会計法第29条の3第4項の規程により随意契約とした。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1076	北アルプス飛騨側登山道等維持連絡協議会 岐阜県高山市上宝町本郷540番地	北アルプス高山域登山道の維持管理及び安全対策事業(飛騨地域)	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局中部地区自然保護事務所長 長野県松本市安曇124-7	平成17年8月1日	1,500,000	北7㍻7飛騨側登山道等維持連絡協議会は飛騨地域において、環境美化、普及啓発及び登山道補修活動等の環境保全活動を自ら実施している唯一の組織であり、構成員には山小屋経営者が多数いて、現地の状況に詳しく登山道整備に豊富な経験もあることから、同協議会をおいて他に業務を遂行できる者がいないため、会計法第29条の3第4項の規程により随意契約とした。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
1077	環境デー名古屋実行委員会 愛知県名古屋市中区三区丸3-1-1	平成17年度ごみゼロ推進中部地区大会実行委員会	分任支出負担行為担当官環境省大臣官房政策評価広報課中部地区首席環境対策調査官 愛知県名古屋市中区丸の内3-5-10	平成17年8月1日	1,900,000	本業務は、「環境デーごみや2005中央行事」の開催行事の一環として実施するものである。環境デーごみや実行委員会は、生ゴミリサイクル、容器包装リサイクルについて調査・推進、教育の各種事業を実施しており、ごみの減量化、リサイクルの推進について幅広い見識と経験を有している。また、同委員会は、「環境デーごみや2005中央行事」の主催者であり、関係団体と連絡調整を行い「環境デーごみや2005中央行事」と一元的に業務を行うことのできる唯一の団体であることから会計法第29条の3第4項の規程により随意契約とした。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別 若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
1078	(株)大林組 愛知県名古屋市中区東桜1-10-19	中部地区環境対策調査官事務所退去後現状回復工事	分任支出負担行為担当官環境省大臣官房政策評価広報課中部地区首席環境対策調査官 愛知県名古屋市中区丸の内3-5-10	平成17年9月15日	1,995,000	ビルの管理会社である住商ビルマネジメント㈱の指定業者である㈱大林組以外に契約相手方がいないため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1079	特定非営利活動法人藤前干潟を守る会 愛知県名古屋市中区吹上町1-29-1-211	平成17年度(後期)福永VC及び藤前AC維持管理業務	支出負担行為担当官中部地方環境事務所総務課長 愛知県名古屋市中区錦3-4-6	平成17年10月3日	4,640,000	福永ビジターセンター、藤前活動センターは、利用者が最初に訪れる基本施設であることから、管理の状況によっては利用者及び地域活動者に対する印象を左右しかねないものである。したがって、常に適正な管理と快適に利用できる状況が求められることとなり、環境省の利用指導及び清潔の保持の趣旨を理解し、実行できる事業者が一元的に管理することが必要である。藤前干潟を守る会は、藤前干潟をゴミ埋め立てから守るために1984年に活動を開始し、毎月、藤前干潟をフィールドとした自然観察会を実施しているほか、グループ研修の案内を行ったり、他の団体と協力して日本の渚地の保全に取り組むなどの実績を有しており、2003年には特定非営利活動法人格を取得している。また、本業務を行うためには、施設の周辺に相当数のスタッフを擁していることが必要であるが、近隣に十分なスタッフを擁し、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく利用指導を理解しつづ本業務を行うことができる団体は他に見受けられない。なお、当該団体は平成16年度の本業務を請け負っており、実績とノウハウを有している。以上のことから、本業務の実施に関し、特定非営利活動法人 藤前干潟を守る会に他に競争させる余地がないことから同法人を契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約とした。	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(18年度契約から)	
1080	D考房 石川県金沢市末町5の88番地3	平成17年度白山国立公園等における自然ふれあい活動促進業務	支出負担行為担当官中部地方環境事務所総務課長 愛知県名古屋市中区錦3-4-6	平成17年10月3日	4,000,000	D考房 代表 南修は、地元石川県の出身であり、現在も金沢市に在住している。元大手旅行会社勤務の経験があり白山市合併の原動力となった白山連邦合衆園(現在解散)の元大統領でもある。現職としては、白山や白山麓での自然体験企画とガイドを行うトヨタ白川郷自然学校等との事業連携も持っているNPOネイチャープロジェクト白山の理事、石川県からの発祥事業である観光石川を担う次世代リーダー・活学塾「石川ツーリズムセミナー」、コーディネーター、そして片山津温泉ふんき計画で地域や国土交通省と協働する事業も行っている。これらのことより、白山国立公園の登山道や利用状況、白山地域の自然や文化、行政機関や観光業者等の関係者及びエコツーリズムやホームページや情報発信にも造詣が深く、様々な機関との調整や地元との意見交換が出来、地元や市場のニーズも的確に認識する能力や、組織づくりやシブボウム等の企画力も十分に備わっていると判断できる。白山地域現場までの時間も短く、白山自然保護官事務所とも迅速に連絡が密にとれ、円滑な調整、連携、業務遂行が期待できる。なお、当該地域には他に同等の能力を有する機関・団体は存在しない。以上により、「D考房 代表 南修」の他に競争させる余地がないことから、「D考房 代表 南修」を契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約とした。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
1081	水辺環境研究会 愛知県犬山市大字犬山字東畑36	オオクチバス等防除モデル事業	支出負担行為担当官中部地方環境事務所総務課長 愛知県名古屋市中区錦3-4-6	平成17年10月14日	3,000,000	犬山市水辺環境研究会は、(1)犬山市内の湿地やため池などの水辺環境を保全していくための自然保護活動を継続しており、ため池工事で生物の生息調査や情報収集を行い希少種が絶滅しないようにするための工法の検討などの知見と経験を有している。(2)外来生物対策としてブルーキリギリスの生息が確認されたため池のいけ干しを実施するなど専門的な知見と実績を有する。(3)犬山市役所内に事務所を設置し、関係機関や専門家との連携を図りつつ調査研究活動を行うことにより、幅広く野生生物研究者、専門家、学会、関係団体等のネットワークを構築してきている。以上の理由により、犬山市水辺環境研究会は、既存文献等の調査、現地調査、防除実施計画の作成を含む本請負業務を遂行する上で必要不可欠な条件を満たし、かつ、犬山市内のため池群における外来生物対策に必至な知見データや調査成果を蓄積しており、これらの条件を有する他の研究機関は存在しない。よって、犬山市水辺環境研究会を本契約の相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を締結することとする。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
1082	(有)テック建築設計事務所 東京都板橋区蓮沼町53-10-108	平成17年度平標山避難小屋建築工事設計業務「建築設計」	支出負担行為担当官中部地方環境事務所総務課長 愛知県名古屋市中区錦3-4-6	平成17年12月12日	4,357,500	平標山避難小屋は、昭和50年に群馬県が国庫補助事業で整備したが、老朽化が著しいため隣接する宿舍と共に、群馬県が補助事業で再整備する予定で整備計画を進めてきた。しかしながら、平成17年度からの国立公園補助金の廃止に伴い、全体執行が困難となったため、歩道付帯避難小屋部分については環境省が再整備することとした。群馬県は、再整備計画に当たり資質評価型設計者選考を行い、有限会社TEC建築設計事務所を、平標山の家(避難小屋と宿舍)の設計に最も適した会社であるとして、設計を委嘱した。また、当で今年度行った整備方針についての再検討業務についても、現地状況を十分把握していることと共に、群馬県が作成した整備計画案に対する理解が不可欠と判断し、当該社に業務を発注したところである。今回の業務については、環境省施設としての整備方針の再検討の結果並びに群馬県が作成した整備計画案を踏まえ、避難小屋の再設計を行うものであり、現地状況を十分把握していることと共に、群馬県が作成した整備計画案や整備方針再検討における委員意見に対する理解が不可欠であり、テック建築設計事務所以外に、本業務を行うことができないと判断されるため、会計法第29条の3第4項に規定する「契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当する」ものとして随意契約による契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1083	中部電力(株) 愛知県名古屋市中区東新町1番地	電気料	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局中部地区自然保護事務所長 長野県松本市安曇124-7	平成17年4月1日	2,422,981	当該地における唯一の電気供給事業者(会計法第23条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	単価契約 中部電力の料金体系による
1084	中部電力(株) 愛知県名古屋市中区東新町1番地	志摩自然保護官事務所電気料等	支出負担行為担当官中部地方環境事務所総務課長 愛知県名古屋市中区錦3-4-6	平成17年10月3日	3,101,113	当該地における唯一の電気供給事業者(会計法第23条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	単価契約 中部電力の料金体系による
1085	特定非営利活動法人ボランティアネーバース 愛知県名古屋市中区東桜2-18-3-702	平成17年度中部環境パートナーシップオフィス運営業務(9月期)	分任支出負担行為担当官環境省大臣官房政策評価広報課中部地区首席環境対策調査官 愛知県名古屋市中区丸の内3-5-10	平成17年9月1日	1,050,000	中部オフィスの運営業務を請け負う団体の選定のため、17年8月にプロボザールを実施し、その結果選定された(特)ボランティアネーバースを契約相手方とした。会計法第29条の3第4項の規程により随意契約	その他のもの	企画競争を継続	
1086	(株)大阪マツダック・イ・マ・ビル 大阪府大阪市中央区大手前1丁目7番31号	平成17年度近畿地方環境事務所事務室等賃貸借	支出負担行為担当官近畿地方環境事務所総務課長 大阪府大阪市中央区大手前1-7-310MMビル8F	平成17年10月3日	15,482,994	安備かつ適切な事務室として使用するスペースは他に該当がなかったため(会計法第29条の3の第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
1087	吉野きたやま森林組合 奈良県吉野郡下北山村大字浦向43番地	・平成17年度大台ヶ原自然再生施設事業(刈草) ・奈良県吉野郡上北山村小椋・H17.6.18~H18.1.22 ・造園	分任支出負担行為担当官近畿地区自然保護事務所長 大阪府大阪市中央区大手前2-1-2 国民会館住友ビル1F	平成17年6月15日	5,985,000	本業務は大台ヶ原-原-が保護管理計画に基づき、単木保護対策として刈草を実施し森林生態系の回復を目的とする。また、本業務は、過去に実施した樹木に対する老朽化した木の剪定を行うものである。本業務を実施するにあたり「大台ヶ原地域の森林、樹木等に十分な知識を有していること。・事業対象樹木の選定を効率的に行えること。・周辺の植生に配慮できる技術、知識を有していること。」が必要要件となる。本請負業者は、以前より同業務を行って来た実績があり、上記必要要件を全て満たしていることから会計法第29条の3第4項によるものである。	見直しの余地があるもの	競争入札に移行(18年度契約から)	指名競争を実施

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別 別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
1088	(株)ジェイコム 大阪府大阪市北区梅田2-2-22	平成17年度南紀・熊野地区コウリイA推進事業	分任支出負担担当官近畿地区自然保護事務所長 大阪府大阪市中央区大手前2-1-2国民会館住友ビル1F	平成17年4月1日	6,950,000	「J」事業計画期間3箇年目の2年目であることから、昨年実績と継続して同事業者が請け負うことで、事業実行を有利に進められるため。	見直しの余地があるもの	(随意契約によらざるを得ない)	平成18年度限り
1089	(株)野生動物保護管理事務所 神奈川県川崎市多摩区布田5-8	平成17年度近畿地方広域分布外来生物防除(アゲハ)調査	分任支出負担担当官近畿地区自然保護事務所長 大阪府大阪市中央区大手前2-1-2国民会館住友ビル1F	平成17年9月22日	8,925,000	本業務を行うにあたり、 ・アゲハに関する専門的かつ詳細な知見及び経験を豊富に有すること。 ・近畿地方におけるアゲハ個体群の現況を正確に把握するに、現況のみならず、他の哺乳類との競合状況、生態等を明らかに出来ること。 ・防除計画の検討業務では、捕獲や5の処分方法についても効果的に実施しなければならないため、獣医師が業務に関わる事が必要不可欠である。本請負業者は、上記必要要件を全て満たし本業務を遂行できるものであるため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
1090	(株)環境総合テクノス 大阪市中央区安土町1丁目3番5号	平成17年度大台ヶ原自然再生整備事業植生モニタリング調査	分任支出負担担当官近畿地区自然保護事務所長 大阪府大阪市中央区大手前2-1-2国民会館住友ビル1F	平成17年4月15日	28,370,000	本業務は、大台ヶ原自然再生推進計画に基づき、大台ヶ原の植生の変化をモニタリング調査するとともに森林生態系保全再生実証実験の効果を確認し、森林生態系の保全再生に向けた取組の評価及び保全再生手法を検討するものである。広大な森林生態系の再生という極めて巨額かつ慎重な対応が必要となる本業務を行うにあたっては、植生に関する幅広い専門的知識に加え、当該地域における植生状況の熟知、極めて高度な調査技術、前年度データ等との精度の高い総合的解析能力が必要となる。本請負業者は、当該地域の植生について幅広い専門的知見を有するとともに、推進計画の検討時から継続して実施してきた調査等を通じ、当該地域特性を踏まえた極めて精度の高い調査技術、総合的分析能力を有している。自然再生に向けた取組を着実に進めるためには、本業務の実施者は本請負業者を以て他ならない。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から企画競争を実施し、20年度から)	
1091	(財)日本交通公社 東京都千代田区丸の内1-8-2第一鉄ビル9F	平成17年度湖西地区エコツーリズム推進モデル事業業務	分任支出負担担当官近畿地区自然保護事務所長 大阪府大阪市中央区大手前2-1-2国民会館住友ビル1F	平成17年4月1日	6,130,000	「J」事業計画期間3箇年目の2年目であることから、昨年実績と継続して同事業者が請け負うことで、事業実行を有利に進められるため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	平成18年度限り
1092	(財)琵琶湖・淀川水質保全機構 大阪府大阪市中央区北浜1-1-30	平成17年度琵琶湖オオクチバス等防除モデル事業調査	支出負担担当官近畿地方環境事務所総務課長 大阪府大阪市中央区大手前1-7-310MMビル8F	平成17年11月1日	9,496,200	本業務を行うにあたり、 ・琵琶湖に関する自然環境全般にわたる詳細な知見を有し、現地での作業経験も豊富であること。 ・防除計画の検討業務では、捕獲や5の処分方法についても効果的に実施しなければならないため、琵琶湖に特化した業務を実施しているとともに、滋養結合琵琶湖博物館、琵琶湖研究所、滋養水産課及び水産試験場とのネットワークを持っていること。 が必要不可欠である。本請負業者は、上記必要要件を全て満たし本業務を遂行できるものであるため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
1093	(株)ブレック研究所 大阪府大阪市西区京町1丁目7番15号	平成17年度大峰山系整備基本計画検討調査業務	分任支出負担担当官近畿地区自然保護事務所長 大阪府大阪市中央区大手前2-1-2国民会館住友ビル1F	平成17年8月19日	19,939,500	本業務の契約方式としてプロポーザル方式を採用し、3社より提出された企画提案書を基にヒヤリング及び審査を行った結果、本選定業者を相手方と特定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
1094	中日本航空(株) 大阪府八尾市空港二丁目12番地	平成17年度大台ヶ原自然再生事業GIS測量整備業務	分任支出負担担当官近畿地区自然保護事務所長 大阪府大阪市中央区大手前2-1-2国民会館住友ビル1F	平成17年8月23日	20,265,000	本業務の契約方式としてプロポーザル方式を採用し、4社より提出された企画提案書を基にヒヤリング及び審査を行った結果、本選定業者を相手方と特定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	その他のもの		平成17年度限り
1095	(株)スペースビジョン研究所 大阪府大阪市中央区谷町2丁目9番3号	平成17年度大台ヶ原自然再生整備事業利用対策調査業務	分任支出負担担当官近畿地区自然保護事務所長 大阪府大阪市中央区大手前2-1-2国民会館住友ビル1F	平成17年6月14日	27,860,000	本業務の契約方式としてプロポーザル方式を採用し、4社より提出された企画提案書を基にヒヤリング及び審査を行った結果、本選定業者を相手方と特定し、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	その他のもの	企画競争を継続	
1096	特定非営利活動法人大阪府民環境会議 大阪府大阪市中央区平野町3-1-7セントラルビル6F	平成17年度近畿環境「トータル」アクション運営業務(上半期)	分任支出負担担当官環境省大臣官房政策評価広域近畿地区首席地方環境対策調査官 大阪府大手前2-1-2国民会館・住友ビル	平成17年4月1日	6,600,000	本請負業者は、大阪府域のNPO/NGO、行政、学校、企業と協働して、循環と共生と参加を基調とした市民社会の実現に寄することを目的としている。地球温暖化防止や地域の環境保全・創造活動への府民の啓発を目的とした教育・広報に関する事業、情報の収集・発信、調査研究に関する事業、また、地域に根ざした持続可能な社会・循環型まちづくり及び環境教育のためのワークショップ、情報基盤の整備に関する事業等を事業項目として掲げ、本請負業者に参加するNPO/NGOは、これまでに自治体、企業、NPO/NGOに多くの提言を行い、環境計画作成調査業務などに関わっていることから、本業務の履行目的に即した十分な能力を有しているため。	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
1097	特定非営利活動法人大阪府民環境会議 大阪府大阪市中央区平野町3-1-7セントラルビル6F	平成17年度近畿環境「トータル」アクション運営業務(下半期)	支出負担担当官近畿地方環境事務所総務課長 大阪府大阪市中央区大手前1-7-310MMビル8F	平成17年10月3日	6,600,000	本請負業者は、大阪府域のNPO/NGO、行政、学校、企業と協働して、循環と共生と参加を基調とした市民社会の実現に寄することを目的としている。地球温暖化防止や地域の環境保全・創造活動への府民の啓発を目的とした教育・広報に関する事業、情報の収集・発信、調査研究に関する事業、また、地域に根ざした持続可能な社会・循環型まちづくり及び環境教育のためのワークショップ、情報基盤の整備に関する事業等を事業項目として掲げ、本請負業者に参加するNPO/NGOは、これまでに自治体、企業、NPO/NGOに多くの提言を行い、環境計画作成調査業務などに関わっていることから、本業務の履行目的に即した十分な能力を有しているため。	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
1098	住友生命保険相互会社 大阪府大阪市都島区片町2丁目2番48号	平成17年度近畿地区環境対策調査官事務所に係る事務室借上1式	分任支出負担担当官環境省大臣官房政策評価広域近畿地区首席地方環境対策調査官 大阪府大阪市大手前2-1-2国民会館・住友ビル	平成17年4月1日	3,475,194	安備かつ適切な事務室として使用するスペースは他に該当がなかったため(会計法第29条の3第4項)	その他のもの		平成17年度限り
1099	(株)大阪マツダ「イ」マート 大阪府大阪市中央区大手前2丁目1番2号	平成17年度近畿環境「トータル」アクションに係る事務室借上	分任支出負担担当官環境省大臣官房政策評価広域近畿地区首席地方環境対策調査官 大阪府大阪市大手前2-1-2国民会館・住友ビル	平成17年4月1日	2,560,662	安備かつ適切な事務室として使用するスペースは他に該当がなかったため(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
1100	(株)竹中工務店大阪本店 大阪府大阪市中央区本町4-1-13	国民会館住友生命ビル隣現状復旧工事	分任支出負担行為担当官環境省大臣官房政策評価広報課近畿地区首席地方環境対策調査官 大阪府大阪市大手前2-1-2国民会館・住友生命ビル	平成17年6月19日	2,688,000	賃貸借契約の相手方である住友生命保険相互会社の指定業者のため(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1101	(株)大阪マツダグイート 大阪府大阪市中央区大手前2丁目1番2号	平成17年度近畿地区環境対策調査官事務所事務室借上	分任支出負担行為担当官環境省大臣官房政策評価広報課近畿地区首席地方環境対策調査官 大阪府大阪市大手前2-1-2国民会館・住友生命ビル	平成17年6月15日	3,622,280	安価かつ適切な事務室として使用するスペースは他に該当がなかったため(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
1102	三和ビジネス(株) 大阪府大阪市都島区都島中道2-8-16	平成17年度環境省事務室備品購入一式	分任支出負担行為担当官環境省大臣官房政策評価広報課近畿地区首席地方環境対策調査官 大阪府大阪市大手前1-7-310MMビル8F	平成17年9月15日	2,100,000	一般競争入札を行ったが、落札者が無く不調となったため、予算決算及び会計令第99条の2に基づき随意契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1103	(株)ニュージェック 大阪府大阪市北区本庄東2-3-20	平成17年度大台ヶ原自然再生整備事業普及啓発業務	支出負担行為担当官近畿地方環境事務所総務課長 大阪府大阪市中央区大手前1-7-310MMビル8F	平成17年10月5日	8,253,000	本業務を行うにあたり、大台ヶ原の自然環境・利用状況全般にわたる幅広い知識を有するとともに、大台ヶ原博物館展示施設の設計ノウハウ及び展示手法を熟知していることが必要不可欠である。本選定業者は、上記必要要件を全て満たしていることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1104	(株)システム技術研究所 東京都中央区東日本橋1-1-5	平成17年度自然公園等施設等の口診察及び温暖化対策検討業務	支出負担行為担当官近畿地方環境事務所総務課長 大阪府大阪市中央区大手前1-7-310MMビル8F	平成18年2月8日	1,958,250	本業を行うにあたり、省内外のノウハウについて熟知していること、二酸化炭素排出量の原単位換算による現状評価が出来ること、施設毎の特性に応じた最新の温暖化対策設備の導入提案が出来ることが必要不可欠である。本選定業者は、上記必要要件を全て満たしており、かつ環境省環境調査研修所に省内外のノウハウを設置した実績もあることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1105	(株)映測サイエンス 大阪府大阪市東成区東小橋1-15-2-203	平成17年度登山者自動カメラ納入・設置	分任支出負担行為担当官近畿地区自然保護事務所所長 大阪府大阪市中央区大手前2-1-2国民会館住友ビル1F	平成17年8月9日	2,289,000	本業務を行うにあたり、カメラの仕様(・露出回路を内蔵した反射型赤外線カメラを搭載すること。・反射型カメラの作動に反射板を必要としないこと。・主電源は蓄電池を使用し、1回の満充電で一月程度作動すること。・データの記録媒体に、CFカード等の汎用記録メディアを使用すること。・本体の設置に際し、カメラ等による基礎を必要としないこと。)を満たすものでなければならぬ。本選定業者は、上記仕様を全て満たしていることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1106	東芝ライテック(株) 大阪府大阪市中央区本町4丁目2-5	琵琶湖水鳥・湿地カメラ大型映像装置CRT管等交換作業	支出負担行為担当官近畿地方環境事務所総務課長 大阪府大阪市中央区大手前1-7-310MMビル8F	平成18年3月1日	2,442,300	本業務を行うにあたり、現在設置されている大型映像装置(型番: P4135VJ)の装置・向きを熟知するとともに、業務対象である部品の手配等を迅速に行うことが必要要件である。本選定業者は、本業務対象である部品の製造元であることから、上記必要要件を全て満たしているため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1107	(株)野生動物保護管理事務所 神奈川県川崎市多摩区布田5-8	平成17年度特定外来生物(タヌキ)の防除に関する調査業務	分任支出負担行為担当官近畿地区自然保護事務所所長 大阪府大阪市中央区大手前2-1-2国民会館住友ビル1F	平成17年9月22日	3,900,000	本業務を行うにあたり、タヌキの生態に関する専門的かつ詳細な知見及び経験を有し、当該地域における個体群の現状を的確に把握するだけでなく、過去と比較して現状を把握できることが必要不可欠である。本選定業者は、上記必要要件を全て満たしていることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1108	(株)バスコ大阪支店 大阪市中央区西心斎橋2丁目2番3号	平成17年度加太集団施設地区用地測量業務	分任支出負担行為担当官近畿地区自然保護事務所所長 大阪府大阪市中央区大手前2-1-2国民会館住友ビル1F	平成17年8月15日	4,431,000	本業を行うにあたり、法務局等関係機関との折衝を行い、調査内容及び調査事項について、その経緯を含めた的確な説明が行えることが必要要件である。本選定業者は、上記必要要件を満たしていることから、会計法第29条の3第4項の規定に基づき随意契約を行うものである。	見直しの余地があるもの	競争入札に移行(18年度契約から)	指名競争で実施
1109	東芝ライテック(株) 大阪府大阪市中央区本町4丁目2-5	平成17年度琵琶湖水鳥・湿地カメラ映像装置保守点検業務	分任支出負担行為担当官近畿地区自然保護事務所所長 大阪府大阪市中央区大手前2-1-2国民会館住友ビル1F	平成17年4月1日	1,370,250	本業務を行うにあたり、現在設置されている機器装置を熟知するとともに、業務対象である部品の手配等を迅速に行うことが必要要件である。本選定業者は、本業務対象である部品の製造元である東芝(株)の子会社であることから、上記必要要件を全て満たしているため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
1110	(株)串本海中公園ウチノコ浦海中公園研究所 和歌山県東牟婁郡串本町有田1157	平成17年度ウチノコ事業(串本海中公園地区ウチノコ等駆除)	支出負担行為担当官近畿地方環境事務所総務課長 大阪府大阪市中央区大手前1-7-310MMビル8F	平成17年10月4日	1,386,000	本業務を行うにあたり、串本町内の海域環境を熟知していること、サンゴ礁やオヒビツ等の分布調査をするにあたり、当該生物の分類学的・生態学的知見を蓄積していること、地元ガイド等の関係者との情報交換が可能な人材を持っていること等が必要要件である。本選定業者は、上記必要要件を全て満たしているため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
1111	関西電力(株) 大阪府大阪市中之島3-6-16	電気料金	支出負担行為担当官近畿地方環境事務所総務課長	平成17年10月3日	1,495,311	契約の性質又は目的が他に競争する余地がないため、会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を締結するものである。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	単価契約 関西電力の料金体系による
1112	星光ビル管理(株) 大阪府大阪市中央区伏見町4-4-1	広島事務所賃貸資料	分任支出負担行為担当官環境省大臣官房政策評価広報課中国地区首席地方環境対策調査官 広島県広島市上区上八丁堀16-11	平成17年4月1日	6,254,010	安価かつ適切な事務室として使用するスペースは他に該当がなかったため(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
1113	特定非営利活動法人ちゅうごく環境ネット 広島県広島市中区八丁堀3-1	平成17年度(上期)中国環境パートナーシップオフィス管理運営等	分任支出負担行為担当官環境省大臣官房政策評価広報課中国地区首席地方環境対策調査官 広島県広島市上区上八丁堀16-11	平成17年4月1日	7,080,000	国は環境保全の意欲の増進を効果的に推進するため、情報提供や助言、交流機会の提供等を行う拠点としての機能を担う体制の整備に努めるとともに、地域の環境パートナーシップの担い手となる各主体に対する情報の提供や交流の場として「中国環境パートナーシップオフィス」を平成17年1月に設置したところである。当事務所では平成15年度に上記目的を果たすことのできるオフィス運営等について、ちゅうごく環境ネットの大半会員が自発的に参画し報告書をまとめたところである。環境ネットは、設置経緯及び環境パートナーシップの意義・目的、オフィスの設置目的を十分に理解していると判断でき細部にわたるノウハウを蓄積しており本業務を効果的に且つ円滑に実施できる唯一の団体である。	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(準備期間を経たのち19年度から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
1114	特定非営利活動法人日本エコソリスム協会	東京都品川区上大崎2-24-9	平成17年度六甲地区エコソリスム推進モデル事業業務(神戸)	分任支出負担行為担当官山陽四国地区自然保護事務所長 岡山県岡山市桑田町18-28	平成17年4月21日	5,594,400	本業務は、自然環境の保全を確保しつつ自然や文化を活かした観光と地域振興を両立させ、来訪者の環境教育にも資するエコソリスムの推進方を検討・具体化するため、エコソリスムに関する情報の提供、推進会議等で提案される施策の具体化に向けて調査検討を行うものである。 本協会は、エコソリスムの発展に取り組む多様な個人及び団体を会員とし、それぞれが有するエコソリスムに関する具体的な取組など有効な情報ネットワークを構築、活用し国内外を問わず、最新のエコソリスムの取組状況など有効な施策を把握することが可能である。 また、エコソリスム先進地でのシンポジウム開催など各地で検討されるエコソリスムの課題や有効な推進方策などへの提案能力のみならず情報の蓄積能力も高く推進会議及び幹事会の委員としてエコソリスムの具体的な推進方策の提案者として参画しており本業務を実施することができる唯一の団体である。	見直しの余地があるもの	(随意契約によらざるを得ない)	平成18年度限り
1115	(株)西日本科学技術研究所	高知県高知市若松町9-30	平成17年度電串地区自然再生推進計画調査(流域調査)業務(土佐清水)	分任支出負担行為担当官山陽四国地区自然保護事務所長 岡山県岡山市桑田町18-28	平成17年5月24日	36,960,000	本業務は、電串海中公園地区を中心とする海域の再生手法を検討し、自然再生推進計画を策定することを目的として、サンゴ群集衰退の主たる原因とされる河川流域からの負荷の状況を把握するために必要な河川及び電串湾の水の採取及び分析を行い、これまでの調査及び分析結果を基に18年度の事業化に向け自然再生推進計画を策定するものである。 (株)西日本科学技術研究所は、既存文献及び資料を豊富に有し電串地域の周辺環境に精通し河川流域に関する多数の類似実績があり、自然再生事業についても総合的な知識を有し、調査により得られたデータに基づき社会経済的な観点も踏まえた流域保全に的確な提言ができる能力を有する。 また、流域から海域まで幅広い分野の環境調査や地域開発調査など調査・コンサルタン業務及び、近自然工法や自然環境保全型地域開発等の設計(施工指導)業務を主たる業務としており、本業務の類似業務として以下に挙げる実績(一部)がある。 よって、本調査を総合的に実施することができる唯一の団体であり、これまでの豊富な知見を有効に活用でき、所期の成果を達成することができる。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間から)	
1116	(財)黒潮生物研究財団	高知県幡多郡大月町西泊560番イ	平成17年度電串地区自然再生推進計画調査(海域調査)業務(土佐清水)	分任支出負担行為担当官山陽四国地区自然保護事務所長 岡山県岡山市桑田町18-28	平成17年5月25日	12,946,500	本業務は、自然再生推進計画調査を策定し自然再生事業を展開していく上で必要な情報を収集、整理、分析することを目的として電串湾を対象に、サンゴ群集衰退の原因究明調査、電串湾の環境の現状及び今後の動向等を調査するものである。 (財)黒潮生物研究財団は、黒潮流域における環境と生物との関わりを調査研究することを目的に設立された様々な研究を行っている。また、サンゴに関する優れた専門知識及び経験を十分に備えた学識経験者を含む自然生態系に関する各分野の専門家構成されて高知県幡多地域を中心に調査研究を行っており、事業の継続性を確保する上で本業務を行う唯一の団体であり、これまでの電串湾における豊富な知見を有効に活用しながら、所期の成果を達成することができる。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
1117	(株)東京久栄	香川県高松市三条町17番地の3	平成17年度電串地区自然再生推進計画調査(濁り対策検討調査・基本計画検討)業務(土佐清水)	分任支出負担行為担当官山陽四国地区自然保護事務所長 岡山県岡山市桑田町18-28	平成17年6月20日	61,950,000	本業務は、平成18年度から実施予定の自然再生事業において、電串湾内に堆積している泥土の除去等、湾内を濁らせる原因を除去するために必要な情報を収集することを目的として、宗呂川の電串湾内への影響、事業実施時における目標値の設定、堆積泥土対策区域確定、詳細な底質分布状況を調査検討するものである。 (株)東京久栄は、海域に関する環境調査、環境影響評価など調査・コンサルタン業務及び海洋関連施設設計・施工・潜水業務などエンジニアリング・建設業務を主たる業務としており、海域環境における幅広い分野の優れた専門知識及び経験を十分に備えた専門家構成されている。 電串地区においては、これまでに「電串湾内の海水及び土砂の移動状況調査」、「平成16年度電串地区自然再生推進計画調査(海底土砂堆積状況等調査)」しており、本調査を実施する海域に精通しており、電串地区自然再生事業についても熟知している。 よって、(株)東京久栄は、今後の自然再生事業実施に向けて本調査を実施する上で最も適当な団体であり、これまでの豊富な知見を有効に活用でき、所期の成果を達成することができることから、本業務の実施に株式会社東京久栄の他に競争させる余地がない。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
1118	(株)みづま工房	広島県広島市中区大手町1-4-14	ごみゼロ推進中国ブロック大会関係	分任支出負担行為担当官環境省大臣官房政策評価広報課中国地区首席地方環境対策調査官 広島県広島市上区上八丁堀16-11	平成17年8月1日	6,998,250	ごみの減量化やリサイクル推進に関する理解を深め、ごみゼロ社会の実現や循環型社会の形成に向けた取組を推進することを目的として「ごみゼロブロック大会」を開催するものである。 (株)みづま工房は山陽放送が毎年実施している「夢フェスタinコンベックス」の企画立案の一部を請負う業者であり、今年度は「ごみゼロブロック大会」と「夢フェスタinコンベックス」をタイアップすることにより、限られた予算内で効率的にごみゼロ推進の必要性を訴え、ごみゼロ推進の普及啓発等に多大な効果が期待できる。また、昨年度実施した本業務においてもその企画立案の能力及びその信頼性は極めて高く、当該業務を適切に実施できる唯一の団体である。	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(18年度契約から)	
1119	五洋建設(株)	広島県広島市中区上八丁堀4-1	平成17年度瀬戸内海国立公園大久野島園地護岸その2工事(大久野)土木一般	分任支出負担行為担当官山陽四国地区自然保護事務所長 岡山県岡山市桑田町18-28	平成17年8月18日	387,450,000	本業務は平成16年度瀬戸内海国立公園大久野島園地護岸工事において7月30日以降に搬出する汚染土の運搬・処理を行うものである。汚染土の運搬・処理においては、汚染濃度別に分別して厳重に管理しており、前工事と請負者が異なった場合、瑕疵担保責任の範囲が不明確なため、今回適切な工事実施のためには、前工事の請負者である五洋建設(株)中国支店と随意契約を行うものである。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
1120	(株)竹中工務店	広島県広島市中区橋本町10番10号	中国四国地方環境事務所入居前事務所工事(岡山)建築一般	分任支出負担行為担当官山陽四国地区自然保護事務所長 岡山県岡山市桑田町18-28	平成17年9月6日	5,985,000	本件工事は、10月1日に新たに発足する「地方環境事務所」が入居する予定の部屋(賃貸物件)について、設備、電気等の工事を事前に実施するものである。工事にあたっては、本明治安田生命岡山桑田ビルオーナーである明治安田生命保険相互会社より施工業者が予め指定されていることから、その指定業者である(株)竹中工務店以外の者では実施することが不可能であった。 したがって、(株)竹中工務店は本業務を行うことができる唯一の者である。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
1121	アジア航測(株)松江営業所	鳥取県松江市朝日町498 東京生命ビル内	平成17年度蒜山野営場管理棟新築工事監理業務	分任支出負担行為担当官山陰地区自然保護事務所長 鳥取県米子市東町124-16	平成17年9月8日	9,996,000	本業務は、今年度施工する蒜山野営場管理棟新築工事について施工監理を行うものである。 アジア航測(株)は、自然公園施設の設計及び施工監理に十分な実績を有しており、当該工事の基本設計及び実施設計を担当している他、平成15年度蒜山野営場改設工事及び平成16年度蒜山野営場改良工事(その1)(その2)の施工監理を担当しており、計画内容、設計内容、工事内容及び現場状況を十分把握していることから、設計意図の伝達、的確な施工監理の他、現場周辺の自然環境への適切な配慮が的確にできることが期待できるものである。これらの点から、当該工事監理業務を遂行するにあたり、他社の競争を激さない旨と認められるので随意契約するものである。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
1122	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋3丁目5番12号	広島事務所貸室賃料	支出負担行為担当官中国四国地方環境事務所総務課長 岡山県岡山市桑田町18-28	平成17年10月3日	6,254,010	安備かつ適切な事務室として使用するスペースは他に該当がなかったため(会計法第29条の3の第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
1123	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	中国四国地方環境事務所 土地建物賃料(岡山)	支出負担行為担当官中国四国地方環境事務所総務課長 岡山県岡山市桑田町18-28	平成17年10月3日	13,102,356	安備かつ適切な事務室として使用するスペースは他に該当がなかったため(会計法第29条の3の第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
1124	特定非営利活動法人ちゅうご環境ネットワーク	広島県広島市中区八丁堀3-1	平成17年度(下半期)中国環境パートナーシップオフィス管理運営等業務(広島)	支出負担行為担当官中国四国地方環境事務所総務課長 岡山県岡山市桑田町18-28	平成17年10月3日	7,080,000	環境ネットは、設置経緯及び環境パートナーシップの意義・目的、オフィスの設置目的を十分に理解していると判断して細部にわたるノウハウを蓄積しており本業務を効果的且つ円滑に実施できる唯一の団体である。	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(準備期間を経たのち19年度から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
1125	(株) ニュージェック中国支店	広島県広島市南区福荷町5-18	平成17年度瀬戸内海国立公園大久野島園地護岸災害復旧工事監理業務	支出負担行為担当官中国四国地方環境事務所総務課長 岡山県岡山市桑田町18-28	平成17年10月11日	13,629,000	本件業務は、瀬戸内海国立公園大久野島園地において施工予定である「平成17年度瀬戸内海国立公園大久野島園地護岸災害復旧工事」における工事監理業務である。工事箇所は、国立公園内の第2種特別地域であるため、工事の施工にあたっては自然環境への影響に細心の配慮を必要とし、また、工事の目的を達成するため適正かつ効果的に施工監理を行う必要がある。株式会社ニュージェックは、当該工事における設計業務を請け負っており、工事内容、汚染土対策周辺環境等に精通しており、本件業務の執行において他との競争を許すものではない。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1126	五洋建設(株)	広島県広島市中央区上八丁堀4番1号	平成17年度瀬戸内海国立公園大久野島園地護岸工事(大久野)土木一般	分任支出負担行為担当官 山陽四国地区自然保護事務所長 岡山県岡山市桑田町18-28	平成17年5月27日	198,647,400	当該工事は瀬戸内海国立公園の利用拠点の一つである大久野島集団施設地区において、老朽化により破損している護岸の復旧改良工事であり、平成16年度当初に指名競争による契約を行い、17年度に締結したものである。また、工事実施に伴い設計変更の必要性が生じたため適正かつ効果的にに工事を行う必要があるため随意契約による変更契約を締結したものであり競争を許さない。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1127	兵庫県自然公園美化推進協議会	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1	平成17年度グリーンワーク事業(瀬戸内海国立公園淡路地域鳴門岬地区、慶野松原地区及び由良・三熊山地区清掃事業)	分任支出負担行為担当官山陽四国地区自然保護事務所長 岡山県岡山市桑田町18-28	平成17年7月1日	2,000,000	瀬戸内海国立公園淡路地域において、公園利用者の公園に対する利用のニーズを最も把握しており、豊富な知見が当清掃活動に活用される。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
1128	兵庫県自然公園美化推進協議会	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1	平成17年度グリーンワーク事業(瀬戸内海国立公園兵庫地域六甲地区及び赤穂御崎地区清掃事業)	分任支出負担行為担当官山陽四国地区自然保護事務所長 岡山県岡山市桑田町18-28	平成17年7月1日	1,500,000	瀬戸内海国立公園兵庫地域において、公園利用者の公園に対する利用のニーズを最も把握しており、豊富な知見が当清掃活動に活用される。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
1129	(株) スピリコ	東京都渋谷区神宮前4-9-2 神宮前Mビル3階	平成17年度アベサンショウオ生息状況及び生息環境調査業務	分任支出負担行為担当官山陰地区自然保護事務所長 鳥取県米子市東町124-16	平成17年4月1日	1,700,000	大岡地区の自然環境、生息状況及び生態に精通し密漁防止等の管理、各種情報を収集する体制が必要不可欠であり、平成12年度より当該調査を請負っており内容を熟知している。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1130	(株) 乃村工藝社	東京都港区芝浦4丁目6番4号	平成17年度竹野SCVC展示設備保全業務	分任支出負担行為担当官山陰地区自然保護事務所長 鳥取県米子市東町124-16	平成17年4月1日	4,798,500	当該工事における工事を請負っており、工事の内容及び周辺環境に精通している。また、展示施設の保全の目的を達成するため、適正かつ効果的に管理を行う必要がある。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1131	兵庫県自然公園美化推進協議会	兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1	平成17年度大山隠岐国立公園清掃活動事業(玄武洞、竹野、音住、浜坂地域)	分任支出負担行為担当官山陰地区自然保護事務所長 鳥取県米子市東町124-16	平成17年6月30日	2,000,000	昭和52年設置当初から維持管理業務を誠実に履行し、当該地域に精通している。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
1132	(株) パソナ岡山	岡山県岡山市駅元町1-6	平成17年度 事務補助等に係る派遣業務(岡山)	分任支出負担行為担当官山陽四国地区自然保護事務所長 岡山県岡山市桑田町18-28	平成17年4月1日	3,308,187	平成16年5月に一般競争入札にて締結した業者であり派遣スタッフは施設整備に必要な設計に関する能力を有し業務に精通し、当該業務の効率性、継続性から有効であるため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
1133	(株) グロップ	岡山県岡山市さい東町2-2-5	平成17年度 事務補助等に係る派遣業務 第2号(岡山)	分任支出負担行為担当官山陽四国地区自然保護事務所長 岡山県岡山市桑田町18-28	平成17年4月1日	2,967,231	平成16年6月に一般競争入札にて締結した業者であり派遣スタッフはホームページ作成能力を有し各種事務手続き等に精通し、当該業務の効率性、継続性から有効であるため。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
1134	特定非営利活動法人黒潮実感センター	高知県幡多郡大月町柏島625	平成17年度柏島地区エコウィル推進事業業務	分任支出負担行為担当官山陽四国地区自然保護事務所長 岡山県岡山市桑田町18-28	平成17年7月20日	4,000,000	エコウィルシステムの課題や有効な推進方策などへの提案能力のみならず情報の蓄積能力も高く推進会議及び幹事会の委員としてエコウィルシステムの具体的な推進方策の提案者として参画しており本業務を実施することができる唯一の団体である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
1135	穴道湖漁業協同組合	鳥根県松江市袖師町6-9	平成17年度グリーンワーカー事業(国指定穴道湖鳥根保護環境保全活動事業)	支出負担行為担当官中国四国地方環境事務所総務課長 岡山県岡山市桑田町18-28	平成18年3月7日	2,000,000	周辺海域の情報を詳しく、海上での安全面を十分に配慮する必要があるため、穴道湖の環境や特性を熟知している。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	(随意契約によらざるを得ない)
1136	(有) 森川造園	岡山県倉敷市児島赤崎3丁目2-59	平成17年度グリーンワーカー事業(鷲羽山の景観維持事業)	支出負担行為担当官中国四国地方環境事務所総務課長 岡山県岡山市桑田町18-28	平成18年2月28日	1,500,000	昭和39年以降、鷲羽山園地事業の整備に携わっており、現在はマツの測定等の作業を実施し、岡山県造園建設業協会に会員として登録され鷲羽山の土地所有者との調整及び景観事業を展開できる業者である。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	(随意契約によらざるを得ないが、一般競争入札への移行も検討)
1137	岡山県森林組合連合会	岡山県岡山市岡南町2-5-10	平成17年度グリーンワーカー事業(金甲山及び天目山展望地の修景事業)	支出負担行為担当官中国四国地方環境事務所総務課長 岡山県岡山市桑田町18-28	平成18年1月6日	1,491,000	金甲山及び天目山展望地は樹高が10mを超過する大樹木が多数成立し、傾斜地での作業であり、修景技術と安全対策が優先され岡山市及び玉野市近郊には業務に携わる業者は皆無である。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	(随意契約によらざるを得ないが、一般競争入札への移行も検討)
1138	香川県森林組合連合会	香川県高松市中野町23番2号	平成17年度グリーンワーク事業(瀬戸内海国立公園香川地域本島地区 山火事跡の植生復元事業)	分任支出負担行為担当官山陽四国地区自然保護事務所長 岡山県岡山市桑田町18-28	平成17年9月5日	2,488,500	香川県内の市町を管轄しており、同地域において森林指導を行うとともに、植林、搬出、手入れ及びマツクイムシ被害木の伐採処理当森林の整備に関する業務を行っていることから、これら豊富な知見が本業務に大いに活用される。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	(随意契約によらざるを得ないが、一般競争入札への移行も検討)
1139	社団法人香川県観光協会	香川県高松市番町四丁目1番10号	平成17年度瀬戸内海国立公園香川地域香川地区及び霧露沢地区清掃活動	分任支出負担行為担当官山陽四国地区自然保護事務所長 岡山県岡山市桑田町18-28	平成17年5月16日	2,199,960	瀬戸内海国立公園香川地域において、公園利用者の公園に対する利用のニーズを最も把握しており、豊富な知見が当清掃活動に活用される。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	平成17年度限り
1140	(社) 日本造園建設業協会四国総支部	高知県高知市升形1-28 枳形第2ビル3階	平成17年度グリーンワーク事業(福山ツルノツルノ群落保全事業)	分任支出負担行為担当官山陽四国地区自然保護事務所長 岡山県岡山市桑田町18-28	平成17年4月15日	1,600,000	現地や植物の生態を熟知しており、経年的な個体増殖の実施計画を唯一確立し、計画策定者として十分な実行能力を有しており、土地所有者との疎通が図られ業務遂行においてスムーズに行うことができる。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち20年度から)	
1141	足摺大室美化推進協議会	高知県土佐清水市養老字吹越303	平成17年度足摺宇和海国立公園足摺地域清掃活動	分任支出負担行為担当官山陽四国地区自然保護事務所長 岡山県岡山市桑田町18-28	平成17年7月1日	2,000,000	足摺宇和海国立公園足摺地域において、自然公園利用者の公園に対する利用のニーズを最も把握し豊富な知見が当清掃活動に活用される。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	-	(随意契約によらざるを得ないが、一般競争入札への移行も検討)

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
1142	東海園版(株)岡山営業所	岡山県岡山市秦8 8 0 - 2 0 4	管内概要作成印刷(岡山)	支出負担行為担当官中国四国地方環境事務所総務課長 岡山県岡山市桑田町1 8 - 2 8	平成18年2月27日	1,649,550	都市計画図、事業計画図、地質図等パンフレットや図面を作成する専門の業者であり、デジタルマッピング、GIS等広範囲な業務を展開しており、豊富な技術力を有している。また、国土交通省、農林水産省、岡山県、香川県、愛媛県等の官庁業務を受注している等信用度も高い。環境省が作成する公図計画図や管内概要を納入した実績を有し、特に、今回の管内概要作成に当たっては、当社が作成した山陽地区自然保護事務所のみならず、山陽四国自然保護事務所の管内概要の版を使用して作成することから、本契約の目的物を所有しており、他社と契約するより、当社と直接契約することがもっとも有利である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1143	明治安田生命保険(株)	広島県広島市中区本通6-11 明治安田生命広島本通りビル5階	山陽四国地区自然保護事務所備上料	分任支出負担行為担当官山陽四国地区自然保護事務所総務課長 岡山県岡山市桑田町1 8 - 2 8	平成17年4月1日	4,103,580	本件賃貸物件は、平成11年12月に岡山地方合同庁舎から当ビルに移転し業務を実施したところである。当ビルは、国の地方行政機関が所在する「岡山合同庁舎」及び「第二合同庁舎」に近接しており、他省との情報交換、連絡・調整業務、連携が容易であり、ビルの利便性からして今後も幅広い利用が見込まれ、来所者の面からも適した場所に存置している。さらに、新たに物件を探し契約すると、事務室の移転には相当の費用が掛かり経済的に不利となる。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
1144	四国森林管理局	高知県高知市上町4-6-1	高知支所土地使用料	分任支出負担行為担当官山陽四国地区自然保護事務所総務課長 岡山県岡山市桑田町1 8 - 2 8	平成17年4月1日	1,138,116	新たに物件を探し契約すると、事務室の移転には相当の費用が掛かり経済的に不利となる。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
1145	近畿中国森林管理局	大阪府大阪市北区天満橋1丁目8-75	包ヶ浦国有地購入	支出負担行為担当官中国四国地方環境事務所総務課長 岡山県岡山市桑田町1 8 - 2 8	平成18年1月16日	2,530,000	包ヶ浦集団施設地区の圃地敷を所管換し整備事業用地に供するため(有償)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1146	(株)第一ビルディング	東京都中央区晴海一丁目8番10号	平成17年度事務室借料(高松)	分任支出負担行為担当官環境省大臣官房政策評価広報課四国地区首席地方環境対策調査官 香川県高松市寿町2丁目1-1	平成17年4月1日	3,261,324	平成13年10月、四国地区環境対策調査官事務所として、地方における環境省の所掌事務に関する調査、資料の収集及び整理並びに相談に関する事務を行うために当ビルに設置し、地域再生推進における各種協議会等への参加(要請)等、他省の地方支分部局との情報交換、連絡・調整業務及び連携が容易である。新たに物件を探し契約すると、事務室の移転には相当の費用が掛かり経済的に不利となる。(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
1147	桜井工業(株)	愛媛県今治市南島生町1丁目1番51号	平成17年度瀬戸内海国立公園東予園地排水施設災害復旧工事 土木一般	分任支出負担行為担当官山陽四国地区自然保護事務所総務課長 岡山県岡山市桑田町1 8 - 2 8	平成17年9月26日	3,780,000	地元漁業より海苔養殖を始めとする漁業開始時期迄の復旧を強く要求されており、海苔養殖等が開始される10月中旬までに早急に復旧を行う必要がある。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1148	(株)西日本科学技術研究所	高知県高知市若松町9-30	自然再生 平成17年度奄摩地区自然再生推進計画調査(水質調査4-5月)業務	分任支出負担行為担当官山陽四国地区自然保護事務所総務課長 岡山県岡山市桑田町1 8 - 2 8	平成17年4月15日	1,575,000	平成16年度より水の採取及び水質分析を行い引き続き業務を実施するものである。また、データの制度を確保、これまでの豊富な知見を有効活用でき所期の成果を達成できる。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1149	(株)協和コンサルタンツ	高知県高知市はりまや町2丁目13番14号	平成17年度瀬戸内海国立公園東予園地排水施設改修工事監理業務	分任支出負担行為担当官山陽四国地区自然保護事務所総務課長 岡山県岡山市桑田町1 8 - 2 8	平成17年5月11日	1,155,000	当該工事における設計業務を請け負っており、工事の内容及び周辺環境に精通している。また、工事の目的を達成するため、適正かつ効果的に施工管理を行う必要がある。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1150	ナカシャクリエイト(株)	愛知県名古屋市中区野並2-2-13	瀬戸内海国立公園山口県・福岡県地域(東部・西部)区域及び公園計画図の作成業務	支出負担行為担当官中国四国地方環境事務所総務課長 岡山県岡山市桑田町1 8 - 2 8	平成18年3月8日	1,224,930	国立公園及び公園計画に関する十分な知識を有し、作成及び印刷色調などの公図計画図特有の印刷技術があり、その実績は地図製作・印刷会社のみならずトップの実績を誇る。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1151	(財)ホシザキグリーン財団	鳥根県雲南市木次町山方271-13	平成17年度国指定中海島獣保護区における川う生息調査 2	分任支出負担行為担当官山陽四国地区自然保護事務所総務課長 鳥取県米子市東町124-16	平成17年7月1日	1,490,000	野生動物植物の保護繁殖に関する調査研究及び普及啓発を実施し、多数の調査受託の実績があり、既存文献、調査資料及び高度の調査技術を有している団体である。昨年度の継続調査(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1152	(株)乃村工務社	東京都港区芝浦4丁目6番4号	竹野SCVC水カメラWEBシステム落雷対策工事 竹野電気設備	分任支出負担行為担当官山陽四国地区自然保護事務所総務課長 鳥取県米子市東町124-16	平成17年5月10日	2,698,500	当該システムにおける工事を請負っており、システムの内容、施設の設備及び周辺環境に精通し、各地の展示施設の設計や工事の実績がある。水カメラWEBシステムの落雷対策を達成するために適正かつ効果的に管理を行う必要がある。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1153	ダイキ(株)	愛媛県松山市美沢一丁目9番1号	平成17年度東予園地合併浄化槽維持管理業務	分任支出負担行為担当官山陽四国地区自然保護事務所総務課長 岡山県岡山市桑田町1 8 - 2 8	平成17年4月1日	2,331,000	当初より浄化槽の維持管理を請負っており、業務内容、安全対策及び周辺環境等に精通している。また、業務の目的を達成するため適正かつ効果的に管理を行う必要がある。さらに、東予近郊には同業務に携わる業者は皆無である。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	一般競争入札に移行(18年度契約から)
1154	(株)フィディア	鳥取県米子市西福原6丁目9-29	平成17年度大山情報館防雪壁工事 建築一般	支出負担行為担当官中国四国地方環境事務所総務課長 岡山県岡山市桑田町1 8 - 2 8	平成18年3月1日	4,147,500	当該工事における工事を請負っており、工事の内容及び周辺環境に精通している。また、公園内での防雪壁の施行実績が多く2会急部分の防雪壁を施行した業者である。業務の目的を達成するため、適正かつ効果的に工事を行う必要がある。(会計法第29条の3第4項)	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1155	中国電力(株)	広島県広島市中区小町4番33号	事務所(合庁経費)電気使用料	支出負担行為担当官中国四国地方環境事務所総務課長 岡山県岡山市桑田町1 8 - 2 8	平成17年4月1日	2,127,084	合同庁舎の電気料金の分担金。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
1156	(株)メッツ研究所	東京都中野区東中野3-9-1ウノサワビル	平成17年度霧島屋久国立公園(屋久島地域)エコツーリズム推進事業業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局九州地区自然保護事務所総務課長 熊本県阿蘇市黒川1180	平成17年4月21日	8,000,000	契約相手方には、エコツーリズムに関し、地域資源を活用した、地域振興・観光振興に関するプランニング、地域の合意形成から事業の実施に至るまでの業務や具体的なモデルツアーの企画・運営の実績等が必要であるが、他に能力を有する業者がないため	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1157	させば(ホールシー)(株)	長崎県佐世保市鹿子前町1055	平成17年度佐世保地区エコツーリズム推進モデル事業業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局九州地区自然保護事務所総務課長 熊本県阿蘇市黒川1180	平成17年4月22日	6,200,000	契約相手方には、エコツーリズムに関する地域の合意形成から事業の実施に至るまでの業務や具体的なモデルツアーの企画・運営の実績等が必要であるが、他に能力を有する業者がないため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	平成18年度限り

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考	
1158	(株)メツン研究所	東京都中野区東中野3-9-1フノサウビル	平成17年度阿蘇草原再生草原環境学習及び合意形成等推進業務	熊本県阿蘇市黒川1180	平成17年7月26日	40,106,300	契約相手方には、草原環境学習の教材の原案を的確に作成する能力、エコツアーズについての知見・経験等が必要になるが、他に能力を有する業者がないため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1159	(株)小竹組	熊本県熊本市大江4-13-20	平成17年度九州地方環境事務所開設工事	熊本県阿蘇市黒川1180	平成17年8月5日	60,812,850	本事務所は間借りにより開設するものであり、オーナーから改修工事を行う際は当該業者で行うようにとの指定があったため。また、オーナー負担分の工事も当該業者が施工した。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1160	九州電力(株)対馬営業所	長崎県対馬市厳原町東里61番2号	電気料	熊本県阿蘇市黒川1180	平成17年4月1日	1,224,057	本地域の電力供給源が九州電力(株)のみであることから(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	単価契約 九州電力の料金体系による
1161	九州電力(株)対馬営業所	長崎県対馬市厳原町東里61番2号	電気料	熊本県熊本市上ノ1-6-22	平成17年10月1日	1,382,112	本地域の電力供給源が九州電力(株)のみであることから(会計法第29条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	単価契約 九州電力の料金体系による
1162	(株)ブレック研究所	福岡県福岡市中央区舞鶴2-1-10	平成17年度屋久島登山道基本計画基本計画策定業務(自然環境共生関係コンサルタント業務)	熊本県阿蘇市黒川1180	平成18年7月29日	18,994,500	本業務を実施する上で業者選定に当たっては、指名競争方式による価格要素だけでなく、当方が求める業務内容に適した企画書を一定の条件の下で提出させ、総合的に判断する必要があるため。	その他のもの	-	平成17年度限り
1163	日本工営(株)福岡支店	福岡県福岡市博多区東比恵1-2-12R&Fセンタービル5F	平成17年度くじゅう登山道整備工法基本方針策定業務(自然環境共生関係コンサルタント業務)	熊本県熊本市上ノ1丁目6-22	平成17年12月1日	9,638,500	本業務を実施する上で業者選定に当たっては、指名競争方式による価格要素だけでなく、当方が求める業務内容に適した企画書を一定の条件の下で提出させ、総合的に判断する必要があるため。	その他のもの	-	平成17年度限り
1164	アジア航測(株)福岡支店	福岡県福岡市博多区博多駅南3-3-25	平成17年度阿蘇草原再生重要草原保全方針検討・モニタリング計画策定業務(自然環境共生関係コンサルタント業務)	熊本県熊本市上ノ1丁目6-22	平成18年2月1日	18,900,000	本業務を実施する上で業者選定に当たっては、指名競争方式による価格要素だけでなく、当方が求める業務内容に適した企画書を一定の条件の下で提出させ、総合的に判断する必要があるため。	その他のもの	-	平成17年度限り
1165	(株)明和エステーリース	熊本県熊本市幸島町4-35ラ・シック幸島3F	平成17年度環境省九州地方環境事務所設立に係る候補物件の紹介等業務	熊本県阿蘇市黒川1180	平成17年7月5日	1,260,000	契約相手方には、環境省の組織業務形態に精通していること、環境配慮物件の取引経験があること等が必要であるが、他に要件を満たす団体がいないため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1166	(株)太宏設計事務所	熊本県熊本市石原1-10-40	平成17年度九州地方環境事務所開設工事施工監理業務	熊本県阿蘇市黒川1180	平成17年8月5日	1,151,850	契約相手方には、熊本市内に拠点があること、耐震設計や補強工事の実績が多いこと、本工事の設計内容に精通していること等が必要であるが、他に要件を満たす団体がいないため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1167	(株)ブレック研究所	福岡県福岡市中央区舞鶴2-1-10	平成17年度ツシヤママネコ再導入施設等基本計画策定等調査業務	熊本県阿蘇市黒川1180	平成17年4月1日	4,800,000	契約相手方には、希少種に関する知識経験を持ち、なおかつ再導入又は野生復帰訓練に関する様々な知見を有すること等が必要であるが、他に能力を有する団体がいないため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1168	屋久島観光協会	鹿児島県熊毛郡上屋久町小瀬田310-1	平成17年度GW事業(屋久島登山道補修業務)	熊本県阿蘇市黒川1180	平成17年6月16日	2,500,000	契約相手方には、霧島屋久国立公園(屋久島地域)の自然環境の特性を熟知していること等が必要であるが、他に要件を満たす団体がいないため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1169	国立公園桜島地区美化協会	鹿児島県鹿児島市山下町11-1	平成17年度GW事業(湯之平・城山地区国立公園清掃活動事業)	熊本県阿蘇市黒川1180	平成17年8月1日	1,000,000	契約相手方には、本業務の目的、実施方法等に精通している必要があるが、本団体は本業務の前身である国立公園清掃活動事業費補助金の間接事業者として継続して事業を実施しており、他に要件を満たす団体がいないため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1170	(財)鹿児島県環境技術協会	鹿児島県鹿児島市七ツ島1-1-10	平成17年度オオクチバス等防除モテル事業	熊本県阿蘇市黒川1180	平成17年8月19日	2,000,000	契約相手方には、蘭半田池の自然景観、動植物の分布をはじめ、地理的条件等を的確に把握している必要があるが、他に能力を有する団体がいないため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
1171	個人	非公開	平成17年度熊本支所事務室及び駐車庫増資資料	熊本県阿蘇市黒川1180	平成17年4月1日	1,065,750	引き続き熊本支所として使用するため。	その他のもの	-	平成17年度限り
1172	九重の自然を守る会	大分県玖珠郡九重町大字田野釜の口142	平成17年度長者原ビジターセンター管理業務	熊本県阿蘇市黒川1180	平成17年4月1日	2,800,000	契約相手方には、施設内容及びその利用方法等についての知識が必要であるが、他に能力を有する団体がいないため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
1173	理研計器(株)熊本営業所	熊本県熊本市新大江2-20-9	平成17年度阿蘇山上火山ガス検知警報装置保守点検業務	熊本県阿蘇市黒川1180	平成17年4月1日	4,285,260	契約相手方には、装置の取扱について精通するとともに消耗品の交換技術が必要であるが、他に能力を有する団体がいないため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
1174	指宿地区美化協議会	鹿児島県指宿郡山川町新生町84	平成17年度指宿地区国立公園清掃活動事業	熊本県阿蘇市黒川1180	平成17年8月1日	1,000,000	契約相手方には、本業務の前身である国立公園清掃活動事業費補助金の間接事業者として継続して事業を実施しており、本業務の目的、実施方法等に精通している必要があるが、他に要件を満たす団体がいないため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ないが、一般競争入札への移行も検討)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
1175	(財)大分県観光サービス公社 大分県別府市新港町6-46	平成17年度長者原地区国立公園清掃活動事業	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局九州地区自然保護事務所長 熊本県阿蘇市黒川1180	平成17年8月1日	1,000,000	契約相手方には、本業務の前身である国立公園清掃活動事業費補助金の間接事業者として継続して事業を実施しており、本業務の目的、実施方法等に精通している必要があるが、他に要件を満たす団体がいないため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ないが、一般競争入札への移行も検討)	
1176	熊本県自然公園美化清掃協会阿蘇支部 熊本県阿蘇市黒川974-9	平成17年度阿蘇地区国立公園清掃活動事業	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局九州地区自然保護事務所長 熊本県阿蘇市黒川1180	平成17年8月1日	1,000,000	契約相手方には、本業務の前身である国立公園清掃活動事業費補助金の間接事業者として継続して事業を実施しており、本業務の目的、実施方法等に精通している必要があるが、他に要件を満たす団体がいないため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ないが、一般競争入札への移行も検討)	
1177	(財)長崎建設技術研究センター 長崎県大村市池田2-1-311-3	平成16年度雲仙温泉園地園路工事設計業務(その2)	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局九州地区自然保護事務所長 熊本県阿蘇市黒川1180	平成17年4月1日	1,627,500	本業務は、「雲仙温泉園地緊急事故調査」、「雲仙温泉園地再整備計画」を考慮して設計する必要があり、その知識経験が必要となるが、他に要件を満たす団体がいないため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1178	(財)阿蘇町地域振興公社 阿蘇テレワークセンター 熊本県阿蘇市西湯浦1451-11	平成17年度阿蘇草原再生 ホームページ更新管理業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局九州地区自然保護事務所長 熊本県阿蘇市黒川1180	平成17年4月1日	1,096,200	契約相手方には、ホームページの管理能力に加え、平成15年度から環境省九州地区自然保護事務所にて行われている「阿蘇草原再生」の取組の状況を把握していること等の能力が必要となるが、他に能力を有する団体がいないため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
1179	(有)熊本植物研究所 熊本県熊本市鶴羽田町854-9	平成17年度阿蘇草原再生 湿地の分布及び現況把握調査等業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局九州地区自然保護事務所長 熊本県阿蘇市黒川1180	平成17年4月1日	1,550,000	契約相手方には、阿蘇の草原内の湿地について継続的に研究しており、火入れ等による管理条件と湿地環境との関連性について把握していること等の能力が必要となるが、他に能力を有する団体がいないため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1180	NPO法人 阿蘇花野協会 熊本県熊本市葦山7-1-60	平成17年度阿蘇草原再生 草原管理の実証試験地における植生調査業務	分任支出負担行為担当官環境省自然環境局九州地区自然保護事務所長 熊本県阿蘇市黒川1180	平成17年4月1日	1,485,000	契約相手方には、地域固有種が多い当該地の植物について、発芽状態から種を同定する能力が必要であるが、他に能力を有する団体がいないため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1181	三菱UFJ信託銀行(株) 東京都千代田区丸の内1-4-3	博多駅前第2ビル7階賃貸借	分任支出負担行為担当官環境省大臣官房政策評価広報課九州地区主席地方環境対策調査官 福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目6番23号	平成17年4月1日	3,406,662	引き続き九州地区環境対策調査事務所として使用するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
1182	三菱UFJ信託銀行(株) 東京都千代田区丸の内1-4-3	博多駅前第2ビル7階賃貸借	支出負担行為担当官九州地方環境事務所総務課長 熊本県熊本市尾ノ上1丁目6-22	平成17年10月3日	3,406,662	引き続き新たに福岡事務所として使用するため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
1183	個人 非公開	平成17年度九州地方環境事務所の建物賃貸借契約	支出負担行為担当官九州地方環境事務所総務課長 熊本県熊本市尾ノ上1丁目6-22	平成17年10月3日	7,560,000	安価で、かつ、適切な事務所として使用可能なスペースは他にはなかったため。仲介を依頼した(株)明和エステートリースの選定物件であるため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
1184	天草地域森林組合 熊本県本渡市橋浦町946-1	平成17年度GW事業(天草松島の松林保全・再生事業)	支出負担行為担当官九州地方環境事務所総務課長 熊本県熊本市尾ノ上1丁目6-22	平成17年10月18日	2,000,000	契約相手方には、森林造成のための作業(伐採から更新作業)について、高度の技術、知識及び経験を有していること等が必要となるが、他に能力を有する団体がいないため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
1185	(株)ブレック研究所九州事務所 福岡県福岡市中央区舞鶴2-1-10	平成17年度屋久島世界自然遺産地域保全対策調査業務	支出負担行為担当官九州地方環境事務所総務課長 熊本県熊本市尾ノ上1丁目6-22	平成17年10月3日	3,000,000	契約相手方には、自然公園法の利用調整地区制度や各地の協力金など、検討対象となっている制度について高度の知識を有していること等が必要であるが、他に能力を有している団体がいないため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1186	阿蘇農業農協組合 熊本県阿蘇市一の宮大字宮地387-5	平成17年度GW事業(阿蘇草原景観保全事業)	支出負担行為担当官九州地方環境事務所総務課長 熊本県熊本市尾ノ上1丁目6-22	平成17年11月7日	1,400,000	契約相手方には、阿蘇市の複数の牧野組合や農家個人に対し指導的立場にあることが求められるが、他に要件を満たす団体がいないため。	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	
1187	(有)とみた 長崎県長崎市浜口町7-10	平成17年度雲仙諏訪の池VICのFCCT-250鏡筒メンテナンス	支出負担行為担当官九州地方環境事務所総務課長 熊本県熊本市尾ノ上1丁目6-22	平成18年2月10日	1,249,500	契約相手方には、対象機器の構造を熟知している必要があるが、他に能力を有する団体がいないため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1188	(有)大野総合鑑定事務所 長崎県佐世保市高砂町3-1	土地鑑定評価(鹿子前園地(長尾半島))	支出負担行為担当官九州地方環境事務所総務課長 熊本県熊本市尾ノ上1丁目6-22	平成17年11月22日	1,367,100	報酬基準が中央用地対策連絡協議会で決定されており、競争の余地がないことから、国や県からの鑑定依頼実績が多く佐世保市内の取引動向に詳しい業者を選定した。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1189	特定非営利法人九州バイオマスマフォーラム 熊本県阿蘇市赤水字大堀695-10	平成17年度阿蘇草原再生 野草利用環境保全効果の普及と堆肥利用の促進に関する業務	支出負担行為担当官九州地方環境事務所総務課長 熊本県熊本市尾ノ上1丁目6-22	平成18年2月1日	3,150,000	契約相手方には、堆肥利用をはじめとした阿蘇における野草の利用方法、野草の利用による草原環境保全効果について情報及び知見を有している事が必要であるが、他に能力を有する団体がいないため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1190	(有)野外教育研究所IOE 熊本県熊本市長嶺南2-5-31	環境省九州環境パートナーシップオフィス設置のための意見交換会委託業務	支出負担行為担当官九州地方環境事務所総務課長 熊本県熊本市尾ノ上1丁目6-22	平成18年2月6日	1,382,535	契約相手方には、環境保全全般に関する知識を有し、日常から環境に関する取組を行い、幅広いネットワークを有する団体である必要があるが、他に能力を有する団体がいないため。	見直しの余地があるもの	-	平成17年度限り
1191	九州電力(株)電美営業所 鹿児島県電美市名瀬長浜町6番1号	電気料金	分任支出負担行為担当官沖縄電美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-21沖縄通商社ビル4階	平成17年4月1日	1,086,901	当該地における唯一の電気供給事業者(会計法第23条の3第4項)	その他のもの	- (随意契約によらざるを得ない)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
1192	(財)九州環境管理協会 福岡県福岡市東区松香台1-10-1	平成17年度ごみゼロ推進ブロック大会	分任支出負担行為担当官環境省大官官房政保評価広報課九州地区主席地方環境対策調査官 福岡県福岡市博多区博多駅前東2丁目6番23号	平成17年8月11日	3,375,000	本業務は循環型社会構築に向けた普及啓発の取組として開催する事業であることから、契約相手方の選定に当たっては価格要素のみを考慮するのではなく、一考の条件の下で企画書等の提出を求め最も優秀な企画書等を提出した者を契約相手方として選定する方法が最も有効であるため。	その他のもの	企画競争を継続	
1193	(有)電美ネイチャーセンター 鹿児島県名瀬市和光町12-8	平成17年度トマホークな3200個の購入	分任支出負担行為担当官沖縄電美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-21沖縄通開社ビル12階	平成17年6月1日	8,499,200	特定外来生物法の施行に伴いマングースの防除事業を大きく展開するに当たり、相当数のトマホークわなの購入が必要不可欠である。本トランプを作成している米国Tomahawk Live Trap社の正規輸入代理店は日本国内には無く、確実な輸入代行と納品を行える業者と契約をしなければならぬ。電美ネイチャーセンターはこれまで、環境省沖縄電美地区自然保護事務所長にスウェーデンの会社から同等のわな製品を納品した経緯もあり、外国業者から離島である電美大島への輸入代行を誠実に実行してきた実績がある。事業の実施場所である電美大島において、この輸入代行業務から納品までを確実に遂行できる業者は(有)電美ネイチャーセンター以外にない。以上のことから、他に競争させる余地がなく、会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
1194	(資)中京鉄砲火薬店 愛知県名古屋市中区千代田3-5-4	平成17年度特注改良型イタチわな7000個の購入	分任支出負担行為担当官沖縄電美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-21沖縄通開社ビル12階	平成17年6月1日	17,489,545	イタチわなをマングース捕獲用に改良・制作している実績が有るのは、唯一(資)中京鉄砲火薬店のみである。同社が制作するわなを購入することにより、特定外来生物防除事業の的確な履行が可能である。以上のことから、資会社 中京鉄砲火薬店の他に競争させる余地がなく、会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
1195	(株)南西環境研究所 沖縄県中頭郡西原町小那覇1469-1	平成17年度希少野生生物生息地域外来種対策事業	分任支出負担行為担当官沖縄電美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-21沖縄通開社ビル12階	平成17年8月1日	8,148,000	株式会社南西環境研究所は、主に沖縄県内において環境調査、生物調査、化学分析調査を主な業務とする民間会社であるが、業務実施地である沖縄島やんばる地域において外来種を対象とした生息調査や防除事業に携わっており優れた実績を挙げている。これまでの調査業務により、やんばる地域の希少野生生物及び外来種について多面的な知見を蓄積しているのは同社だけであり、効率的かつ内容の高い業務の実施ができる株式会社南西環境研究所の他に競争させる余地なく会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
1196	(財)山階鳥類研究所 千葉県我孫子市高野山115	平成17年度ノグチガラ捕獲追跡調査及びヤンバルテナゴコガネ密猟防止業務	分任支出負担行為担当官沖縄電美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-21沖縄通開社ビル12階	平成17年4月1日	5,400,000	本業務においては、16年度までのノグチガラ捕獲調査の経験を踏まえ、より多くの個体に足環を装着できるよう捕獲方法を検討する必要がある。財団法人山階鳥類研究所は、平成10年度からの調査の実施により、現地の状況を熟知しているとともにノグチガラの生態について多面的な知見を蓄積しているため、効率的かつ内容の高い捕獲・標識調査業務が期待できる。17年度の調査業務のうちノグチガラ追跡調査については、標識装着個体の増加により、より多くのノグチガラ標識個体を追跡する必要があり、同研究所においては、過去に本種の追跡調査の経験があり、現地の状況を熟知しているためノグチガラ標識個体を効率よく追跡し、効率的かつ内容の充実した追跡調査業務の実施が期待できる。また、ヤンバルテナゴコガネ生息地の密猟情報収集と密猟防止活動については、同研究所はこれまでのやんばる地域における豊富な現地調査の実績があり当該地域における自然環境の状況について相当の権威を蓄積していることから、これらを活用し適切かつ効果的な活動が実施されることが期待される。以上のことから、財団法人山階鳥類研究所の他に競争させる余地がなく、会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	企画競争に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
1197	(株)南西環境研究所 沖縄県中頭郡西原町小那覇1469-1	平成17年度やんばる地域外来種対策事業	分任支出負担行為担当官沖縄電美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-21沖縄通開社ビル12階	平成17年4月1日	6,825,000	これまでの調査業務により、やんばる地域の希少野生生物及び外来種について多面的な知見を蓄積しており、効率的かつ内容の高い業務の実施が出来るのは(株)南西環境研究所以外に無く、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
1198	(株)自然教育研究センター 東京都立川市錦町2-1-22 2階	平成17年度普及啓発計画策定調査(石西礁湖自然再生事業)	分任支出負担行為担当官沖縄電美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-21沖縄通開社ビル4階	平成17年8月25日	6,944,537	この業務については、委託先を公募し、「石西礁湖自然再生調査業務事業者選考委員会」による審査の結果、(株)自然教育研究センターが選定された。同社は普及啓発に従事する関係者へのヒアリング調査、検討会の開催、ガイドブックの作成等に關する豊富な実績と幅広い専門知識を有しており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	平成18年度限り
1199	(株)沖縄計画機構 沖縄県那覇市泉崎1-7-17	平成17年度市民参加手法検討調査(石西礁湖自然再生事業)	分任支出負担行為担当官沖縄電美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-21沖縄通開社ビル4階	平成17年8月25日	9,975,000	この業務については、委託先を公募し、「石西礁湖自然再生調査業務事業者選考委員会」による審査の結果、(株)沖縄計画機構が選定された。同社は住民意識のアンケート調査、漁業者及びダイビング事業者等に対するヒアリング調査及び市民対象のワークショップ開催に関する豊富な実績と幅広い専門知識を有しており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	企画競争を継続(20年度より一般競争入札への移行を検討)	
1200	(財)亜熱帯総合研究所 沖縄県那覇市旭町1沖縄県南部合同庁舎11F	平成17年度持続可能な漁業・観光利用調査(石西礁湖自然再生事業)	分任支出負担行為担当官沖縄電美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-21沖縄通開社ビル4階	平成17年8月25日	8,010,500	この業務については、委託先を公募し、「石西礁湖自然再生調査業務事業者選考委員会」による審査の結果、(財)亜熱帯総合研究所が選定された。同法人は漁業者、ダイビング事業者、観光業者及び利用者等に関する豊富な調査実績と、サンゴ礁資源に関する幅広い専門知識を有しており、競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	企画競争を継続(20年度より一般競争入札への移行を検討)	
1201	沖縄ビルメンテナンス(株) 沖縄県那覇市曙2-8-18	国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター・清掃管理業務	分任支出負担行為担当官沖縄電美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-21沖縄通開社ビル4階	平成17年4月1日	1,499,400	離島で有る石垣島で年間継続しての執務室及び展示室の清掃業務を履行出来る業者(団体)が他に無いため。競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
1202	八重山ビル管理(株) 沖縄県石垣市登野城4776	分任支出負担行為担当官沖縄電美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-21沖縄通開社ビル4階	分任支出負担行為担当官沖縄電美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-21沖縄通開社ビル4階	平成17年4月1日	3,114,720	離島で有る竹富島で清掃業務が出来る業者(団体)が他に無いため。競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
1203	特定非営利活動法人たきどうん 沖縄県八重山郡竹富町竹富432	竹富島ビジタ・センタ・施設管理委託業務	分任支出負担行為担当官沖縄電美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-21沖縄通開社ビル4階	平成17年4月1日	4,000,000	離島で有る竹富島で施設の維持管理が出来る業者(団体)が他に無いため。競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
1204	黒島公民館 沖縄県八重山郡竹富町黒島1552	黒島ビジタ・センタ・施設管理委託業務	分任支出負担行為担当官沖縄電美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-21沖縄通開社ビル4階	平成17年4月1日	1,200,000	離島で有る黒島で施設の維持管理が出来る業者(団体)が他に無いため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
1205	ヤンバルテナゴコガネ研究会 沖縄県浦添市西原5-33-10	平成17年度ヤンバルテナゴコガネ生息調査業務	分任支出負担行為担当官沖縄電美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-21沖縄通開社ビル4階	平成17年4月1日	1,050,000	平成12年度よりヤンバルテナゴコガネ現状把握調査業務を行っており、その際作成した平成12年度業務報告書の提言に基づき、本種の密猟防止対策が進展し、さらに平成15年度以降のヤンバルテナゴコガネ生息調査業務により生息調査を進展させており、業績が顕著な高い調査が出来る業者(団体)はヤンバルテナゴコガネ研究会以外に無く、他に競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争へ移行(準備期間を経たのち19年度から)	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考	
1206	特定非営利活動法人奄美野鳥の会	鹿児島県南瀬市港町17-2	平成17年度アマミヤシギ生態調査・モニタリング業務	分任支出負担行為担当官沖縄奄美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-2 1 沖縄通関社ビル4階	平成17年4月1日	4,000,000	本調査に関して、NPO法人奄美野鳥の会は、これまでのアマミヤシギのデータ収集や生態研究、ラジオテレメトリーによる追跡調査などの実績を踏まえ、効果的で多面的な調査が出来る奄美大島唯一の団体であり競争を許さないことから会計法第29条の3第4項に該当するため。	見直しの余地があるもの	一般競争へ移行(準備期間を経たのち19年度から)	
1207	(資) 沖縄通関社ビル	沖縄県那覇市山下町5-2 1	地区事務所土地賃貸借料	分任支出負担行為担当官沖縄奄美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-2 1 沖縄通関社ビル4階	平成17年4月1日	3,564,000	本件は、執務室の借上契約である。昨年度と同じ契約方であり、前年度と同じ物件を借りることが経済的かつ効率的であり、予決令第99条の第四号に該当するため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
1208	石垣市	沖縄県石垣市美崎町1 4	国際サンゴ礁研究・モニタリングセンター・土地借料	分任支出負担行為担当官沖縄奄美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-2 1 沖縄通関社ビル4階	平成17年4月1日	3,996,000	本件は、土地の借上契約である。昨年度と同じ契約方であり、前年度と同じ土地を借りることが経済的かつ効率的であり、予決令第99条の第四号に該当するため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
1209	沖縄県久米島町長	沖縄県島尻郡久米島町比嘉2 8 7 0	平成17年度キクザトサワヘビ生息地等保護区管理業務	分任支出負担行為担当官沖縄奄美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-2 1 沖縄通関社ビル4階	平成17年4月1日	1,426,000	本業務は、国内希少野生動物種であるキクザトサワヘビ生息地等保護区において、キクザトサワヘビの生息環境の把握、維持管理及び普及啓発を行うことにより、キクザトサワヘビの種の安定的な存続を目指すものである。キクザトサワヘビ生息地保護区は久米島町に指定されており、本業務においては、保護区及び保護区周辺の重要な生息環境において、巡視等を行うことにより生息状況等の確認を行うものである。本業務においては、3地区に於いて、週1回、週3回又は毎日の巡視を行うことを業務の中心としており、業務の実施に携わる者が久米島町内に居住することが不可欠である。また、各種開発等の違法行為の確認等に当たっては、地元行政機関における開発に係る手続の状況、土地所有関係等も必要に応じて迅速に確認することが必要となる。さらに、キクザトサワヘビに関する専門的知見を有する機関であることが不可欠である。久米島町内において、自然環境調査や野生生物の生息状況に関する専門的知見を有する民間団体はないが、久米島町は、町内に久米島自然文化センター及び久米島ウミガメ館を設置・運営しており、キクザトサワヘビを含む久米島の野生生物に関して専門的知見を有する唯一の機関である。以上のことから、久米島町の他に競争させる余地がなく、会計法第29条の3第4項の規定に該当するため。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	
1210	有限会社アヲオトマチづくり推進機構	東京都新宿区下落合3-13-12	平成17年度西表国立公園西表島内施設整備計画検討調査	分任支出負担行為担当官沖縄奄美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-2 1 沖縄通関社ビル4階	平成17年7月1日	2,000,000	本業務は、西表島の国立公園事業施設に関する整備計画を、ヒアリングによって地域の要望を踏まえるとともに、竹富町など関係機関との調整をもとに作成するものであり、フラネット・フォーまちづくり推進機構は、地域活性化、都市再生など、まちづくりに関する計画立案業務を中心に、地域における資源循環システム、リサイクル、バイオマス活用につながる計画の立案、ミュージアムなどの教育施設などに関する調査、計画策定、運営提案、展示企画、設計およびリニューアル計画の立案を主たる業務としているコンサルタントである。同社は、平成16年度に西表島が属する行政区分である竹富町の将来構想として「竹富町拠点形成構想」を策定しており、竹富町の社会的状況など関係資料を豊富に有している。「竹富町拠点形成構想」の策定にあたっては地域の多くの関係者に対してヒアリングを実施しており、西表島においてヒアリングをスムーズに行う能力を有している。また、同社の職歴は平成13年度竹富島まちみな館展示室設計業務、平成16年度に完成した竹富島博物館展示施設の展示設計に携わっており、西表国立公園の博物館展示施設について十分な知識を有するとともに、施設を核とする地域づくりの実績がある。さらに、フラネット・フォーまちづくり推進機構は、本年度竹富町から「竹富町拠点形成基本計画策定委託業務」を請け負っており、竹富町の将来計画と整合性をもった整備計画を最も効率的に策定することができる。以上のことから、フラネット・フォーまちづくり推進機構のほかにも競争させる余地がなく会計法第29条の3第4項の規定に該当。	見直しの余地があるもの	平成17年度限り	
1211	(資) 中京鉄砲火薬店	愛知県名古屋市中区千代田3-5-4	平成17年度特注イタチわな1000個の追加購入	分任支出負担行為担当官沖縄奄美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-2 1 沖縄通関社ビル4階	平成17年8月15日	2,498,506	イタチわなをマングース捕獲用に制作しているのは、(資)中京鉄砲火薬店のみであり、同社の制作するわなを追加購入する事が、更なる効率的・広域的な捕獲作業を行うため最善である。以上のことから、合資会社 中京鉄砲火薬店の他に競争させる余地がないため、同社を契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約とする。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
1212	移入動物研究会	沖縄県中頭郡西原町字千原1番地	平成17年度やんばる地域におけるマングース等の移入による影響把握業務	分任契約担当官九州地方環境事務所那覇自然環境事務所長 沖縄県那覇市山下町5-2 1 沖縄通関社ビル4階	平成17年7月1日	1,050,000	本業務は、マングース等外来種の消化管内容物の試料化、感染症(日本脳炎)の有無の分析からワナ周辺における行動把握調査まで高度な専門性が幅広く要求されるものであり、以下の事項を満たす事が求められる。マングース等外来動物の計測・解剖を行った実績があること。マングース等外来動物の消化管内容物や糞内容物の分析を行った経験者が含まれていること。マングース等外来動物の行動分析を行った経験者が含まれていること。野生動物の感染症の分析について十分な知識・技術を有すること。希少な野生動物の保護についての十分な知識を有すること。移入動物研究会は、マングース等外来種による在来種の捕食等やんばる地域の生態系に及ぼす影響についての様々な分析や、マングースの基礎的情報収集など積極的な活動を行っている団体である。また、同研究会の会員は、マングース等の生態学的基礎研究を行っているほか、沖縄移入動物対策協議会の事務局を長期に渡って努めている。以上のことから、移入動物研究会は上記事項を満たす唯一の団体であり、他に競争させる余地がなく、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約とする。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	平成18年度限り
1213	西表島工コソウリズム協会	沖縄県八重山郡竹富町上原8 7 0 - 2 7 0	平成17年度国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業(西表島遭難防止対策事業)	分任支出負担行為担当官沖縄奄美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-2 1 沖縄通関社ビル4階	平成17年8月25日	1,000,000	西表島工コソウリズム協会はこれまで、西表島内の資源調査等を実施し、利用状況や公園制度に精通している。また、西表縦走線道路(歩道)のガイドマップを作成している。さらに同協会は西表島に所在してより効率的な業務が実施出来る。以上の事から当該業務を確実に履行出来るのは同協会のみであり他に競争させる余地がないことから同協会を契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約とした。	見直しの余地があるもの	平成17年度限り	
1214	(有) 海游	沖縄県石垣市新栄町5 1 - 2 8	平成17年度国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業(西表重要湿地保全)対策事業	分任支出負担行為担当官沖縄奄美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-2 1 沖縄通関社ビル4階	平成17年8月25日	2,000,000	有限会社海游は、海域の自然環境調査及び解析を主たる業務としており、八重山地域のサンゴ礁に関する優れた専門知識及び経験を十分に備えており、平成13年度及び平成14年度に国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業を実施し、継続的に海岸清掃を実施する地域協議会を立ち上げるなど良好な成果を上げている。八重山のサンゴ礁及び河川に関する多数の調査実績があり、昨年度も本事業を適正に実施している。以上の事から当該業務を確実に履行出来るのは同社のみであり他に競争させる余地がないことから契約相手方として選定し、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約とする。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(18年度契約から)	
1215	長井運送	沖縄県八重山郡竹富町南風見2 0 1	崎山湾自然環境保全地域撤去・設置業務	分任契約担当官九州地方環境事務所那覇自然環境事務所長 沖縄県那覇市山下町5-2 1 沖縄通関社ビル4階	平成17年10月14日	1,751,652	自然環境保全地域での制札の撤去・設置の箇所は離島(西表島)でありその中でも、当該地は道路もなく通勤及び資材運搬は海上運搬に頼る必要がある。このようにことから、資材運搬等のための手段(船)を有し、北風を避けて運行するには、南回りで当該地へ行くのが効率的な事から、西表東部地区で営業している業者が望ましく、左記の項目を満たすのは長井運送のみであり、確実かつ効率的に業務を遂行出来る唯一の業者である。以上のことから、長井運送の他に競争させる余地がなく、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約とした。	見直しの余地があるもの	平成17年度限り	

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所	公共工事の名称、場所、期間及び種別若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額(円)	随意契約によることとした理由(具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
1216	(財)山階鳥類研究所 東京都杉並区和田3-54-5 第10号中ビル3F	平成17年度共生と循環の地域社会づくりモデル事業(やんばる地域)ヤンバルクイナ生態悪態解析調査業務	分任契約担当官九州地方環境事務所那覇自然環境事務所長 沖縄県那覇市山下町5-21沖縄通開社ビル4階	平成17年10月9日	2,500,000	本業務は、ヤンバルクイナに代表されるやんばる地域の特徴的な自然と地域社会との共生を実現するため、同地域において、自然環境や社会環境の現状を把握するとともに、ヤンバルクイナと地域社会の共生に向けた各種の取組みを実践しつつ、今後必要な取組みの具体的なメニューの検討を行うものであり、財団法人山階鳥類研究所は、鳥類全般に関する科学的研究をなし、我が国文化及び産業の発達に資することを目的として設立された団体であり、これまでの調査の実施により、現地の状況を熟知しているとともにヤンバルクイナの生態について多面的な知見を蓄積している中で、効率的かつ内容の高い調査業務が出来る唯一の団体である。以上のことから、財団法人山階鳥類研究所の他に競争させる余地がなく、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約とした。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	平成18年度限り
1217	NPO法人 どうぶつたちの病院 沖縄県うるま市長布1275 ニューコートビル607号	平成17年度共生と循環の地域社会づくりモデル事業(やんばる地域)ヤンバルクイナ保護対策地域連携手法検討調査業務	分任契約担当官九州地方環境事務所那覇自然環境事務所長 沖縄県那覇市山下町5-21沖縄通開社ビル4階	平成18年1月6日	2,500,000	本業務では、ヤンバルクイナに代表されるやんばる地域の特徴的な自然と地域社会との共生を実現するため、同地域におけるヤンバルクイナと地域社会の共生に向けた各種の取組みを把握し、地域住民との共同研究を実施することで本種の保護意識の涵養を図る。また、地域内外における普及啓発活動の展開、人間活動に起因する個体数減少要因への対処手法、及び具体的な飼育下繁殖体制について検討することにより、本種が地域社会と持続的に共生するための具体的な課題を明らかにし、本種の絶滅を回避するための効率的かつ具体的な取組みを推進することを目的とするものであり、NPO法人どうぶつたちの病院は、ヤンバルクイナ等希少野生動物の救護活動、減少要因の外来動物の管理、交通事故対策などを実施することを目的として設立された団体であり、法人に属する人材はヤンバルクイナの保護にについてこれまで優れた実績を上げてきている。同法人は、これまでの調査の実施により、現地の状況を熟知しているとともにヤンバルクイナについて獣医学的な知見を蓄積している中で、効率的かつ内容の高い調査業務が期待できる。以上のことから、NPO法人どうぶつたちの病院の他に競争させる余地がなく、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約とした。	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	平成18年度限り
1218	(株)ブレック研究所 沖縄県那覇市泉崎2-3-3	平成17年度 西表国立公園地域整備基本計画検討調査業務	分任契約担当官九州地方環境事務所那覇自然環境事務所長 沖縄県那覇市山下町5-21沖縄通開社ビル4階	平成18年1月6日	2,500,000	本業務は、西表国立公園管理計画区における施設整備やそれらの適切な管理運営についての環境省としての総合的かつ基本的な計画となる西表国立公園地域整備基本計画書案をとりまとめるもので、株式会社ブレック研究所沖縄事務所は公園計画及び自然公園事業双方に関する高度な知識と経験を有している沖縄県下唯一の機関であり、近年では「平成15年度西表国立公園博物館施設基本構想策定調査業務」を請負い成果を上げている。当該業務成果を通じて西表国立公園内の自然環境・社会環境について熟知しており、施設整備の管理運営の基本計画の策定に出来る唯一の機関である。このことから、株式会社ブレック研究所沖縄事務所の他に競争させる余地がなく、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約とした。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
1219	西表島エコツーリズム協会 沖縄県八重山郡竹富町上原870-270	平成17年度西表島沿岸区域クリーンアップ事業	分任契約担当官九州地方環境事務所那覇自然環境事務所長 沖縄県那覇市山下町5-21沖縄通開社ビル4階	平成18年2月1日	1,000,000	本業務は、西表国立公園に指定し管理している日本最大規模のサンゴ礁海域、石西礁湖の景観及びサンゴ礁生態系保全のために回収された海洋漂着ごみの適正な処分方法及び処分体制を検討するにあたっての情報収集、並びに、環境省、竹富町及び西表島エコツーリズム協会等八重山周辺海域において環境保全にかかる施策を遂行する関係機関から構成される任意団体「八重山環境ネットワーク」の活動によって回収された海洋漂着ごみの適正な運搬及び処分を行うものである。西表島エコツーリズム協会は、西表島の自然を利活用しながら守るという地産地消された観光推進するため、平成8年に環境省及び竹富町が中心となし設立し、平成11年度からエコツーリズムに関する各種事業を実施している組織である。また、平成14年度からは、八重山環境ネットワークの西表事務所として「いりおもてエコプロジェクト」を立ち上げ、環境省、竹富町観光協会他、島のダイビング組合、カヌー組合等観光事業者及び地域住民を中としたボランティアの協力を得ながら海洋清掃活動を企画し実施している。平成15年度には「ビーチクリーンアップを通じたアジア地域との交流の推進事業」(セブン・イレブンみどりの基金環境市民ボランティア助成活動)にて海洋漂着ごみの発生源調査、発泡スチロールごみの処理方法の模索、漂着ごみに関する環境教育プログラムの実施等を行っており、海洋漂着ごみに関する幅広い知識を有するとともに、地域住民を中心としたボランティアによる海洋漂着ごみの回収体制を構築した実績があり、事業の適切な実施が出来る唯一の機関である。以上のことから、西表島エコツーリズム協会に請負業務を実施させることにより、最も効果的な結果が期待できるうえ、当協会以外に競争させる余地がなく、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約とした。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
1220	(財)林野弘済会熊本支部 熊本県熊本市上熊本1-3-11	「国指定名産アンバル鳥獣保護区特定民有地買い上げ事業」立本調査	支出負担行為担当官九州地方環境事務所総務課長 熊本県熊本市尾上1丁目6-22	平成18年2月3日	4,200,000	本業務は、自然環境の保全上特に重要な地域を開発等から守るため、国指定名産アンバル鳥獣保護区内の民有地を買い上げる事業である。本業務を遂行するに当たっては、次の能力が要求される。 樹種、材種、材質その他の樹木の伐採または売り払いに必要な事項の調査に関する専門知識と経験を有していること。 立本調査等の技術が必要とする林業技師及び測量士など業務全般に精通した職員を有していること。 財団法人林野弘済会熊本支部は、国林林野の管理経営に関する法律(昭和26年法律第246号)第6条の5第2項の規定に基づき、同条第1項に規定する調査業務を行うことが出来る者として農林水産大臣から指定されている業者であり、立本調査実績も多い。また、本業務を遂行するに当たっての専門知識と経験をもち、かつ林業技師及び測量士を有しているのは同法人のみである。 以上のことから、当該業務を確実に履行できるのは財団法人林野弘済会熊本支部のみであり、他に競争させる余地がないことから、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約とした。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
1221	有限会社国土評価センター 沖縄県石垣市宇登野城1435番地7	「国指定名産アンバル鳥獣保護区特定民有地買い上げ用地」不動産鑑定業務	分任契約担当官九州地方環境事務所那覇自然環境事務所長 沖縄県那覇市山下町5-21沖縄通開社ビル4階	平成18年2月9日	1,898,400	本業務は、国指定名産アンバル鳥獣保護区特定民有地買い上げ用地取得に伴う不動産鑑定資料の作成を行うものである。鑑定評価については土地に対して多角的な見識及び鑑定する土地について熟知している必要がある。(有)国土評価センターは石垣県内で唯一の鑑定業務を行っている業者であり、現場の土地を熟知しており、石垣県内での鑑定実績も多い。また石垣県内に事務所を擁しているところから、諸経費が石垣県以外の業者より確実に安価に押さえられる。以上のことから、(有)国土評価センターに請負業務を実施させることにより、最も効果的な結果が期待できるうえ、他に競争させる余地がないことから、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約とした。	見直しの余地があるもの		平成17年度限り
1222	国立大学法人琉球大学 沖縄県中頭郡西原町字千原1番地	平成17年度イリオモテマヤネコ生態状況等総合調査(第4次)	分任支出負担行為担当官沖縄電美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-21沖縄通開社ビル4階	平成17年8月1日	4,950,000	本業務は、イリオモテマヤネコの最新の生息状況及び生息環境の状況を把握し、その変化と生息圧迫要因を明らかにするための総合的な調査を実施し、それによって今後の保全対策のあり方を検討するものである。実施にあたってはイリオモテマヤネコに関する学術的知見を蓄積していることが不可欠であるが、イリオモテマヤネコの生態学に閉じて専門性を有しているのは琉球大学伊達雅子助教授をはじめとする研究グループのみである。専門性以外にも、他の哺乳類研究の実績がある団体で代わりが出来る理由としては、野外調査に他地域にない特殊技術(テレメトリ調査の周波数帯など)が必要であること、また、野外調査実施に際して地域事情をふまえた上で細かい配慮が求められること、本研究グループはこれまでに「昭和57-59年度イリオモテマヤネコ生息環境等保全対策調査(第2次特別調査)」「平成4-5年度イリオモテマヤネコ生息特別調査(第1次特別調査)」を行い、第2次特別調査以降現在に至る20年以上に渡ってイリオモテマヤネコの生息環境調査を実施してきた。また、平成元年より実施されているイリオモテマヤネコ保護増殖事業においても連携するなど、現在も本種の保全において欠かせない存在となっている。以上のことから、本調査は国立大学法人琉球大学(イリオモテマヤネコ研究グループ)他に競争させる余地がなく、会計法第29条の3第4項の規定により随意契約とした。	見直しの余地があるもの	一般競争入札に移行(準備期間を経たのち19年度から)	
1223	沖縄電力(株)名護支店 沖縄県名護市東江五丁目12番27号	電力	分任支出負担行為担当官沖縄電美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-21沖縄通開社ビル4階	平成17年10月3日	1,371,743	当該地における唯一の電気供給事業者(会計法第23条の3第4項)	その他のもの	(随意契約によらざるを得ない)	単価契約 沖縄電力の料金体系による

件数	契約の相手方の商号又は名称及び住所		公共工事の名称、場所、期間及び種別 若しくは物品役務等の名称及び数量	契約担当等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約金額 (円)	随意契約によることとした理由 (具体的かつ簡潔に記載)	点検結果	講ずる措置	備考
1224	沖縄電力(株)名護支店	沖縄県名護市東江五丁目1番27号	電気料金	分任支出負担行為担当官沖縄電美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-2-1 沖縄通関社ビル4階	平成17年4月1日	1,512,444	当該地における唯一の電気供給事業者(会計法第23条の3第4項)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	単価契約 沖縄電力の料金体系による
1225	沖縄電力(株)八重山支店	沖縄県石垣市字大浜441番地2	電気料金	分任支出負担行為担当官沖縄電美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-2-1 沖縄通関社ビル4階	平成17年10月3日	2,345,856	当該地における唯一の電気供給事業者(会計法第23条の3第4項)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	単価契約 沖縄電力の料金体系による
1226	沖縄電力(株)八重山支店	沖縄県石垣市字大浜441番地2	電気料金	分任支出負担行為担当官沖縄電美地区自然保護事務所長 沖縄県那覇市山下町5-2-1 沖縄通関社ビル4階	平成17年4月1日	2,600,899	当該地における唯一の電気供給事業者(会計法第23条の3第4項)	その他のもの	— (随意契約によらざるを得ない)	単価契約 沖縄電力の料金体系による
						20,191,915,076				